

開催都市契約 大会運営要件

2015 年 9 月





開催都市契約大会運営要件
2015 年 9 月

開催都市契約 大会運営要件

2015 年 9 月

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。
表現等が異なる場合には、英語版を優先します。



このページは意図的に空白にしてある。



目次

コード及び頭字語	5
前書き	9
相互参照マトリックス.....	12
1. プロダクト及び体験.....	14
1.1. 競技(IF サービスを含む)	15
1.2. 式典	26
1.3. 都市活動・ライブサイト	35
1.4. 文化オリンピアド	38
1.5. 教育プログラム.....	40
1.6. 聖火リレー	42
2. ステークホルダーサービス	47
2.1. マーケティングパートナーサービス.....	48
2.2. メディア	51
2.3. NOC サービス.....	58
2.4. オリンピックファミリー及び要人サービス	62
2.5. 人材管理	68
3. 会場及びインフラ.....	70
3.1. エネルギー	71
3.2. 会場	74
3.3. 選手村マネジメント	83
3.4. 道案内標識	95
4. 大会サービス	97
4.1. 宿泊	98
4.2. アクレディテーション	113
4.3. 出入国	115
4.4. 飲食	118
4.5. 言語サービス.....	120
4.6. 医療サービス.....	121
4.7. テクノロジー	127



4.8. 輸送	131
5. ガバナンス	147
5.1. 都市運営	148
5.2. 財政	149
5.3. 大会マネジメント.....	153
5.4. 情報・知識マネジメント.....	158
5.5. プロトコール	161
5.6. 持続可能性とオリンピックレガシー	167
6. 商業とエンゲージメント.....	170
6.1. 大会のブランド・アイデンティティ・ルック	171
6.2. ビジネス開発	176
6.3. コミュニケーション	180
6.4. デジタルメディア	183
6.5. 権利保護	187
6.6. チケットイング	197
付属書	203



コード及び頭字語

コード／頭字語	名称
AAA	配宿合意書
ACM	宿泊
ACR	アクレディテーション
AND	出入国
ATR	公認チケット再販業者
BIL	大会のブランド・アイデンティティ・ルック
BIO	放送情報オフィス
BMS	ビル管理システム
BRS	放送
BUS	ビジネス開発
CAD	コンピューター支援設計
CAS	スポーツ仲裁裁判所
CCC	コミュニケーション・コマンド・コントロール
CCR	実況放送制御室
CER	セレモニー
CIS	実況席情報システム
COM	コミュニケーション
CTY	都市運営調整
DDP	国内要人プログラム
DDS	直行専用輸送サービス
DIG	デジタルメディア
DOS	サービス連絡先電話番号一覧
DRM	選手団登録会議
EB	理事会
EMR	電子医療記録
ENG	電子的ニュース取材
FA	ファンクショナルエリア
FIN	財政
FF&E	家具・什器・備品
FNB	飲食
FOP	フィールドオブプレイ
GAM	大会マネジメント
HCC	開催都市契約
IBC	国際放送センター
IDP	国際要人プログラム
IF	国際競技連盟
IKM	情報・知識マネジメント



コード/頭字語	名称
IOC	国際オリンピック委員会
IOPP	国際オリンピック写真撮影プール
IPC	国際パラリンピック委員会
ISO	国際標準化機構
ITO	国際技術役員
ISPs	インターネットサービスプロバイダー
IXPs	インターネット相互接続点
JMPA	ジョイントマーケティングプログラム契約
LAN	言語サービス
LIV	都市活動・ライブサイト
LOLP	負荷損失確率
MBC	山岳放送センター
MC	医事委員会
MED	メディカルサービス
MHE	資材運搬機器
MHQ	メディカルサービス本部
MMC	山岳メディアセンター
MPA	マーケティングプラン契約
MPC	メインプレスセンター
MPCP	マーケティングパートナーコーチプログラム
MPS	マーケティングパートナーサービス
MOU	覚書
NCS	NOC サービス
NF	国内競技連盟
NOC	国内オリンピック委員会
NPC	国内パラリンピック委員会
NRG	エネルギー
NTO	国内技術役員
OB	中継放送
OBS	オリンピック放送機構
OCOG	オリンピック競技大会組織委員会
ODF	オリンピックデータフィード
OFS	オリンピックファミリーサービス
OHC	オリンピックホスピタリティーセンター
OIAC	オリンピック ID 兼 AD カード
OIS	オリンピックインフォメーションサービス
OPP	オリンピックプレゼンテーションポジション
ORIS	オリンピック競技大会結果・情報サービス
OTR	オリンピック聖火リレー



コード／頭字語	名称
OVP	オリンピックビレッジプラザ
PAR	パラリンピック競技大会
PCC	プロトコール調整センター
PEM	人材管理
PEQ	パラリンピックエントリー・選考システム
PIAC	パラリンピック ID 兼 AD カード
PMPA	パラリンピックマーケティングプラン契約
PRIS	パラリンピック競技大会結果・情報サービス
PRS	プレス
PRT	プロトコール
RHB	ライツホルダー(放送権者)
RPP(※確認者注:旧 BRP)	権利保護プログラム
RTDS	リアルタイムデータシステム
RZ	居住ゾーン
SEQ	スポーツエントリー・選考システム
SIC	スポーツインフォメーションセンター
SIG	道案内標識
SPT	競技
SRS	スキーレーシングサプライヤーアソシエーション
SUS	持続可能性
TEC	テクノロジー
TER	通信機器室
TKT	チケットティング
TOC	テクニカルオペレーションセンター
TOK	知識継承
TOP	オリンピックパートナー
TRA	輸送
VAPP	車両認証／駐車許可
VAPPS	車両認証／駐車許可スキーム
VEN	会場
VIL	選手村マネジメント
VMC	ベニューメディアセンター
WADA	世界アンチ・ドーピング機構
WSFGI	世界スポーツ用品工業連盟
YOGOC	ユースオリンピック競技大会組織委員会





前書き

序論

a) 目的

オリンピック競技大会の開催は、都市が世界という舞台でイメージを高められる絶好の機会である。IOC は、今後何世代にもわたる市民のために変革力のあるレガシーとして大会を活用できるかといった点を含めて、複数の基準に基づいて開催都市を選定する。開催都市契約は、全当事者が特定の一体的な責任、すなわちオリンピック競技大会の成功を保証し、開催都市とオリンピックムーブメントに利益のあるレガシーを生み出す責任を理解し、合意することを目的に策定されている。

『開催都市契約—大会運営要件』（「HCC 大会運営要件」）は、開催都市契約の重要な部分であって、選手と全参加者にオリンピックオリティの条件を示す、プロジェクトのコア要素一式を詳細に説明するとともに、今後の開催都市がスポーツ、経済、社会、環境面での各都市の長期計画立案のニーズに大会のコンセプトを責任を持って整合させられるようにするためのものでもある。

b) 2024 年第 33 回オリンピック競技大会開催都市契約

この HCC 大会運営要件は、2024 年第 33 回オリンピック競技大会（「本大会」）への適用を目的に起草された。2017 年 9 月にリマで開催予定の第 130 次 IOC 総会で、本大会の開催都市が選定された後、一方の当事者である国際オリンピック委員会（「IOC」）と相手方当事者である本大会の開催都市（「開催都市」）及び本大会開催国の国内オリンピック委員会（「開催国 NOC」）との間で結ばれる開催都市契約の不可欠な部分を形成する。

『開催都市契約 2024—原則』に従って、開催都市契約（「HCC」）は、以下の文書とコミットメントから構成される。以下はいずれも全当事者に対して完全な拘束力を有し、内容に矛盾または不一致がある場合は、以下の優先順位で適用される。

- a) 『開催都市契約 2024—原則』、その全ての付属文書を含む（「HCC 原則」）
- b) 『HCC—大会運営要件』、その全ての付属文書を含む
- c) 大会デリバリープラン（HCC 原則で定義）
- d) 立候補コミットメント（HCC 原則で定義）
- e) オリンピック憲章

HCC 原則は、IOC、開催都市、開催国 NOC、オリンピック競技大会組織委員会（「OCOG」）の関係及びその各々の財務責任と契約責任に関する一般原則を規定している。また、大会成功へ向けた IOC の貢献に関する詳細及びオリンピック競技大会の準備と実施に必要な主要要素も記載している。

HCC 原則の全ての規定は、HCC 大会運営要件に適用される。このため、本文書内に記載された全ての要件と提出物は、HCC 原則の条件に従って履行されるため、本文書は HCC 原則と併せて読むことが重要である。

HCC 大会運営要件は、HCC の締結時点で全当事者によって認識されている本大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に適用される主要な要件をまとめたものである。



ただし、これらの要件は、方針の変更、技術的変更及びその他の変更の結果、HCC 原則に記載される手順に従い、同書内に規定された条件に基づいて、修正または補完される場合がある。

c) オリンピック憲章との関係

HCC 原則に従い、本文書に記載された要件と提出物は、オリンピック憲章も遵守しながら履行されなければならない。オリンピック憲章は、オリンピックムーブメントの構成文書である。構成文書として、オリンピズムの基本原則と、IOC で採択された規則及び付属細則を定義し、オリンピックムーブメントの組織、活動、機能を支配し、またオリンピック競技大会の開催条件を規定している。

d) 大会デリバリープラン

HCC 原則に従い、当事者は、HCC の締結から 18 か月以内に、HCC に基づく要件を実施する際に尊重される主要マイルストーンとタイムラインに関して合意する。これらのタイムラインとマイルストーンは、本 HCC 大会運営要件で定義される要件と提出物に全面的に適用される、「大会デリバリープラン」内で扱われる予定である。大会デリバリープランが策定されるまでは、IOC 一般デリバリープラン内のマイルストーンとタイムラインが適用される。

e) その他の重要文書

HCC 原則に従い、HCC 内で参照されるその他の特定の契約または文書が、本大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に適用される。これには特に、マーケティングプラン契約 (MPA)、OCOG と大会ホスト放送局 (OBS) の間で結ばれる OBS 契約及び IOC と国際パラリンピック委員会 (IPC) の間の契約が含まれ、いずれも HCC 原則で言及されている。HCC 原則で言及されているこれらの合意・協定とその他の文書の規定は、HCC 大会運営要件に記載されている要件の実施に適用される。

f) 定義

この HCC 大会運営要件の文書内で別途定義されていない、大文字で始まる全ての用語は、HCC 原則にあるそれらの用語に起因する意味を持つものとする。

本文書の構造及び適用範囲

g) 運営の諸分野

HCC 大会運営要件内に記載された要件は、「分野」と呼ばれる項目ごとにまとめられ、それぞれの分野について簡単な説明が付されている。大会運営要件は、簡単に参照できるよう番号付きの一覧形式で記載されている。

それぞれの分野に対する要件のグループ分けは、HCC が対象とする様々な任務と責任を合理的に割り振ることにより、大会の開催者を援助することを目的としていることに留意すべきである。ただし、明確にするために付言すると、この表記の仕方は、既定の組織構造を OCOG に強要することを意図したものではない。

本文書で扱われる多くの分野は、特定の施設、物品、またはサービスを OCOG から IOC、IOC 被支配事業体、またはその他のカテゴリーの大会ステークホルダー (選手、国内オリンピック委員会、国際競技連盟、メディア、IOC マーケティングパートナー、ライセンスホルダー (放送権者)、国内外の要人及び観客など) へ提供する内容に的を絞っている。かかる施設、物品またはサービスは、HCC 原則、MPA、HCC 原則に従って OCOG と OBS の間で結ばれる放送協力契約及びその他の関連合意書



または関連文書で定義される条件に従って提供されるものとする。明示的に別途規定される場合を除き、かかるサービス及び施設は、OCOG の費用で、そして OCOG が当該のステークホルダーに金銭的補償を要求せずに、当該のステークホルダーグループに提供されるものとする。

障がいの有無を問わず、万人に対する同じレベルのサービスを確保するためには、ユニバーサルアクセシビリティが中心原則であり、大会参加者及び観客ならびに開催都市のコミュニティのために全ての会場とサービスに適用されるべきである。

h) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、運動競技の最高水準の卓越性と多様性を代表する、障がいのある選手のための最高峰の国際総合競技大会である。

2024 年パラリンピック競技大会は、HCC 及び HCC 大会運営要件に記載された関連規定、また IOC と IPC の間で署名された契約に従って組織されるものとする。この契約には、オリンピック競技大会のインフラとサービスを使って OCOG により組織される、複数のスポーツ・複数の障がい者スポーツの国際大会としてのパラリンピック競技大会を維持するための、保証、条件、原則が含まれる。OCOG に付与されるマーケティング権及び放送権、並びにそれらの権利に関連して IPC に与えられる支払保証及びパラリンピック競技大会に関連したステークホルダーの責任を規定している。パラリンピック競技大会の参加者に提供されるサービスは、オリンピック競技大会に適用されるものと同様の原則に基づくべきであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて調整されるべきである。パラリンピック競技大会の計画策定は、早期段階から OCOG によってオリンピック競技大会の計画策定に統合されるべきである。

OCOG に所定の分野を完全に理解させるために、また統合的な計画策定のアプローチを推進するために、パラリンピック競技大会に関する要件の大多数は、本文書の様々なセクションに統合されている。その結果、本文書に記載された一般的な性質の要件のほとんどはオリンピックとパラリンピックの両競技大会に適用される(系統立てて言及されていない場合もあるが)が、パラリンピック固有の要件は当該の各要件の文言によって特定でき、また、いくつかのセクションの最後に分けて記載されている。パラリンピックに関する具体的事項が言及されていない場合、オリンピック基準は、その分野のパラリンピック基準に関する検討の基礎としても用いられる。

i) OCOG、開催都市、開催国 NOC 及びその他の開催国のステークホルダー間の協力

開催都市及び開催国 NOC ならびに開催国当局または開催国のその他の民間機関による共同努力及び緊密な協力は、大会の成功に不可欠である。しかし、HCC 原則に記述されているとおり、大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に関わる全ての運営面を実施するという OCOG の任務に従って、この HCC 大会運営要件の文書は、OCOG による大会関連の様々な要件の履行を中心に扱っている。

j) 他のオリンピック競技大会またはオリンピック冬季競技大会への適用

本文書で定義される要件は、HCC の不可欠な部分として本大会への適用を目的として起草されている。しかしながら、IOC は、現存する OCOG との調整の上で、また、IOC と現存する OCOG の間でなされた合意の規定に従って、本文書に記述されている要件の全体または一部をそれより前のオリンピック競技大会及びオリンピック冬季競技大会にも適用可能であると判断する可能性がある。



相互参照マトリックス

以下の表は、密接な関連性のある分野及び緊密な協力が特に不可欠な分野を、分かりやすく示したものである。この HCC 大会運営要件文書は、その全体が OCOG、開催都市、開催国 NOC への拘束力を維持し続けるが、活動が実施される背景全体が完全に理解されるように、依存関係にある他の分野において規定される要件にも特別に注意を払うことが強く推奨される。



開催都市契約大会運営要件

2015 年 9 月

責任分野 (義務の実施に関する)		依存分野 (責任分野によって考慮される必要がある)																																					
	コード	SPT	CER	LIV	CUL	EDU	OTR	MPS	PRS	BRS	NCS	OFS	PEM	NRG	VEN	VIL	SIG	ACM	ACR	AND	FNB	LAN	MED	TEC	TRA	CTY	FIN	GAM	IKM	PRT	SUS	BIL	BUS	COM	DIG	RPP	TKT		
競技	SPT		✓	✓		✓		✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
セレモニー	CER				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
都市活動・ライブサイト	LIV	✓			✓	✓		✓		✓				✓	✓						✓			✓		✓		✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
文化オリンピックアード	CUL		✓	✓		✓		✓	✓	✓						✓		✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓		✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
教育プログラム	EDU	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓						✓				✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
オリンピック聖火リレー	OTR		✓			✓		✓	✓	✓						✓				✓	✓				✓				✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	
マーケティングパートナーサービス	MPS	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
メディアプレス	PRS	✓	✓		✓	✓					✓		✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	
メディア放送	BRS	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓		✓		✓	✓	✓	✓	
NOC サービス	NCS	✓	✓									✓				✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓		✓			✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓	
オリンピックファミリー・要人サービス	OFS	✓	✓		✓						✓					✓		✓	✓	✓	✓	✓					✓			✓							✓	✓	
人材管理	PEM	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
エネルギー	NRG	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
会場	VEN	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
選手村マネジメント	VIL				✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
道案内標識	SIG														✓	✓					✓			✓	✓							✓				✓	✓		
宿泊	ACM		✓		✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓		✓			✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓						✓	✓
ア kreditation	ACR	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
出入国	AND		✓		✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
飲食	FNB	✓			✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓											✓			✓	✓	✓		✓			✓	✓	✓
言語サービス	LAN	✓	✓			✓			✓	✓	✓	✓	✓				✓							✓				✓										✓	✓
メディカルサービス	MED	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓			✓	✓	✓	✓	
テクノロジー	TEC	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
輸送	TRA		✓		✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
都市運営調整	CTY	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
財政	FIN	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
大会マネジメント	GAM	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
情報・知識マネジメント	IKM	✓	✓			✓	✓																								✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓
プロトコル	PRT	✓	✓			✓					✓	✓				✓		✓	✓	✓					✓							✓				✓	✓	✓	✓
持続可能性・オリンピックレガシー	SUS	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
大会のブランド・アイデンティティ・ルック	BIL	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ビジネス開発	BUS	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓					✓							✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓	✓	✓	✓
コミュニケーション	COM	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
デジタルメディア	DIG	✓			✓	✓	✓	✓	✓									✓				✓		✓						✓				✓	✓	✓	✓	✓	
権利保護	RPP	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓					✓		✓		✓						✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
チケットティング	TKT	✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓			✓				✓		✓		✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓



1. プロダクト及び体験





1.1. 競技(IF サービスを含む)

序論

オリンピック競技大会は、世界最高の選手たちが集い、会場内の数百万の観客と、世界中で中継を視聴する数十億もの人々の注目を集める、最高峰のスポーツイベントである。OCOG 内で、競技分野は以下の役割を担う。

- － 選手のニーズを運営計画策定の中心に据える
- － 類を見ない世界クラスのスポーツ競技大会を実施する
- － 練習や競技を行う上で最高の環境と機会を選手に与える
- － IF と国内競技連盟 (NF) との関係を構築し、維持する

競技チームは、オリンピックプログラムの競技及び選手と IF の要件に関連した全ての情報の提供主体である。したがって、OCOG 内の全てのファンクショナルエリア (FA) ならびに選手及び IF へのサービス提供に関与する外部関係者に情報を提供し、教育する責任を負う。

競技分野と IF の関係は、オリンピック競技大会の開催における重要なパートナーシップの 1 つであり、これはスポーツ競技会の成功と選手の経験に影響する重要な分野の数の多さと、それらに対し IF が欠かすことのできない情報、フィードバック及び承認を提供することがその理由である。IF は、最高クラスのスポーツ競技大会の開催に当たって OCOG を支援するために、重要な専門知識、経験及び方策を提供する。また、IF は、各競技の規則、規制及び要件を決定し、OCOG がこれらを実施する。最も効率的かつ費用対効果の高い方法でスポーツ競技大会を実施するために、OCOG と IF との連携が重要となる。

パラリンピック競技プログラムの目標は、IPC のビジョンに沿って、選手が競技パフォーマンスを通じて、世界を鼓舞し、人々に元気を与えることである。このため、パラリンピック競技大会に対する競技分野の役割は、これまでと似たものになるが、クラス分けや矯正具、人工装具及び車いすの修理サービスといった特有なサービス及び業務がいくつか加わる。

競技分野は、HCC 大会運営要件の対象となっている多くの他の分野と密接に関係し、相互に関連している。大会を計画し実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載されている要件の実施に関する更なる情報は、『競技に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿った、また HCC 原則に従った競技要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーン及びタイムラインに合わせて、OCOG により以下が実施されるものとする。

SPT 01 - 競技会場

- 一般原則として、全ての競技がオリンピック競技大会の開催都市で実施されるように努める。オリンピック憲章に従い、IOC は、特に持続可能性と地形を理由として、開催都市外、例外的な場合には開催国外での予選、または競技全体あるいは種別全体の開催を許可する場合がある。

SPT 02 - 大会開催期間

- オリンピック競技大会の競技会開催期間は、16 日を超えてはならない(この規則はサッカーには適用されない)。例外的に、各 IF と IOC の承認を条件に、一部の予選を開会式の前に行ってもよい。いずれの場合も、開会式以前のメダルの授与とオリンピック競技大会から選手を除外することは許されない。

SPT 03 - パラリンピック競技の組織

- パラリンピック競技大会の競技運営は、以下を含む必要な分野において IPC と IF が規定した技術要件に従って実施する。
 - － 競技会場、練習会場及びクラス分け会場の選定、設計及び運営計画を策定する
 - － 競技、練習及びクラス分けの詳細なスケジュールを設定する
 - － 競技、練習及びクラス分けのために必要となる型、数の設備・用具を調達する
 - － パラリンピック競技大会の開催までの計画策定、監視、準備及び問題解決に貢献するために、各競技に対し指名された技術役員による2～5回の訪問を手配する。正確な訪問回数は状況に応じたもので、その競技、会場及びオリンピック競技のための訪問との相乗効果に応じて適宜決定される。
 - － パラリンピック競技の結果と情報の配信のために要求される技術設備及びシステムを提供する
 - － スポーツプレゼンテーションのための、独創的なコンセプトとロジスティックスの手配を行う。

競技会場及び練習会場に関する要件

SPT 04 - IF の競技会場基準

- 競技及び会場それぞれの文書で定義されているように、各競技会場に関する最新の IF 技術要件に従う(例: 競技エリア (FOP) の標準寸法、必要とされる標準ウォームアップスペース、選手の準備と IF スペースのためのバックオブハウス、業務エリアの標準要件など。)



SPT 05 - 競技会場

- 開催都市と開催国の NOC が立候補文書で提案した場所及び主要会場の要件を変更する前に、IOC と各 IF の事前承認を得る必要がある。競技会場の変更は、立候補都市の提案と大会コンセプトのレガシーの側面を強化するものでなければならない。

SPT 06 - パラリンピック競技会場

- パラリンピック競技プログラムの全競技／種別の IF 要件に適合した、高水準の設備が整った競技会場を提供する。一般に、パラリンピック競技大会に使用される全ての競技会場は、オリンピック競技大会に使用される競技会場と同じものとし、この例外は、重大な理由の場合に限定されるべきであり、IPC の承認を条件とする。

SPT 07 - 大会のルック

- 各競技会場の FOP 内及び周囲の大会要素の全てのルックに関し、IF に助言を求める。これは特に、背景色が FOP での視界に影響するといった特別な問題の生じる競技において重要となる。
- 各練習会場に、大会のルックに沿った道案内標識、旗及びバナーを含むパッケージを設置する。

SPT 08 - オリンピック旗及び IF リコグニッション(識別表示:IF のマークやロゴ)

- オリンピック競技大会の期間を通じて、各競技会場及び練習会場にオリンピック旗を掲揚し、またオリンピック旗と OCOG 旗の間に IF 旗を配置する。
- 全ての競技会場で、FOP の隣に追加で IF リコグニッションを配置する。その寸法と形状は IOC により決定されるものとし、OCOG により実施されるものとする。

SPT 09 - 大会前の会場へのアクセス

- 当該競技の規則と規制に基づき、NOC に対して最低限の大会前会場アクセスを保証する。

SPT 10 - 大会期間中の練習

- オリンピック競技大会の前及び大会中に使用する練習会場に関する全ての技術要件について関連する各 IF と合意し、選手村の開村から全競技(共同開催都市で実施される競技を含む)の終了まで、これらの練習会場を全選手が利用できるようにする。公式練習中に選手へ提供されるサービスレベルは、競技試合中に提供されるサービスと同等であるものとする。
- 当該会場は、IF 技術要件に適合しなければならない。この要件に対する例外を求める場合は、IOC と各 IF に承認を得なければならない。

SPT 11 - パラリンピック練習日程計画

- 対応するオリンピックプロジェクトと並行して、パラリンピック練習日程、練習予約手続、輸送計画の策定及び、スポーツインフォメーションセンター(SIC)内の練習業務関係窓口の設置を行う。



IF サービスに関する要件

SPT 12 - IF イベントへの出席

- OCOG スポーツマネージャーが、各競技の大会準備に関する進行状況の報告のために、関連する IF の会議及び総会へ出席できるようにする。また、各競技に関する更なる理解と運営経験を得るために、IF のイベントへ参加できるようにする。

SPT 13 - IF 代表の任命

- OCOG の設立後速やかに、オリンピックプログラムに含まれている競技の各 IF に連絡し、各競技に関連した全ての事項の検証及び承認または承認を求める権限を持つ、主たる IF 代表 1 名の任命に関して合意する。

SPT 14 - スポーツデリバリープラン(競技運営計画)

- 各 IF とのエンゲージメントの条件及びレベル並びに大会の実施に適用される全てのサービスレベルが、OCOG と各 IF によって締結される拘束力を有する合意書に記載されることを保証する。かかる合意書では、大会の実施のために IF から提供されるサービスに関連した金銭的対価も規定するものとする。

SPT 15 - パラリンピック競技の覚書

- パラリンピック競技大会の各競技試合の計画策定と実施において、IPC 及び IF から期待される関係、責任、適用範囲、サービスレベル及び実施タイムラインを明確に記載した、両当事者との協力協定(覚書)を締結する。

SPT 16 - 大会前における IF の開催都市訪問

- OCOG と IF の間で競技毎に必要とされ、合意される大会前の訪問について、各 IF 代表の往復の航空券、食事、宿泊の経費を負担する。

SPT 17 - IF 代表のための大会時経費

- 各競技の最初の種目が始まる少なくとも 5 日前から、オリンピック競技大会が終了するまでの、IF 代表の経費を合理的範囲で支払う。かかる経費には、航空運賃、食事及び宿泊を含むものとする。
- 大会時の準備のために、上記で指定する期間より前に IF 代表の来日が必要とされる場合には、OCOG と当該 IF が合意した上で、この追加経費は OCOG が負担するものとする。

SPT 18 - 技術役員の輸送

- 国際技術役員(ITO)の出張方針を IOC に提出し、承認を得ること。
- オリンピック競技大会のための ITO の出張費を支出する。ITO の総人数は、当該 IF から提案された後、IOC によって承認されるものとする。出張費は、ITO の居住地と開催都市間の往復費用として計算されるものとする。
- 開催国内の国内技術役員(NTO)の出張費を支払う。



SPT 19 - 技術役員の宿泊

- IF から任命された全ての ITO と NTO の宿泊場所として、選手村とは別の施設を提供する。この場合、各競技の最初の種目開催日の少なくとも 3 日前(すなわち最低 3 泊の宿泊を含む)から最後の種目終了後少なくとも 1 日(すなわち最低 1 泊の宿泊を含む)は技術役員が現地に滞在することを考慮に入れる。大会時の準備のために、上記で指定された期間より前に ITO の滞在が求められ、OCOG と当該 IF 間で合意されている場合、この追加経費は OCOG が負担するものとする。技術役員と審判メンバーは、選手村への宿泊は許可されない。
- 「HCC 大会運営要件―宿泊」に従い、ITO と NTO の宿泊施設(朝食を含む)を提供する。

SPT 20 - 技術役員の日当

- 全技術役員に対し、各競技で承認された開催都市滞在期間中の食事(朝食を除く)と雑費を補填するための日当(日々の経費)を支出する。
- ITO の場合、日当の額は 100 米ドル以上とする。OCOG からこの額の変更が提案される場合、IOC により承認されるものとする。
- NTO の日当の額は、OCOG により設定されるものとする。

SPT 21 - 技術役員のユニフォーム

- 各 IF と合意され、IOC の承認を受けた FOP ユニフォームを、全技術役員(国際及び国内)に提供する。

SPT 22 - IF のためのチケット

- 各 IF の役割における公式期間に合わせて、開会式及び／または閉会式の間に開催都市に滞在する全ての技術役員にセレモニーチケットを提供する。

SPT 23 - パラリンピック競技大会のための IF 大会役員と IPC 大会役員へのサービス

- IF 大会役員(ITO 及びクラス分け委員)と IPC 大会役員に対する要件及びサービスは、オリンピック競技大会で ITO に適用されるものと同一であり、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて調整される。
- IF 大会役員と IPC 大会役員の居住地からパラリンピック競技大会の開催都市までの旅費を負担する。
- IF 大会役員の宿泊は、オリンピック競技大会の ITO に提供するサービスと同じレベルで、原則として、ステークホルダーのホテルを使用する。ただし、パラリンピック競技大会に関してのみ、OCOG は IPC の承認があれば選手村の明確に区別されたゾーンに IF 大会役員を宿泊させる決定をしてもよい。但し、IPC の承認を条件とする。
- 居住地から／居住地までの全移動日数を含め、パラリンピック競技大会の業務を目的とした滞在予定期間に対し、100 米ドル以上の日当を IF 大会役員と IPC 大会役員に支払う。この額を変更する場合、IPC によって承認されるものとする。



SPT 24 - IF 大会役員、NTO、IPC 大会役員のパラリンピック競技大会用ユニフォーム

- パラリンピック競技大会期間中、オリンピック競技大会と同等の内容で、IF 大会役員、NTO、IPC 大会役員に FOP ユニフォームと付属品を提供する。

競技大会に関する要件

SPT 25 - スポーツマネージャーの任命及び承認

- オリンピックプログラムの各競技について、スポーツマネージャーが任命されることを保証する。スポーツマネージャーは、IF の要件、オリンピック憲章、HCC 原則に従った、競技と練習の計画策定及び実施に責任を負うものとする。
- 全てのスポーツマネージャー候補は、必ず当該 IF の承認を受けるようにする。また、当該競技の個々の種別について経験豊富なマネージャーが採用されるべきである。

SPT 26 - 人選及び研修戦略

- OCOG スポーツマネージャーを通じ、各競技の IF と協議の上、競技 FA スタッフ、NTO 及び競技ボランティアの各カテゴリーに対する人選及び研修計画を策定する。

SPT 27 - パラリンピック競技大会の競技ボランティア研修

- パラリンピック競技大会で採用された競技ボランティアが、パラリンピックムーブメント、パラリンピック競技大会、競技及び一般的な障がいへの理解についての全体研修を必ず受けられるようにする。

SPT 28 - 競技スケジュール

- 競技スケジュールの策定に関しては、以下の 6 つの項目を含む全段階で IOC、OBS 及び IF と協議する。
 - － デイリースケジュール
 - － セッションスケジュール
 - － 種目スケジュール
 - － 詳細な種目スケジュール
 - － 詳細なコンペティション・アクティビティ・スケジュール (DCAS)
 - － 詳細なスポーツ・アクティビティ・スケジュール (DSAS)
- オリンピック競技大会におけるセッション単位の競技スケジュールは、最低でも大会2年前までに IF 及び OBS に承認され、承認のために IOC へ提出される必要がある。

SPT 29 - パラリンピック競技スケジュール

- パラリンピック競技大会については、オリンピック競技大会と同じ競技スケジュール策定プロセスと管理原則に従う。競技スケジュールの最終案は、IPC と IF により承認されるものとする。



SPT 30 - 気象データ

- 屋外競技の場合、競技会シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、可能な限り早期に、遅くとも大会の 4 年前までに設置されるものとする。観測所は、各 IF の気象報告要件に適合するデータを収集するものとする。気象サービスの提供者はまた、INFO+や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準を提供するものとする。

SPT 31 - スポーツプレゼンテーション

- IOC から承認を得るため、全体のスポーツプレゼンテーションコンセプトを策定し、提出する。
- 全体的なコンセプトに基づき、各競技の要件に合わせて特別に調整された、競技個別のスポーツプレゼンテーション計画を、各 IF 及び OBS と協力して策定する。
- スポーツプレゼンテーションに関して、「オリンピックテーマ」と競技固有の要件の枠組み内でミュージックライブラリーを開発する(IF と選手からの意見提供も想定される)。歌とサウンドを変化させ、幅広いスタイルをカバーし、適切な音楽を利用可能にすることを保証する。

SPT 32 - パラリンピックスポーツプレゼンテーションのコンテンツ

- パラリンピック競技大会をオリンピック競技大会と区別するために、独自の「パラリンピックテーマ」を策定する。それぞれの競技計画についてもまた、各競技のクラス分けとルールに関する観客の知識養成に重点を置き、パラリンピック競技の特有のニーズに合わせて修正または作成する必要がある。
- IPC から承認を得るため、スポーツプレゼンテーションに係る以下の主要な要素を提出する。
 - － 実況と解説
 - － 音楽
 - － 大型ディスプレイのコンテンツ
 - － スコアボードのアニメーション

SPT 33 - FOP における放送用カメラとマイクロホンの位置

- FOP の全ての放送用カメラとマイクロホンの位置について、事前に OBS と IOC の承認を得る。当該 IF と協議するものとし、提案されたカメラとマイクロホンの位置が選手の安全または競技会の実施に悪影響を与える可能性が高いとされる場合、IF に異議を唱える権利が与えられるものとする。意見が一致しない場合、最終的な決定は IOC が行うものとする。

SPT 34 - オリンピック憲章の規則 50 の施行

- オリンピック憲章の規則 50(関連するガイドラインを含む)に記載された要件を大会時に施行する際、IF と IOC を補助する。



競技用備品に関する要件

SPT 35 - 競技用備品リスト

- 各競技／種別のために調達される最終的な競技用備品のリストは、各 IF によって必ず検証され、署名によって承認される。

SPT 36 - 世界スポーツ用品工業連盟 (World Federation of the Sporting Goods Industry)

- 大会時の選手に対する技術サービスとして調整に必要な世界スポーツ用品工業連盟 (WFSGI) と連携する。また、協力を求められた際は、前回大会終了後に IOC から通達される要件に従って WFSGI を補助する。

SPT 37 - 一般競技用備品サプライヤー契約

IOC の承認を得るため、OCOG の全体的なマーケティング計画に沿った、競技用備品サプライヤーの取引の様々なモデル (マーケティング／スポンサーシップ権を付与されたサプライヤー、単独サプライヤー契約など) を網羅する、競技用備品サプライヤー契約の定型書式を OCOG の関連分野と緊密に連携して起草し、これを IOC に提出する。

SPT 38 - FOP 準備のための機器の提供

- テストイベントと実際の本大会の FOP の準備に必要な全ての機器 (ゴム製モーターボート、トラクターなど) を提供する。

SPT 39 - 競技用備品の運搬

- IOC の承認を得るため、競技用備品 (スキーレーシングサプライヤーアソシエーション (SRS)、WFSGI) の空港から競技会場及び練習会場までの遅滞のない運搬が可能となるよう運営計画を策定及び実施するとともに、この計画を提出する。

SPT 40 - スキーレーシングサプライヤーアソシエーション (Ski Racing Suppliers Association)

- 大会時の選手への技術サービスの手配に援助を要求する SRS に協力し、それぞれの役割と責任を概略した覚書を策定する。この覚書は、承認を得るために IOC に提出する。

SPT 41 - ワックスキャビン

- オリンピック冬季競技大会では、IOC が決定した要件に従って、以下にワックスキャビンを提供する。
 - NOC 及びチーム
 - SRS (OCOG と SRS 間の資金援助合意に基づく)



スポーツエントリーに関する要件

SPT 42 - スポーツエントリー

- IF が定義し、IOC が承認した選考システムに従い、大会への参加資格が与えられ選出された選手向けの公式登録プロセスを定義し、実施する。
- IOC と IF の承認を得るため、イベント固有のデータフィールドを含めた、全てのエントリーフォーム(紙面または電子形式)を提出する。承認後、このエントリーフォームを全 NOC に配布する。

SPT 43 - スポーツエントリーとパラリンピッククラス分け運営計画の統合

- オリンピック競技大会と同様のプロセスを、パラリンピックエントリー資格認定システム(PEQ)に適用し、パラリンピックのスポーツエントリープロセスに必要な不可欠な競技クラス分けの要素を追加する。

競技出版物に関する要件

SPT 44 - 要求されるオリンピック競技出版物

- 以下の競技別の出版物を制作する。
 - － 競技説明書
 - － 競技別の出版物
 - － チームリーダーガイド
 - － スポーツエントリーフォームまたはオンラインデータベース
 - － スポーツエントリー資格認定システムマニュアル
 - － 大会前練習ガイド
 - － 技術役員向けガイド
 - － テストイベント出版物
 - － IF プロGRESSレポート
- デジタル出版形式の使用は IOC が全面的に支援するが、OCOG は出版の前に、提案された出版形式(ハードコピーまたはデジタル)、配布日及び発行日を確認するものとする。

SPT 45 - パラリンピック競技大会のための大会役員ガイド

- パラリンピック競技大会に従事するレフェリー、審判及び役員のための競技別大会役員ガイドを IPC に提出して承認を得る。このガイドには、宿泊、ア krediyteeshon、ユニフォーム、出入国などの情報を含めるべきである。

SPT 46 - パラリンピック大会前練習ガイド

- NPC のニーズに対応するために必要な全ての情報をまとめた、パラリンピック大会前練習ガイドを作成する。この中で、アクセシビリティの考慮事項及び各競技の技術要件に基づき、各施設において実施可能なパラリンピック競技について明記する。



パラリンピック競技大会に特に関連のあるその他の要件

SPT 47 - クラス分けプログラム

- IF クラス分け規則、IPC クラス分けコード並びに関連する国際基準に全面的に準拠し、パラリンピック競技大会のクラス分けプログラムの運営部分を実施する。これを達成するために、OCOG は以下の内容を実施する。
 - － クラス分け評価を最も効率的に行えるように、当該 IF から指定され IPC によって承認された必要な施設と特殊設備・用具を、各パラリンピック競技の競技会場または練習会場とパラリンピック選手村に設置する。
 - － パラリンピック競技大会の選手の適切かつ正確なクラス分けを保証するために、最適な作業環境を提供する。クラス分けの作業が最高の水準で、競技と選手を中心に据えて実施されることを保証する。ITO へのサービスと同等のものとする必要がある IF クラス分け委員に提供されるサービスにとっても重要である。また、クラス分けの要件に特に適合するように競技前に準備されている必要がある。
 - － 大会前に IF クラス分け情報を効率的に伝えることによって、IPC、IF 及び NPC を支援し、開催都市に到着後、クラス分け評価を実施する選手数を減らす。

SPT 48 - パラリンピック競技大会のクラス分け調整センター

- SIC 内の専用デスクを使用し、クラス分け調整センターを運営する。パラリンピック競技大会中の競技のクラス分け評価に関するデータと情報の監視、調整及び保守並びにクラス分けの抗議、スケジューリング及び問題解決における NPC 代表との連絡に責任を持つ。
- 指定された競技会場または練習会場に、各 IF と IPC が承認した競技別のクラス分けの場所を設けるとともに、選手村に視覚障がいのある選手のためのクラス分け評価エリアを別途設ける。

SPT 49 - 矯正具、人工装具及び車いすの修理サービス

- 全てのアクレディテーションを付与された選手、NPC チーム役員、IF 大会役員及びその他のパラリンピックのステークホルダーに、一連の矯正具、人工装具及び車いすの修理施設及びサービスを提供する。
- 矯正具、人工装具及び車いすの修理サプライヤーを選定し、OCOG とサプライヤーの間の最終合意の書面による承認を IPC に求める。
- パラリンピックビレッジプラザと各種会場にある修理サービスのための施設と基本的な家具・什器・備品が、関連する技術仕様に適合することを保証する。
- パラリンピック競技大会の前後において、サプライヤー契約で設定された期間中、セキュリティエリア内に、発送された用具の保管場所を確保する。技術機器と予備品の一時的な輸入のための通関手続き及び用具を会場へ適時搬出入するための便宜を図る。



- 複数の会場及びゾーンに適宜アクセスできるよう、サプライヤーのスタッフに適切な OCOG アクレディテーションカテゴリー及びアクセス権を与え、運営全体を網羅する柔軟性を確保するため、少数のアップグレードカードを発行する。さらに以下を行う。
 - － 複数の会場へ迅速かつ柔軟なサービス提供を保証する、適切な輸送システムの利用を許可する。
 - － サプライヤーとの合意に基づき、技術者に対する追加のサポートスタッフまたはボランティアを提供する。
- レートカードプログラムの利用をサプライヤーに許可し、大会時に適正な価格で追加の設備、補給品及びサービスを購入またはリースできるようにする。



1.2. 式典

序論 - オリンピック式典

式典は、オリンピズムのプリズムを通して、オリンピックの価値と開催都市及び開催国の地域的文化にスポットライトを当てる、特別な機会である。徹底的に細部まで規定されているが、これらの式典要件は大会の記憶に残る場面の一つでありながらも、オリンピック競技大会と開催都市／国の両ブランドの認知度を向上させ、保護することを目的としている。式典は、相互に利益をもたらすイベントであり、開催から数年間、開催都市／国に持続的な利益をもたらす。クリエイティブな演出は、大会のビジョン、大会のブランド統合及びメッセージを反映し、確立する機会を提供する。開会式及び閉会式、表彰式ならびにチームウェルカムセレモニーのクリエイティブチームは、クリエイティブな計画策定プロセスの早期段階で共同会議を日程に入れ、共通の要素（音楽のトーンなど）を使用することによって、大会のビジョンをいかに一貫性をもって反映させるかを特定することが推奨される。

HCC 原則に従い、「式典」という用語は、IOC 総会の開会式（オリンピックファミリーサービス及びプロトコールに関する大会運営要件を参照）、選手村での NOC チームウェルカムセレモニー、オリンピック競技大会の開会式及び閉会式ならびに表彰式を含む全てのオリンピック関連の式典を含むものとする。

開会式

開会式は、大会、開催国、象徴的メッセージ、そしてこの特別な歴史的瞬間を特徴付ける人々を紹介する、1 回限りのイベントである。開会式の成功により、重要な意味を持つ大会の最初の数日間に、メディアからの好意的な反応が得られる。高く評価された開会式によって、大会全体のトーンが決定付けられ、世界に向けた放送を通じて開催都市と開催国のイメージがポジティブなものになることが多い。

閉会式

同様に、閉会式もオリンピックイベントの最後を飾るイベントである。必ずお祭り騒ぎとなる閉会式は、多くの場合オリンピック競技大会の最後の印象となる。地元住民、ボランティア、OCOG スタッフ及び全ての関係者がオリンピック競技大会の成功に沸き返る機会となる。

表彰式

表彰式は、オリンピック選手の日々の練習と準備が成就する最高の場である。オリンピックでのメダルの獲得は、個人におけるたぐいまれな大偉業であり、また国家の威信を高める機会でもある。

メダルプラザ

オリンピック冬季競技大会にのみ必要とされるメダルプラザは、メダルの大半が授与される特別な会場である。競技は山岳及び渓谷地帯で分散して行われるのに対し、全ての参加者とビジターが、祝福のために毎晩メダルプラザに集うことができる。

チームウェルカムセレモニー

各 NOC は、国旗掲揚式と、開催都市と開催国の音楽、文化、伝統を反映した短時間の芸術的プログラムにより、選手村村長によって選手村に迎え入れられる。チームウェルカムセレモニーは、短時間で簡単に行えるものにするべきである。



序論 - パラリンピック式典

パラリンピック競技大会においては、開会式と閉会式は、IPC とパラリンピックムーブメントのコアバリューを反映し、世界に広める役割を担う。開会式と閉会式に要求される要素、プロトコール及び儀式は全て、このような価値を後押しする。

開会式の成功は、パラリンピック競技大会のトーンを決定付けることが多く、開催国の外観、その国民、文化を世界に知らしめ、パラリンピック競技大会を作り上げるドラマ、インスピレーション、人間賛美の舞台を設定する。多くのパラリンピック選手にとって、開会式のスタジアムへの入場は、それまでのアスリート人生のハイライトである。これを踏まえて、選手が最高の体験を得られるように十分な注意が払われなければならない。

伝統的に開会式ほどフォーマルではない閉会式は、パラリンピック競技大会の参加者のための祝祭であり、大会で受けた刺激や選手の成功を振り返る機会である。

パラリンピックメダルを獲得することは、パラリンピック競技における最高の業績であり、選手の体験は表彰式の計画を立てている時に最高頂に達する。選手のそのような体験を洗練された、有意義で記憶に残るものにするために、慎重な配慮がなされなければならない。

この式典のセクションは、以下の付属書で補足される。

- CER 付属書 1 - オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定
- CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿
- CER 付属書 3 - 式典のプロトコール要素に関する規定

式典分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接な関連性及び連携がある。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

このセクションで述べる要件の実施方法に関する更なる情報は、『式典に関するオリンピック競技大会ガイドと IOC プロトコールガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って式典の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

全てのオリンピック式典に関する要件

CER 01 - 式典の組織及び適用範囲

- 以下のパラメーターを考慮し、式典を組織する。
 - 開会式は、オリンピック競技大会を正式に開始するものとし、開催都市内の特定の場所で大会の最初の日に実施されるものとする。
 - 閉会式は、オリンピック競技大会を正式に終了するものとし、開催都市内の特定の場所で大会の最後の日に実施されるものとする。
 - 選手にメダルを授与する表彰式は、競技会場で各競技イベントの終了後に、またはオリンピック冬季競技大会において該当する場合はメダルプラザで実施されるものとする。



- － チームウェルカムセレモニーは、オリンピック競技大会の開会式前に、全 NOC のために選手村で開催されるものとする。

CER 02 - 式典の独創的アプローチとビジョン

- IOC の承認を得るために、式典の全体的な独創的アプローチとビジョンについて最初のプレゼンテーションを実施する。

CER 03 - 式典のコンセプトと詳細な演出マスタープラン

IOC の承認を得るために、全式典のコンセプトと詳細な演出マスタープランを提出する。その後、本質的な変更またはテーマ的な変更は、IOC の承認を得るために再提出するものとする。

CER 04 - 式典のプロトコール要素

- プロトコール要素が、CER 付属書 3 に記載された式次と記述に準拠していることを確保する。
 - － 式典のプロトコール要素に関する規定(プロトコール要素に芸術的セグメントを織り交ぜられると解釈される)。

CER 05 - 式典の音楽

- 第三者の権利のクリアランスと尊重に関して、式典の状況での、または大会を目的とした OCOG による音楽またはその他の独創的要素の使用が、第三者の権利を侵害していないことを確保する。オリンピック競技大会の式典及びその他のイベントに関連した、「CER 付属書 1 - 知的財産権に関する規定」に記載された全ての要件が全面的に尊重されるものとし、特に必要とされる全てのクリアランスと許可が取得されるものとする。
- 音楽を含む独創的要素の式典での使用に関して
 - － スポーツプレゼンテーションなどを含む、オリンピック競技大会の式典とその他の活動で使用される、音楽と、可能な限り記憶に残るようなオリンピック競技大会独自の音楽トラックを制作する。
 - － 上記の音楽とより広範にオリンピック競技大会の式典とその他の活動で第三者により使用される、第三者との関連で依頼される全ての作品が OCOG のための「職務著作物」として創作され、全ての知的財産権とその他の財産権が OCOG に帰属し、その後 HCC 原則に従って IOC に譲渡されることを確保する。
 - － オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関し、「CER 付属書 1 - 知的財産権に関する規定」に記載された「IOC 音楽報告指示 (IOC Music Reporting Instructions)」に従って、使用される全ての音楽要素を事前に IOC に報告する。

CER 06 - 式典のプレビュー

- リハーサル中に、実質的な部分全てを前もって見るために、IOC が指名した代表に舞台裏を含めたアクセスを許可し、これらの代表が、本 HCC の条件と IOC が承認した式典のための計画書に従って式典が開催されることを確認できるようにする。



CER 07 - OBS との調整

- 式典の進行状況と進展について OBS と協議し、協力する。OCOG は本文書内に記載された OCOG の要件に従って式典を演出する責任を担い、OBS は式典の放送内容に関して最終的な権限と統制権を持つと了解されている。

開会式と閉会式に関する要件

CER 08 - 開会式と閉会式に関する要素の承認

- 開会式と閉会式に関する以下の要素を承認のために IOC に提出する。
 - － オリンピックプロトコルの要素の統合を含む、開会式と閉会式のコンセプトに関する最初のプレゼンテーション。
 - － 演出予算、詳細な演出スケジュール、スタッフ／演出計画を含むマスタープランに沿った、開会式と閉会式に関連した詳細な独創的コンセプトとオリンピックプロトコル要素。
 - － 選手のための詳細な運営プラン
 - － 開催国言語(フランス語または英語以外の場合)による行進順序
 - － 詳細かつ完全な最終台本。以降の版は全て、変更箇所を明確に示して提出するものとする。

CER 09 - アーチストと音楽に関する契約上の合意の書式

- 開会式と閉会式に関連したアーチストと音楽の使用を扱った契約／法的文書の全ての書式を、オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連する「CER 付属書 1 - 知的財産権に関する規定」に従って、アーチストを雇用する前に承認を得るために IOC に提出する。

CER 10 - オリンピック聖火台

- オリンピック聖火台は、技術的に複雑なものであるため、最終的な設計を承認のために IOC に提示する。
- 共同開催都市で聖火台の設置を計画する場合、以下の規則が遵守されることを確保する。
 - － 聖火台のデザインは、トーチのデザインまたは聖火リレーコミュニティ式典の聖火台のデザインを表現するものとする。
 - － 聖火台は、寸法が制限されるものとする(平均高さ 6 メートル)。
 - － OCOG は、承認を得るために、ビジュアルデザインを IOC に提出するものとする。
 - － 共同開催都市の聖火台は、開会式で開催都市のオリンピック聖火台に点火される前には点火されないものとし、共同開催都市で催される最終競技日の後、公衆の参席なく納火されるものとする。

CER 11 - 追悼式

- 選手入場の後、しかし公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。
- この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切ものであることを確保する。



CER 12 - オリンピック月桂冠賞

- 開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞(または同賞に関して IOC で決定されるその他の称号)の授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。

CER 13 - 次回開催都市の芸術プログラム

- 大会の閉会式の間、次回 OCOG が演出するクリエイティブなプログラムが実施されるものとする。同 OCOG は、以下を確保すべきである。
 - － 全ての独創的コンセプトが IOC 要件に準拠し、承認を得るために IOC に提出される。
 - － このプログラムが、他の式典について上記で概略した、またオリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連する「CER 付属書 1 - 知的財産権に関する規定」で詳細に記述したものと同一の権利取得、譲渡、クリアランス、その他の要件に従う。これらの任務は、次回オリンピック競技大会の組織委員会により全て管理されるものとする。
 - － パフォーマンスのクルー、アーティスト、またはタレントの雇用に関連した全ての文書書式を承認のために IOC に提出する。

表彰式に関する要件

CER 14 - 表彰式に関する要素の承認

- 表彰式に関する以下の要素を、承認のために IOC に提出する。
 - － オリンピックプロトコール要素の統合を含む、表彰式のコンセプトに関する最初のプレゼンテーション
 - － 表彰式に関連した詳細な独創的コンセプトとオリンピックプロトコール要素、ならびに演出予算、詳細な演出スケジュール、スタッフ／演出計画を含むマスタープラン
 - － 表彰式の最終台本。開催国の言語がフランス語または英語ではない場合は開催国の言語による台本を含む(フランス語と英語による表彰式の正確な文言を含む台本は、IOC が事前に提供するものと了解されている。「CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する明細項目」を参照)。
 - － 表彰台の初期設計
 - － 表彰台の最終設計。各会場の所定のレイアウトにより必要な場合は背景を含む
 - － 表彰式の最終演出計画。選手とメダルプレゼンターの入退場口、控室(待機エリア)の場所、旗竿／旗用トラピーズ(ワイヤー)及び写真カメラマン撮影位置を含む
 - － 表彰式の間演奏される全ての音楽の一覧

CER 15 - 表彰式でのメダル及び花束プレゼンター

- IF と連携し、花束プレゼンターを特定する(IF はプレゼンターに関し OCOG に助言するものと了解されている)。
- IOC から OCOG に提供される、オリンピックメダルを贈呈する IOC 委員の二通りのリストを、アナウンスされるべき完全な役職名を含めて、追加あるいは改変せずに内容どおりにアナウンスする。このリストは以下のように呼ばれる。
 - － ショートリスト—LED スクリーン用
 - － ロングリスト—アナウンサー用



- IOC メダルプレゼンターと IF 花束プレゼンターを合わせた、表彰式の詳細なスケジュール文書を作成する。この文書は、必要に応じて更新され、当該の全ての会場チーム、スポーツプレゼンテーション、OBS、メディアオペレーションに配布されるものとする。

CER 16 - 表彰式の台本

- 「CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」に記載された、表彰式の台本の詳細な仕様に従う。

CER 17 - メダルプラザ(オリンピック冬季競技大会にのみ必要)

- オリンピック冬季競技大会にのみ要求される、メダルプラザの場所の案を IOC の承認のために提示する。
- オリンピックマーケティングパートナーと RHB の全ての既得権が、メダルプラザ内で尊重されることを確保する。OCOG が TOP 及び OCOG パートナーに特別なマーケティング機会を提供する意向である(すなわちこれを「シグネチャープロパティ」にする)場合、OCOG は実施に先立って十分な時間的余裕をもってこのような計画を承認のために IOC に提示するものとする。
- 「CER 付属書 1 - オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定」に記載された全ての要件がメダルプラザにおいて完全に遵守されること、特に CER 付属書 1 に記述されている全てのクリアランスとライセンスがメダルプラザで使用される全ての音楽、全てのアーティストのパフォーマンス、その他のクリエイティブ要素に関して取得されていることを確保する。
- メダルプラザと表彰式に関連した以下の要素を実施する。
 - 独創的コンセプトの最初のプレゼンテーションを承認のために IOC に提出する
 - 独創的コンセプト(シナリオ、プログラム、オリンピックシンボルの使用、サイトとステージの設計、表彰台の背景、演出プロセスを含む)を承認のために IOC に提出する
 - メダルプラザの表彰式(音楽部分と演出)の最終台本を承認のために IOC に提出する
 - 全てのメインのタレント及び他のパフォーマンス関連の全ての署名入り契約
 - IOC と OBS に提供される、毎晩のメダルプラザプログラムの音楽キューシート案を作成する。更新版を含む最終的な音楽キューシートは、日次ベースで IOC と OBS に提供されるものとする。
- メダルプラザで、表彰式のプログラムの開始前にオリンピック賛歌の流れる中で、オリンピック旗が掲揚されることを確保する(楽譜は IOC から提供される)。
- 群衆管理のために、また円滑な運営を確保するために、会場への入場は、必ず(IOC が承認したカテゴリーに基づく)チケットまたはアクレディテーションにより許可されるようにする。IOC により別途合意される場合を除き、OCOG はメダルプラザへの全てのチケットを無料にするものとする。メダルプラザに関連したチケット計画の詳細は、承認を得るために IOC に提示されるものとする。



チームウェルカムセレモニーに関する要件

CER 18 - チームウェルカムセレモニーの計画、コンセプト及び台本

- 以下の要素を承認のために IOC に提出する。
 - － チームウェルカムセレモニーのプログラムのコンセプトと詳細な説明。高レベルの演出スケジュールとスタッフ／演出計画に沿った、チームウェルカムセレモニーの詳細な独創的コンセプト。
 - － 最終的な詳細な完全版の台本及び変更内容を明確に示した全ての改訂版。

パラリンピック式典に関する要件

CER 19 - パラリンピック式典のコンセプト及び計画

- 開会式及び閉会式、表彰式、チームウェルカムセレモニーならびにパラリンピック選手村のパラリンピックウォール式典に関連したコンセプトと詳細な演出計画及びテーマに関するまたは重大な変更を、承認のために IPC に提出する。

CER 20 - パラリンピックの開会式及び閉会式

- パラリンピック競技大会の公式の開会式及び閉会式を組織する。これらはそれぞれ、大会の初日と最終日に、開催都市内の特定の場所で IPC プロトコールに従って開催されるものとする。開会式と閉会式はそれぞれ、パラリンピック競技大会の祝祭を公式に開始及び終了するものとする。
- コンポーザー／パフォーマーとの必要な全ての契約文書を、IPC 法務と調整しながら作成し、IPC 要件、特に放送とデジタルメディアに関する要件に従って、全ての知的財産権と音楽の権利のクリアランスの実施を確保する。
- 大会のアーチストプログラム、最終的な開会式プログラム及び閉会式プログラムを含む、暫定的な式典プログラム／コンセプトを承認のために IPC に提出する。

CER 21 - 開会式及び閉会式の間の言語要件

- 全ての式典がパラリンピック競技大会の公式言語（英語と開催国の言語）で実施されることを確保する。
- 式典で行われる公式スピーチを、パラリンピック競技大会の公式言語に翻訳し、この翻訳文を会場の大型ディスプレイに表示する。

CER 22 - 開会式及び閉会式の間のプロトコール要件

- パラリンピック競技大会の開会式は、オリンピックスタジアムで実施されるものとする。パラリンピック冬季競技大会の開会式が、別の会場で実施されることが IPC により許可される場合も、上記のプロトコールの規則が同じく適用されるものとする。
- 式典の組織とプロトコールイベントに関して、IPC プロトコールを必ず優先させる。
- 従来どおり、パラリンピック競技大会が開催国の国家元首により開会宣言されることを確保する。



CER 23 - パラリンピックの表彰式

- 選手の業績と尊厳を高く評価した表彰式を計画し、実施する。IPC は、パラリンピック表彰式の以下の主要要素を承認するものとする。
 - － テーマ音楽と台本
 - － 芸術的アプローチとプロトコール要素
 - － 表彰台の設計（ルック及びアクセシビリティの視点から）

CER 24 - パラリンピック表彰式のプロトコール及び式次

- パラリンピック冬季競技大会では、表彰式の大部分がパラリンピックメダルプラザで実施されること、その場合、花束贈呈式は表彰式と同じプロトコールで、競技会場で実施されることを確保する。全ての表彰式に適用される、以下のプロトコールが遵守されることを確保する。
 - － プレゼンターとパラリンピックメダリストの入場
 - － プレゼンターの紹介（氏名及び役職）
 - － パラリンピックメダリストの紹介（氏名及び国名）
 - － メダルと花束の贈呈
 - － 国旗の掲揚と金メダリストの国の国歌の演奏

CER 25 - パラリンピック表彰式のプレゼンター

- 全てのメダル及び花束プレゼンターが、全競技のメダルと花束プレゼンターの割当に責任を持つ IPC 事務局の規定する方針に従って選任されることを認識する。
- パラリンピック競技大会及びパラリンピック冬季競技大会で催される個々のイベントの各表彰式に対して、メダルプレゼンター1名と花束プレゼンター1名が選任されるものとする。チーム競技とチームイベントについては、メダルプレゼンターと花束プレゼンターが 3 名ずつ選任されるものとする。
- パラリンピック競技大会では、複数の表彰式に同じメダル／花束プレゼンターを予定できるが、4 回連続して同じプレゼンターを表彰式に任命することはできない。

CER 26 - パラリンピックの表彰式の設定及びプロトコール

- 表彰式の「フィールドオブプレイ」とアクセス経路全てを、全ての選手及びメダル／花束プレゼンターが利用できることを確保する。表彰式の全ての表彰台は、共通のデザインとルックを持ち、アクセシビリティに配慮した、車いすの選手が自力で上り下りできるものにするものとする。



CER 27 - パラリンピック チームウェルカムセレモニー

- パラリンピック選手村のチームウェルカムセレモニーをプロデュースする。これらの式典は、参加する全ての NPC 選手団に対して実施され、以下のプロトコールセグメントを含むものとする。
 - － 選手村村長による歓迎
 - － NPC の国の国歌(短縮版、90 秒以内)が演奏される中での国旗掲揚
 - － 短時間のアーティストプログラム(最大 10～15 分)
 - － チームへのささやかな象徴的ギフトの贈呈
 - － その日の最初のチームウェルカムセレモニーの前に、パラリンピック旗も、パラリンピック賛歌が演奏される中で掲揚されるべきである。



1.3. 都市活動・ライブサイト

序論

開催都市と開催国全体にオリンピック体験を広める、最も効果的な方法の一つとして、都市活動とライブサイトの戦略的配置が挙げられる。このような開催都市と開催国を通じたパブリックエンゲージメント(一般市民の巻き込み)と、競技イベントの熱心な支援が、大会の全体的な成功の重要な要因となる。都市活動とライブサイトプログラムの策定は、それ自体は OCOG の義務として HCC に規定されていないが、一般市民に刺激を与える上で、エンゲージメントを実現し、OCOG を支援する重要な方法として強く推奨される。正しく実施されれば、これらのプログラムは、開催都市の住民とビジターのより幅の広い層に「オリンピック体験」を波及させ、計画されていれば、更なるオリンピックレガシーを残すことができる。ライブサイトプログラムが実施される場合、以下の本セクションの大会運営要件が適用される。また、独自にライブサイトやこれに類似する活動のプログラムを、開催国を含む世界で展開する権利及び IOC マーケティングパートナー、RHB、その他のオリンピックムーブメントの事業体に、関連する権利を付与する権利は、IOC が留保する。

ライブサイトの観客は、主に公園や町の中心部の公的空間に集い、ワイドスクリーンを使った大会競技の無料のライブビューイングを楽しむ、大会及び競技サポーターである。ここでは、その他のオリンピックをテーマにした活動、すなわち文化活動のステージ、メダル贈呈、オリンピックマーケティングパートナーのショーケーシング、選手の出演などが単独で、または組み合わせて放映される。

近年、OCOG は、開催都市と他の共同開催都市を越えたコミュニティとつながる手段として、ライブサイトを活用している。その結果、チケットを購入していなくても、大会を楽しむ機会が増え、観客からの大会のサポートが強化され、開催都市と、開催国と他国でのオリンピックムーブメントの双方にインパクトと利益が生まれる、といった利点もたらされる。

ライブサイトはまた、オリンピックマーケティングパートナーやその他の文化オリンピックプログラムやオリンピック聖火リレー(OTR)などの OCOG イニシアチブにも、貴重な公開の機会を増加する。

OCOG は、適切な監督を保証できれば、ライブサイトプログラムの実施において開催都市やその他のオリンピックマーケティングパートナーと協力してもよい。

パラリンピック競技大会については、ライブサイトの役割は、コミュニティの巻き込みと認知の向上という点で、オリンピック競技大会で生み出された盛り上がりを持続する上で重要である。

都市活動・ライブサイト分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の履行の仕方に関する更なる情報は、『都市活動及びライブサイトに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って開催都市とライブサイトの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



LIV 01 - オリンピック競技大会のための都市活動の計画

- OCOG、開催都市または開催国 NOC により組織または許可され、大会の時に開催都市または開催国で開催される、祝典、エンターテインメント及びライブサイトなどの全ての活動のプログラムを事前に承認を得るために IOC に提出する。このプログラムには、これらの活動が実施される開催都市または開催国における場所を含めるものとする。
- OCOG が既存のプログラムまたは活動(エキシビションなど)、もしくは IOC と IOC 被支配事業体(文化及び遺産のためのオリンピック財団など)から開示された資料から利益を得る機会、IOC と協議して決定する。

LIV 02 - パラリンピック競技大会のための都市活動の計画

- パラリンピック競技大会までの移行期間とパラリンピック競技大会自体の期間における都市活動の計画を承認のために IPC に提出する。

LIV 03 - ライブサイトプログラムの戦略的な運営計画

- OCOG がライブサイトプログラムの策定と実施を希望する場合、オリンピックマーケティングパートナーによる商品またはサービスのマーケティング、売買、供給及び財務、権利保護、ホスピタリティの側面を含む詳細な商業計画とともに活動の計画を含めた戦略的な運営計画を承認のために IOC に提出する。
- OCOG が既存のプログラムまたは活動(エキシビションなど)、もしくは IOC と IOC 被支配事業体(文化及び遺産のためのオリンピック財団など)から開示された資料から利益を得る機会、IOC と協議して決定する。

LIV 04 - ライブサイトとその他の活動の IOC プログラム

- ライブサイトのプログラムまたは IOC によって (IOC マーケティングパートナー、RHB、その他のオリンピックムーブメントの事業体のいずれか該当する組織と共同で) 組織される類似する活動に関連して、IOC を援助する。
- パラリンピック競技大会の期間中に、同様のプログラムが IPC により組織される場合、同様の援助を IPC に対して行う。

LIV 05 - ライブサイトのための実施パートナー契約

- OCOG がライブサイトの組織または管理の支援に関して、開催都市、開催国当局またはその他のコントラクター(商業的または非商業的)の関与を提案する場合、OCOG によるライブサイトの全面的な管理を保証する合意が、かかる実施パートナーとの間で結ばれることを確保する。このような合意は全て、商業化、権利保護(クリーンベニュー原則など)、商品とサービスの供給(オリンピックマーケティングパートナーの供給権の尊重と実施など)に関する IOC の要件を尊重するものとし、署名の前に承認のために IOC に提出されるものとする。

LIV 06 - オリンピックマーケティングパートナー及び／または RHB の権利

- 都市活動(ライブサイトを含む)に関連したスポンサーシップ、プロモーション、広告及び放映権が、オリンピックマーケティングパートナー及び／または RHB にのみ付与されることを確保する。



LIV 07 - IOC マーケティングパートナー供給権

- MPA に詳細が記述される IOC マーケティングパートナーの供給権が、ライブサイトに関連した計画策定と調達において遵守されることを確保する。OCOG のライブサイトチーム、調達チーム、マーケティングパートナーサービスチームは、適宜、オリンピックマーケティングパートナーの供給権を実施するために連携するものとする。
- 開催都市、開催国当局またはその他のコントラクター(商業的または非商業的)が MPA に記載された供給権の規定を完全に認識し、遵守することを確保する。

LIV 08 - クリーンな放送中継の獲得

- 開催都市の RHB または OBS のいずれかより供給されることになる大会競技のクリーンな放送コンテンツを獲得及び利用するために IOC ガイダンスに従う。



1.4. 文化オリンピック

序論

文化と芸術の祝祭は、古代ギリシャで最初に行われた時から、一貫してオリンピック競技大会の重要な柱とされてきた。その重要性は、ピエール・ド・クーベルタン男爵の近代オリンピック競技大会のビジョンの中でも強調されている。

現代においても、一般に文化オリンピックと称される、オリンピック競技大会の文化プログラムは、オリンピックムーブメントの精神に、開催国の人々の幅広い年齢層、特に若者とスポーツに直接関与しない人々を最大限参加させる上で、不可欠な役割を果たす。大会期間中の特別な文化フェスティバルを頂点とする、最長で 4 年間にわたる文化オリンピックの形は、長期的な文化プロジェクト(重要なレガシーとなる可能性を持つ)と、開催国全体にわたる大勢のアーティスト、パフォーマー、そして観客の積極的な関与を可能にする。フェスティバルのフィナーレは、大会の期間全体にわたる独特の祝祭気分を創出し、開催国の文化的価値をより広い世界に伝えるのに役立つ。

OCOG は、文化オリンピックの中心的な駆動力及び制御力とならなければならないが、プログラムを実施するための内容と資源の多くは、官・民のパートナー、アーティスト、多数の文化施設及び IOC 被支配事業体を含む様々なステークホルダーとの一連のパートナーシップから得られることが多い。OCOG の文化チームは、多くの他の OCOG チームと効果的に統合すると同時に、外部パートナーシップへのコミットメントを示す必要がある。

オリンピック競技と同様に、オリンピック文化オリンピックは卓越性を褒め称え、それによる感化を利用して広範な参加を促す。文化オリンピックは同じオリンピックの価値を土台としており、成功する文化オリンピックの特徴については、『文化オリンピックに関するオリンピック競技大会ガイド』に概説されている。

文化オリンピック分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って文化オリンピックの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

CUL 01 - 文化オリンピックプログラム

- 様々な文化プロジェクトとイベントによるプログラムを企画し、上演する。これは、オリンピックの価値を活用して、4 年間のオリンピックの間に開催国のより多くの人々及び来訪者を巻き込みながら、地域、国内、海外の文化を称賛するものとする。
- 最長 4 年間のオリンピックの全期間に実施され、最低でも選手村が開村している全期間を通じて継続される文化フェスティバルで頂点を迎える、長期的な文化プログラムの計画を、事前承認のために IOC に提出する。



- 文化オリンピックに関連した IOC の所有資産の使用の可能性は、IOC と調整して決定する。
- IOC の要求に応じて、文化オリンピックに IOC 独自のエキシビジョンプログラムを含められるようにする(費用は IOC が負担)。

CUL 02 - 文化オリンピックのイベントの座席

- 大会期間中に開催都市と開催国の他の場所で実施される文化オリンピックのイベントに、十分な数の適切な座席を用意し、IOC ステークホルダーグループのために限定数のチケットが入手可能になるようにする(費用は IOC が負担)。

CUL 03 - 大会の公式フィルム

- 大会の公式動画(公式フィルム)の作成、プロモーション及び配信において IOC と協力し、特に以下の手段を用いる。
 - IOC から通知される一般仕様に従い、公式フィルムの制作に必要な資格及び経験を持つプロデューサー／ディレクターに関する提案を IOC に行う。
 - 公式フィルムの編集プロジェクトと、制作及び宣伝の事業計画を IOC に提出し、IOC の合意を得る。
 - IOC から通知される一般仕様に従って、公式フィルムの制作、プロモーション及び配信に対する OCOG からの業務支援を決定する契約を、IOC 及び公式フィルムの制作に携われるプロデューサー／ディレクターとの間で締結する。

CUL 04 - 公式ポスター

- 大会の公式ポスターのプロジェクトを策定し、承認を得るために IOC に提出する。

CUL 05 - パラリンピック文化プログラム

- パラリンピック競技大会に関連した文化プログラムを企画し、上演する。これは文化オリンピックに統合され、効率性が追求されると同時に、独自の要素を持ち、以下に概略する一般原則に従うものとする。
 - 移行期間とパラリンピック競技大会期間にわたる、すなわち最低でも3週間に及ぶもの。この期間は「パラリンピック」と「パラリンピック文化フェスティバル」と明確に表記されるものとし、またオリンピックフェスティバルに完全に統合される場合は、「大会文化フェスティバル」や「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会文化フェスティバル」などの、一般的な言い回しで言及されるものとする。
 - オリンピックとパラリンピックの章(パラリンピック期間を扱う)を別に設けた単一の二重ブランドガイドとして、または別のパラリンピック文化フェスティバルガイドとして、プログラムガイドを制作する。
 - 障がい者のアーティストを参加させる(ただし単独にはしない)。
 - 特定の観衆(視覚障がい者または聴覚障がい者など)もプログラムを楽しむことができるように便宜を図り、プログラムのパンフレットやその他の情報資料に、そのようなパフォーマンスを明確に示す。



1.5. 教育プログラム

序論

競技と文化と並んで、教育へのコミットメントもオリンピックムーブメントの 3 本の柱の一つである。

IOC 独自のオリンピックの価値教育プログラム以外に、OCOG は学校と大学向けの教育プログラムの創出が、スポーツ、オリンピック競技大会及びオリンピックの価値の理解とそれらへの熱意を高める上で極めて重要であると認識している。

また、開催国全土での教育プログラムへの広域的な参加は、パブリックエンゲージメントの成功に多大に貢献してきた。学校のスポーツ及び教育過程の他の多くの機会で開催とオリンピックの価値に出会った子供や青少年は、その熱狂を家族や友人と共有する。彼らはまた、大会の計画策定と準備段階で多くの重要な催しに参加し、祝賀することもできる。

OCOG は、教育プログラムの中心的な駆動力及び制御力とならなければならないが、プログラムを実施するための内容と資源の多くは、官・民のパートナー、教師、大学、学校、教育機関及び IOC 被支配事業体を含む様々なステークホルダーとの一連のパートナーシップからもたらされる可能性が高い。OCOG の教育チームは、OCOG 多くの他の分野と効果的に統合すると同時に、外部パートナーシップへのコミットメントも示す必要がある。

教育のスケジュールに効果的に融合させるために、かかるプログラムは、数年間に及ぶ事前の計画策定と展開を必要とする。多くの立候補都市は、立候補プロセスの間にかかるプログラムを試行し、開催都市の選定の直後にプログラムを策定し、4 年間のオリンピック期間を通じて実施されるメインプログラムを立ち上げている。

パラリンピック競技大会の場合、そのイベント、パラリンピックの価値と理想、パラリンピックスポーツについて子供とその家族を教育することを目的とする特徴的なプログラムを策定しなければならない。このプログラムはパラリンピック大会の観客としての若者の参加を促し、開催国に重要なレガシーの機会を与える。

IOC と IPC の双方は、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の教育プログラムを、どの程度まで統合できるかについて、開かれた議論をする。

教育プログラム活動は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って教育プログラムの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



EDU 01 - 教育プログラム

- オリンピアド期間中に、開催国全土の学校と大学に提案される、スポーツ、オリンピック競技大会及びオリンピックの価値に関する教育のプログラムを企画し、配布する。
- かかる教育プログラムの計画を事前承認のために IOC に提出する。
- IOC 独自のグローバル教育プログラム(OVEP—オリンピックの価値教育プログラムなど)との適切な連携を確保する。

EDU 02 - パラリンピック教育プログラム

- 関連当局と連携して、パラリンピック競技大会教育プログラムを提供する。このプログラムは、大会前フェーズに既に設定されている教育及び学習活動に、学校、クラブまたは地域の類似する組織を参加させるものとする。パラリンピック競技大会の期間前後の教育活動は、そのイベントとの直接の連携を確立できるように組織されるものとする。
- パラリンピック教育コンセプトとパラリンピック教材及び指導方法を見直しのために IPC に提示する。

EDU 03 - アクセシビリティ理解及び拡充のためのプログラム

- 開催都市と協力して、アクセシビリティ理解のためのプログラム及びアクセシビリティが整った特定の文化的・娯楽的アトラクションや観客、メディア、そしてより幅広いパラリンピックファミリー向けの観光客サービスを提供する
- 開催都市と協同して、開催都市についてのアクセシビリティガイドを制作し、パラリンピック競技大会や、アクセスしやすい目的地としての開催都市を宣伝する。



1.6. 聖火リレー

序論

オリンピック聖火リレー(OTR)は、オリンピック競技大会の中でも極めて特徴的なパートであり、オリンピック聖火のシンボルを通じてオリンピックが理想とする平和、団結・友愛を表現する上で重要な役割を果たす。過去の多くの大会を通じて、オリンピック競技大会の精神を開催国全体で共有し、国内を移動する際に地域住民を巻き込み、開催直前の大会の興奮と期待感を創出する特別な機会となることが証明されている。OTR は、大会期間以外で OCOG が利用できる最も価値のある、インパクトの高い大会の宣伝手段の一つであり続けている。

OTR は複雑であり、数多くの外部団体との協力関係に依存し、これには開催国 NOC、開催国当局、警察、救急隊、道路交通局、施設所有者及び管理者、中央・地方メディア、コミュニティリーダー、オリンピックマーケティングパートナーならびにその他の様々なプロジェクトパートナーが含まれる。

上記の理由により、各地のセレブレーションを計画する上で、OTR ルート沿いのコミュニティとの調整が重要であり、OCOG の関心事を列挙し、OTR パートナーに付与される権利及び特典を実現し、コミュニティが自身の役割と責任を明確に理解することを確保するためのコミュニティ契約書が履行されることが不可欠である。開催国内での OTR の移動に伴うコミュニティセレブレーションは、「無料」のイベントとするべきである。オリンピック聖火が全ての人が近くで見られるものであることを確保するという全体方針を維持するために、観客に対する入場料はこれまで許可されたことがない。

オリンピック競技大会に関連した OTR プログラムは 1 つのみとし、OTR ルートが開催国の領土内に制限されることに留意することが重要である。これには、ギリシャのオリンピアでの採火式にから、アテネのパナシナイコスタジアムにおける聖火ハンドオーバーセレモニーにおけるリレー区間は含まれない。

パラリンピック聖火リレー(PTR)は、イベントまでの差し迫った準備期間で、パラリンピック競技大会を宣伝する上で非常に重要な役割を担い、移行フェーズの間の大会の盛り上がりと興奮を維持するために役立つ。PTR は、メディアと一般市民の注目を集めるために活用されるべきである。PTR は、独自の際立った特徴を持ち、OCOG が独創的、革新的な要素を披露する機会となる。

PTR が OTR から完全に独立している点も強調するべきである。2 つの聖火リレーは、マーケティングと商業性のいずれの関連性も持たず、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会それぞれの認識価値とアイデンティティの位置付けを行うための独自の個別イベントとして見なされるべきである。

OTR の歴史的、文化的な重要性を理由として、トーチなどの特定の要素は、知識継承(TOK)の一部として IOC に譲渡しなければならない。OCOG は、OTR の開始前に、特定の OTR 要素を譲渡するために IOC と連絡を取る必要がある。

OTR 分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と緊密に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『オリンピック聖火リレーに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って OTR 要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

聖火リレーの計画策定と承認に関する要件

OTR 01 - OTR のビジョン、範囲、計画の承認

- 以下の項目を承認のために IOC に提出する。
 - － OTR のビジョンと全体の規模
 - － OTR 運営計画
 - － OTR スポンサー計画。IOC マーケティングパートナーの権利を反映させる
 - － OTR コミュニケーション計画
 - － 聖火ランナーのスロット(枠)を割り当てる前の、全体の聖火ランナーズロット割当計画
 - － 期間、聖火ランナーの人数、経路上の都市、輸送手段、特別訪問を含む OTR ルート範囲
 - － より広範な OTR コミュニケーション、広告、または商業的活動の一部として聖火を使用する計画
 - － OTR に関連して OCOG で制作されるアニメーションまたはその他のプログラム
 - － コミュニティ同意書の雛形
 - － 放映権保有者及び非保有者に対する OTR 放映計画
 - － OTR メディアコントロール計画
 - － 残ったトーチの処理計画
 - － オリンピック聖火を輸送する全機器の一覧

OTR 02 - OTR の設計及びビジュアル要素の承認

- OTR の以下のデザイン及びビジュアル要素を承認のために IOC に提出する。
 - － OTR エンブレム及びビジュアル、それぞれの使用ガイドライン
 - － オリンピック聖火トーチデザイン
 - － OTR ユニフォームのデザイン
 - － コミュニティセレブレーション聖火台のデザイン
 - － セレブレーションサイトの背景とその他項目
 - － 報道／デジタル映像(もしあれば)

聖火リレーの商業的側面に関する要件

OTR 03 - OTR プレゼンティングパートナー

- TOP パートナーあるいは OCOG マーケティングパートナー(第1順位パートナーのみ)のみが OTR プレゼンティングパートナーになれることを確保する。

OTR 04 - OTR スポンサーシップ同意書

- OCOGとOTRプレゼンティングパートナー、サポーティングパートナー及びテクニカルパートナーの間で交渉された全ての契約の最終版を、承認を得るために署名の前に IOC に提出する。



OTR 05 - トーチの販売

- OCOG が何らかの形でトーチの販売を予定している場合、トーチ販売プロセスを承認のために IOC に提出する。収益を得る目的で、OTR 運営に必要な数量を超えて実物大のトーチを追加で製造しないものとする。
- トーチを記念に持ち帰ることを望む聖火ランナーが支払うトーチの価格を、承認のために IOC に提出する。

聖火リレー運営に関する要件

OTR 06 - オリンピック聖火採火式に関する覚書

- オリンピック聖火の採火、ギリシャ内でのリレー及びオリンピック聖火が OCOG に引き継がれる式典について運営上の具体的な詳細を決定する覚書 (MoU) を、ギリシャオリンピック委員会との間で締結する。MoU は、IOC の承認を得なければならない。

OTR 07 - 聖火ランナーのユニフォーム

- 全ての OTR 聖火ランナーに、リレーの間に着用が要求されるユニフォームを(無償で)支給する。

OTR 08 - オリンピックトーチと聖火台の大会後の使用

- 開催国 NOC 及び開催都市と協力して、大会の終了後においては、オリンピックトーチ、聖火台またはオリンピック聖火を何らかの形でともすことを目的としたその他の器具は、IOC の事前承認によってのみ使用できることを確保する。

OTR 09 - OTR 一般向けウェブサイト

- OTR 情報を一般に公開し、聖火ランナーに向けた特別のページを備えた OTR 一般向けウェブサイトを開発し、保守する。
- 以下の要素が含まれることを確保する。
 - － OTR 期間前のアドバイスと期間後のまとめとハイライトを提供するための、ニュースメディア向けの追加機能
 - － OTR 商品のオンライン販売へのリンク

OTR 10 - OTR 関連の物品の IOC への提供

- IOC に以下の物品を提供する。
 - － 大会の開始前に 40 本の聖火トーチ
 - － 数セットの聖火ランナーユニフォーム一式
 - － 数個のオリンピック聖火セーフティランタン
- OTR の全映像、画像、その他の関連資材(日次進行表、ログシートなど)を IOC と IOC によって事前に指定された全ての団体に提出する。



パラリンピック聖火リレーに関する要件

OTR 11 - PTR の組織

- 最低期間を 7 日間とする PTR を運営する。すなわちパラリンピック大会開会式当日の少なくとも 6 日前までに開始していなければならない。PTR は、オリンピック選手村の終了前に開始しないものとする。

OTR 12 - PTR 提案の承認

- PTR とパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを確保する。
- 以下を承認のために IPC に提出する。
 - － PTR のビジョンと全体の規模
 - － PTR 運営計画
 - － PTR スポンサー計画
 - － ストーク・マンデビル(英国)の目的地を全体の PTR コミュニケーションに組み込んだ、PTR コミュニケーション計画。これは、記者会見、その他の発表、編集者への注意、聖火マップへの記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火セグメントを含むものとする。
 - － いかなる組織にも聖火ランナースロット(枠)が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTR の最後の 3 日間に、開催都市内で最低 50 名の聖火ランナースロットが IPC に提供されるものとする。
 - － 残ったトーチの処理計画

OTR 13 - PTR の設計及びルック要素の承認

- PTR の以下の設計及びルック要素を承認のために IPC に提出する。
 - － パラリンピック聖火トーチのデザイン
 - － パラリンピックトーチエンブレム
 - － PTR エンブレム(もしあれば)
 - － パラリンピック聖火台のデザイン(点火用)
 - － 聖火ランナーのユニフォームのデザイン
 - － セレブレーションサイトの背景とその他のルック要素
 - － 報道用映像(もしあれば)

OTR 14 - PTR 聖火点灯式

- 以下を承認のために IPC に提出する。
 - － 全国の都市の聖火点灯における、「スパーク」によるその都市での点灯のコンセプト。
 - － パラリンピック聖火点灯式のコンセプトとショー要素。

OTR 15 - PTR 開始イベント

- PTR のための公式の開始イベントを組織し、パラリンピック競技大会に関する認識を高めるための主要なコミュニケーション機会として活用する。



OTR 16 - PTR 固定聖火フェスティバル開催都市

- パラリンピックムーブメントの生誕地として歴史的な重要性を持つストック・マンデビル(英国)が PTR の固定された聖火フェスティバル都市であり、「ヘリテージフレーム」と呼ばれる一つの聖火がともされる場所と指定する、パラリンピックの伝統を尊重する。

OTR 17 - PTR 聖火ランナーのユニフォーム

- 全ての聖火ランナーと伴走者に、走行中の着用が義務付けられた PTR ユニフォームを(無償で)支給する。

OTR 18 - PTR 関連の物品の IPC への提供

- パラリンピック聖火トーチ 25 本と聖火ランナー用ユニフォーム 3 着を、アーカイブやその他の目的のために IPC に提供する。
- 聖火トーチとユニフォーム 15 組を、聖火ビジット及びリレー区間で聖火フェスティバルを開催する各都市に提供する。

OTR 19 - PTR のプロモーション

- パラリンピック聖火、または例外としてオリンピック競技大会の閉会式の前に実施される、開催国内の PTR のプロモーションが、OTR のメッセージ、位置付け及び運営を妨げない、あるいは混乱の原因とならないことを確保する。

OTR 20 - PTR のテレビ放映

- 国際放送センター(IBC)から放映権保有者全員と IPC に配信され、IPC のウェブキャストチャンネル、ParalympicSport.TV で使用される、PTR の毎日のビデオ映像を、それぞれの聖火フェスティバル開催都市での点灯式を含めて制作する。
-



2. ステークホルダーサービス





2.1. マーケティングパートナーサービス

序論

オリンピックマーケティングパートナーは、オリンピック競技大会の不可欠な貢献者であり、その多くが、大会を支援し、オリンピックムーブメントを推進することに長期的に取り組むことを確約している。オリンピックマーケティングパートナーは、財政的支援を行う以外に、貴重な運営上の支援も行い、またマーケティングとコミュニケーションを通じて、オリンピックブランドと開催都市のプロモーションも行っている。大会を支援する各パートナーの目的を理解することは、OCOG とオリンピックマーケティングコミュニティの間で確固とした信頼できるパートナーシップ及び協力関係を確保するために不可欠である。

オリンピックパートナー (TOP) プログラムは、世界の複数の大手企業と長期的なパートナーシップを確立するために、IOC が管理する世界的なスポンサーシッププログラムである。TOP パートナーは、大会の実施を支援する上で重要な役割を果たす。財政的支援、技術サービス及び商品ならびに大会と開催都市の宣伝のためのマーケティングキャンペーンを実施する。TOP パートナーはまた、それなしではオリンピック競技大会が開催できない、200 を超える世界中の NOC の取組みを支援する。IOC が TOP プログラムまたは世界的なライセンスプログラムの一環として特定の企業に独占権を付与している製品とサービスのカテゴリー以外に、マーケティング及びプロモーション権が開催国内に限定される大会マーケティングパートナープログラムの一環として、国内のスポンサー／パートナーと契約を結ぶ機会もある。

マーケティングプラン契約 (MPA) は、大会のマーケティング構造と目的を明確に規定するために、また OCOG のマーケティングプランの策定と実施の枠組みを詳細に記述するために、IOC と OCOG によって結ばれる重要な契約である。MPA には複数の他の重要な要素も規定され、これにはマーケティングパートナーの権利の保護に関する規定、OCOG の国内スポンサー及びライセンスプログラムの販売と実施のための制限要因、効果的なアンブッシュ保護、クリーンベニュー、知的財産権 (IP) 保護のための対策、ならびに放送権の一般ガイダンスが含まれる。マーケティングパートナーサービスチームは、MPA の全ての側面に精通することが不可欠である。

パラリンピックマーケティングプラン契約は、パラリンピック競技大会のマーケティング構造と目的を確立するために、IPC と OCOG によって結ばれる重要な契約である。この契約には、一部の TOP パートナーと国内パートナーだけでなくパラリンピック競技大会に対する新しいパートナーにも関連した権利の説明が盛り込まれる。OCOG はまた、アンブッシュマーケティング行為を防ぎ、パラリンピックのパートナーとスポンサーの価値が高まるイニシアチブを組織するために、最大限の努力を払うものとする。

マーケティングパートナーサービス分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの領域と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『マーケティングパートナーサービスに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則と MPA に従ってマーケティングパートナーサービス要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

MPS 01 - OCOG による物品とサービスの調達

- OCOG が、大会と OCOG が主催するその他の公式イベントまたは活動(ライブサイト、スペクテュラー(屋外大規模展示物)など)を実施する上で必要とする、オリンピックマーケティングパートナーの製品カテゴリー内の全ての物品またはサービスは、MPA に記載された条件に従って、当該のオリンピックマーケティングパートナーから独占的に調達する。

MPS 02 - マーケティングパートナーのリコグニッション

- オリンピックマーケティングパートナーがオリンピック競技大会の実施に向けた貢献を、広告、PR 活動、標識及び内外のコミュニケーションの形態で一般に伝達する手段として、公式パートナーリコグニッションプログラムを策定する。

MPS 03 - 開催都市における屋外広告

- 過去の屋外広告在庫枠の徹底的な見直しを行い、少なくとも大会の開始の 2 週間前から大会の全期間を通じた期間においてこの在庫枠の管理を保証する契約を当該媒体所有者との間で締結する。その後 OCOG は、この定義された大会期間の間使用できるこの在庫枠を標準的な市価でオリンピックマーケティングパートナーに販売するものとする。

MPS 04 - マーケティングパートナーの大会資産へのアクセス

- MPA に指定される詳細に従って、オリンピックマーケティングパートナーが、宿泊、チケットイング、輸送及びアクレディテーションの各サービスを確実に利用できるようにする。

MPS 05 - オリンピックホスピタリティーセンター(OHC)

- 大会期間中に事業開発やホスピタリティ活動を行うために自己負担で特別室を設営することを選択するオリンピックマーケティングパートナーに、その特別室のスペースを OHC 内に提供する。OCOG が OHC の設置を選択する場合、以下を実施するものとする。
 - － IOC と合意した仕様に沿って、OHC 構造を構築する
 - － オリンピックマーケティングパートナーとの協議の前に、OHC の場所、フロアプラン案、その他の技術的な仕様について IOC と協力する。
 - － オリンピックマーケティングパートナーに、会場内の特別室の場所を希望に沿って選択する機会を含む、OHC での適切な権利を与える。
 - － コストとメニュー価格を含めた OHC 運用計画を、承認を得るために IOC に提出する。



MPS 06 - ショーケーシング戦略及びプラン

- ショーケーシング施設の戦略及びプランを、承認を得るために IOC に提出する。
- OCOG が、オリンピックマーケティングパートナーのショーケーシングの目的のためにオンサイトに土地の利用を許可する場合、かかる土地は、当該のオリンピックマーケティングパートナーが建物とその構造の整備に関連する全ての費用を負担し、ユーティリティの接続などの基本的な運営費用を IOC が仕訳及び見直しした後で費用回収を基本としてオリンピックマーケティングパートナーに請求できるという了解の上で、同パートナーによる利用が許可されるようにする。

MPS 07 - 売店、小売業及びライセンス

- オリンピックマーケティングパートナーに付与されたブランディング権利を、MPA に従って実施する。
- OCOG の売店、小売店、小売キオスク及び e コマースサイトでは、IOC から伝えられたクリーンベニュー要件及び許容されるブランディング基準を遵守する。

MPS 08 - 大会時の撮影

- それぞれのマーケティングの取組み作業を映像ドキュメントにすることを希望するオリンピックマーケティングパートナーのために、OCOG に費用負担をかけずにオンサイト撮影プログラムを策定するために IOC と協力する。



2.2. メディア

序論

メディアの役割は、オリンピック競技大会について報道することであり、メディアを通じて世界の数十億の人々が、オリンピック競技大会と開催都市の模様を視聴する。以下の公認メディアの 2 つのカテゴリーに対して多くのメディア施設及びサービスを提供する必要がある。

- － 公認記者及びフォトグラファー(プレス)
- － オリンピック競技大会の放送権付与に関する契約を、IOC との間で締結した放送事業者 (RHB 及び大会のホストブロードキャスターである OBS)

RHB(OBSを通じて)とプレスを含むメディアに対して質の良い施設とサービスを提供することにより、OCOG は、新聞、インターネットサイト、テレビ、ラジオ、新たなメディアプラットフォームを含む様々な媒体を通じて、オリンピック競技大会と開催都市のメディア露出とその拡散を最大限に実現することができる

一般原則として、またメディアのプロフェッショナルな業務の遂行を可能にするために、必要な許可、マルチエントリビザの付与、あるいは OIAC の有効期限が延長されることが重要である。

放送用施設とサービスの提供に関する要件は、OBS に対して適用され、該当する場合は RHB に対して適用されることとなる。放送に必要な施設に関して、提供されるインフラは、オリンピック放送の実施において標準であると許容される品質及び数量であるべきである。

OCOG は、当該の仕様及び OBS から指定される詳細な要件に従って、RHB のための全ての施設とサービスを計画し、提供するものとする。また、提供される全ての施設とサービスは、OBS に提出され、承認を得られなければならない。

OBS は、RHB に適用される全ての要件、方針及び手順のもっとも重要なコーディネーターであり、RHB の施設とサービスの割当てを監督することにも留意するべきである。OBS が、RHB の要件の調整、割当て及び管理に責任を持つ一方で、OCOG が直接 RHB に提供するいくつかのサービスと施設もある。これらのサービスに対して、OBS はコーディネーターとしての役割を果たすものとする。

パラリンピック競技大会については、同様の施設とサービスが提供されるべきであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整されるべきである。

このメディアのセクションは、以下の付属書によって補完される。

- － BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営詳細
- － BRS 付属書 2 - ブロードキャストマスタープランータイムライン
- － BRS 付属書 3 - 照明に関する詳細
- － BRS 付属書 4 - メディア輸送表

メディア分野(プレスとブロードキャスト)は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件に関する更なる情報は、『メディアに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってメディアに施設とサービスを提供するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

放送要件の詳細な説明は、「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営詳細」で確認できる。OBS と RHB への施設とサービスの提供に関するその他のマイルストーンは、「ブロードキャストマスタープラン—タイムライン(BRS 付属書 2)」に記載されている。

プレスに関する要件

PRS 01 - プレスに提供される一般的な施設及びサービス

- 宿泊、輸送、レートカード、国際的に許容される業界水準の電気通信及びテクノロジー、アクレディテーション、アクセスコントロール、飲食サービス、言語サービス及びプレスがオリンピック競技大会の報道という任務を遂行するのに必要とされる支援サービスを含むプレス向けの一般的な施設及びサービスを提供する。

PRS 02 - メインプレスセンター(MPC)

- オリンピック競技大会で公認記者及びフォトグラファーの中心的な仕事場となる、毎日 24 時間のサポートと施設が提供される MPC を設置し、オリンピック冬季競技大会の場合はさらに山岳メディアセンター(MMC)を設置する。MPCとMMCは、既存の展示センター型の施設、新しい建築物や簡易に改造できる大型の建物(倉庫など)、または目的に適合した仮施設とする。競技会場に対して便利であることに加え、輸送、宿泊、レストランなどの公共サービスにアクセスできる場所に設置する。
- MPC については、以下を確保する。
 - － オリンピアド競技大会(夏季オリンピック大会)の MPC は、有効スペースとして 30,000 m² を、さらにトラックの出入り、積降エリア及び安全な保管エリアを含む物流コンパウンドとして建物内または建物に隣接する 1,000 m² を確保する。
 - － オリンピック冬季競技大会の MPC は、有効スペースとして 20,000 m² を、さらにトラックの出入り、積降エリア及び安全な保管エリアを含む物流コンパウンドとして、建物内または建物に隣接する 1,000 m² を確保する。
 - － 目的に適合した、一体化された国際放送センター(IBC)／MPC メディア輸送モールを設置する。IBC と MPC が隣接する施設の場合、共用の輸送モールを配置するべきであり、離れている場合は、IBC と MPC はどちらも専用の輸送モールが必要になる。
- MMC(オリンピック冬季競技大会のみ)については、以下を確保する。
 - － MMC の占有スペースは 3,000 m² 以上を確保し、輸送ハブを隣接させ、山岳ゾーンに物流コンパウンドを配置する。
- OCOG がフィットアウト(取付け)とオーバーレイに十分な時間を確保できる期間で完全に施設を所有できるようにする。施設の種類に応じて時期は異なるが、オリンピアド競技大会(夏季オリンピック大会)の場合は、開催の 6 か月前まで、オリンピック冬季競技大会の場合は、開催の 3 か月前までであるべきである。その期間は提供される施設の種類による一例えば、既存の展示会用の施設は、新規に建設される建物と比べてフィットアウト(取付け)とオーバーレイに要する時間が短い場合がある。上記に指定された期限より遅くなる場合は、IOC により承認されるものとする。



PRS 03 - 競技会場での記者及びフォトグラファーの設備

- 全ての競技会場で、記者及びフォトグラファー向けのメディア施設、サービス及び技術要件を提供する。これには以下を含めるものとする。
 - － 十分な設備のあるメディアワークルूमを備えたベニューメディアセンター (VMC)、ミックスゾーン、記者会見室、有線及び無線ブロードバンドインターネットアクセスが可能なメディアラウンジと各席に電源とケーブルテレビ (CATV) モニターが完備された記者席。
 - － 明確に区分されたフォトポジション。各ポジションは、フィールドオブプレイ (FOP) の競技／選手に対する視野障害がない場所で、国際的なスポーツ及びニュースフォトグラファーのニーズを満たす電源及び有線インターネットブロードバンド接続を提供する。

PRS 04 - プレス向けインターネット接続

- 全会場の全ての記者席、MPC と VMC のワークルूम及びフォトポジションに、記者及びフォトグラファー用の光ファイバーを含むインターネット接続を用意する。全メディアエリアで Wi-Fi が使用できるものとする。
- 最大規模の報道機関に対して、専用ネットワーク (VLAN) を提供し、MPC 内の各社のプライベートオフィスにオリンピック会場からデータを送信し、またフォトグラファーの画像、レポーターの記事、その他のデータの収集を可能にする。VLAN 光ファイバーネットワークは、完全冗長型とし、弾力的なネットワーク構造により、各競技会場及び非競技会場に異なる回線が敷設されるものとする。

PRS 05 - オリンピックインフォメーションサービス (OIS) / パラリンピックインフォメーションサービス (PIS)

- OIS と PIS の提供において IOC を支援する。これ (OIS/PIS) は公認メディアに継続的に情報を提供し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の最高の報道の達成を支援するための、プロフェッショナルなスポーツ報道及び情報サービスである。OIS と PIS の内容は、大会の INFO+システムで公開され、オリンピックデータフィード (ODF) を通じて配信される。OIS と PIS の内容は、英語で記述される。

パラリンピック競技大会のプレスに関する要件

PRS 06 - パラリンピック競技大会の一般的なメディア施設及びサービス

- パラリンピック競技大会期間中のプレス向けに、MPC、ベニューメディアセンター、記者会見室及びメディアラウンジ、記者席、ミックスゾーンならびにフォトポジションなどの主要な施設を提供する。これらはオリンピック競技大会中にメディアに提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。
- パラリンピック競技大会期間中のプレス向けに、ア krediyteeshon、宿泊、メディアガイド、パラリンピックニュース (インフォメーション) サービス (PIS)、レートカード / DOS、テクノロジー、輸送、出入国、チケットティング、言語サービス、その他の支援サービスなどの主要なサービスを提供する。これらのサービスはオリンピック競技大会の期間中にプレスに提供されるものと同様であるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。

PRS 07 - パラリンピック MPC

- 目的に適した、またオリンピック競技大会と同じレベルのサービスを備えた、パラリンピック競技大会用の MPC を設置する。パラリンピック競技大会用の MPC は、オリンピック MPC と同じでも、同じでなくてもよい。この会場では、予測される公認プレスの数に合わせて当該のサービスが提供されるべきである。



PRS 08 - パラリンピック会場でのメディアサービス

- 以下のように、障がいのある人を含めた、会場でのメディアのニーズに合わせる。
 - － 記者席にアクセシビリティに配慮したプレスシートを組み入れる。
 - － 全ての競技会場にアクセシビリティに配慮したミックスゾーンを設ける。
 - － FOPを直接見ることができないミックスゾーンに、各会場から映像が配信されるCATVモニターを設置する。
 - － 記者会見室にアクセシビリティに配慮したステージを設置する。
 - － 車いすを使用するフォトグラファーがアクセスできるフォトポジションを、各会場に1か所以上確保する。
- パラリンピックビレッジプラザに隣接し、専用のメディア通用口のある専用のメディアセンターをパラリンピック選手村に設置する。IPCと協力してパラリンピック選手村の居住ゾーン内のメディア向けのガイドツアーを企画する。

放送サービスに関する要件

BRS 01 - 計画立案フェーズ—施設及びサービス

- 会議と調査の容易化を含めた、会場計画策定プロセスを管理し、コンピューター支援設計(CAD)のオリジナル図面を提供し、全ての放送関連の施設と会場のオーバーレイの設計について、OBSに全面的に協力する。
- 計画立案フェーズの間に、OBSとRHBが会場にアクセスする標準手順を規定し、RHBとの報告会／会議でOBSから要求される関連情報を提供する。
- 会場の運営の計画策定に対して、全てOBSとの協議の上で一貫したアプローチを取る。
- OBSと連携し、競技スケジュールを策定する。
- 2つのパートから構成されるDOS(またはレートカード)を開発する。
 - － OBS 供給サービス(パート A)
 - － OCOG 供給サービス(パート B) (インターネットの特定のレート、情報システム、電話通信、仮想ローカルエリアネットワーク(VLAN)、コンピューター、プリンター、車両、家具・什器・備品(FF&E)など)
- OCOGがRHBに料金を請求する権利のある全てのサービスが、OCOGから提供されるサービスの特定のレートとともに、DOS(パート B)またはレートカードで定義されることを確保し、OBSからRHBに配布される完全なDOS(パート A とパート B を含む)に、完全に統合できるようにする。
- OCOGと通信会社または放送事業者間の契約で、RHBが費用を負担するDOSでは完全に扱われていないサービスまたは施設に関するものは全て、事前の書面による承認を得るために必ずIOCに提出されるようにする。
- OBSから規定される仕様に従って、結果、データと計時、実況席情報システム(CIS)、遠隔CIS、リアルタイムデータシステム(RTDS)、ODF、バーチャルCG、その他の技術情報／サービスの提供に関する計画を決定する。



- OBS の通信仕様と、通信プロバイダー及び／または OCOG との間で直接話し合っ決定した詳細な要件に従って、OBS の施設とオフィスに必要な一般的な通信サービスを提供する(固定電話セットと回線、携帯電話、セキュアな高速ブロードバンドとインターネット、無線機、合意されたサービス及び使用レベルのインフラ及び設備など)。
- 「FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定の定義」に従い、関連する保険証券を調達し、維持する。

BRS 02 - 運営フェーズの施設とサービス - 国際放送センター(IBC)／山岳放送センター(MBC)

- 競技会場に近接して便利な場所に立地し、簡単に改修できる既存の施設、新しい構造、または大型の建物を、全ての放送関連の活動の運営拠点である IBC として提供する。さらに、オリンピック冬季競技大会については、前記よりも規模が小さい同様の施設が、MBC の形態で要求される場合がある。
- IBC/MBC の両施設が適切な高さとスペース要件に適合し、これらの施設が、「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って正しく設備が整えられていることを確保する。
- 建物の全ての建築図面と設備図面を OBS に提出し、OBS は建物のスペース計画の最終承認を行うものとする。
- フィットアウト(取付け)とオーバーレイのための時間を十分にとった上で合意された期日に OBS への施設の引渡しを実施し、パラリンピック競技大会の期間後、設備の撤去と建物の原状回復が完了するまで、その所有が維持されることを確保する。
- 施設内及び施設周囲に、ゲストパスオフィス、日常記者会見室、コンパウンド／サテライトファーム、荷積みドック、物流業務、バスセンター、駐車施設と降車エリア、OCOG 提供のサービスのためのスペースを割り当てる。
技術設備(コンピューター、プリンター、コピー機)、一般的な電気通信(固定電話回線、携帯サービスエリア、高速インターネット)、CATV システムと家具・什器・備品(FF&E)の備品及びインフラを提供する。
- 各種の競技会場と非競技会場の間にブロードキャスト通信ネットワークを敷設するために、OBS から要求される光ファイバーを全て提供する。詳細については、「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」を参照されたい。
- IBC/MBC の引渡しの日から撤去の終了までの間、アクセス管理要員の派遣を含めた、適切なセキュリティ及び境界管理が実施されることを確保する。
- 外部及び内部の大会のルック要素を提供する(地図、標識、部屋表示など)。
- 必要に応じて、IOC/OBS の費用で、OBS/RHB スペースの塗装が含まれることを確保する。OBS による詳細のとおり、IOC/OBS の費用で、特定の OBS ルック要素が組み入れられるべきである。
- 建物とそのサービスの全ての保守及び施設管理を提供する。



BRS 03 - 運営フェーズ - 施設及びサービス - 会場

- OBS が ITVR 信号を発信できるように、適切な支援と援助を確保する。
- 「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って、放送運営エリアに必要なスペース、インフラ、配線要件、照明、HVAC、FF&E、テクニカル／ドメスティックパワーが各会場に含まれていることを確保する。
- オフィス、技術スペース、ケータリング及び倉庫（コンテナ、キャビン、トレーラー、テントなど）として使用される施設、これらの各施設の FF&E、飲料水と排水（要求される場合）及び全 OBS と RHB エリアの毎日の清掃サービスを提供する。
- 会場の使用開始時から設備の搬出の完了時まで、職員のアクセス管理を含めた、適切なセキュリティ及び境界管理が実施されることを確保する。
- OCOG から提供される全てのサービスと施設が、「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って正しく設置され、配線されることを確保する。
- 資材運搬機器や給油のためのその他の関連する物流支援を含めた、設備の搬入／搬出、設置、配線及び職員の移動用の専用のサービス車両を提供する。
- OBS の照明要件に従って、照明計画を策定し、実施する。詳細については、「BRS 付属書 4 - 照明に関する規定」を参照されたい。
- 放送に関する留意事項を考慮に入れ、大会のルックならびに道案内、識別及び輸送標識を全放送エリアに供給し、設置する。

BRS 04 - 運営フェーズ - その他の施設及びサービス

- 大会前、大会期間中及び大会後の、職員と車両がアクセス管理エリアに入るために必要な全てのアクセディテーション、補助デバイス及びその他のパスを供給する。
- 大会前、大会期間中および大会後の、OBS と RHB 職員のための運営許可とライセンスの取得プロセスを円滑化する。
- 「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って設備の保管、組立て、試験及び仮置きするためならびに適切に装備されていなければならない物品の発送と受入れのために OBS が必要とする倉庫と屋外の作業施設を提供する。
- 要求される全てのメディア輸送サービスを、「BRS 付属書 4 - メディア輸送表」に従って提供する。
- 「開催都市契約大会運営要件 - 宿泊施設」に従って、RHB と OBS の全ての職員のための許容レベルの宿泊施設が利用可能であることを確保する。
- 複数の RHB 中規模のスタジオを収容する完全に完成済みで稼働可能な施設とオリンピックエリアまたは開催都市の関連スポットを遮るものがなく見渡せる、電源、HVAC、セキュリティ、コンパウンドなど備えたテレビ中継ポジションを提供する。
- OBS と RHB の全てのニーズを満たすために、大会期間中の周波数割り当てに対して十分な数のカメラ、マイクロホン、空地通信、マイクロ波、衛星及び汎用の双方向通信を、関連当局とともに体系化し、調整を行う。
- 開催都市と共同開催都市の OBS と RHB の撮影の一般的な撮影方針を、要求される許可とライセンスを含めて、承認を得るために OBS に提出する。



パラリンピック放送サービスに関する要件

BRS 05 - パラリンピック放送要件

- HCC 原則及び IOC と IPC の間で交わされた合意に沿って、以下を確保する。
 - － オリンピック競技大会のホスト放送局である OBS は、パラリンピック競技大会のホスト放送局を兼任するものとする。
 - － パラリンピック競技大会の国際テレビ信号の制作レベルは、IPC との協議の上、開催国放送業者により決定されるものとするが、この際、RHB の要求と、過去のパラリンピック競技大会で実施されていたサービスの制作及び適用範囲のレベルを考慮する。後者のレベルにより、サービスの制作及び適用範囲のベースラインレベルが定められる。IPC は、サービスの制作及び適用範囲のレベルが定義される、ホスト放送局と OCOG 間の開催国放送契約を承認するものとする。
 - － 放送権の販売においては、IPC と緊密に連携する。放送販売戦略の詳細は、PMPA で概説される。

BRS 06 - パラリンピック競技大会の一般的なメディア施設とサービス

- IBC、ベニューメディアセンター、記者会見室とメディアラウンジ、記者席、ミックスゾーンなど、パラリンピック競技大会中の放送事業者の主要な施設を提供する。これらはオリンピック競技大会中に放送事業者に提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。
- アクレディテーション、宿泊、メディアガイド、パラリンピックニュースサービス、レートカード／DOS、技術、輸送、出入国、チケットティング、言語サービス、その他の支援サービスなど、パラリンピック競技大会中に放送事業者に主要なサービスを提供する。これらはオリンピック競技大会中に放送事業者に提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。



2.3. NOC サービス

序論

オリンピック競技大会に出席する NOC 代表選手団は、選手とそのコーチ、医療スタッフ、管理者を含む。各 NOC は、代表選手団の長として選手団団長 (Chef de Mission) を任命する。NOC のスタッフは、大会で競技する選手のコンディションを最適化するのを助ける。同スタッフは、選手村に選手とともに宿泊する。追加チーム役員については、選手村と会場から最大限近い場所に、合理的な範囲の費用負担で NOC に対して宿泊施設が提供されるべきである。

NOC サービスチームは、NOC との関係及びサービスの計画策定と管理に責任を持ち、大会までの期間及び大会期間中、OCOG と NOC の主要な連絡係及び唯一の窓口として役目を果たす。同チームは、組織プロセスの全ての側面で、情報とサービスの中心地点を NOC に提供する。NOC サービスチームは、通常は、OCOG 内の NOC ステークホルダーグループを担当し、支える。

NOC との効果的な作業のために、OCOG は開催都市とオリンピック会場の訪問や OCOG ファンクショナルエリア (FA) と会合が必要な NOC の公式訪問を手配すべきである。OCOG はまた、開催都市で長期間のチームリーダー会議の開催を希望する NOC による訪問を手配し、適宜、訪問プログラムを調整するべきである。NOC サービスチームは、NOC に影響するサービスと運営の計画を策定する全ての FA との間で、緊密な連携体制を築く。NOC サービスチームは、全ての NOC から有益な情報を集め、サービス要件とサービスレベルの合意を定義するために、詳細情報を OCOG の各 FA に伝える。このため、NOC サービスチームが OCOG 全体でのこのようなサービスレベルの議論に参加し、貢献すること、また NOC 代表選手団に提供するための最も新しく正確な情報を FA から入手していることが不可欠となる。

主な責務は、NOC との関係の管理及び連絡ならびに選手村内での NOC サービスセンターの計画策定及び運営である。

NOC サービスセンターは、NOC に対するワンストップ中央集中サービスを提供する。一般的なサービスとして、郵便物の集荷、無料の観戦チケットの配布、会議室のスケジュール調整、飲食サービス及び通訳サービスのスケジュール調整、OCOG からの様々な連絡事項及び資料の配布が挙げられる。

NPC は、NOC と同等レベルのサービスが提供されるべきであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。この目的を達成するために、NPC サービスは、NOC と NPC の両方にサービスを提供するために、NOC サービスに統合してもよい。

NOC サービス分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『NOC サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って NOC サービス要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

NOC サービスの管理に関する要件

NCS 01 - NOC の国内の団体との契約

- 当該 NOC の事前の承認なく、OCOG が当該 NOC の国内のどの団体(国内競技連盟、外交団など)との間にも合意を結ばないことを確保する。

NCS 02 - 選手とその他の認定 NOC 参加者のメディアとしての活動に関する制約

- メディアとして認定された者のみがジャーナリスト、レポーター、またはその他のメディアの立場で活動できることを確保する。いかなる状況においても、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュまたはその他の認定参加者は、オリンピック競技大会の期間中、ジャーナリスト、レポーターまたはその他のメディアの立場で活動することは許されない。これは、大会、開催都市及び OCOG の活動の公平な一部の人間のみにによる描写を確保するためである。

NCS 03 - NOC の物品の移動

- オリンピック会場内の物品の移動を(NOC の費用負担なしで)以下の了解に基づいて管理する。
 - － NOC は、選手村内で専用の運送業者(人と資材の取扱いを含む)を雇用することが許可されるものとする。
 - － オリンピック競技大会で使用される NOC の製品の、通関手続地から各会場(選手村、競技会場)までの輸送の責任と費用は、大会都市の立候補文書で定義された輸送補助金の対象となる品目を除き、NOC により負担されるものとする。

NCS 04 - 物品の損傷及び損失

- 棚卸及び検査プロセスを通じて登録された全ての損傷、または物品の紛失(OCOG から無償で提供されたものか、レートカードを通じて取得されたものかにかかわらず)は、当該 NOC の賠償責任になることを確実にする。OCOG と当該 NOC の間で合意に至らない場合、IOC の NOC リレーションズ部が調停役となるものとし、合理的な期間を経ても合意に達しない場合、同部は最終決定を下すものとする。オリンピック競技大会後、出国時に合同検査で合意された損傷を上回る賠償は、NOC に対して行われないものとする。

NCS 05 - ギフトバッグ

- OCOG がギフトバッグの提供を決定した場合、その中身を承認のために IOC に提出するものとする。



NOC/NPC の公式訪問と移動に関する要件

NCS 06 - NOC/NPC の開催都市への公式訪問

- 大会の 47 か月より前には、NOC/NPC の公式訪問を受け入れるべきではない。ただし、NOC サービスチームは、大会計画(会場マップ)、空港アクセス、輸送情報などの関連情報を提供すべきであり、また開催都市を訪問する NOC/NPC に対し円滑な移動と快適な滞在を手助けするために地域の観光情報を提供すべきである。
- 大会の 47 か月前から 3 か月前までの間に、NOC サービスチームは NOC/NPC 公式訪問の受入れの準備を整えるべきである。
- NOC 訪問方針及び手順を、承認のために IOC に提出する。同様に NPC 訪問方針及び手順を承認のために IPC に提出する。

NCS 07 - 渡航補助金

- オリンピック競技大会参加選手の各 NOC と、パラリンピック競技大会参加選手の各 NPC に、渡航補助金を提供する。
- 各 NOC と NPC の渡航補助金の額は、以下に基づき米ドルで計算され、伝達されるものとする。
 - － 公表されている、手数料を払って予約変更することが可能なエコノミークラスの最低往復運賃。NOC/NPC の首都(NOC/NPC が合意する場合は他の都市、すなわちオーストラリアではシドニー)からオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の公式通関手続地までの区間。
 - － 可能な場合、オリンピックまたはパラリンピック競技大会の選手村の開村日及び閉村日に、通関手続地で入出国する場合の航空運賃。両日における通関手続地と NOC/NPC の首都の間の移動が不可能な場合、最低のエコノミー料金が適用されるそれに近い日が選択される。
 - － 最短経路。
 - － 空港使用料及び税を含む。
 - － 乗り継ぎ費用は含まれない。
 - － キャンペーン航空券料金と格安航空会社は除外される。

NCS 08 - NPC サービス

- NPC の特定の要件とニーズを考慮に入れ、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整した上で、オリンピック競技大会で NOC に提供されるサービスと同様または同等のサービスを NPC に提供する。

会議、セミナー、マニュアルに関する要件

NCS 09 - アスリート委員会の設立

- 選手向けのサービスレベルの妥当性確認を支援すること及び OCOG のサービス実施を監視し、助言することを任務とする、アスリート委員会を設立する。

NCS 10 - 出版物と会議における公式言語の使用

- NOC と NPC の全ての出版物は、フランス語、英語及びスペイン語で提供する。
- 選手団団長セミナーと選手団団長会議で、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語、アラビア語の同時通訳を提供する。



NCS 11 - 選手団団長ドシェ及びマニュアル

- 選手団団長ドシェと選手団団長マニュアルを承認のために IOC に提出する。

NCS 12 - 選手団団長セミナー

- 開催都市で選手団団長セミナーを開催する。

NCS 13 - NPC 選手団団長セミナー

- 開催都市で NPC 選手団団長セミナーを開催する。

NCS 14 - 選手団登録会議

- スポーツエントリーの期限後、ただし遅くとも選手村のプレオープン日までに、選手団登録会議を開始し、開会式の前日まで継続することを確保する。



2.4. オリンピックファミリー及び要人サービス

序論

オリンピックファミリーには、IOC 会長や IOC 委員、IF 会長及び専務理事、NOC 会長及び専務理事、TOP パートナーの会長及び CEO、将来の OCOG の上級幹部、RHB の上級幹部、ならびに大会に参加して各役割に関連した職務を遂行するその他の人々など、オリンピックムーブメントの多種多様なグループが含まれる。

要人には、国際要人(国家元首／政府首長／スポーツ大臣／外交団長)及び国内要人(国家及び地方当局)が含まれる。

大会期間中は、スポーツコミュニティの大部分が開催都市に集結するため、大会直前及び大会期間中には多くの上層部レベルの会議や関連イベントが開催される。これらのイベントのロジスティックスは、オリンピックファミリーサービスチームにより調整される。

同様に、オリンピックファミリーサービスチームは、大会前に開催都市で開催される他の IOC イベントにおいても、ロジスティックスの調整に責任を持つ。

大会開催時、オリンピックファミリーサービスチーム、会場プロトコールチーム及び要人サービスチームは、OCOG の他のチーム、ステークホルダー及びデリバリーパートナーと緊密に連携し、全ての競技会場及び非競技会場で、オリンピックファミリーと要人にサービスを提供する。これには、オリンピックファミリーホテル、空港での出迎えサービス、式典の運営及びオリンピックファミリーアシスタントプログラムが含まれる。

国内外の要人に対するサービスは、通常、開催国政府やその他のデリバリーパートナーとの緊密な協力の下で提供され、大会時におけるサービスは、プロトコール調整センターを設置し運営することで効率的に調整される。

パラリンピック競技大会に出席するパラリンピックファミリーと要人にも、同じレベルのサービスが提供されるべきであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて調整される。

オリンピックファミリー及び要人サービスの分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『オリンピックファミリー及び要人サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってオリンピックファミリー及び要人サービスの要件を満たすために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



オリンピックファミリーサービスに関する要件

OFS 01 - IOC 会議及びイベント

- 以下の大会前会議／イベントを、IOC の費用で開催する。
 - － 調整委員会会議
 - － プロジェクトレビュー
- 以下の大会時会議／イベントを、IOC の費用で開催する。
 - － IOC 理事会会議
 - － IOC 総会
 - － その他の大会時会議及びイベント
- IOC と協力して、IOC 総会開会式を開催する。

OFS 02 - IOC 総会徽章

- IOC 規定に従い、IOC がデザインと数量を承認した後、総会の各参加者向けに徽章を作製する。総会徽章の作製に関連した全ての費用は、IOC が負担する。

OFS 03 - IOC 総会のルック

- IOC 総会のルックが、総会に関連した印刷物、装飾、徽章にのみ表示されることを確保する。制作費は IOC が負担する。
- 全ての公式資料は、フランス語と英語で記述され、IOC に提出し、承認を得るものとする。

OFS 04 - オリンピックファミリーアシスタントプログラム

- 以下に挙げるオリンピックファミリーステークホルダーに、職務の遂行を手助けするオリンピックファミリーアシスタントを割り当てる。
 - － IOC 会長、IOC 名誉会長
 - － IOC 副会長
 - － IOC 委員
 - － IOC 名誉委員及び IOC 荣誉委員
 - － IOC ディレクター
 - － オリンピック競技の IF 会長及び専務理事
 - － NOC 会長及び専務理事
- オリンピックファミリーメンバーが、開催都市に到着してから出発するまで、オリンピックファミリーアシスタントが同行することを確保する。
- 1 日最低 10 時間のサービスを確保し、特別な業務上の必要性がある場合は業務時間が延長される (IOC と OCOG が合同で承認する)。1 人のオリンピックファミリーアシスタントではこの要件に対応できない場合、計画策定のために、追加のオリンピックファミリーアシスタントが複数割り当てられるべきである。
- これらの要件を、開催国の法律に従って満たすことを保証する。



- オリンピックファミリーアシスタントが提供されるオリンピックファミリーステークホルダーには、職務の遂行を補助するために「T1」または「T2」運転手も割り当てられるため、適切な場合は、OCOG はオリンピックファミリーアシスタントと運転手の役割を兼任させることを検討してもよい。

OFS 05 - 開会式と閉会式の会場の座席計画

- 座席の割り当てを最終決定しチケットを印刷する前に、オリンピックファミリー及び要人の座席計画案を IOC に提出し、承認を得る。

OFS 06 - 参加メダル及び参加証

- OCOG が、大会でのステークホルダーの貢献を認めるために参加メダルと参加証を制作する決定をした場合、メダル、メダルケース及び参加証のデザインが IOC の規定に従っていることを確保し、IOC にデザインを提出して承認を得る。
- 参加メダル、メダルケース及び参加証を製造し、アクレディテーションカードを有する以下の人々に配付する。
 - － IOC (ゲストカテゴリーを除く全カテゴリー)
 - － IF
 - － NOC (全カテゴリー)
 - － TOP (会長、CEO、上級幹部)
 - － オリンピック放送サービス (OBS) とメディアの全メンバー
 - － OCOG
 - － OC
- 参加メダルと参加証は、参加を辞退した人々や同伴ゲストには与えられないものとする。

OFS 07 - 記念証

- OCOG が記念証の制作を決定した場合、そのデザインが IOC の規定に従っていることを確保し、IOC にデザインを提出して承認を得る。
- この記念証を制作し、アクレディテーションカードを有するが参加証及び参加メダルを受け取る対象ではない全ての人々に配付する。

OFS 08 - IOC 同伴ゲストプログラム

- 理事会 (EB) 会議期間中に、理事会メンバーの同伴ゲストを対象とする文化／訪問プログラムを、IOC の費用で主催する。IOC 総会期間中にも、IOC 委員の同伴ゲストに対して同様のプログラムを主催する。これらのプログラムの内容を IOC に提出し、承認を得る。

オリンピックファミリーの宿泊と施設に関する要件

OFS 09 - IOC、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) のオフィス及び施設

- オリンピック競技大会中、オリンピックファミリーホテル、メインプレスセンター (MPC) 及び選手村に、IOC のために (IOC の費用負担で) 設備を完全に整えた使用可能なオフィススペースを確保する。
- さらに、WADA (WADA の費用負担) 及び CAS (OCOG の費用負担) のために、設備を完全に整えた使用可能なオフィススペースを、いずれかのオリンピックファミリーホテルの内部に提供する。



- オフィスの正確な数と設備の種類(家具・什器・備品 (FF&E))は、IOC、WADA、CAS 及び OCOG の間で合意されるものとする。

OFS 10 - オリンピックファミリーホテルとその他の IOC スペースにおける大会のルック

- 大会ルック要素(バナー、バックパネル、パーティション、動線標識、ステッカー、特別な装飾を含む)が、オリンピックファミリーホテル内の全ての IOC オフィス及びエリア、MPC 及び選手村内の IOC スペース、理事会会議及び IOC 総会の会場ならびに IOC 総会開会式会場を含む、IOC が使用する全ての場所に設置されることを確保する。
- IOC が独自の大会のルックを制作する場合は、IOC がその費用を負担する。OCOG はその作製と設置に責任を持つ。

OFS 11 - IOC オリンピッククラブ(OLC)

- OLC がオリンピックホスピタリティーセンター内に設置される場合、IOC にスペース(仮設または恒久施設、または既存の会場)と、OCOG が提案し IOC が承認した場所で OLC を運営するための複数の補助サービスを提供する。IOC は、「引渡し」日から OLC の運営の終了までの期間中の賃貸料を負担する。
- 他の非競技会場で提供される全てのアメニティ、場所、設備及び以下の補助サービスを、OLC で提供する。
 - － ケータリングキッチン(必要な全てのインフラと設備を備えたもの)
 - － 清掃及び廃棄物処理
 - － 防火管理
 - － 基本ユーティリティ(電気、水道、下水、ガス)
 - － 許可書(衛生、安全及び営業許可)
 - － セキュリティ、道案内標識、技術設備(電気通信、インターネット、OBS フィードも受信する TV)
 - － トイレ
 - － 輸送及び駐車場
- OLC の主要エリアは、おおよそ以下の面積を有するものとする。

標準エリアの寸法	オリンピック 競技大会	オリンピック 冬季競技大会
フロントオブハウス(50%がレストランとケータリング、20%がイベントスペース、15%がプライベートオフィス、15%が共有エリア)	2,000 m ²	1,500 m ²
バックオブハウス(平屋の場合)	700 m ²	500 m ²
バックオブハウス(2 階建ての場合)	850 m ²	650 m ²
バックオブハウス(3 階建ての場合)	1,000 m ²	750 m ²
現地の気候条件に応じて、屋外エリア(テラス)を設置できる。		



要人サービスに関する要件

OFS 12 - 要人サービスの提供

- 以下の要素を含む、要人サービス計画を IOC に提出し、承認を得る。
 - － 要人プログラムに含める国内要人の割合
 - － 要人にサービスを提供する場合の、OCOG とデリバリーパートナーのそれぞれの役割と責任

パラリンピックファミリーサービスに関する要件

OFS 13 - IPC 理事会会議の開催

- パラリンピック競技大会の開会式の 2 日前に実施される IPC 理事会会議を主催し、会議の開催のために指定された施設と設備を IPC に提供する。

OFS 14 - IPC ゲストプログラム

- IPC 理事会会議中(通常は 2 日間)、IPC 理事の同伴ゲストとその他ア krediyteeshonkard を有するゲスト(約 25 名)のための公式ゲストプログラムを、IPC と緊密に調整して主催する。

OFS 15 - パラリンピックファミリーメンバーの大会時の費用

- IPC によって指名された IPC 理事及び IPC マネジメントチームメンバーなど、複数のパラリンピックファミリーメンバーの、パラリンピック競技大会時の費用(航空運賃、食事、宿泊)を負担する。これは IPC が OCOG に対して十分かつ適切な大会時管理支援を行うことができるようにするためである。この規定の範囲に関する詳細は、IOC-IPC 協定に記載されている。

OFS 16 - パラリンピックホスピタリティーセンター

- IPC がパラリンピックホスピタリティーセンターに必要な適切なスペースとサービスプロバイダーを探す際に支援する。
- 会場とオーバーレイを提供する。センターの運営費用は、そのマーケティング権を保有する IPC が負担するものとする。
- パラリンピックホスピタリティーセンターを非競技会場として認識する。パラリンピックホスピタリティーセンターがア krediyteeshon を必要とするエリア内に位置する場合、またはアクセスするためにチケットが必要な場合、必要に応じてイベントサービス、セキュリティ、清掃・廃棄サービスをその周囲に提供する。

OFS 17 - パラリンピック参加メダル及び参加証

IPC に代わり参加証及び参加メダルを制作し、贈呈する。

OFS 18 - パラリンピック記念証

- IPC に代わり記念証を制作し、贈呈する。



OFS 19 - パラリンピック式典の座席

- プレジデンシャルボックスに着座するパラリンピックファミリーメンバー用の公式スタンドとは別に、アクセシブルな座席を含む特定の数の座席を、IF、NPC、要人、OCOG、IPC スタッフ、IPC パートナー、立候補都市及びメディアのために、式典スタジアムに確保する。パラリンピックファミリーのための座席計画案を、割り当てを最終決定しチケットを印刷する前に、IPC に提出して承認を得る。

OFS 20 - パラリンピックファミリーシート

- IPC が設定した各客席要件に従って、全ての競技会場の専用エリアに、アクセシブルな座席を含むパラリンピックファミリー用の座席を用意する。

OFS 21 - IPC オフィス及び備品

- パラリンピックファミリーホテルと、IPC 事務局を構成するその他の場所に、IPC ガイドラインに従って、要求される什器・付属品・備品 (FF&E)、技術設備及びスタッフ支援とともに、一般オフィススペース、プライベートオフィス、会議室及び受付デスクを提供する。
- 開催都市以外の都市の各会場または宿泊施設に IPC オフィスを提供する。
- パラリンピックファミリーホテル、パラリンピック選手村、メインプレスセンター (MPC) などを含む全ての IPC オフィス設置箇所の間で、毎日の配達サービスを提供する。

OFS 22 - パラリンピックファミリーアシスタント

- 以下のパラリンピックファミリーステークホルダーに、その職務を遂行できるように、パラリンピックファミリーメンバーの到着から出発まで同行するパラリンピックファミリーアシスタントを割り当てる。
 - － IPC 会長及び理事
 - － IPC 名誉理事、IPC 終身委員、IPC 名誉ゲスト
 - － IPC ディレクター
 - － パラリンピック競技の IF の会長及び専務理事
 - － NPC 会長及び専務理事
- 1 日最低 10 時間のサービスを確保するものとする。特別な運営上の必要性があり、IPC と OCOG によって承認された場合、業務時間が延長されるものとする。この要件を 1 名の運転手で満たせない場合、計画策定の目的のために、2 名の運転手が割り当てられるものとする。
- 上記の要件を、開催国の法律に従って満たすことを保証する。



2.5. 人材管理

序論

人材管理は、大会の実施に携わる OCOG 有償スタッフと大会時スタッフの戦略、計画策定、動員に関連した全ての行動の流れを包含する包括的用語である。「人材管理」という用語の使用は、人材が最も重要な資産の一つであり、OCOG が自由裁量で活用できるものであるとし OCOG が積極的に理解するための理想的な機会を最初から提供する。歴史的に、OCOG の予算の約 17～20 パーセントが人材に費やされていたことは留意すべき重要な点である。

大会の実施に携わる人々は、OCOG に雇用されるスタッフ、ボランティア、コントラクター及び特定のサービスを提供するサプライヤー（飲食、清掃・廃棄物、セキュリティまたは輸送などの分野）ならびに政府、市またはその他の国家当局が派遣するスタッフを含む。

人材管理は、従来からの全ての人的資源管理と、大会期間の大量のスタッフの準備のために要求される、イベント重視の分野を含む。後者には以下の重要分野が含まれる。

- － 戦略及び計画策定
- － 組織の拡大
- － 組織の移行
- － 大会時スタッフの計画策定及び計画の実行
- － 組織のレガシー及び解散ならびに知識継承

人材管理分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び計画を実行する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『人材管理に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って大会の実施に携わる全ての人材管理を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

PEM 01 - 人材管理戦略

- IOC に対して以下を提供する。
 - － IOC 人材管理長期戦略ツールキットで概説された、人材管理長期戦略
 - － 臨時スタッフ、ボランティア及びコントラクターを含む、大会時のスタッフの短期大量雇用に関するエンゲージメント活動及び募集・採用戦略
 - － OCOG スタッフ、ボランティア及びコントラクターに適用されるダイバーシティ&インクルージョン戦略



PEM 02 - 労働市場分析

- 必要とされる人的資源の効率性と動員を確保するために、有給スタッフ、ボランティア及びコントラクターのポジションに関して市場における対応する推定供給と比較した、大会に要求される需要レベル及び求められるスキルの推定に関する労働市場分析を実施する。

PEM 03 - OCOG の組織の進化

- ファンクショナルエリア (FA) 別の最新の組織図を、定期的に、また要求に応じて IOC に提供する。
- 人的資源計画策定報告書を年次予算とともに IOC と IPC に提出し、IOC または IPC から要求があれば更新する。

PEM 04 - 人材管理技術システム

- 所期の全てのシステムの実装と更新の概略を示した、人材管理技術システムの枠組みとインターフェースの概略図を、年次ベースで IOC に提出する。

PEM 05 - 職務記述書

- 職務レベル、報酬及び採用を検証するために、大会前(計画策定段階)の各役職についての職務記述書を作成する。大会開催中については、最低でも、ボランティアと臨時スタッフのそれぞれに職務記述書があるものとする。

PEM 06 - 特定職員の入国手配

- HCC 原則に従って、オリンピックの職務を遂行する必要がある特定の(ア krediyetasyon付与または非付与の)職員のために適切な開催国当局と行った入国に関する取決めに、事前承認のために IOC に提出する。

PEM 07 - 大会時スタッフのユニフォームプログラム

- 特にオリンピックマーケティングパートナー及びコントラクターによってその従業員に対して提供されるユニフォームに関して、スタッフユニフォームプログラムが策定され、それがオリンピック憲章の規則 50 及び関連する全てのガイドラインに沿ったものであることを確認する。



3. 会場及びインフラ





3.1. エネルギー

序論

安全で信頼性の高い、レジリエントなエネルギー供給は、大会の実施と運営の全ての側面を支える重要なサービスである。

電力供給における大規模な混乱は、競技と主要ステークホルダー（放送局、プレス、技術）の運営に負の影響を及ぼす可能性があり、さらに観客、国内外の視聴者及び開催都市の世界的なイメージにも影響する。

したがって、OCOG 及び発電、送電、配電に責任を負う開催国当局が、以下の主要な原則を理解することが不可欠である。

- － 電力供給は、大会の実施と運営の全ての側面の重要な要件である。
- － プロジェクトの複雑さにより、また当該の開催国当局の関与が必要になるため、オリンピックプロジェクトの開始から、全ての責任当局とステークホルダーを集めた「大会エネルギー調整委員会」を開催都市に設置する必要がある。
- － OCOG は、開催国当局と開催都市の電力供給に責任を有する機関と全面的に協力し、大会エネルギーの技術及び運営計画策定を管理するエネルギーチームを設置する。このチームは、IOC、OBS、OCOG の各 FA 及びステークホルダーとの主要な接点となる。
- － エネルギープロジェクトの資金提供と実施責任の合意を形成する際、仮設か恒設かではなく、供給能力が最も重要な考慮事項となるべきである。
- － 新規及び増強のエネルギーインフラプロジェクトに、最初からレガシーと持続可能性に対する考慮を組み入れるべきである。会場クラスター並びに独立型会場への電力の供給を考慮した場合、全供給経路を通じて、十分な容量の供給と物理的冗長性（単一の電力設備事故により電力損失が生じない N-1 レベルのレジリエンス）が要求される。供給経路の物理的な多様性を組み入れることは、リスク軽減の重要な側面である。特定のステークホルダー（放送、テクノロジー、セレモニー、プレスなど）に対しては、発電機と無停電電源装置（UPS）による仮設のバックアップが組み込まれ、電力供給に関してローカルな配電レベルでのN-1以上のレジリエンス要件が要求される。

オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会のエネルギー供給において、OCOG エネルギー領域とは主にインフラとサービスのプロバイダーであるが、エネルギーサービス及び運営の提供の成功に向けて、通常業務の範囲を超え、会場・インフラ、放送・メディア、輸送、テクノロジー、アクレディテーション及び会場マネジメントなどの他の領域における情報・サービス提供との連携が重要である。

エネルギー分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってエネルギー要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

NRG 01 - 大会エネルギー計画策定

- 基礎フェーズの間に、立候補フェーズで実施された初期エネルギー調査のフォローアップを実施する(電力とガスを含む)。このフォローアップ調査では、会場マスタープランの策定及び改良、さらに大会で特定されたインフラプロジェクトの定義、クラスターと会場の供給、負荷見積、エネルギーインフラの可用性／容量が反映されるものとする。IOC は、このプロジェクトの完了を援助するために、OCOG に見積文書を送付するものとする。

NRG 02 - 大会エネルギー調整委員会

- OCOG、開催国当局、公共設備及び新しいオリンピック会場の建設に責任のある機関をまとめた管理機関(大会エネルギー調整委員会)を、開催都市が設置するものとする。この大会エネルギー調整委員会は、大会関連のエネルギーインフラプロジェクトを定義し、提供のタイムラインを管理できる適切な権限レベルを備えた特別な委員会として、機能するものとする。同様に、同委員会は、要求されるレベルで電力インフラとサービスを提供するのに必要な意思決定と協力を促進するものとする。大会エネルギー調整委員会は、常にレガシー時についても考慮するものとする。

NRG 03 - 開催都市及びエネルギー機関

- 開催都市の電力供給に責任を負う開催国当局と機関が、大会の運営を支えるために極めて重要と定義された、全てのエネルギーインフラプロジェクトの資金調達と期限内の実施にも責任を負うことを確保する。この責任には、電力系統からの代替供給源としての仮設供給インフラ、会場クラスターまたは独立型会場への一時的供給も含まれるものとする。その他に、開催国当局及び機関は、大会運営の支援に必要な、主にクラスター／会場周辺内のコンパウンドとして設置される仮設中電圧配電インフラにも責任を負うものとする。

NRG 04 - 供給能力

- 開催都市と当該の開催国当局との協力によって、大会開催時に予測される需要要件を満たす適切な設備能力の予備及び、特定の短期的な追加負荷要件に対応するための余力が確保されるようにするものとする。この場合、エネルギーミックス、エネルギー制約プラント、プラントの負荷損失確率(LOLP)、その他の開催都市の電力系統に特に影響を及ぼす要因を考慮に入れるものとする。



NRG 05 - 信頼性基準

- 開催都市と当該の開催国当局と協力し、以下の基準を確保するものとする。
 - － 送電及び配電系統の能力が、N-1 条件下での通常の運用を保証すること。
 - － システムが大会の特定のニーズに適合すること。特に電力供給会社における最高レベルの供給信頼度(系統平均停電頻度指数(SAIFI)、系統平均停電時間指数(SAIDI)、需要家平均停電頻度指数(CAIDI))に適合すること。信頼度が許容範囲から外れる場合、IOC は大会の特定のニーズを考慮し、開催都市と協力して、大会の電力供給の信頼性を高める対策を実施すること。

NRG 06 - 会場供給

- 開催都市と当該の開催国当局との協力により、会場の電力が完全な冗長性を持つ送電系統から供給されることを確保する。主電源と同期予備電源は、異なるケーブル配線で、1秒以下の自動切替え機能を備え、地理的に独立した変電所から供給されるものとする。

NRG 07 - オリンピックサイトの供給のレジリエンス及び信頼性

- 開催都市と当該の開催国当局との協力により、電力供給(外部からの会場への電力供給と会場内の電力供給を意味する)の全ての要素が、定格容量の80%を超えないことが保証されるように、オリンピックサイトに対する電力供給インフラ並びに電力供給サービスを設計し、提供するものとする。

NRG 08 - イベントの継続

- 放送、メディア、テクノロジー、競技、セキュリティなどの大会のコアサービスに対しては、技術ルーム/運用エリアの暖房、換気、空調(HVAC)システムを含め、仮設の発電及びUPSシステムによって、電力負荷の100%をバックアップすることで、完全にN-1レベルの大会継続電力の供給を確保するものとする。
- フィールドオブプレイ(FOP)の照明は、いかなる状況下にあっても大会を継続するために50%の照明を確保するものとする。そのために、2つの独立した電源からそれぞれの照明に電力を供給する構成とするものとする。FOP照明用の追加の仮設バックアップ発電の必要性は、会場の計画策定の間にOCOG、OBS、IOCにより評価されるものとする。



3.2. 会場

序論

会場は、財政、運営、持続可能性、レガシーの観点でオリンピック競技大会の成功にとって非常に重要である。開催都市と OCOG は、数多くの競技会場と、その他の大会の準備と実施のための会場とインフラを提供するべきである。

開催都市と OCOG の役割は、以下のような会場(恒設及び取り外し可能な会場インフラとオーバーレイ)及びインフラの計画策定、設計、建築及び改修、フィットアウト、そして運営を行うことである。

- － 大会の開催に必要とされる
- － 適切な技術的及び持続可能性の基準に沿った
- － 運動、視覚、聴覚または知的障がいのある人がオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会に、独立して、同等に、また尊厳をもって参加するために、アクセシブルな
- － 国際的な衛生、安全性及び環境に関する最良慣行に準拠した
- － 立候補コミットメント、開催都市契約及びオリンピック憲章に準拠した
- － 大会イベントの運営上のニーズを考慮した
- － さらに、開催都市に計画された、持続可能なレガシーを残す

OCOG と開催都市には、大会の運営上のニーズを満たすための以下の 4 つの責任分野がある。

- － 会場の計画策定と設計
- － 会場の建設(恒設及び取り外し可能なインフラ)
- － 会場のオーバーレイ(会場を大会に使用できるようにするために、既存または新しい会場に追加される、または完全に仮設の会場で実施される必要がある、仮設インフラ、設置物、取り付け物及び設備)
- － 会場運営

会場マスタープランを策定する際に、オリンピックアジェンダ 2020 で強調されるように、長期的な会場レガシーが必要とされない場合は、既存の施設、仮設及び取り外し可能な会場を最大限活用することを十分に考慮するべきである。新規に建設された会場は、レガシーの要求に対してオーバースペックとならず、サイズオーバーとならないようにするべきである。会場イベントの運営上のニーズを中心に、大会開催時の会場の設計が決定されるべきであり、持続可能性とレガシーの目的が最重要目的であり続けるという認識があるべきである。「レガシーのための建設、大会開催時のために適応(仮設によるソリューション)」のモットーが、全ての会場意志決定プロセスを通じて採用されるべきである。

会場の計画策定、設計及び建設フェーズに、OCOG は、全てまたは一部の建設プロジェクトの資金調達と実施に対して一次的または補助的な責任を担うことがある外部デリバリーパートナー、すなわち官民双方の機関と数多く接触することになる。デリバリーパートナーと OCOG は、大会の初期コンセプトからレガシー管理までの、会場の最初から最後まで戦略の設計、実施及び管理に共同で責任を負う。OCOG とそのデリバリーパートナー間の目的を整合させるとともに役割と責任を明確に分担することは、特に予算、資金調達、範囲と設計、建設、会場の大会前と大会時の運営に関連した会場の計画策定と提供の成功に不可欠である。



OCOG 内には、会場の提供と管理に責任を持つ 2 つの主要なチームが存在する。

- － 会場設営 (VED、会場・インフラとも呼ばれる)－会場の計画策定、設計、調達、建設、設置、恒設及び取り外し可能なインフラ及びオーバーレイの施工に責任を負う。これらの作業が OCOG とそのデリバリーパートナーのどちらが実施しているかは問わない。
- － 会場マネジメント (VEM)－全てのオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の会場の統合運営の計画策定と実施、全てのステークホルダーと全ての OCOG FA 及び外部事業体のニーズへの対応に責任を負う。

また、パラリンピック競技大会の組織には、特に選手とパラリンピックファミリーメンバーに関して、障がいのある多くのステークホルダーが参加するため、独特の要件が発生する。OCOG は、バリアフリー機能以外に、正しい管理慣行が実施され、アクセシブルで連続的な移動経路が維持されるように努力するべきである。

会場設営チームと会場マネジメントチームは、プロジェクトのライフサイクルを通じて、会場所有者、開発業者、OCOG のその他の FA、IF、オリンピック放送サービス (OBS) など、内外のステークホルダーと数多くの交渉を持つことになる。これには、大会期間中に会場に滞在する全ての FA と、会場に支援サービスを行う FA が含まれる。

会場設営チーム、会場マネジメントチーム及び全ての内外のステークホルダーの間の早期の関与が不可欠である。

以下の 3 つの主な作業の流れがある。

- － デリバリーパートナー
- － OCOG 会場設営
- － OCOG 会場オペレーション

これらの作業の流れは、並行して、統合的なプロセスで計画策定し、実施するべきである。

会場に関する複数の大会運営要件が、特別な注意を要し、特定の提出物ならびに計画策定及びプロジェクト管理の方法とツールが要求される「主要オリンピック会場」に特に適用される。以下の会場が「主要オリンピック会場」と呼ばれる。

- － 全ての競技会場
- － 選手村
- － 国際放送センター (IBC) (メインプレスセンター (MPC) 及びその他のゾーンメディアセンター (すなわち該当する場合の山岳メディアセンター))
- － 式典スタジアム及びメダルプラザ (該当する場合)
- － オリンピックファミリーホテル、最低でもメインホテル
- － 宿泊村 (該当する場合)
- － オリンピックパーク及び主要な共有領域 (該当する場合)
- － 空港及びその他の主要出入国地点 (該当する場合)

会場は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『会場及びインフラに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って会場要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

VEN 01 - 会場マスタープラン

- 開催都市立候補ファイルに記載された、主要オリンピック会場の収容能力、内容、位置、構造（恒設／仮設）及び建設スケジュールが変更される場合、事前承認のために必ず IOC に提出する。

VEN 02 - サイト及びサイトマスターリスト

- HCC 原則に従って、大会の実施に必要な全てのサイト（競技、練習、非競技会場及びその他の施設）を提供する。
- OCOG の設立から 1 か月以内に、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会に使用される全てのサイト（主要オリンピック会場を含むが、これらに限定されない）の主要な情報を示した、サイトマスターリスト（IOC が提供するテンプレートに基づく）を作成し、OCOG の全ライフサイクルを通じて、このマスターリストを更新する。
- その初版で、サイトマスターリストには、最低でも全ての主要オリンピック会場を含んでいることを確保する。この文書は、参照文書及び主要な計画策定文書として扱われるものとし、定期的に IOC と共有されるものとする。
- サイトマスターリストには、必ず「ウォールオブチャンピオンズ」に適した場所を含める。

VEN 03 - 会場及びインフラの大会レガシー計画

- 開催都市に長期的な有形のオリンピックレガシーを確保できるように、大会のために建設された全ての会場とインフラのレガシー計画（立候補プロセスで、大会のコンセプトの一部として一般用語で解説）を確認し、維持し、更新する。レガシー計画には、以下を記述した事業計画を含めるものとする。
 - 大会開催時に予測される利益
 - 主要オリンピック会場とインフラの大会後の用途
 - オリンピック競技大会を都市／地域の長期計画戦略に適合させる方法
 - 財政計画
 - 大会のために建設された会場とインフラの、大会前と大会後の運営責任及び所有権（デリバリーパートナーとの協議に基づき OCOG によって決定されたとおり）

VEN 04 - パラリンピック競技大会の計画策定

- 費用とロジスティックスの複雑さを最低限に抑えるために、オリンピックサイトをパラリンピックサイトとして最大限活用する。この原則の例外があれば、正当性が説明されるべきであり、IPC の承認を条件とする。
- パラリンピック会場の計画策定は、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会のニーズに同時に取り組む、「60 日イベント」アプローチに従うことを確保する。この計画策定では、パラリンピックのニーズに対応し、移行期間中の変更を最低限に抑えることを目的とした、適切なレベルのアクセシビリティが提供されるものとする。



- 様々な形の障がいを持つ個人のニーズを考慮した、車いすで利用できる出口と緊急時安全計画が、全ての会場／施設と宿泊所に設けられていることを確保する。パラリンピック競技大会への参加が予定される障がい者の範囲を考慮して、これらの計画は既存の規定または標準規制よりも高い基準にする必要がある場合がある。

VEN 05 - 会場設営の責任の分担

- OCOG の設立から 1 か月以内に、立候補フェーズに提示された会場設営責任マトリックスに基づき、OCOG と様々なデリバリーパートナー（政府機関と民間の事業体）のそれぞれの責任を詳述したマトリックスを策定し、その後これを維持する。その初版のマトリックスには、全ての主要オリンピック会場を含めるものとし、以降の版は拡大し、サイトマスターリスト内の全てのサイトを含めるものとする。このマトリックスは、定期的に IOC と共有される参照文書及び主要な計画策定文書として扱われるものとする。
- この会場設営責任マトリックスにより、会場設営プロセスの以下を含む（ただし、以下に限定されない）各フェーズに責任を負う組織が示されることを確保する。
 - － 用地取得
 - － 実行可能性調査
 - － 環境認可及びライセンス
 - － 入札
 - － 落札
 - － 設計承認
 - － 資金調達
 - － 恒設工事の建設とコミッショニング
 - － 仮設インフラとオーバーレイの施工、保守及び撤去
 - － 会場の閉鎖及びサイトの原状回復

VEN 06 - 会場の持続可能性の範囲と責任

- 持続可能性関連した HCC に記載された全ての要件（環境、社会及び経済的側面を含む）が尊重され、その目的のために必要な対策が、恒設、取り外し可能、仮設建造物及びオーバーレイ設置物などに管理責任のある、OCOG、デリバリーパートナー、コントラクター、全ての個人により実施されることを確保する。

VEN 07 - 自然保護地域及び歴史的遺産地物の保護

- 立候補都市／開催都市／OCOG が、自然及び歴史的遺産保護地域内またはそれらに近接した場所に会場、施設及びインフラの設置を提案する場合、環境（植物相、動物相、土壌、水）及び文化財（景観、アメニティー、建築遺産、考古学）の制約、潜在的影響、リスク及び軽減要件の詳細な評価が実施されるものとする。
- 原則として、自然または歴史的遺産保護地域は、大会会場の建設またはその他の大会関連の活動の影響を受けてはならない。



VEN 08 - 土壌汚染地

- 脱工業化の跡地(ブラウンフィールド)が大会用途に予定される場合、認定された第三者による汚染された土地と水路の存在の決定するための完全な調査が実施されることを確保する。汚染が検出された場合、大会関連の作業と活動を開始する前に、建設中の作業員及び大会のその他の全ステークホルダーの健康と安全を守るために必要とされる有効な浄化作業が実施されるものとする。

VEN 09 - 会場持続可能性管理計画(会場 SMP)

- 持続可能性が、主要な各オリンピック会場(仮設会場を含む)のプロジェクト実施計画の不可欠な部分となること、またかかる計画に環境及び社会的要件、リスク分析、資源要件が含まれることを確保する。
- 全ての主要オリンピック会場は、以下を含む会場持続可能性管理計画(SMP)を持つものとする。
 - － プロジェクトがレガシー所有者から資金提供され、保証されていること及び財政的に持続可能であることを実証するライフサイクル評価
 - － サイト選定と用地取得、廃棄物管理、資源の利用、資材の再利用、リサイクルと処分及びエネルギーと水の消費について明確で達成可能な目標を据えた、持続可能な設計及び建設慣行
- 全ての会場設計(恒設、半恒設／取り外し可能及び仮設構造物)が大会と大会後のレガシーの用途にに対する必要性に基づいており、不必要にオーバーサイズまたはオーバースペックでないことを確保する。

VEN 10 - 建設の種類(恒設と仮設)

- 大会用途の既存の会場の恒久的アップグレードと再構成は全て、レガシーを理由として正当化されることを確保する。それ以外の場合は、一時的／取り外し可能なソリューションが見出されるものとする。
- 持続可能性の要件に沿って、全ての仮設／取り外し可能／半恒設構造物は、構成部品が他の目的に再構成及び／または再配置、または事前に決められた目標に従った再利用またはリサイクルされることができるよう、解体を前提に設計されるようにする。

VEN 11 - 大会会場概要書

- OCOG の設立後、OCOG の独自のプロジェクト計画策定と管理を目的に、IOC のテンプレートに基づき主要な各オリンピック会場の会場概要書の策定を開始する。これらの会場概要書は、特に、機能的及び技術的ニーズ、さらに様々なオリンピック及びパラリンピックのステークホルダーと FA(全ての必要スペースを含む)のイベント要件ならびにそれらのそれぞれの会場運営のコンセプトを満たす、妥当な基準(恒設または仮設のいずれも)の会場を提供するという、OCOG の要件が反映されるものとする。

VEN 12 - 会場使用協定

- 大会の開催を目的に OCOG で使用される全ての会場に関連して(公的機関または民間の事業体の所有に関わらず)、適切な会場使用協定が締結されることを確保する。かかる会場使用協定は、大会までの期間(テストイベントを含む)及び大会開催時の会場の使用と運営に関連した、全ての費用と責任が明確に特定されるものとし、かかる費用と責任が、OCOG と会場所所有者間で合意されることを確保する。



- 会場使用協定の標準フォームを制作し、承認のために IOC に提出する。これは大会及びテストイベントと大会前の運営と活動のための会場の使用に関して、第三者と契約を締結する際に OCOG により使用される。
- 全ての会場使用協定の最終版を、承認のために IOC に提出し、署名の前に会場使用協定の承認済みテンプレートに対する第三者から要求された変更があれば、その変更を明確に示す。

VEN 13 - 会場とインフラの恒設工事予算

- 立候補プロセスの間に提示される、会場及びインフラプロジェクトの恒設工事予算が、常に正確に維持されることを確保する。かかる恒設工事予算の更新は、定期的に、また IOC の要求に応じて、IOC に提出されるものとする。
- 以下の明細を維持し、IOC に提供する。
 - － 会場・インフラ予算及び大会のニーズと要件を実施するための費用
 - － 開催都市のレガシーと開発計画に関連した会場・インフラ予算及び費用

VEN 14 - 大会時会場設計プロセス

- 定期的に、OCOG チームと外部のステークホルダー／デリバリーパートナー（IF、OBS、オリンピックマーケティングパートナー、コントラクター、地方自治体及び認可当局など）の使用スケジュールに合わせた会場の設計図面（CAD 図面）の制作と発行を可能にする、大会時会場設計策定プロセス及びシステムを導入する。このプロセスとシステムは、OCOG 及び外部ステークホルダーの大会の計画策定を支援できるように、最低でも全ての主要オリンピック及びパラリンピック会場を含めるものとする。
- 大会期間中の会場の設計策定のタイムラインとマイルストーンが、会場の運営計画策定のタイムラインとマイルストーンと整合することを確保する。
- 大会期間中の会場設計の発行のタイムライン、マイルストーン、内容、仕様及び頻度は、IOC と IPC と協議し、見直しされることを確保する。

VEN 15 - 障がいのある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ

- OCOG のデリバリーパートナーと協力して、オリンピックとパラリンピックの両競技大会について、障がいのある全てのステークホルダーのために適切な準備がなされることを確保する。これらの準備は、平等、尊厳及び機能性の原則を尊重及び推進するものとし、現行の国内規制と国際的に認められたアクセシビリティ基準の両方を満たすものとする。
- パラリンピック会場については、様々なステークホルダーグループ内の障がい者の人数が増えるために、オリンピック会場に対して何らかの調整が必要になる場合がある。
- アクセシビリティ戦略と目標とする基準は、事前に IOC と IPC の両方と協議して合意を得て、OCOG 独自のアクセシビリティガイドに反映されることを確保する。
- OCOG とデリバリーパートナーは、会場の設計と建設または改修（恒設及び仮設会場）及びサービスと設備のプロバイダーの入札において、アクセシビリティの規定を必ず含める。



- アクセシビリティの点で承認された設計が導入されているかに関して、全ての段階で会場の建設と会場の運営計画策定を厳密に監視する。
- 会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場からアクセスを個人に許可しているオリンピック及びパラリンピック会場内及び周囲の全てのエリア内で利用可能であるべきである。

VEN 16 - 会場のシーティングボウル

- 全ての競技会場及び式典会場の全てのイベントに関して、会場シーティングボウルパラメーター(収容人数、設計及び場所などで、シーティングボウル内の全ステークホルダーグループのための計画スペース要件と割り当てを含む)を承認のために IOC に提出する。
- パラリンピック競技会場に使用される会場シーティングボウルは、特定のニーズに適合するものとし、正式な承認を得るために IPC に提出されるものとする。

VEN 17 - 照明(フィールドオブプレイ(FOP)及び放送)

- 全ての重要なエリア、特に以下のエリアには、最新の照明技術が用いられるように努める。
 - － FOP エリア
 - － ミックスゾーンと記者会見室
 - － 表彰式エリア
 - － スポーツプレゼンテーションエリア
 - － 特定の競技及び放送に関する要件に適合させ、テレビ及び写真報道に最高品質を確保する(必要のある)、全ての主要オリンピック会場
- 各会場の提案された照明ソリューションを、承認のために IOC と OBS に提出し、技術的基準について必ず IOC 及び OBS の合意を得る。放送用照明の仕様の詳細については、「BRS 付属書 3 - 照明に関する規定」を参照すること。

VEN 18 - 会場の統合タイムライン/スケジュール

- 全ての主要オリンピック会場及びパラリンピック会場について、会場統合タイムライン/スケジュールが策定され、実施されることを確保する。これには、以下を含めるものとする。
 - － 恒設建造物のための設計、ライセンシング及び建設
 - － ユーティリティ
 - － 恒設建造物のコミッショニング
 - － テストイベント(オーバーレイ施工とテストイベントのマイルストーン)
 - － 大会時のためのオーバーレイ施工
 - － 大会時のための仮設電量の設置
 - － 技術インフラの導入及びテスト
 - － 家具・什器・備品(FF&E)
 - － 大会のルック
 - － オーバーレイのコミッショニング
 - － 占有のための会場のライセンシング
 - － 仮設インフラの撤去、会場のデコミッショニング及びサイトの原状回復



VEN 19 - 会場・インフラのプログレスレポート

- OCOG の設立からそして可能な限り早期に、恒設建造物工事(会場、施設及びインフラプロジェクト、すなわちユーティリティ及び土木工事)及び仮設／オーバーレイ設置の進行状況をプロジェクト別に、定期的に IOC に報告し、また IOC との公式見直し会議の機会にも報告する。

VEN 20 - 新規恒設インフラのコミッショニングプロセス

- 大会用途を目的とした新規に建設される全ての恒設インフラが、適用される法律、規制、専門家の基準に従って設計、設置及びコミッショニングされることが、大会開催前及び期間中に全てのステークホルダーが使用するのに安全で、占有できることを確認するために、デリバリーパートナーにより正式なプロセスが進められ、記録されることを確保する。

VEN 21 - 仮設インフラ(オーバーレイ)の設計コンプライアンスと技術検査、コミッショニング及び監視プロセス

- 系統的で記録される正式な検証、受領、コミッショニングプロセス及び手順を実施し、大会用途を目的として、OCOG (及びデリバリーパートナー) のオーバーレイコントラクターとサプライヤーにより提供される、全ての仮設インフラ、フィットアウト工事及び設備(オーバーレイ)が、適用される法律、規制、専門家の基準に従って設計、設置及びコミッショニングがなされることを確保する。また前記インフラが所要の構造的完全性を維持するものとし、大会期間前及び期間中に全てのステークホルダーが利用できるようにするものとする。
- 内部承認と、必要な自治体／地方／国の規制及びライセンシング当局の署名による承認の手順を確認し、提出する。
- 仮設インフラが、オリジナルの設計者と関係のない、適切な資格を有する熟練した職員及び任命された施工業者(OCOG の代理の「第三者検査官」)により検査されることを確保する。
- 上記のプロセスを IOC に通知し、IOC が当該の全ての検証を実施できるようにする。

VEN 22 - OCOG の大会期間中の運営責任

- 最終的な責任者として、サイトマスターリストに記載された、オリンピックとパラリンピックの各サイトで発生する、全ての大会関連の活動の安全で効率的な運営を確保する(サイトが公有か民有を問わない)。



VEN 23 -会場プロジェクト言語

- OCOG 及び実施パートナーにより制作され、見直し及び承認のために IOC、IF、OBS、その他の外部ステークホルダーに提出される大会関連の全ての文書には、英語が使用されることを確保する。これらの文書には、以下が含まれるが、以下に限定されない。
 - － 会場マスタープラン
 - － サイトマスターリスト
 - － 大会会場概要書
 - － 大会デリバリープラン
 - － プロジェクトファクトシート
 - － プロジェクトスケジュール(レベル 2 以上)
 - － プロジェクト予算
 - － 設計図書
 - － 会場使用協定



3.3. 選手村マネジメント

序論

選手村は、オリンピック競技大会のコア要素であり、大会の最も重要なステークホルダーである選手の「ホーム」であるため、全てのオリンピック競技大会の「心の拠り所」となる。選手村は、部屋と食事を含めて、大会期間中に、全ての資格のある選手と役員の収容先として提供されるべきである。一般大衆とメディアから保護され、全ての選手とチーム役員に所要のサービスを提供するべきである。また、NOC が選手に支援サービスを提供するのに適した作業条件を整える必要がある。選手村マネジメントチームは、選手村の計画策定と、選手村の管理と運営に責任を負う。

オリンピック冬季競技大会については、山岳の競技会場の位置と開催都市からの距離に応じて、複数の選手村が設けられることが多い。オリンピック競技大会では、特定の競技会場からの距離も考慮されるべきであり、通常は会場が開催都市から相当に離れているセーリング、サッカー、ボート、カヌー競技は別の宿泊施設が必要になることが多い。

選手村には、主に 3 つの物理的エリアが設けられる。居住ゾーン(RZ)、オリンピックビレッジプラザ(OVP)、運営ゾーン(OZ)である。

OVP は、選手村の中心であり、選手、チーム役員、ゲスト、メディアが交流できる場所である。OVP は、居住者、メディア、VIP 及び選手村ゲスト全てが頻繁に訪れる、利用率の高いエリアである。OVP の基本活動を以下に示す。

- － 居住者と NOC ゲストのミーティングの場。
- － 居住者とゲストが安全な環境で必需品と土産を購入できる適切な商業アーケード。
- － NOC チームウェルカムセレモニー。
- － メディアのための適切なインタビューエリア。
- － 可能な場合、必要な OVP サービスを提供する、オリンピックマーケティングパートナーとベンダーが契約されるべきである。例外または選択肢は、OCOG マネジメント、IOC、その他を通じて調整され、承認されるべきである。

選手村の成功には、OCOG 内の多くの FA 間の協力が要求される。選手村マネジメントは、最終的に、選手村内のこのような FA のサービスに責任を持ち、これにはア krediyteiyon、セレモニー、飲食サービス、ワークフォース、ロジスティックス、財政、メディア、マーケティング、メディカルサービス、NOC サービス、プロトコール、セキュリティ、スポーツ、テクノロジー、輸送及び清掃・廃棄物が含まれる。

毎回のオリンピック競技大会期間中に選手村で行われる重要な活動に、競技選手による IOC アスリート委員会の代表の選出がある。

パラリンピック選手村は、オリンピック選手村と同じサイトで、パラリンピック競技大会の選手と NPC チーム役員を収容する。パラリンピック選手村は、真にインクルーシブな社会を提示する。ここでは障がい者がシームレスに融合され、オリンピック選手村と同じ基本原則の下で活動する。ただしサービスと環境は選手のニーズを尊重して規模が調整される。IF 大会役員の宿泊場所として、大会役員宿泊ゾーンが別にパラリンピック選手村に追加される場合がある。ここでのサービスは選手及び NPC チーム役員向けと同様のものであるが、分離されている。



選手村の構造の詳細については、『会場に関するオリンピック競技大会ガイド』を参照すること。

この選手村マネジメントセクションは、以下の付属文書で補完される。

－ VII 付属書 1 - NOC オフィススペースに関する規定

選手村マネジメント分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『選手村に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って選手村マネジメントを実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

VII.01 - 選手村の数

- 可能であれば、競技会場とオリンピックスタジアムに近接した場所に、全ての選手とチーム役員のための単一の選手村を設置する。オリンピック会場が選手村から 50 km 以上離れている、または車で 60 分以上(通常の道路及び交通量の条件下で)を要する場合、追加の選手村が提供されるものとする。また、オリンピック冬季競技大会の場合、選手村と耐久競技の会場との高度差が 200 m 以上になる場合、第 2 選手村の設営が必要になる場合がある。全ての選手村は、同様の種類及び質のサービスを居住者に提供するものとする。

VII.02 - 選手村の宿泊及び収容人数要件

- 全ての参加選手と適格なチーム役員に、選手村内の宿泊施設を 1 寝室につき最大 2 名で提供する。
- 選手村の居住者の収容人数は、以下のとおりであることを確保する。
 - － 選手村は、オリンピック競技大会の開催中、最大 16,000 名を収容できるべきである。
 - － 選手村は、オリンピック冬季競技大会の開催中、最大 4,900 名を収容できるべきである。
 - － 選手村の最終的な宿泊収容能力は、オリンピック競技大会及びオリンピック冬季競技大会の 3 年前までに提示されるものとする。

VII.03 - 選手村内の居住者へのサービス

- 各 NOC へのサービス:
 - － 選手団団長室用のシングルルーム
 - － 選手とチーム役員のために寝室とバスルーム
 - － NOC チームオフィス
 - － NOC 会議室
 - － NOC 医務室
 - － NOC 作業場／収納スペース



- 以下の主要な運営エリアが選手村に設けられ、居住者が利用できることを確保する。
 - 輸送モール
 - ダイニングホール
 - 総合診療所
 - ウェルカムセンター
 - NOC サービスセンター
 - 居住者センター
 - スポーツインフォメーションセンター (SIC)
 - ソーシャルエンターテイメントエリア
 - セキュリティライン (特に RZ)

VII 04 - 選手村の運営期間

- 以下の運営期間を遵守する。
 - プレオープン期間は、選手村の公式オープンの 4 日前までに開始する。
 - 選手村は、オリンピック競技大会の開会式の 12 日前に公式に開村する。
 - 選手村は、オリンピック冬季競技大会の開会式の 8 日前に公式に開村する。
 - 選手村は、閉会式の 3 日後に閉村する。

VII 05 - 選手村の寸法

- オリンピック競技大会とオリンピック冬季競技大会の、全ての最低基準寸法要件が遵守されることを確保する。選手村の主要な機能を以下の表にまとめている。

標準スペース要件	オリンピック競技大会 (m ²)	オリンピック冬季競技大会 (m ²)
宿泊施設		
シングル	9 m ²	9 m ²
ツイン(2 名)	12 m ²	12 m ²
NOC オフィス／医務／作業場／ 収納スペース	「VIL 付属書 1 - NOC オフィススペースに関する規定」を参照	
ダイニングホール		
メインダイニングホール – 座席／給仕	6,000 m ²	3,000 m ²
メインダイニングホール – 運営／サービ ス(バックオブハウス)	4,000 m ²	2,000 m ²
メインダイニングホール – McDonald	契約要件に準じる	契約要件に準じる
メインダイニングホール – 荷物検査エリ ア	400 m ²	150 m ²
メインダイニングホール – IOC スペース (収納／オフィスを除く)	300 m ²	150 m ²
メインダイニングホール – WADA	50 m ²	40 m ²
メインダイニングホール – 合計 (McDonald を除く)	10,750 m ²	5,340 m ²
カジュアルダイニングホール	3,000 m ²	非該当
カフェ	下記 OVP セクションを参照	下記 OVP セクションを参照
スタッフダイニング	850 m ²	600 m ²



標準スペース要件	オリンピック競技大会 (m ²)	オリンピック冬季競技大会 (m ²)
居住ゾーン(RZ)のその他のエリア		
総合診療所	3,500m ²	1,500m ²
NOC サービスセンター	1,000m ²	400m ²
スポーツインフォメーションセンター	500m ²	NOC サービスセンター内の全競技の 情報が集約するデスク
選手団団長ホール	400m ²	200m ²
居住者センター、ランドリー施設を 含む(全体)	5,000m ²	1,500m ²
セキュリティ指令センター	500m ²	250m ²
宗教センター	1,000m ²	300m ²
レクリエーション活動	6,000m ²	1,500m ²
スポーツ・レクリエーション複合施設	20,000m ²	5,000m ²
選手村コミュニケーションセンター	50m ²	40m ²
ファシリティサービスセンター	10,000m ²	3,000m ²
OVP		
チームウェルカムセレモニー(ス テージとフラッグポールを含む)	500m ²	250m ²
総合小売店	200m ²	150m ²
オリンピックグッズ販売店	1000m ²	500m ²
銀行	250m ²	100m ²
写真店	100m ²	50m ²
選手村コールセンター	100 m ²	50m ²
インターネットセンター	430 m ²	200m ²
ヘアサロン	200m ²	100m ²
花屋	50m ²	50m ²
クリーニング店	50m ²	25m ²
カフェ	500m ²	100m ²
旅行代理店	50m ²	50m ²
郵便局	180m ²	75m ²
選手村メディアセンター	200 m ²	80m ²
運営ゾーン(OZ)		
ゲストパスセンター	600m ²	300m ²
ウェルカムセンター	10,000m ²	4,000m ²
輸送モール	20,000m ²	10,000m ²
NOC 駐車場*	1,000 台駐車スペース	600 台駐車スペース

* 選手村が複数ある場合、全ての NOC 専用車両が常にいずれかの選手村に駐車する権利があるため、各選手村で適切な広さの駐車スペースが確保されるように十分な調査が必要になる。

VII 06 - 全体配置図

- 選手村の全体配置図を、承認のために IOC に提出する。

VII 07 - グループビレッジ(厩務員村)

- 開催都市で馬が必要とされるのと同じ期間、馬術会場及び厩舎の中または近接した便利な場所に、厩務員の宿泊施設を提供する。厩務員の宿泊施設はツインルームでも構わず、4 名に 1 つの割合で、適切なバスルーム設備を提供するものとする。厩務員の宿泊と飲食は、NOC の費用で提供される。



居住ゾーン(RZ)に関する要件

VIL 08 - 居住者の宿泊施設の技術要件

- 以下の技術要件を遵守する。
 - － 各アパートメントは以下を備えるものとする。
 - 旋錠可能(アパートメントまたは居住ユニットと寝室)
 - 全室に適切な照明
 - 選手とチーム役員のアパートメント内にテーブルと椅子
 - － 寝室には以下の設備を整えるものとする。

寝室	注釈
ベッドサイドランプ	
洋服ハンガー	
鏡	
屑かご	
60cm の衣服掛けスペース	
各居住者に 2 つの鍵付き引き出し	選手のバッグと用具用に収納スペースを追加することが推奨される。
ベッド(長さ 2.00m 以上)	長さ 2.20m のベッドが、オリンピック競技大会の選手の総数の最大 30%、オリンピック冬季競技会の総数の最大 10%が利用できるようにするものとする。
安眠できる環境を保証するために寝室のベッドは 2 台以下	
カーテン／ブラインド(日中に休養したい選手のために、寝室をできるだけ暗くするため)	

- － 選手団団長の寝室には、以下の設備も整えるものとする。

選手団団長の寝室	注釈
机及び椅子	
冷蔵庫	
電話機	オリンピックネットワーク電話
インターネット接続が可能な国際電話回線が利用できるものとする(使用料は NOC が負担)	
オリンピック放送が観られるテレビ	
屑かご	

- バスルームについては、選手またはチーム役員 4 名以下に 1 つの割合(4:1)が遵守されるものとする。
- 各バスルームには、最低でも以下を備えるものとする。
 - － 洗面台×1
 - － 水洗トイレ×1
 - － シャワー×1



VII.09 - ハウスキーピングサービス

- 宿泊施設内で以下のサービスが利用できるようにする。
 - リネン交換
 - タオル交換
 - ごみの回収
 - バスルームの清掃
 - 室内の清掃
 - 公共エリアの清掃
 - 居住者センターでのタオル交換
- 最低以下のサービスが提供されるものとする。

頻度	サービス
毎日	ごみの回収 ベッドメイク トイレ清掃 トイレトイレットペーパー補充
2 日ごと	タオル交換
4 日ごと	リネン交換 モップ／掃除機かけ(必要な場合)

- 居住者のための公共エリアとファンクションルームのために、以下のサービスが提供されるようにする。
 - 定期清掃
 - 標準的なハウスキーピング
 - モップかけ
 - ごみの回収

VII.10 - NOC オフィススペース、会議室、医務室及びその他のスペース

- 以下のとおり、チームの規模に応じた数の部屋を提供する。

選手団の規模(人)	選手団団長オフィス	NOC オフィス	会議室	医務室	マッサージ室	作業場／収納スペース
1～24	1 (団長の寝室を含めて 12m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	該当せず	15m ²
25～50	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	1 (8m ²)	30m ²
51～100	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (12m ²)	2 (12m ²)	50m ²
101～200	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (12m ²)	3 (12m ²)	60m ²
201～300	1 (8m ²)	1 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (12m ²)	3 (12m ²)	80m ²
301～450	1 (8m ²)	2 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (12m ²)	4 (12m ²)	100m ²
451～600	1 (8m ²)	2 (12m ²)	3 (15m ²)	4 (12m ²)	4 (12m ²)	125m ²
601～	1 (8m ²)	3 (12m ²)	3 (15m ²)	4 (12m ²)	5 (12m ²)	150m ²



- オリンピック冬季競技大会の場合、オリンピック冬季競技大会のチームの規模に応じて、以下の数の部屋を提供する。

選手団の規模(人)	選手団団長オフィス	NOC オフィス	会議室	医務室	マッサージ室	作業場／収納スペース
1～6	1(団長の寝室を含めて 12m ²)	専用ワークステーション	予約可能	予約可能		10m ²
7～12	1(団長の寝室を含めて 12m ²)	1 (12m ²)	予約可能	予約可能		20m ²
13～25	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	該当せず ²	25m ²
26～50	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	1 (8m ²)	40m ²
51～75	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	1 (10m ²)	1 (8m ²)	50m ²
76～100	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	2 (8m ²)	60m ²
101～150	1 (8m ²)	2 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	2 (8m ²)	70m ²
151～200	1 (8m ²)	2 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	3 (8m ²)	80m ²
201～	1 (8m ²)	2 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (10m ²)	4 (8m ²)	100m ²

- NOC のチームオフィス、会議室、医務スペース(医務室とマッサージ室)に、「VIL 付属書 1 - NOC オフィススペースに関する規定」に指定された、最低要件の家具・什器・備品 (FE&E) を提供する。
- NOC に以下の安全な収納スペースを提供する。
 - NOC の各宿泊施設とオフィスに近接
 - 旋錠可能
 - 照明付き
- 特に自転車競技、リュージュなどの場合、作業場として共用できるスペースを検討する(その場合、電気コンセントと空調が提供される)。
- 用具のちょっとしたメンテナンスを目的とした、以下の作業場を提供する。
 - NOC の各宿泊施設とオフィスに近接
 - 旋錠可能(単一の NOC の専用の場合)
 - 照明付き
 - 電気コンセントがある
 - 換気されている
 - 空調設備がある
 - 地域の衛生及び安全規制に準拠している

VIL 11 - ダイニングホールのサービスとメニュー

- メインダイニングホールでは、終日フードサービス(温食を含む)を提供する。
- 食事メニューを承認のために IOC に提出する。



VIL 12 - IOC スペースの IOC アスリート委員会の選挙

- IOC アスリート委員会の選挙の主催を含めて、全ての裏方業務で IOC を支援する。

VIL 13 - 居住ゾーン(RZ)のメディアアクセス

- メディアが選手村の居住ゾーン(RZ)で撮影するのを禁止する。NOC は、選手団のプライベートな建物内に、メディアの固定設備を設置する権利を IOC に要望することができる。

VIL 14 - 出版物及びコミュニケーションチャンネル

- IOC 情報が、大会前及び大会開催中に、コミュニケーション計画に従って、OCOG の出版物及びコミュニケーションチャンネルを通じて NOC の選手団に伝達されることを確保する。計画は IOC と OCOG の間で協議され、合意されるものとする。

VIL 15 - 居住ゾーン(RZ)における撮影クルーとメディアの制限

- 予定された IOC 認定のメディアツアーと IOC/OBS カメラクルーを除き、撮影クルーまたはメディアが居住ゾーン(RZ)内にカメラを持ち込むことを禁止する。

VIL 16 - 居住ゾーン(RZ)へのゲストのアクセス

- 居住ゾーン(RZ)内では、ゲストは、そのゲストが選手村にいる間中、個人的責任においてゲストを案内する居住者によって常時同伴されることを確保する。

OVP に関する要件

VIL 17 - OVP 内の商業サービス

- OVP では以下のサービスが利用可能である／提供されることを確保する。

- | | |
|---------------|------------|
| - 選手村総合小売店 | - クリーニング店 |
| - 銀行 | - カフェ |
| - 写真店 | - 旅行代理店 |
| - 選手村コールセンター | - 郵便サービス |
| - インターネットセンター | - チケットオフィス |
| - ヘアサロン | - 情報オフィス |
| - 花屋 | - 応急処置室 |

VIL 18 - OVP 内の商業施設

- OVP の商業施設のデザインと設備は、OCOG が作成した選手村オーバーレイガイドラインと、会場ブランディングポリシー(商標方針)に沿ったものであることを確保する。全ての商業施設のブランディングと識別は、承認のために提出され、OCOG と IOC の原則に沿って実施されるものとする。全ての施設は、適用される法律及び規制(衛生及び安全性など)に適合するものとする。

VIL 19 - OVP 内の追加サービス

- OCOG が計画した、居住者に利益をもたらす追加サービスは全て、承認のために IOC に提出する。



VIL 20 - チームウェルカムセレモニーのための NOC ゲストパス方針

- IOC の決定に従って、チームウェルカムセレモニーの追加のゲストパスを提供する。

運営ゾーン(OZ)に関する要件

VIL 21 - ゲストパス方針

- ゲストパス方針は、承認のために IOC に提出する。円滑な運営と規則の遵守を目的として、IOC はオリンピック競技大会の前及び開催中に、NOC への割り当てを修正しなければならない場合がある。

VIL 22 - 選手及びチーム役員のアクレディテーション

- NOC 選手団長による選手団登録会議 (DRM) が完了したあとにのみ、選手とチーム役員はオリンピック競技大会と選手村へのアクレディテーションのみが付与されることを確実にする。

VIL 23 - 選手村内の銃器及び弾薬

- 競技用の銃器と弾薬が選手村に持ち込まれるのを禁止し、これらの物品がライフル保管センターまたは競技会場に保管されることを確保する。

VIL 24 - 選手村メディアセンター

- メディアの選手村内での作業エリアとして、選手村メディアセンターを設置する。

VIL 25 - メディアのゲストパスの割当分

- 以下のメディアのゲストパス割当てを遵守する。
 - オリンピアド競技大会一プレスと RHB 用 1 日ローテーションナルパス×400
 - オリンピック冬季競技大会一プレスと RHB 用 1 日ローテーションナルパス×200
- メディアゲストパス方針に対する変更提案は、承認のために IOC に提出する。

選手村方針及び手順に関する要件

VIL 26 - NOC 保証金

- NOC は、選手村またはその他の当該の宿泊施設の滞在に関して、保証金の支払が要求されないものとする。

VIL 27 - 選手村内のマーケティングパートナーのブランディング

- マーケティングパートナーの選手村用のブランディングデザインは、承認のために IOC に提出する。

VIL 28 - 選手村の道案内標識

- 選手村の道案内標識は、選手村のプレオープンの前に設置されることを確保する。



VIL 29 - 選手村内の会場ブランディングポリシー(商標方針)

- オリンピックマーケティングパートナー、サプライヤー、コントラクター及び非営利団体によって、それらのスペースの使用と運営に関連して提供される全ての物品、デザイン、スペースレイアウト、設置方法及びサービスの提案が、オリンピック憲章の規則 50 と会場ブランディングポリシーに準拠することを確保する。

VIL 30 - 宣伝用散らしに関する方針

- オリンピックマーケティングパートナー、ライセンサー、コントラクター、サプライヤーまたは非営利団体による選手村内での宣伝用散らしの配布が一切されないようにする。

VIL 31 - 選手村内の飲食方針

- 全ての適用される法律に従った選手村への飲食物の持ち込みが、NOC に許されることを確保する。
- どのような形であれ、選手村内で OCOG が選手またはチーム役員にアルコールを販売または配布することが一切ないようにする。ただし例外的な場合(式典、プライベートパーティ)に、選手村飲食プログラムを通じて行われるものは除き、これは全ての適用される法律に従うものとする。

VIL 32 - 選手村内の禁煙方針

- 全ての居住者の快適さと健康のため、選手村は公式に禁煙環境であることを確保する。

VIL 33 - 選手村内の布教活動

- 選手村内での、宗教団体による布教活動は、どのような形であれ禁止する。IOC が事前に承認した情報資料は、宗教センターを通じて配布することができる。

VIL 34 - 選手村内の哀悼の場

- 選手村内に、可能であれば屋外に、IOC 要件に従って、哀悼の場を設置する。このスペースでは、多くの聴衆のための詳細に計画されたイベントを必要に応じて開催できるべきである。

パラリンピック選手村に関する要件

VIL 35 - パラリンピック選手村

- 全ての選手とNPC チーム役員に、単一のパラリンピック選手村を提供する。IOC-IPC 協定に従って、OCOG はオリンピック選手村をパラリンピック選手村として使用するものとする。



VIL 36 - パラリンピック選手村への移行

- 以下の運営期間を遵守する。
 - － パラリンピック競技大会の場合、オリンピック選手村の開村からパラリンピック選手村への移行期間として、7～10 日の期間が割り当てられるものとし、これには 72 時間のプレオープン期間を含めるものとする。
 - － パラリンピック冬季競技大会の場合、オリンピック選手村の開村からパラリンピック選手村への移行期間として、3～4 日の期間が割り当てられるものとし、これには 48 時間のプレオープン期間を含めるものとする。
 - － パラリンピック選手村は、開会式の 7 日前に開村する。
 - － パラリンピック選手村は、閉会式の 3 日後に閉村する。

VIL 37 - IF 大会役員

- 実用的及び経済的な理由により、パラリンピック競技大会の IF 大会役員が、パラリンピック選手村の専用の宿泊ゾーン内に宿泊する場合、選手及び NPC チーム役員と同じレベルのサービスが提供されるものとし、また宿泊の上で特定のニーズがあることを考慮に入れる。IF 大会役員は、専用のゾーンとパラリンピックビレッジプラザを除き、パラリンピック選手村の居住ゾーン(RZ)へのアクセスを持たないものとする。同様に、選手と NPC 役員は、パラリンピック選手村の IF 大会役員の宿泊ゾーンへのアクセスを持たないものとする。
- IF 大会役員がパラリンピック選手村の特定の宿泊ゾーン内に宿泊する場合、このゾーンは、パラリンピック競技大会の場合は最低 1,000 台のベッド(車いす使用者の 40 台を含む)、パラリンピック冬季競技大会の場合は最低 100 台のベッド(車いす使用者の 10 台を含む)を用意する必要がある。

VIL 38 - パラリンピック選手村の居住者割当分

- パラリンピック競技大会の場合、パラリンピック選手村は非常用ベッドを含めて、最低 8,000 名の居住者の収容を確保する。約 4,200 名の選手と 2,400 名の NPC チーム役員が宿泊できるものとし、約 1,900 名の車いす使用者分を含める。
- パラリンピック冬季競技大会の場合、パラリンピック選手村は非常用ベッドを含めて、最低 2,200 名の居住者の収容を確保する。居住者は約 700 名の選手と 1,000 名の NPC チーム役員から構成され、約 450 名の車いす使用者が含まれる。

VIL 39 - パラリンピック選手村のレイアウト

- オリンピック競技大会期間中に利用できる施設以外に、パラリンピック選手村は、IPC インフォメーションエリアと、矯正具・人工装具・車いす修理センターも設置する。パラリンピック選手村の居住ゾーン(RZ)には、クラス分け調整施設と車いす収納施設も設けるものとする。



VIL 40 - IPC 選手評議会の選挙

- 選手評議会選挙の投票センター用のスペースと適切な設備を提供する。スペースは約 50 m² とするべきである。IOC アスリート委員会の選挙に使用された投票センターを使用できる。

VIL 41 - パラリンピックウォール

- パラリンピック選手村に、インクルージョン、自由、友好及び平和のシンボルとして記念ウォールを建造し、パラリンピック競技大会の全参加者を招待して、壁にサインを書いてもらう。IPC は OCOG と協力して、ウォールの詳細なコンセプトとテーマを策定する。
- パラリンピックウォールの全般的なデザインは、オリンピックトゥルースウォールのデザインに似せることはできるが、完全なアクセシビリティを備えたエリア内に設置されるものとし、IPC の承認を条件とするものとする。
- パラリンピックウォールの除幕式は、開会式の開始の前日までに、IPC やその他の招待客の代表団が出席の下で行うものとする。IPC は OCOG と共同で、このイベントを開催するものとする。

VIL 42 - パラリンピック選手村内の公平なサービスレベル

- パラリンピック選手村の全ての居住者に、その障がいの種類とレベルに関わりなく、公平なレベルのサービスを提供し、保証する。



3.4. 道案内標識

序論

道案内標識は、大会のアイデンティティと大会のルックの統合要素の両方との一貫性を持った標識により、大会の関係者と参加者全てがスムーズかつシームレスな目的地との間の移動を可能にする。シンプルなメッセージ、国際的なシンボル、コントラスト、構成などの標識の特性が使用されるべきであり、歩行中あるいは車での移動中であってもわかりやすいように、十分綿密に考案されるべきである。

オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の短いライフスパンを考慮し、道案内標識は、関係者であるステークホルダーが開催都市に到着した直後から、円滑に機能するべきである。柔軟性は、道案内標識の全体のプロセスの重要な成功要因の一つである。設置期間中または設置後の標識の適応可能性及び不測の事態が十分想定されるべきである。どのような特別なニーズにも応えられるように、駆け込み時の製造能力が見積もられるべきである。

道案内標識は開催都市全体、場合によっては他の地域にも拡大されるため、大会の道案内標識プログラムの資金調達と実施における、OCOG と当該の開催国当局のそれぞれの責任を定義することが鍵となる（ブランディングの策定、範囲決定、制作及び設置の観点で）。さらに、情報伝達の一貫性を維持し、差異を回避し、最終的に大会の各ステークホルダーの全旅程を問題なく導くためには、このプログラムの調整のための包括的責任が鍵となる。

道案内標識分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『道案内標識に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って道案内標識の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーン及び他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

SIG 01 - 大会のルックの一貫性

- 関連する開催都市と開催国当局と協力して、大会関連の道案内標識を、会場内と都市の公共領域及び都市部に設計して設置する。
- 全ての道案内標識が、大会のアイデンティティと一貫性を持ち、大会のルックの統合された要素となることを確保する。

SIG 02 - IOC クリーンベニュー方針

- OCOG、開催都市及び開催国当局により設置された大会の全ての道案内標識が、IOC クリーンベニュー方針に準拠していることを確保する。



SIG 03 - パラリンピック道案内標識

- パラリンピック固有の道案内標識システムを承認のために IPC に提出する。

SIG 04 - 道案内標識の言語の提案

- オリンピック競技大会全体の道案内標識システム(会場内ならびに公共領域及び都市部)を、(当該の開催都市と開催国当局の代理として、かつ、それらとの合意により)承認のために IOC に提出する。



4. 大会サービス





4.1. 宿泊

序論

宿泊は、開催都市のホテル産業に相当な経済的効果を及ぼす。宿泊分野チームは、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の運営の期間中、十分な数の部屋を確保し、大会の各ステークホルダーのニーズに対応する責任がある。したがって、立候補フェーズから、ホテル経営者と宿泊施設プロバイダーから早期の支援とコミットメントを取り付けることが、宿泊プログラムの重要なマイルストーンになる。

OCOG は、宿泊在庫を確保した後、大会に出席する様々なステークホルダーグループの要件を実施し、適宜、各宿泊施設と契約を結ぶ。宿泊チームはまた、ステークホルダーグループの割当プロセスにも責任を持つ。全ての宿泊要件は、各ステークホルダーグループが、大会の運営に効率的に最大限貢献できるように策定される。例えば、OCOG はメディア、スポンサー及びその他のステークホルダーグループの要求に応じて、十分な数の交通至便な宿泊施設を利用者の費用負担で提供するものとする。スタッフに対して、OCOG は、スタッフ／ボランティアが要求どおりに十分な宿泊施設が利用可能であることを確保するものとする。

プレスについては、宿泊の割当の予定は、NOC を通じたアクレディテーション手続きと連動する。このような連動のために、プレスの宿泊の割当の予定は、他のステークホルダーグループよりも遅くなる。OCOG はこの予定を認識し、このステークホルダーグループの要件に対応するために十分な数の適切な宿泊施設を確保することが重要である。

メディアの宿泊については、ホテルインフラを持つメディア村よりも、メディア用ホテルへの宿泊が好まれる傾向があるのは明らかである。これは、メディア村の建設と関連するオーバーレイが、開催都市に大きな負担となることが主な理由である。

オリンピックファミリーの宿泊については、各自の任務を遂行するのに適した場所に、十分に適切なホテル宿泊施設が提供されることが重要である。オリンピックファミリーホテルは、伝統的に、大会開催期間の IOC 本部として使用されてきた (OCOG のニーズを含む、宿泊、オフィス及び職務スペース要件)。

OCOG は、パラリンピックファミリー (PF) の指定メンバーを宿泊させるための公式 PF ホテルの提供を含めた、PF の全ての認定メンバーのために十分な数の適切な宿泊施設と設備を手配するものとする。

宿泊分野は、大会の各ステークホルダーの宿泊体験に関する全体的な成功をおさめるために、特に出入国、財政、輸送などの OCOG の他の分野との間でいくつかの重要な連携関係を築く。例えば、宿泊サイトを戦略的にクラスター化した場合、OCOG に財政的な影響を及ぼす輸送ネットワーク要件に大きく影響する可能性がある。ステークホルダーグループの宿泊戦略以外に、宿泊チームは大会前の宿泊需要と金銭的なビジネスプロセスに責任を負う。

OCOG を通じて各ステークホルダー組織が予約した部屋の金銭的責任は、下記の要件の項目にある表に示されている。

宿泊料金は、契約が締結される前、またはステークホルダーからの支払いが要求される前に、いずれのタイプの部屋についても明確に提示され、まとめられるべきである。



宿泊分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『宿泊に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、HCC 原則に従って宿泊の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

宿泊の保証と契約に関する要件

ACM 01 - 宿泊の義務的な保証期間

- 以下の表に挙げる要件の遵守を確保する。この表は、各宿泊施設によって保証される 17 泊の義務的なオリンピック期間を特定し、ステークホルダーグループの要件に対応するために必要な、オリンピック前及びオリンピック後の期間の宿泊数も含む。

	期間	宿泊数	説明	ルームブロック管理
予約期間	オリンピック前	14	開会式前の 14 泊	要部分的管理
	オリンピック期間	17	開会式当日から閉会式の夜まで	要全面的管理
	オリンピック後	2	閉会式後の 2 泊	要部分的管理

ACM 02 - 宿泊の保証

- 開催都市の立候補ファイルに規定された特定価格、あるいは IOC が承認するその他の措置による特定価格がない場合（新規に計画され、建設されたホテルなど）、大会に出席するア kredィテーション所持者のホテル客室、会議室、メディア村の客室、関連サービスの実効請求価格は、立候補ファイルに記載された同等の質及びロケーションでのサービスが提供されるホテルと客室の料金を上回らないことを確保する。
- 開催都市の立候補ファイルに記載された、ホテル客室、会議室、メディア村の客室及び関連サービスの特定のレート of 価格に関する全ての保証及び約束が当該運営者により履行され、当該のア kredィテーション所持者に請求される実効価格が、かかる保証価格を上回らないことを確保する。
- 開催都市及び開催国 NOC と協力して、大会に出席するア kredィテーション非所持者が、開催都市内及びその周囲、また大会の際に大会のイベントを主催する他の共催都市内及びその周囲に宿泊した際のホテル客室に対して、適正な価格が請求されることを確保する。



ACM 03 - 標準宿泊施設契約

- 立候補プロセスの間に暫定的な宿泊保証を取り付けた全ての宿泊施設との間で交わされる、詳細な標準宿泊施設契約を作成する。

ACM 04 - 宿泊契約

- 全ての宿泊契約の書式を承認のために IOC に提出する。

ステークホルダーの宿泊に関する要件

ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表

- 以下に示す、IOC から提供されるステークホルダーグループ宿泊要件表内の要件を実施し、遵守する。



クライアントグループ宿泊要件表

下記の表に、IOC グループとして分類され、オリンピックファミリーホテルに滞在する参加者の主なカテゴリーを概説している。

全ての OFH の部屋は、最初は IOC を通じて事前予約される。AAA が締結され、配宿プロセスが実施された後、これらの部屋は各クライアントグループ(特に CAS と WADA)に対して管理され、支払いが行われ、再請求される。

OCOG は、大陸連合の場合と同様に、NOC 会長と事務総長のためのルームブロック全体の管理を手配する。

クライアントグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
IOC	IOC 委員	委員	1,100	1,600	シングル、 ダブル、 ツイン、 数部屋の スイート	4～5	IOC ホテル	OHR	IOC	IOC
		名誉及び名誉委員								
	IOC 幹部	会長							IOC	IOC
		名誉会長								
		ディレクター								
	その他の IOC	IOC 事務局							IOC	OCOG
		IOC 会議用 IOC 通訳								
		大会時用 IOC 通訳								
		IOC 委員会(医療、倫理、アスリート)								
		IOC 顧問、コンサルタント、代理人								
		IOC パートナー*及びサプライヤー								
		IOC ゲスト(IOC 委員のゲストを含む)								
		ANOC、ASOIF、AIOWF、SportAccord								
		過去の OCOG(会長、ディレクター、事務総長)*								
		今後のオリンピック競技大会とユースオリンピック競技大会の立候補都市(幹部)*								



開催都市契約大会運営要件
2015 年 9 月

クライアント グループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い／ 再請求者
		将来の総会開催者*								
		オフィス(客室をオフィスとして使用する)							IOC	IOC
		セキュリティ(OCOG に要求される IPP)							IOC	OCOG
	夏季 IF*	会長／事務総長							IOC	IOC
	冬季 IF*	会長／事務総長								
	将来の OCOG	オリンピック競技大会とユースオリンピック競技大会の会長、ディレクター、市長、幹部*								
	認定組織	CAS*							IOC	IOC
		WADA*								
	NOC	会長／事務総長							OCOG	各集団
		大陸連合								

* 『オリンピック競技大会におけるア krediyation—詳細仕様』に準ずる。



クライアントグループ宿泊要件表

クライアントグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い／ 再請求者
IF	技術役員	国際技術役員	350	1,753	シングル	2～4	CG ホテル	CHR	各集団	OCOG
		国内技術役員	120**	800**	ツイン					
	その他の IF	技術代表	295	1,527	ダブル	3～5	CG ホテル	CHR	各集団	各集団
		理事会委員								
		スタッフ								
		ゲスト								
IF + OCOG		設備技術者	330	97	ツイン	3				
IOC を参照：	夏季 IF*	会長／事務総長	該当せず							
	冬季 IF*	会長／事務総長								
NOC		その他の役員 Ao	600	800	グループ	2～3	CG ホテル	CHR	各集団	各集団
		NOC ゲストとスポンサー	1,100	2,500	ダブル	3～5				
		開催国 NOC	120	120		4				

* 『オリンピック競技大会におけるア kredィテーションー詳細仕様』に準ずる。

** この数字は、OCOG が自ら管理するこのカテゴリーの実情に従って、後で OCOG により定義されるべきである。



クライアントグループ宿泊要件表

クライアントグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊 施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
IOC を参照:	NOC	会長／事務総長								
開催国 OCOG**		会長／CEO	5	5		4～5	CG ホテル	CHR	OCOG	OCOG
		式典のスター	50	100		4～5				
		式典演出	400	400	グループ	2～3				
		文化オリンピアード	100	60		4～5			各集団	各集団
		国内チケット販売代理店／ホスピタリティ サプライヤー	650	1,300						
	要人	国際的要人		240	ダブル	4～5			不定	不定
		国内要人	215	300		3～5				
将来の OCOG と招致都市	オブザーバー	スタッフ	200	400		3～4	CG ホテル	CHR	各集団	各集団
IOC を参照:	将来の OCOG	会長、ディレクター、事務総長、市長、幹部*								
マーケティング パートナー	TOP パートナー	ホスピタリティ	1,500	2,400	ダブル	5	CG ホテル	CHR	各集団	各集団
		スタッフ	1,500	2,200	シングル/ ダブル	3				
	OCOG パートナ ー	ホスピタリティ	1,500	3,075	ダブル	4～5				
		スタッフ	500	1,500	ダブル	3				

* 『オリンピック競技大会におけるア kred i テーションー詳細仕様』に準ずる

** 従業員の部屋及びベッド数は、OCOG 自らが管理するこのカテゴリーの実情に従って、また OCOG のニーズとオリンピック競技大会の実施に必要な従業員の出身地に従って、さらに(もしあれば)OCOG が締結したホスピタリティ契約に従って、後で OCOG により定義されるべきである。



クライアントグループ宿泊要件表

クライアントグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い／ 再請求者
メディア	ライツホルダー ホスピタリティー	ライツホルダーホスピタリティー	750	1,500	ダブル	4 及び 5 (最低でも 5は500(冬 季)、750 (夏季))	CG ホテル	CHR	各集団	各集団
	放送局 プロダクション	OBS プロダクション	12,500	18,500	シングル	主に3及び				
		ライツホルダープロダクション - NBC ライツホルダープロダクション - その他			90%シングル 10% ダ ブ ル (ツイン)	4、さらに最 低でも2は 500、5 は 500				
	記 事 報 道 機 関 及 び 写 真 報 道 機 関	世界の報道機関			90%シングル 10% ダ ブ ル (ツイン)	3～4 一部2、5				
		個々の記事報道機関及び写真報道機関								
合計			23,885	41,177						



ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表

- 以下に示す IPC によって提供されるステークホルダーグループ宿泊要件表内の要件を実施し、遵守する。

ステークホルダーグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	負担者
IPC	IPC	IPC 理事会委員／同伴ゲスト	350	450	シングル ／ダブル	4～5	PF ホテル	OCOG／ IPC
		IPC 名誉理事／ゲスト						
		IPC ディレクター／同伴ゲスト						
		IPC 常任委員会／評議会議長及び委員						
		IPC 名誉ゲスト、著名ゲスト、ゲスト						
		IOC 委員／ディレクター						
		IPC が決定したその他のアクレディテーション所持者 会長及び事務総長／同伴ゲスト						
国際パラリンピック 競技連盟 (IPSF)／ 障がい別国際ス ポーツ組織 (IOSD) ／地域団体	IOSD	EB 委員	20	100	シングル ／ダブル	4～5	PF ホテル	各集団
		スタッフ及びゲスト						
		会長及び事務総長／ゲスト						
NPC	NPC	国家元首／政府の首長、国王、その他の著名な政府 役員及び側近、NPC ゲスト	200	400	シングル ／ダブル	4～5	PF ホテル	各集団
	NPC	申請都市幹部						
	O	将来の大会の組織委員会の幹部						



開催都市契約大会運営要件
2015 年 9 月

ステークホルダーグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	負担者
将来の OCOG	OC	今後の IPC 世界選手権大会の組織委員会の幹部	20	25	シングル	4～5	PF ホテル	各集団
	NPC	今後の大会の申請／立候補都市の幹部	10	10	／ダブル			
パラリンピックパートナー	PS	議長/CEO と常務	10	10	シングル ／ダブル	4～5	PF ホテル	各集団
			610(※)	995(※)				
ステークホルダーグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	負担者
IPC		IPC スタッフ、アドバイザー及びコンサルタント	80	150	シングル ／ダブル	3～4	CG ホテル	IPC
		IPC 大会役員	20	20	シングル	3～4	CG ホテル	OCOG
	WADA	アウトリーチ及びオブザーバー参加者	20	20	シングル	3～4	CG ホテル	各集団
IF	IF	IF 代表及びアシスタント	120	900	シングル	3～4	CG ホテル またはパラリンピック選手村	OCOG
		技術役員						
		主任クラス分け委員及びクラス分け委員						
NPC	As	追加のチーム役員	150	450	ダブル	1～2	パラリンピック選手村または CG ホテル	各集団
	NPC	NPC ゲスト	300	450	シングル ／ダブル	3～5	CG ホテル	各集団
開催国 OCOG	スタッフ	スタッフ、ボランティア、コントラクター、サプライヤーなど	未定	未定	シングル ／ダブル	1～3	CG ホテル	OCOG
	名誉ゲスト	国家元首／政府の首長、大臣、要人	100	150	シングル ／ダブル	4～5	CG ホテル	不定
OC/NPC	O	将来の大会の組織委員会	130	200	シングル ／ダブル	3～4	CG ホテル	各集団
		将来の IPC 世界選手権の組織委員会.						
		将来の大会の申請／立候補都市						

(※確認者注:英語原文は、表中の足しあがが不一致)



開催都市契約大会運営要件

2015 年 9 月

ステークホルダーグループ	サブグループ	集団	冬季客室	夏季客室	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	負担者
OCOG／パラリンピックパートナー	OCOG／PS	パートナー、スポンサー、ライセンシーホスピタリティー	150	700	シングル ／ダブル	3～5	CG ホテル	各集団
		サポート及び技術スタッフ						
メディア	E RT	記事報道機関及び写真報道機関	400	800	シングル ／ダブル	2～3 一部 4	CG ホテル	各集団
		放送制作スタッフ(ライツホルダー(RHB)及びオリンピック放送組織(OBO))	1500	3500				
CG ホテル／パラリンピック選手村合計			2,970	7,340				



ACM 07 - IOC の宿泊

- IOC に提出された立候補文書に収録されるホテル一覧の案を再確認する。IOC は、視察訪問の後、オリンピックファミリーホテルとなる、すなわち宿泊要件をカバーする 1 軒または複数軒のホテルを選定する。オリンピックファミリーホテルの格付け(3～5 つ星)が、IOC が選定したホテルに適用されるものとする。これらのホテル内の詳細な配宿は、IOC の単独の裁量で行われる。
- オリンピックファミリーホテルで提供される、全ての IOC/OCOG サービスレベルと業務を、承認のために IOC に提出する。

ACM 08 - PF ホテル

- 公式 PF ホテルの選定が、ホテル業者との契約締結の前に、IPC により承認されることを確保する。また、IPC は、IPC の全ての要件への対応が要求される他の新しい、または既存の PF ホテルの契約を見直し、承認するものとする。特に、この契約は IPC の全てのファンクションルームのスペースの権利を留保し、PF ホテルで他の指定グループがファンクションルームのスペースを使用する場合は、IPC から承認を得なければならないことを明記するものとする。この契約ではまた、IPC の宿泊要求が優先されることを確保するものとする。
- パラリンピック競技大会の場合、公式 PF ホテルは、最低でも 40～50 の車いす対応及び車いす配慮の部屋があるものであることを確保する。特定の状況では、この要件は 1～2 軒の PF ホテルで分割できる。
- パラリンピック冬季競技大会の場合、公式 PF ホテルは最低でも 25～30 の車いす対応の部屋があるものであることを確保する。これらのバリアフリーの部屋の半分以上は、ロールインシャワーが完全に利用できるべきである。他のバリアフリーの部屋は、車いすに配慮したレベルでよい。

ACM 09 - IF 技術役員と技術代表の宿泊

- IF から承認された全ての技術役員の宿泊用に、選手村とは別の施設を提供する。技術役員は選手村に宿泊できない。
- 技術役員及び各競技の最初のイベントが開始する 5 日以上前に競技サイトに到着していなければならない各 IF の技術代表(人数は IOC との契約に応じて変わる)には、適正な価格で宿泊を提供する。
- 各技術役員の宿泊の計画は、承認のために IF に提出する。

ACM 10 - IF 本部ホテル

- EB 理事、IF 代表、(大会のプログラムに含まれる競技の)各 IF のスタッフ及びゲストのための IF 本部ホテルが、その競技の競技サイトに適度に近接した場所で利用可能であることを確保する。このホテルのカテゴリーは、当該の IF により選択されるものとする。このホテルは、技術役員のホテルと同じでよい。



ACM 11 - 追加役員の宿泊

- 選手村以外で追加役員を(自己負担で)宿泊させる予定の NOC に対して、追加の宿泊施設が利用可能であることを確保する。この宿泊施設は、選手村(オリンピック冬季競技大会の場合は競技会場)のすぐ近くの同等の、高価ではないホテルまたはキャンパススタイルの宿泊施設とする。かかる宿泊施設は、少なくとも大会の 14 日前から大会終了の 3 日後まで利用できるものとする。
- パラリンピック競技大会の場合、NPC 追加役員のためにパラリンピック選手村内の宿泊施設が利用できることを確保するが、NPC 代表選手団の配宿の範囲内で、パラリンピック選手村の開村期間と同じ期間だけ(NPC の費用で)スペースが利用できることを条件とする。

ACM 12 - マーケティングパートナーの宿泊

- 大会期間中、マーケティングパートナーの宿泊施設で、全てのファンクションルームのスペースが利用できることを確保する。この場合、以下を目的とする。
 - ファンクションルームのスペースをマーケティングパートナーが利用できることを確保する。
 - マーケティングパートナーが契約ホテル内の全てのファンクションスペースを使用していない場合も、同パートナーの競合他社が同ホテル内のファンクションスペースを利用できないようにする。

ACM 13 - 放送事業者の宿泊

- RHB と OBS が全ての認定スタッフを収容するため及び大会で各々の任務を遂行するための適切な宿泊施設が利用可能であることを確保する。
 - RHB と OBS のために提供される全てのホテルは、IBC (OCOG のメディア輸送サービスを使用して移動時間が 30 分以内)と、オリンピックスタジアム(オリンピック競技大会)を含む会場のメインクラスターに、可能な限り近接しているものとする。
 - RHB と OBS のために提供される一部のホテルは、山岳放送センター(オリンピック冬季競技大会)に可能な限り近接しているものとする。
 - RHB と OBS 代表団の一部(少数)は、ファーストクラスのホテルでの宿泊を要求する。
 - OBS は、OCOG と OBS との間で交わされた契約に従って、宿泊(価格、質及び数)については RHB と同等に扱われるものとする。

ACM 14 - メディアの宿泊

- 開催都市のホテルインフラが、全ての認定メディアに対応できる十分かつ適切な収容能力を有していない場合、メディア村(オリンピック会場の構成に応じて、複数のメディア村)を設営する。
- メディア村が使用される場合、適切なホテル基準(開催国で適用されるカテゴリーに応じて、3〜4つ星)を満たすものとする。可能であれば、輸送要件により、同一エリアにまとまって存在する既存の宿泊施設が優先されるものとする。
- 大会の開会式の遅くとも 14 日前から閉会式の 2 日後まで、全ての必要なサービスを備えた全てのメディア宿泊施設(必要に応じて、メディア村を含む)が利用できることを確保する。
- IOC と OCOG が合同で規定した手順とスケジュールに従って、プレスの全ての認定メンバーが適切な宿泊施設を利用できるようにする。



ACM 15 - 観客の宿泊

- 開催都市と協力して最大限の努力を払い、大会期間中の開催都市内及びその周囲の宿泊施設の可用性と価格の統制を確保するとともに、オリンピックの観客に請求されるホテルやその他の宿泊施設の価格が適正に維持されるようにする。

ステーキホルダーの配宿と支払に関する要件

ACM 16 - 配宿計画

- 下記の表の説明に従い、次の手順を考慮し最終的な配宿計画をまとめる。
 - 暫定的な配宿計画
 - 特定された全ての要件
 - ニーズ評価の完了
 - 配宿指針表の検討

フェーズ	説明
宿泊施設の割当て	立候補ファイル内で提出された暫定配宿計画と同様に、最初に主要なステーキホルダーグループのカテゴリーで宿泊施設が割り当てられるものとする。この最終的な配宿計画には、主要なステーキホルダーグループカテゴリーの実際（または推定）のホテル料金（平均料金と料金範囲）を含めるべきである。最終配宿計画の参考データも公表するべきである。
IOC EB への提出	実施前の承認のため。
ステーキホルダーグループへの通知	計画が承認された後（大会の 2 年前まで）、全てのステーキホルダーグループは、同グループに割り当てられた宿泊施設の平均レートとレート範囲が通知されるものとする。かかる通知は、ステーキホルダーグループに直接、または OCOG 内のステーキホルダーグループ連絡係を通じて行われるべきである。
配宿契約の発行	最終配宿計画の承認後、OCOG は配宿契約の発行から、配宿プロセスを開始できる（『オリンピック競技大会ガイドー宿泊』の「2.2.6 配宿契約」を参照）。一部のステーキホルダーグループのカテゴリーについては、OCOG の各部門は、ステーキホルダーグループ内の配宿について助言してもよい。支払スケジュールが開始する前に、契約が締結されるものとする。

ACM 17 - パラリンピック競技大会の配宿

- 配宿のために提案されるホテルの一覧を、平均レートとレート範囲を含めて承認のために IPC に提出する。
- IPC により最終配宿契約が承認された後、まず宿泊ガイドと予約フォームにより、次に配宿合意書（AAA）を通じて、ステーキホルダーグループへの伝達プロセスを開始する。
- OCOG の公式宿泊ガイドを通じて OCOG からパラリンピックステーキホルダーグループに販売された全てのホテル客室が、輸送を目的とした公式 T3 目的地リストに確実に記載されるようにする。



ACM 18 - 全ての客室の種類のレート

- 契約策定プロセスが開始する前及び支払いがステークホルダーに対して要求される前に、全てのタイプの客室のレートを定義する。各タイプの客室数は、契約が結ばれ、支払いが開始された後で変更されないものとする。

ACM 19 - 大会付属サービス

- ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。
- 大会期間中、ホテルが標準の予約／キャンセル方針に従ってファンクションスペース／ファンクションルームの 100%の提供を保証することを確保する。

ACM 20 - ステークホルダーの支払いスケジュール

- OCOG とステークホルダーグループは、以下の宿泊支払スケジュールを遵守するものとする。

大会前 月数	IOC (及び将来 の OCOG)	IF	NOC (認定役員 を除く)	NOC (認定役員)	マーケティング パートナー	放送事業者	プレス
15 か月	30%	30%	30%		30%	30%	
13 か月				30%			
11 か月	30%	30%	30%	30%	30%	30%	50%
4 か月	残金	残金	残金	残金	残金	残金	残金

ACM 21 - パラリンピック競技大会の支払スケジュール

- パラリンピック競技大会の場合、OCOG とステークホルダーグループは、以下の宿泊支払スケジュールを遵守するものとする。

大会前月数	NPC、IPC、その他の非プレス構成員	プレス
12 か月	フォームの送付	フォームの送付
10 か月	AAA の送付	
9 か月	30%支払期限	AAA の送付
6 か月	30%支払期限	60%支払期限
3 か月	残金期限	残金期限



4.2. アクレディテーション

序論

アクレディテーションの目的は、オリンピック競技大会においてその人物が誰であるかとその人物の役割を識別することであり、各役割を遂行するために必要なレベルのアクセスを許可することである。

アクレディテーションは、オリンピック競技大会に参加する大勢の人々を効果的に管理し、柔軟で確実な方法での移動を促進するために必須の作業ツールである。アクレディテーションにより、適切な資格のある適正な人物にのみ、オリンピック競技大会で公式機能に参加し、遂行する権利が与えられることを確保する。

オリンピック ID 兼 AD カード(OIAC)は、主に 2 つの機能を持つ。

- － 適用される場面で、有効なパスポートとともに、OIAC は少なくともオリンピック競技大会の 1 か月前からオリンピック競技大会終了後少なくとも 1 か月の間、開催国の一時入国ビザ及び労働許可証となる。
- － 有効化後、OIAC の所持者は必要なオリンピック会場へのアクセスが許可される。

アクレディテーションは、「フリーパス」あるいは「イベントチケット」の代わりとしては交付されないものとする。

OIAC に関連した全ての事項は、カテゴリーとこれに関連する特権及び発行または回収の条件を含めて、IOC の単独の裁量で決定される。「ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーションー詳細仕様」に従って、資格のある人物のためにカードを作成し、発送するのは OCOG の責任である。

パラリンピック競技大会にも、同様の規定が適用され、パラリンピック ID 兼 AD カード(PIAC)が、少なくともパラリンピック競技大会の 1 か月前から大会の終了後少なくとも 1 か月間、開催国の一時入国ビザ及び労働許可証として、また、パラリンピック会場にアクセスするための手段となる。

PIAC に関連した全ての事項は、カテゴリーとこれに関連する特権及び発行または回収の条件を含めて、IPC の単独の裁量で決定される。

このアクレディテーションのセクションは、以下の付属書で補完される。

- － ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーションー詳細仕様
- － ACR 付属書 2 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーションー詳細仕様

アクレディテーション分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってアクレディテーションの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

ACR 01 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーション

- 「ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」に組み込まれた、全てのステークホルダーに関連した全ての規則、割当て、方針、プロセス及び手順に従う。

ACR 02 - アクレディテーション所持者の開催国の滞在権利

- 当該の開催国当局との調整により、OIAC の所持者が、遅くとも開会式の 1 か月前から閉会式の後少なくとも 1 か月の期間を含むオリンピック競技大会の期間中、開催国に入国、滞在及びオリンピックにおける機能を遂行することが許可されることを確保する。

ACR 03 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション

- 全てのステークホルダーグループに関連した、また IPC の「ACR 付属書 2 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」に組み込まれた全ての規則、割当て、方針、プロセス及び手順に従う。

ACR 04 - アクレディテーション所持者のパラリンピック競技大会を目的とした開催国の滞在権利

- 当該の開催国当局との調整により、開催国の労働法と規制のアクレディテーション所持者への適用が、パラリンピックの機能の特定のニーズと要件に従った、かかる人物による同機能の遂行を阻止または妨害しないことを確保する。



4.3. 出入国

序論

出入国分野の戦略的目的は、到着ゲートウェイから各ステークホルダーの宿泊サイトまでとその帰路において、全般的なサービス実施モデルを構築し、実施することである。これは大会の各ステークホルダーの最初と最後の体験であるため、サービス実施モデルには、効率的かつ効果的な実施を確保するための高度に詳細な計画策定が要求される。

出入国分野は、全てのステークホルダーグループが同じ時期に到着及び出国することはないため、大会を含めて長期間運営されることになる。ステークホルダーの大多数は空港経由で開催都市に到着及び出国するが、列車、船、長距離バス／バスなどの他の出入国地点も、適宜検討されるべきである。「公式出入国地点」が合意され、出入国の業務の期間全体を通じて大会のステークホルダーに適切なサービスが提供されることが重要である。加えて、この場合も通関と入国に関して適切な支援が提供される旅客及び貨物の開催国への公式通関港が合意されることが重要である。場合によっては、開催都市に公式通関手続地がないことがある。例として、オリンピック冬季競技大会の場合、大会のステークホルダーは開催国の国際空港で乗り継ぎをし、開催都市の地方空港に移動する場合がある。国際空港が通関手続地となり、開催都市の地方空港が出入国地点となる。オリンピックの空港到着サービスは、オリンピック ID 兼 AD カード(OIAC)の有効化、出迎えサービス、手荷物と用具の管理及び輸送を含むがこれらに限定されない。オリンピックの空港出国サービスは、輸送、出国ゾーンまでの付き添い、送別及び一部のあらかじめ定められたゲストのためのオフエアポートチェックインを含む。

大会ステークホルダー向けの個別のサービスがこの基本サービスに加わり、これらは全ての旅客へのサービスの提供を妨げるというよりは、提供サービスを完全なものにするべきである。オリンピック競技大会は、空港と国境警備当局が改善を図り、旅客手続きの簡素化ために方針を改善する契機となる場合が多い。これは空港と開催国の長期的なレガシーとなる。

パラリンピック競技大会の場合、同様の種類のサービスとプロセスが必要とされるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。ただし、非常に短期間で到着及び出国が予定される、移動に障がいのあるステークホルダーの人数を、サービス提供において考慮する必要がある。

出入国分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『出入国に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って出入国の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

AND 01 - 全ての通関手続地と出入国地点の定義

- 開催国の公式通関手続地のリストを、承認のために IOC に提出する。この通関手続地は、旅客及び貨物輸送の出入国に関する開催国への公式通関港となる。
- ステークホルダーが OCOG の出入国プロセスに入る場所として、公式出入国地点を定義する。公式出入国地点と、各地点で提供されるサービスを、承認のために IOC に提出する。

AND 02 - 簡素化サービス

- ここではレベル 1、2 及び 3 として解説している、以下の優先順位とサービスレベルの原則に従って、簡素化サービスを実施する。多くの空港がレベルの代わりに「Victor」、すなわち Victor 1、Victor 2 及び Victor 3 を使用していることに留意すべきである。

レベル 1 (Victor 1 または V1)	レベル 1 簡素化は、約 5% の大会ステークホルダーに提供される、個別に管理されるサービスを言う。これらのサービスは一般に、プロトコール調整センター (PCC) の国際要人プログラム (IDP) と国内要人プログラム (DDP) を通じて調整される。
レベル 2 (Victor 2 または V2)	レベル 2 簡素化は、約 10～15% の大会ステークホルダーに提供される、個人的サービスを言う。
レベル 3 (Victor 3 または V3)	レベル 3 簡素化は、残りの 80～85% の大会ステークホルダーに提供される。レベル 3 サービスで注目されるのは、効率性と効果性に的を絞った合理的な簡素化である。 IOC は、異なる簡素化レベルの権利が与えられる個人のカテゴリーの詳細リストを、OCOG に提供する。

AND 03 - 到着サービス

- 大会ステークホルダーは、公式出入国地点に到着時に、以下の主要なサービスが提供されることを確保する。
 - 歓迎、道案内標識及び大会のルック
 - 出迎え
 - 航空機ゲートでの移動補助器具または車いすの返却
 - 言語サービスへのアクセス
 - ア krediyation 有効化施設での OIAC の有効化
 - 入国管理でのオリンピックレーンの利用
 - 荷物回収及び荷物に関する手助け
 - ヘルプデスク業務
 - 適切なインタビュー／記者会見スペース
 - 輸送サービス (スーツケース、手荷物カート、紛失／破損荷物のクレームの支援とフォローアップ)
 - 選手団の到着を支援するための、恒久的または臨時のエアサイドパスの提供



AND 04 - 出国計画策定

- 当該の空港及び航空会社当局と代理店との間で、ピーク出国期間の出国計画を策定し、この計画を承認のために IOC に提出する。この計画には、選手村のオフエアポートチェックイン設備を含めるものとし、最も効率的な出国プロセスを確保するものとする。

AND 05 - パラリンピックの出入国サービス

- パラリンピックファミリーとそのゲストの認定メンバーに、適切な出入国サービスを提供し、通関手続地と各自の宿泊地との間を荷物と一緒に移動させる。

AND 06 - サービス実施計画

- 空港手続きの簡素化、国境での通関手続、アクレディテーションの有効化、荷物と用具、輸送、(要求される場合)ユニフォーム着用、宿泊施設／選手村チェックインを含む、大会の各ステークホルダーに対する全般的なサービス実施モデルを詳述した、出入国サービス実施計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
- OCOG は、出入国の支援情報が 100 パーセント正確ではない場合でも、出入国の全体のプロセスが実施されることを確保するものとする。

AND 07 - 空港会場計画策定

- 最低でも以下の内容の空港運営計画が策定されることを確保する。
 - － 大会時の空港の運営方法を概説する
 - － 方針と手順を特定する
 - － 会場のレイアウトと会場の運営に必要な資源を説明する
 - － 役割と責任及び会場チームの連絡方法を定義する
 - － 大会の指令及び統制構造にどのように組み込まれるか

AND 08 - 情報及びコミュニケーション

- 利用可能になる出入国サービスについて、関連情報を大会ステークホルダーに提供する。

AND 09 - 共同開催都市の出入国地点

- 共同開催都市の各出入国地点(空港、鉄道駅など)が、開催都市と同じ簡素化サービスを出入国で提供することを確保する。



4.4. 飲食

序論

飲食サービスは、大会全体の体験において重要な側面である。したがって、これらのサービスは、主要オリンピック会場とその他の非競技会場で、ステークホルダーのニーズを満たし、同時に開催国の料理と文化や伝統を紹介する何らかの機会を与えることが要求される。

飲食サービスは、以下の 2 つのグループに分割できる。

- － 無料サービスを利用できる「義務的グループ」(選手、ボランティアなど)
- － サービスの提供を受けるために自ら費用を負担する「利用者負担」グループ(観客、メディアなど)

大会の飲食サービスの実施においては、多様性、市場の供給可能性、調達、サービス、安全性、価格設定及び行列管理を含む多くの成功要因がある。全体のプログラムは、廃棄管理(梱包材と食品を含む)、食品安全性(保存と新鮮さ)、水質に関連した持続可能性のターゲットとともに達成されるべきである。

飲食サービスは、一般的な慣例として複数のケータリング業者に外注されるが、各会場に実施の全ての側面を監督するマスターケータリング業者を配置することが推奨される。現物提供(VIK)製品の使用と、方針と手順(会場内への配送、全体のサービスレベルとサービスの提供基準など)に関しては、コントラクターに対する教育と管理が最重要である。

パラリンピック競技大会の場合、類似する種類のサービスとプロセスが必要とされるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。

飲食分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションで記載した要件の実施に関する更なる情報は、『飲食に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って飲食の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

FNB 01 - ステークホルダーグループのサービス原則

- 以下の飲食サービスを提供する。
 - － 選手村の選手のダイニングホールでは、選手とチーム役員の食事のニーズと、文化的及び宗教的な趣向を尊重した、毎日 24 時間の無料サービス。このサービスは、選手村の開村の期間を通して提供されるべきである。
 - － メディア向けの IBC と MPC では、文化的及び宗教的な趣向を尊重した、毎日 24 時間の利用者負担のサービス。
 - － チケット所持者向けの利用者負担のサービス。



- 全会場で、各ステークホルダーに提供される飲食サービスを、利用者負担と無料サービスを含めて詳細に記載した計画を、承認のために IOC に提出する。

FNB 02 - 飲食サービスのメニュー

- 全会場の全てのステークホルダー向けの飲食サービスのメニュー（及び該当する場合は価格設定）を、確認のために IOC に提示する。

FNB 03 - 飲食スペースのオリンピックマーケティング権のコンプライアンス

- 飲食サービスの提供が IOC マーケティングパートナーの権利に完全に準拠していることを確保するために IOC と協議する。
- 様々な主要オリンピック会場における、飲食施設向けに提案されるブランディングと、設備及びオリンピックマーケティングパートナーへの権利付与に関連した詳細を記した飲食計画を、確認のために IOC に提出する。

FNB 04 - 飲料水の自由な入手

- 健康と安全性の理由から、全ての会場のベニューペリメーター内で、全ての個人が飲料水を自由に入手できることを確保する。OCOG は、承認のために IOC に解決策を提示するものとする。

FNB 05 - パラリンピック競技大会の飲食サービス

- OCOG のスポンサー及びサプライヤーとの計画策定と交渉戦略に、パラリンピック競技大会の飲食サービスの範囲とサービスレベルの要件を盛り込む。
- パラリンピック競技大会のダイニングエリアとラウンジは、通路と給仕エリアを含めて全面的なアクセシビリティを確保する。



4.5. 言語サービス

序論

オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会で、総合的な言語サービスの計画を策定し、実施する責任は OCOG が負う。これらのサービスは、通訳(会話)と翻訳(書き言葉)の両方を含める。

一般に以下の方法で提供される。

- － プロの通訳
- － 翻訳
- － 電話越しの通訳
- － ボランティアの会話の円滑化

高度なスキルを持つ、十分に訓練された言語ボランティアを活用した、基本的な通訳サービスの提供(プロによる通訳と区別するため、一般に会話の円滑化と呼ばれる)により、OCOG はより費用対効果の高い方法で、より多くの言語と状況に対応することができる。

このサービスの主なステークホルダーは、以下を含むが以下に限定されない。

- － 選手
- － メディア
- － メディカルサービス分野
- － ドーピングコントロール
- － セキュリティ
- － 競技演出／式典
- － 会場プロトコル／IOC 及び IPC サービス

言語サービス分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『言語サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って言語サービスの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

LAN 01 - 言語サービスの概要

- 選手、認定メディア、オリンピックファミリーメンバー、OCOG スタッフ及びその他のステークホルダー間の円滑なコミュニケーションを目的に、翻訳とプロの通訳サービスを含む総合的な言語サービスを計画し、OCOG 内の各ファンクショナルエリア(FA)に対して提供する。
- OCOG のオリンピック競技大会向け翻訳方針を、承認のために IOC に提出し、OCOG のパラリンピック競技大会向け翻訳方針を、承認のために IPC に提出する。



4.6. 医療サービス

序論

大会期間中、医療サービス分野は、ドーピングコントロールプログラムと、大会に関連した医療及び保健に関する計画の策定に責任を負う。

開催都市、開催国 NOC 及び OCOG は、当該の開催国当局と協力して行動し、選手、チーム、その他のオリンピックファミリーとそのゲストのメンバー、メディア、スタッフ、スポンサー、観客を含む全てのステークホルダー向けの、大会に関連した医療及び保健サービスの全ての側面に責任を持つものとする。OCOG は、大会会場内で全てのステークホルダーに調和した医療サービスを提供し、大会会場の外部でも適切な医療サービスが利用できるようにするべきである。ヘルスケアプログラムの一般原則は、各ステークホルダーグループの医療サービスの範囲、医療搬送、公的保健当局との関係、災害計画策定、保証及び運営上の問題を扱う。大会の医療サービスを提供する間は、各都市の医療システムの通常業務の中断を最小限に抑えることが重要である。

大会開催中の医療サービスの提供には、官民の多くの組織が参加する。サービスの計画策定と実施に有効な統合的アプローチを確保するのは、OCOG の責任である。公的保健当局の大会指定病院と院内の広報部門は、大会期間中を通じて効果的な統合が維持されるように、OCOG のメディカルサービス本部 (MHQ) とメインオペレーションセンター (MOC) と緊密に連絡を取り続けるべきである。

選手村内の総合診療所 (ポリクリニック) は、選手のための医療業務の拠点として機能する。総合診療所は、大会期間中の最適なサービス提供を確保して、選手の健康維持の支援に重要な役割を果たす。

医療サービス分野は、ドーピングコントロールプログラムにも責任を持つ。IOC はクリーンな選手の保護に取り組んでおり、ドーピングはオリンピズムの基本原則とスポーツの精神に反する。医療サービス分野は、IOC の要件に従って、また[世界アンチ・ドーピング規程](#)と付属の国際基準の規定に準拠して、大会期間中のドーピングコントロールプログラムの実施に必要なインフラの計画策定と実施に責任を負う。パラリンピック競技大会については、IOC の役割は、IPC 医療規定により引き継がれ、IPC アンチ・ドーピング規程が適用される。

この医療サービスのセクションは、以下の付属文書で補完される。

MED 付属書 1 – IOC 医事委員会のオフィススペースに関する規定

医療サービス分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『医療サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って医療サービスの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

ヘルスケアに関する要件

MED 01 - 医療保障の範囲

- 以下を指定する医療サービス計画を、承認のために IOC に提出する。
 - － 全てのアクレディテーション所持者に医療ケアが提供される方法
 - － 公式テストイベントの間及び選手村の開村から閉村までに、オリンピック競技会場と非競技会場で(認定及び非認定の)誰にでも起こり得る外傷と病気への救急医療対応
 - － プレス及びメディア並びに国内のワークフォース及びコントラクターへのプライマリ・ケア(病院前救護)の提供
 - － 院内処置を含む全ての医療サービスが、全てのアクレディテーション所持者に無料で提供される原則の例外
- 本国送還を含む、必要かつ適切な全ての医療・保健サービス措置の、開催都市と開催国 NOC との調整を通じた、IOC の指示に従った実施を確保する。
- 選手村の開村から閉村まで、アクレディテーション所持者、すなわち選手、チーム役員とその他の NOC チーム職員、技術役員、メディア、IOC のマーケティングパートナー及び代表、IF、OCOG ワークフォースならびにその他 IOC から任命された人々に対して、開催国で本国送還を含む医療サービスが提供されることを確保する。
- サービスの範囲とレベルを、承認を得るために IOC に提出するが、ここには慢性的症状、既存の症状を含めた、アクレディテーション所持者が本国に帰国するまで遅らせることが合理的に不可能な処置を、最低限含めるべきである。パラリンピック競技大会に適用される規定は、IPC による事前承認を条件とするものとする。
- 未成年に対するものを含む、治療の同意に関連した、開催国で適用される法的枠組みの詳細を、IOC に提出する。

MED 02 - パラリンピック競技大会の医療サービス

- 原則として、パラリンピック競技大会で提供される医療サービスのレベルは、オリンピック競技大会で提供されるレベルと同等で、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて適切に規模が調整されることを確保する。十分な人数の従業員が、リハビリテーションと障がいの疾患の適切な知識及び経験を有しているものとする。
- 選手の医療記録と詳細な医療追跡調査への必要に応じた IPC のアクセスを容易にし、IPC の外傷と疾病の調査を支援する。
- パラリンピック競技大会の終了後の、IPC による全ての医療記録へのアクセスを確保する。



MED 03 - 医療サービスの統合

- 開催都市と開催国当局からの効果的なサービスの実施を確実にするために、メディカルサービスチームが、当該公的機関との継続的な対話及び合意を通じて医療サービスの計画策定を国内及び都市の公的医療サービスに統合することを確保する。

MED 04 - 大会前の医療サービスの計画策定

- 地元向けの医療サービスのレベルが、大会期間中に低下しないことを確保する。計画立案フェーズに全てのキャパシティの問題が解決され、地元ベースの医療資源の最適な利用と、地元とオリンピック関連の患者に適切なレベルの治療が確保されるものとする。

MED 05 - 救急医療サービス

- 病気または負傷患者の救急車または救急輸送機による搬送を記述した詳細なプロトコールを、承認のために IOC に提出する。
- 運営期間中の医療上のニーズによる判断に基づいて、全ての競技会場、総合診療所（ポリクリニック）、オリンピックファミリーホテル、IOC 総会の開会式及びその他のサイトで、適切に装備された有人の救急車がオンサイトで利用可能であることを確保する。さらに、IF は、特定の救急輸送機または救急車の要件を発行してもよい。搬送経路、気象条件、セキュリティ上の留意事項が、かかる医療輸送計画の策定時に見直されるべきである。

MED 06 - 選手村の総合診療所（ポリクリニック）

- 選手村に総合診療所（ポリクリニック）を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC 医事委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。
 - － プライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、薬局サービス、マッサージを含む理学療法、放射線（（現場における）超音波、X線、MRI、CT、必要に応じてその他の方法による画像診断）及び 1 日 16 時間の検眼
 - － 24 時間の救急医療サービス

MED 07 - 大会指定病院の指定

- 大会の指定された運営期間中に、全てのア kredィテーション所持者に救急医療及び手術を提供する、大会指定病院として、人材と設備が適切に配置された病院が指定されることを確保する。OCOG は、全ての大会指定病院との間で契約を結び、ア kredィテーション所持者が本国に帰国するまで遅らせることが合理的に不可能な、全ての病状または医学的問題に対して、前記のサービスの利用を確保するものとする。大会指定病院との全ての契約は、署名の前に承認のために IOC に提出されるものとする。

MED 08 - 会場の医療サービス

- 医療サービスチームが、会場の全ての場所で医療サービスを提供できるように、適切なアクセス権が与えられることを確保する。



MED 09 - 機器またはサービスの購入と供給

- 機器またはサービスを購入する前に、プロバイダーの選定について IOC と協議する。オリンピックマーケティングパートナーの製品カテゴリーに分類される機器またはサービスは、契約上の合意に従って、大会の実施に積極的に関与するオリンピックマーケティングパートナーから調達(購入またはレンタル)されるものとする。

MED 10 - NOC の医療スペース

- 一般的なスポーツ医療サービスを選手団に提供するチームドクターとその他の医療専門家のために、各 NOC に医療スペースを提供する。このスペースには、基本的な設備が整えられるものとする。

MED 11 - 医療サービスの業務期間

- 選手、観客、スタッフ及びメディアへの医療サービスが一箇所でも提供される場合の曜日と時間帯を承認のために IOC に提出する。

MED 12 - 外国の医療専門家の診察する権利

- NOC と同行する医療専門家が、選手村総合診療所を通じて担当の選手団を治療し、医療検査を指示し、薬を処方することが法的に許可されることを確保する。登録が要求される場合、医師または NOC が無料で登録できる簡単なプロセスが規定されるものとする。この登録プロセスは、承認のために IOC に提出されるものとする。
- 負傷した選手の応急処置に関連した IF 規則と適用される法的要件に従って、フィールドオブプレイ(FOP)における選手の治療条件を定義する。

MED 13 - 臨床ガバナンスシステムと医療過誤保険

- オリンピックムーブメント医療規程に従った、全ての医療従事者による良好な医療の提供を確保するための臨床ガバナンスシステムを、承認のために IOC に提出する。全ての医療従事者に医療過誤保険が付保されるものとする。

MED 14 - 電子医療記録と医療報告

- 医療業務(画像と薬の処方を含む)をペーパーレス化できる、セキュリティが確保された包括的で長期にわたる医療記録を提供する、コンピューターによる電子医療記録(EMR)システムを導入する。これには以下の要素が含まれる。
 - 大会期間中に質問形式の公衆衛生監視を実施する。
 - 選手村の開村から閉村まで、全てのステークホルダーに提供される医療ケアを毎日報告し、大会後にサマリーレポートを提供する。
 - 選手の外傷と疾病の監視の日報を IOC 向けに生成する。
 - 人口統計情報を組み込むために、アクレディテーションシステムと連動させる。大会後の全医療記録の安全な保管のための規定が設けられるものとする。国内の規制に準拠して、患者、医療関係者及び研究者による適切なアクセスを提供する。要求に応じて、全ての記録と結果の要約が各患者向けに英語で作成されるものとする。



ドーピングコントロールに関する要件

MED 15 - 世界アンチ・ドーピング規程の遵守

- 当該の開催国当局(国内アンチ・ドーピング機関を含む)が、特にドーピング捜査とインテリジェンス収集活動に関して、大会期間中に世界アンチ・ドーピング規程と IOC アンチ・ドーピング規則の適用と遵守を保証することを確保する。
- IOC からの要求に応じて、上記の開催国当局が IOC アンチ・ドーピング規則の実施に関して全面的な協力及び支援を提供することを確保する。かかる協力と支援は、特に、禁止物質または禁止方法の使用に関連した不正取引、または何らかの方法による援助に関わった選手、選手のサポートスタッフ、その他の人物を対象とした調査と処置に関連するものとする。

MED 16 - ドーピングコントロールプログラム

- IOC/IPC からの指示、世界アンチ・ドーピング規程ならびに国際基準及び大会期間中に IOC/IPC により適用される IOC アンチ・ドーピング規則／IPC アンチ・ドーピング規程に従って、IOC/IPC の権限下で、ドーピングコントロールプログラムを導入し、実施する。
- 特に、世界アンチ・ドーピング規程、IOC アンチ・ドーピング規則、IPC アンチ・ドーピング規程、さらに、特に検査に関する国際基準に厳密に従って、検体採取手順を策定し、提供する。
- IOC アンチ・ドーピング規則と世界アンチ・ドーピング規程に規定された基準と特に検査に関する国際基準に規定された基準に従って、ドーピング検査室を設置する。
- パラリンピック競技大会のドーピングコントロールプログラムの場合、全ての検体採取施設が IPC のアクセシビリティ要件を満たし、オリンピック競技大会期間中に実施されるサービスのレベルが維持されることを確保する。OCOG は、障がいのある選手に対して要求される変更に関して、専任スタッフとボランティアに対する大会前研修を実施するために、IPC と連携するものとする。

MED 17 - WADA 認定分析機関

- オリンピック競技大会期間中に採取された全ての検体が、開催都市(またはその近く)に立地する WADA 認定分析機関により分析されることを確保する。

MED 18 - 分析機関の能力、場所及びセキュリティ

- WADA 認定の分析機関は、1 日最大 400 検体を分析し、陰性結果を 24 時間以内に、違反が疑われる分析報告を IOC によって要求される時間(通常分析の場合は 48 時間)内に報告するための十分な能力を備えていることを確保する。OCOG は、これらの要件と B 検体分析のための移動時間を考慮した上で、当該分析機関の場所とセキュリティの要件の詳細を、IOC に提出し、承認を受けるものとする。



IOC 医事委員会に関する要件

MED 19 - IOC 医事委員会のための資源

- IOC 医事委員会が、大会期間中に十分な資源(スタッフ、技術設備など)と運営基盤を有することを確保する。「MED 付属書 1 - IOC 医事委員会のオフィススペースに関する規定」に示されているとおりに、IOC 医事委員会の活動メンバーに対して、サイトにおける輸送サービスと会議のための支援が提供されるものとする。

パラリンピック固有の要件

MED 20 - 調査プロジェクトの簡素化

IPC によって承認されたとおりのパラリンピック競技大会期間中の調査プロジェクトの組織を円滑に進めるために、アクセス及び適切なサービスを提供する。



4.7. テクノロジー

序論

技術は、以下の理由により、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の成功に欠かすことできないものである。

- － 全ての競技会場と非競技会場のファンクショナルエリア (FA) の運営を可能にする。
- － プレス、放送、IF、その他の大会ステークホルダーに重要な情報サービスを提供する。
- － 会場において、そして世界中のオリンピック観客コミュニティを結び付ける。

すなわち、現代のオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会は、適切な技術がなくては運営できず、理解されず、楽しむことができない。したがって、各種技術に関して、他の主要なスポーツイベントで使用されている最新の業界水準を下回らない技術が計画され、提供され、実施されることが大会の成功の鍵を握る。

大会の技術は、大会の運営上のニーズに釣り合った、十分なテスト済みの信頼性の高いソリューションを提供する。以下のために、信頼性の高いセキュアでシームレスな運営と大会技術サービス及びインフラを提供することが不可欠である。

- － リスクとコストを抑えるという観点からコア技術ソリューションが選定されることを確保する。
- － 全ての大会ステークホルダーをつなぐインフラを提供する。
- － 全ての大会会場の効率的な運営を可能にする。
- － オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の運営を容易にし、強化する技術ツール、システム及びサービスを構築し、運用する。
- － オリンピックとパラリンピック競技の計時、得点、結果を取り込み、管理し、配布する。
- － オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会を知らせ、それらに巻き込み、それらへの参加を促すための、インターネット販売を基本とした商品の創出を支援する。

OCOG テクノロジー分野は、技術サービスと運用の提供の成功を確保するために、会場、輸送、アクレディテーション、エネルギー、飲食サービスなどの他の FA のサービスを必要とする。電気通信サービスの提供を支援するために、当該の開催国当局は、大会の無線インフラの導入に必要な周波数を割当て、管理及び統制するために準備するべきである。

大会の技術資産は、戦略的に計画が策定され、提供された場合に、開催都市に対する重要なレガシーとなる。これは、物的な技術ハードウェアと大会技術スタッフの知識とスキルのレベルの向上を通じて得られるソフト的な利益という形でもたらされる。

IOC は、大会の計画策定、実施及び運営のライフサイクルを通じて、特に以下の提供を通じて OCOG を支援する。

- － 大会情報の基準。IOC オリンピック競技大会結果・情報サービス (ORIS)、パラリンピック競技大会の場合は、パラリンピック競技大会結果・情報サービス (PRIS) を通じて定義される。
- － リスクとコストを抑え、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の成功に重要な、特定の技術ソリューション及びパートナー (TOP 契約)。



テクノロジー分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『技術に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って技術の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

TEC 01 - 技術ソリューションの見直し

- 提案された全ての技術ソリューションが、プロジェクトの開始前に、見直しのために IOC に提出されることを確保する。

TEC 02 - 電気通信

- 開催都市と当該の開催国当局との調整を通じて、オリンピック競技会場とパラリンピック競技会場のために使用されるサイトと会場の内部及び周囲の、公衆移動体／携帯電話ネットワークの適用範囲と容量を拡大することを目的に、地元の全ての移動体ネットワーク事業者の協力を確保する。このプロセスを容易にするために、OCOG は、地元の全ての事業者が参加するオリンピック共同事業者グループ(JOOG)の設立を促すものとする。

TEC 03 - インターネットインフラ

- 地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場／サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの合理的で物理的に回復力のある供給を確保する。

TEC 04 - 電気通信インフラ

- 各会場で、コア電気通信設備を設置するための専用スペースとなる、通信機器室(TER)を設置する。
- 会場使用協定またはその他の仕組みを通じて、通信サプライヤー、IT インテグレーター、ネットワーク機器サプライヤーが、その会場のテストイベントから、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の終了までの期間、インフラ／機器の導入とテストを継続できるような、十分なアクセス条件を確保する。

TEC 05 - 無線周波数帯

- オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会(テストイベントと運営準備演習を含む)の運営に必要な全ての無線帯域と無線周波数を、適宜、公衆移動体／携帯電話ネットワーク、私設無線ネットワーク及び Wi-Fi を含むその他の無線ネットワークのための周波数の割当てを通じて確保する。



- 立候補プロセスの間に当該の開催国当局とその他の当該の事業体によりなされた、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会及びそれらのテストイベントと運営準備演習のために必要な周波数を割り当て、管理し、統制するというコミットメントが効果的に実施されることを確保する。
- テストイベント、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の間(オリンピック競技大会の 1 か月前とパラリンピック競技大会の後の 1 週間を含む)、以下のステークホルダーに対して、周波数の割り当て、管理及び利用が無料で行われることを確保する。
 - 選手
 - IOC
 - OCOG
 - NOC
 - IF
 - 放送事業者
 - メディア
 - マーケティングパートナー

TEC 06 - 通信ソリューションの展開

- 展開される通信ソリューションが、オリンピック競技大会の 2 年前までに定義され、承認されることを確保する。

TEC 07 - オリンピック競技大会結果・情報サービス(ORIS)とオリンピックデータフィード(ODF)

- オリンピック競技大会結果・情報サービス(「ORIS」)とオリンピックデータフィード(「ODF」)の要件に規定された基準に従って、結果・情報サービスを提供する。ORIS と ODF の要件は、オリンピック競技大会、IF、その他のオリンピックファミリーのステークホルダー及び技術開発の新たな要件を含めるために、IOC により更新されるものとする。OCOG は、IOC により規定された費用分担原則に従って、ORIS 要件の文書の更新費用に貢献するものとする。
- ORIS で定義された情報を、ODF 形式で以下に伝送可能にする。
 - IOC、IOC 被支配事業体、IOC によって認定された国際的報道機関、認定メディア、IF、NOC、その他の IOC が指定する人物及び事業体
 - OBS 経由でライツホルダー(放送権者)
- IOC により決定された全ての条件(OCOG から特定のカテゴリーの受信者に請求されるサービス料金など)が、オリンピック競技大会結果・情報サービスの提供において遵守されることを確保する。

TEC 08 - オリンピックマーケティングパートナーの権利の尊重

- 大会関連の全ての技術ソリューションが、オリンピックマーケティングパートナーの権利を尊重することを確保する。



TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承

- OCOGにより技術サプライヤーとの間で結ばれる全ての契約に、プロバイダーが以下の要件に従う要件が含まれることを確保する。
 - － IOC 及び IOC が指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供の進行状況を定期的に連絡する
 - － 大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOG と IOC に提出する
 - － OCOG または IOC から要求される場合、将来の OCOG に有利な知識継承に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動をサプライヤーの費用で準備及び参加する

パラリンピック競技大会のその他の技術要件

TEC 10 - 包括的パラリンピック技術計画

- パラリンピック競技大会の組織と実施に必要な全ての技術を計画及び実施し、以下を特定する包括的な技術戦略計画を作成する。
 - － パラリンピック競技大会のために提供される技術運営及びサービスの範囲
 - － パラリンピック競技大会のための専任スタッフ及び専用資源
 - － 内部及び外部の技術運営及び統合(部門横断的及び組織間の協力)
 - － 効率性と移行の計画策定—オリンピック技術プロバイダーとインフラの活用
 - － 大会マネジメントシステムと PRIS に関する、パラリンピックシステムのユーザー受入れ戦略
 - － オリンピック競技大会の開始からパラリンピック競技大会の終了までの、大会全体の技術計画策定と実施を確保するための、パラリンピック独自の機会と 60 日イベントフィロソフィ(オリンピックとパラリンピックを一体化させて一つのイベントとしてみなす考え方)の推進戦略。
 - － 可能な場合、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会で共通のマネジメントシステムを使用することを目的とした、パラリンピック競技大会マネジメントシステム要件

TEC 11 - パラリンピック競技大会の電気通信及び音響・映像

- パラリンピック競技大会の運営及びサービスレベル要件を支援し、実現するための全ての通信機器とサービスを提供する。可能な場合、オリンピック競技大会のサービスプロバイダーは、パラリンピック競技大会に必要な、以下を含むサービスを提供するものとする。
 - － 電話回線、配線及びインターネットアクセスサービス
 - － 大型ディスプレイ
 - － 構内放送システム
 - － 電話サービス
 - － 携帯電話
 - － CATV

TEC 12 - パラリンピック競技大会結果・情報サービス

- 各競技／種別の PRIS ブックの要件を、パラリンピック競技の運営プロセス、結果報告印刷物、それらの配布出力マトリックス、スコアボード出力仕様を含めて履行する。OCOG は、IPC の緊密な協力を通じて、また IOC、当該の IF、メディア、技術スポンサー／パートナーとの協力を通じて、PRIS を実施するものとする。OCOG の費用貢献は、IPC との契約内で定義されるものとする。



4.8. 輸送

序論

オリンピック輸送計画は、大会の円滑な運営において中心的な役割を果たし、大会に参加する全員と開催都市の居住者の体験に影響を及ぼす。オリンピックの輸送は、大会の招致の早期段階に不可欠な会場の場所、収容能力、宿泊施設クラスター、インフラのコミットメント及び交通管理対策についての重要な決定について、大会のコンセプト全体と関連を持たせるべきである。過去の大会で証明されている事実として、オリンピック輸送計画が正しく策定及び管理された場合、また同プランが開催都市の日常の輸送運営に統合された場合、大会時の輸送が開催都市の通常の交通状況に及ぼす影響を制限することができる。

オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会を開催するために、OCOG は、それぞれが特定の運営上及び機能上のニーズを持つ全ての大会ステークホルダーに対し、安全で効率的で信頼性が高く、遅れの無い輸送サービスを提供することが要求される。

輸送の計画策定と実施を成功させるための要は、大会のステークホルダーの計画策定、全てのステークホルダーの要件、ステークホルダーの全てのシステムの構築と運用を監督する、また全ての輸送サービスでステークホルダーと連絡を保つために、輸送分野内でのリーダーシップを確立することである。このサービス志向型のアプローチにより、全てのステークホルダーの要件が特定され、計画策定の要素となることが確保される。

OCOG とそのパートナーは、以下の 9 つの輸送テーマに沿って各任務の定義から実施までを進める。計画策定と運営の各テーマには、オリンピックの輸送に関する固有の提出物があるが、これらを別個に計画し、管理することはできず、各テーマ間の継続的な相互作用と調整が必須である。テーマは、輸送インフラ及び施設、ステークホルダーのサービス実施計画、会場輸送、フリート運用、バス運用、公共交通機関、交通管理、輸送情報ならびに輸送方針及び計画策定である。

大会の開催により、開催都市に輸送上の多くの長期的な良い影響をもたらすことが可能である。言うまでもなく、大会開催の触媒効果により、輸送インフラの改善に投資を集中させることができ、開催都市の居住者の移動時間を短縮し、サービスレベルを向上させることができる。さらに、最近の大会は、市民の行動の変化を促し、その結果として大会後の公共交通機関の利用が増加している。パラリンピック競技大会の場合、バリアフリーのフリートとバスが様々なステークホルダー、特に選手のニーズに適切に対応するためには、それらの特定、調達及び配備に特別な配慮が要求される。

ア krediyationチャートに、各ア krediyationのカテゴリーと構成員に対する輸送の提供を一覧にしてある。

輸送分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『輸送に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って輸送の要件を利用するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

輸送インフラ、施設及び監視に関する要件

TRA 01 - 輸送計画の監視

- インフラと運行を含む、全ての輸送計画が適切に策定されるための監視メカニズムを構築する。これには、OCOG に対して、特定の要素の実施に責任を持つステークホルダー（インフラプロバイダー、運行事業者／サービスプロバイダー、保安当局など）と監視、伝達及び報告のアプローチを合意することが要求される。

TRA 02 - 輸送インフラと施設の監視

- OCOG、公的輸送機関、その他のプロバイダーのいずれが開発する場合でも、大会関連の全ての輸送インフラと施設の建設工事で、公式の体系的で一貫性のあるスケジューリングと監視のプロセス及びシステムが実施され、使用されることを確保する。
- 建設のスケジューリングと監視プロセス及びシステムに、大会に関連して必要とされる全ての輸送インフラ、施設及びエリア（恒設及び仮設）を含める。
- 輸送インフラと施設の建設工事の進捗状況を、プロジェクト別に IOC に定期的に報告し、更新する。

TRA 03 - 開催都市の建設工事

- スムーズな運行のために、また安全上の理由で、オリンピックの経路またはサービスに影響のあるオリンピック地域での建設工事（緊急作業は例外）が、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の期間中は計画されないように、開催都市と調整を行う。
- ステークホルダーの輸送サービスに関する要件。

TRA 04 - 計画及びサービスレベル合意書

- 以下の要素を承認のために IOC に提出する。
 - － オリンピック輸送計画
 - － 輸送運営計画
 - － 選手と役員のニーズを全て考慮した、以下のグループのための大会輸送ステークホルダーのサービスレベル合意書（主要サービスレベル合意書と詳細サービスレベル合意書）。
 - IF
 - メディア
 - NOC
 - オリンピックファミリー
 - 観客
 - TOP パートナーと OCOG マーケティングパートナー
 - 従業員
- パラリンピック競技大会のステークホルダー（NPC、パラリンピックファミリーなど）の、同等のサービスレベル合意書を承認のために IPC に提出する。



TRA 05 - 会場輸送計画

- ・ 駐車場と車両認証／駐車許可 (VAPP)を含む、全競技会場と非競技会場の会場輸送計画を策定し、計画が最終決定される前に、見直しのために IOC に提出する。
- ・ オリンピック輸送計画、ファンクショナルエリア運営計画及び会場運営計画の一部として、会場輸送マップを IOC の見直しのために提供する。

TRA 06 - 輸送の規定と優先順位

- ・ 「ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーションー詳細仕様」に記載されたコード及び規定に従って、全てのアクレディテーション所持者に、適宜、適度な柔軟性をもって以下の輸送サービスを提供する。

輸送コード	説明	輸送規定
T1	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T2	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T3	大会ステークホルダー輸送システム	大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
TA	選手／NOC 輸送システム	選手／NOC 輸送システム 公共交通機関
TF	技術役員／IF 輸送システム	技術役員／IF 輸送システム 公共交通機関
TM	メディア輸送システム	メディア輸送システム 公共交通機関
TP	公共交通機関	公共交通機関

TRA 07 - パラリンピック競技大会輸送カテゴリー

- ・ 以下の表は、「ACR 付属書 2 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーションー詳細仕様」の説明に従い、最新の IPC アクレディテーション輸送コードに関連した輸送規定をまとめたものであるが、表内に取り上げたサービスを、適宜、適度な柔軟性をもって提供する。



輸送規定	説明	輸送規定
T1	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T2	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T3	大会ステークホルダー輸送システム	大会ステークホルダー輸送システム、バリアフリー車両提供—バリアフリー車両を必要とする認定利用者 3 名につき 1 台のバリアフリー車 公共交通機関
TA	選手／NPC 輸送システム	選手／NPC 輸送システム 公共交通機関
TF	技術役員／IF 輸送システム	技術役員／IF 輸送システム 公共交通機関
TM	メディア輸送システム	メディア輸送システム 公共交通機関
TP	公共交通機関	公共交通機関

TRA 08 - 要人の輸送

- 君主、国家元首及び政府首長を含む要人の移動のための計画を IOC に提出する。

TRA 09 - 公共交通機関

- 開催都市と調整して、オリンピック及びパラリンピックアクレディテーションカードの所持者に、その運営上の任務を遂行するのに必要とする場合に、公共交通機関の無料の利用を許可する。
- 公共交通機関の無料の利用の範囲は、IOC との間で合意される。移行及びパラリンピック競技大会期間の無料の公共交通機関の範囲は、IPC との間で合意される。

TRA 10 - その他のオリンピック都市

- 開催都市と他のオリンピック共同開催都市の間及び共同開催都市間の選手、チーム役員、NOC、IF(その競技が共同開催都市で開催される)、IOC 委員、IOC アスリート委員会及び IOC 事務局の移動手段を提供及び手配する。かかる移動手段は、当該のステークホルダーの運営上のニーズに基づくものとする。

TRA 11 - 式典サービス

- 全てのステークホルダーグループに対して、開会式と閉会式の輸送サービスを策定及び実施し、この計画を承認のために IOC に提出し、パラリンピック競技大会の場合は同様の計画を承認のために IPC に提出する。



TRA 12 - 路上イベント車両

- 自転車競技ロードレース、マラソン、競歩に関する OCOG の競技チーム、IF、オリンピック放送サービス(OBS)クルー及び写真カメラマンのために特別な車両及びバイクを提供する。輸送分野は、競技分野及び放送分野と協力して、路上イベントのための具体的な車両要件を特定する必要がある。

NOC の選手及びチーム役員の輸送サービスに関する要件

TRA 13 - 選手及びチーム役員の輸送システム

- 選手輸送システム(TA)により、選手村の開村日から閉村日まで、選手、チーム役員及び携行する荷物及び競技用具の輸送サービスが提供されることを確保する。これらのサービスは、以下を対象として選手村との間で実施されるものとする。
 - － 練習及び競技
 - － 出入国時
 - － 開会式及び閉会式
 - － 選手村関連
 - － 観戦する選手
- これらのサービスを練習及び競技の期間中運行し、各競技の競技会の終了時に終了する。

TRA 14 - パラリンピック競技大会の選手及びチーム役員の輸送システム

- パラリンピック競技大会の選手と NPC チーム役員に対して、オリンピックの選手と NOC チーム役員に提供されるサービスと同様の輸送サービスを提供するが、必要に応じて通関港、パラリンピック選手村、練習及び競技会場の間の特殊な競技用具の輸送を含め、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。

TRA 15 - チーム競技車両

- 練習と競技の往復に使用を限定して、事前に合意されたスケジュールで運行する、チームあたり 1 名または複数名の運転手付きの車両を、チーム競技に参加する全てのチームに割り当てる。
- 練習または競技にチームを輸送する車両は、当初の予定よりも早くまたは遅くセッションが終了する場合に復路のサービスを確保するために、練習と競技の間その会場にとどまることを確保する。パラリンピック競技大会の期間中、十分な台数の完全なバリアフリーの車両が、車いすチーム競技に割り当てられることを確保する。

TRA 16 - 出入国時の移動

- 公式出入国地点と OCOG の公式宿泊場所(選手村または追加宿泊施設)の間で、NOC と携行する荷物と競技用具を輸送する。
- 選手村の開村日から閉村日まで、出入国輸送サービスが運行されることを確保する。
- 選手団登録会議のためにプレオープン期間中に到着する選手団団長とそれに同行する代表選手団に対して、輸送サービスが利用可能であることを確保する。



- 出入国地点と公式宿泊場所間で、NOC 会長と事務総長及び携行する荷物を輸送する。

TRA 17 - メダリストの表彰式のための輸送

- 必要に応じて、オリンピック及びパラリンピックのメダリストの表彰式のための輸送のための、専用の車両と運転手を手配する。パラリンピック競技大会でこのサービスに割り当てられる車両は、複数のバリアフリー車両を含むものとする。

TRA 18 - NOC 専用車両

- 各 NOC に、チームの総人数に基づき複数台の専用車両を割り当て(オリンピック憲章の規則 38 を参照)、以下の事項を尊重する。
 - － 以下の NOC 専用車両の割当方式は、選手団団長と選手団副団長が使用する車両の割当てを含む。
 - － 乗用車とミニバンの割合は、IOC との間で合意されることになる。
 - － 車両の運転が可能な NOC アシスタント以外に OCOG によって運転手の割当てが提案される場合、運転手の割当ては IOC との間で合意されることになる。

オリンピック競技大会	
NOC 代表選手団規模	NOC 専用車両合計台数(乗用車とミニバン)
1～10	1
11～50	2
51～100	3
101～200	4
201～300	5
301～400	6
401～500	7
501～	8
オリンピック冬季競技大会	
NOC 代表選手団規模	NOC 専用車両合計台数(乗用車とミニバン)
1～5	1
6～20	2
21～40	3
41～60	5
61～80	6
81～100	8
101～140	9
141～160	10
161～	11



TRA 19 - NPC 車両の割当方式

- 必要な場合、複数の車いす用のスペースのあるバリアフリー車両を、車両割当ての一部として NPC 選手団が利用できるようにされることを確保する。これらの車両の提供は、車両調達段階で範囲決定がなされるべきである。
- NPC が利用できるバリアフリー車両の最大台数を、以下の表に示す。

パラリンピック競技大会		
NPC 選手団規模	NPC 専用車両の合計台数 (乗用車、ミニバン、バリアフリー車両)	合計台数の内のバリアフリー車両の 最大割当台数
1～10	1	1
11～50	2	1
51～100	3	1
101～200	4	2
201～300	5	2
301～400	6	3
401～	7	3

パラリンピック冬季競技大会		
NPC 選手団規模	NPC 専用車両の合計台数 (乗用車、ミニバン、バリアフリー車両)	合計台数の内のバリアフリー車両の 最大割当台数
1～5	1	1
6～20	2	1
21～40	3	1
41～60	5	1
61～80	6	1
81～100	8	2
101 - 140	9	2
141～	10	3

- 乗用車とミニバンの割合は、IPC との合意で決定されるものとする。NPC に割り当てられるバリアフリー車両の台数は、各 NPC との合意で決定されるものとする。

TRA 20 - NOC/NPC 用具用車両

- IOC または IPC との合意に従い(参加チームあたり 1 台)、競技の参加選手の用具が相当の量に上る場合、NOC/NPC に追加の用具用車両が割り当てられることを確保する。これらの競技用の用具運搬車両は、NOC/NPC チーム競技用車両とは別とする。



- 自転車競技用具の場合、以下のサービスから選択する。
 - － 用具移送用の特別車両を運行
 - － 自転車ラック／ルーフラック付きの追加車両を、自己管理用に自転車競技チームに提供
 - － 選手村と競技会場及び練習会場の間で用具を輸送する専用の特別車両を持ち込める許可証を NOC/NPC に提供

TRA 21 - 車両使用方針

- 車両使用方針を承認のために IOC に提出する。

TRA 22 - バリアフリー車両のカープール

- NPC の出席が要求される追加イベントまたは特別イベントを支援するバリアフリー車両のプールを、予約制で、また NPC 専用車両とは別に利用可能にする。このプールを構成する車両台数は、パラリンピック競技大会ごとに変わるため、IPC と合意されるものとする。

TRA 23 - 駐車及び VAPP

- 会場及び特定の駐車エリアへの車両のアクセスを強制する管理メカニズム、車両認証／駐車許可スキーム(VAPPS)を策定する。

TRA 24 - NPC 割当車両の VAPP

- 各 NPC 専用車両に全ての競技会場と練習会場及び選手村のための VAPP を発行する。パラリンピック冬季競技大会の場合、ワックスキャビンが会場境界の外側にある場合は、ワックスキャビンを含めるものとする。
- チームの競技及び用具用車両に、それぞれの競技の練習及び競技会場、当該のパラリンピック選手村の駐車エリアならびに輸送モールを対象とした VAPP を提供する。

TRA 25 - レートカード車両及び VAPP

- NOC と NPC の車のレンタルを援助し、要請があれば、確保された駐車場、確保されていない駐車場、またはドロップオフ場所(返却所)(適正な手数料で、かつ、NOC 及び NPC の費用負担で)を対象とした、レンタカー用の妥当な数の駐車許可証を、特定の会場でのスペースの利用可能状況に基づいて提供する。
- IF のための輸送サービスに関する要件。

TRA 26 - IF 輸送システム

- 国際技術役員(ITO)、国内技術役員(NTO)、審判、審査員団、IF スタッフ及び携行する荷物と競技用具の輸送サービスを、以下のサービスとともに大会期間中に提供するための IF 輸送システム(TF)を策定する。
 - － 競技、練習及び公式会議(計量、ユニフォームセンターへのサービス)
 - － 出入国時
 - － 開会式及び閉会式
- 出入国時と開会式及び閉会式の追加的な IF 輸送サービスを、IF 会長、IF 事務総長、IF 代表及び IF 理事に対して提供する。同様のシステムが、競技前のクラス分けのニーズを含め、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整して策定されるものとする。



TRA 27 - IF 割当車両

- オリンピックとパラリンピックの両競技大会について、それぞれの大会のプログラムに競技が含まれる各 IF に、競技／種別ごとに大型乗用車 1 台と運転手 1 名を割り当てる。
- その他に、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会のプログラムに競技／種別が含まれる各 IF に、ケースバイケースで競技／種別ごとに乗用車 1 台と運転手 1 名を割り当てる。
- IF の VAPP
- IF 割当車両と IF のアクレディテーションを付与された用具技術者の大会運営要件に適合する、適切な VAPP を提供する。

メディアのための輸送サービスに関する要件

TRA 28 - メディア輸送システム

- 以下のサービスを含むメディア輸送システム(TM)を策定する。
 - － 宿泊施設-メインプレスセンター(MPC)／国際放送センター(IBC)
 - － 競技会場
 - － 練習会場(該当する場合)
 - － MPC/IBC-選手村
 - － MPC/IBC-理事会及び IOC 総会
 - － 出入国時
 - － 開会式及び閉会式
- TM は、ハブ&スポーク型を基準とし、IBC/MPC をメインハブとして中心に据えるものとする。

TRA 29 - OBS 輸送サービス

- 「BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って、運営上のニーズに応じて、OCOG と OBS の間で合意された台数の車両で、OBS に輸送サービスを提供する。

TRA 30 - 宿泊施設と MPC/IBC の輸送サービス

- 以下の表に従ってサービスを提供する。

サービスの種類	サービス期間	サービス時間
宿泊施設-MPC/IBC	開会式の 14 日前に開始。 閉会式の 3 日後に終了。	24 時間。運行間隔は変動。 ステークホルダーの予測需要が低い時間帯、夜間、非競技日、日中(メディアは朝と夜に IBC/MPC との間を移動すると予測)は運行間隔を空ける。
MPC/IBC-選手村	開会式の 14 日前、または選手村の開村日に開始。 閉会式の翌日に終了。	毎日午前 8:30 から午後 9:30 まで運行 競技開始前の期間は運行間隔を空けることができる。



サービスの種類	サービス期間	サービス時間
MPC/IBC - 理事会及び IOC 総会	理事会と IOC 総会の期間中運行	理事会と IOC 総会の開催時間に従って運行。このサービスが必要か否かについて、OCOG はプレスオペレーションと OBS と協議するべきである。
MPC/IBC-練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに従って運行	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の1時間前から終了の1時間後まで運行し、実際の練習セッションの時間帯は運行間隔を空ける。要求に応じて。
MPC/IBC-競技会場	ベニューメディアセンターの開場に合わせて、各会場の競技の開始前の 4 日間はフル稼働しているものとする。 各会場の競技の最終日にその会場へのサービスを終了する。 一部の会場は、プレスオペレーションと OBS からの要求に基づき、これより前に限定的なサービスが要求される場合がある(競技の最大 7 日前まで)	競技スケジュールとベニューメディアセンターの業務時間に沿って運行。 ベニューメディアセンターは、通常は競技開始の3時間前から終了の3時間後まで稼働する。この時間枠は、運営上のニーズに従って、IOC との協議で修正できる。輸送サービスは、競技の 3 時間前にメディアが会場に到着できるように運行する必要がある。 ベニューメディアセンターが、競技の終了から 3 時間以上稼働する場合、ベニューメディアセンターが業務を終了し、メディアが会場を後にするまで輸送サービスが提供されるものとする。非競技期間は、運行時間と本数を減らす。
競技会場間 (必要に応じて)	会場の競技スケジュールに沿って運行	MPC/IBC - 競技会場サービス(上記)と同じサービス時間。
宿泊施設から会場に 直行(必要に応じて)	接続される会場の競技に沿って運行	MPC/IBC - 競技会場サービス(上記)と同じサービス時間。

TRA 31 - パラリンピック競技大会のサービス要件

- 以下の表に従って、メディアの認定メンバーにサービスを提供する。

サービスの種類	サービス期間	サービス時間
宿泊施設 - MPC/IBC	開会式の 5 日前に開始 閉会式の 2 日後に終了	24 時間。間隔は変動。
MPC/IBC - 選手村	開会式の 5 日前に開始 閉会式の翌日に終了	毎日午前 8:30 から午後 9:30 まで運行。
MPC/IBC - 練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに沿って運行	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の1時間前から終了の1時間後まで運行。



サービスの種類	サービス期間	サービス時間
MPC/IBC-競技会場	ベニューメディアセンターの開場に 合わせて、各会場の競技の開始前 の 4 日間はフル稼働しているもの とする。 各会場の競技の最終日にその会場 へのサービスを終了する。 一部の会場は、プレスオペレーショ ンと OBS からの要求に基づき、これ より前に限定的なサービスが要求さ れる場合がある(競技の最大 7 日前 まで)。	競技スケジュールとベニューメディ アセンターの業務時間(競技開始の 2 時間前から終了の 2 時間後)に従 って運行。この時間枠は、運営上の ニーズにより、IPC との協議で変更 することができる。輸送サービスは、 メディアが競技の 2 時間前に到着で きるように、またベニューメディアセ ンターが終了するまで、これが 2 時 間より長い場合であっても出発でき るように運行する必要がある。全て のメディアが会場を後にするまで、 サービスが提供されるものとする。
競技会場間 (必要に応じて)	会場の競技スケジュールに沿って 運行。	MPC/IBC-競技会場サービス(上 記)と同じサービス時間
宿泊施設から会場に 直行(必要に応じて)	接続される会場の競技に沿って運 行。	MPC/IBC-競技会場サービス(上 記)と同じサービス時間

TRA 32 - 写真撮影プール割当車両

- 国際オリンピック写真撮影プール(IOPP)の IOC 認定報道機関のメンバーに、報道機関あたり 2 台の車両(合計 6~10 車両)を、MPC、全ての競技及び練習会場及び選手村の VAPP とともに提供する。

TRA 33 - IPC 認定報道機関とカメラマン割当車両

- IPC 認定通信社のメンバーに、報道機関あたり 1 台の車両(合計 4~8 台)を、MPC、全ての競技及び練習会場、選手村の VAPP とともに提供する。
- その他に、パラリンピック競技大会の IPC 公式写真カメラマンに、運転手付きの車両を提供する。公式写真カメラマンは、IPC が指定するものとする。これらの車両の割当ては IPC 事務局車両プールに分類され、IPC により管理される。OCOG は、この割当てに 2 台の車両を計画するべきである。

TRA 34 - メディア車両許可証

- OBS に許可証を発行し、OBS は許可証を RHB に配布する責任を負うものとする。
- レートカードプログラムを通じて、報道機関に VAPP が適正な料金で利用可能になることを確保する。

TRA 35 - 車両のレートカード

- レートカードカテゴリーに含まれる車両のカタログと価格を、IOCに提出する。
- レートカードで提供されるレンタカーの価格は、現地標準価格に対して競争力のある価格にする必要がある。



マーケティングパートナーに関する要件

TRA 36 - マーケティングパートナー輸送サービス

- 以下を含むホスピタリティプログラムと運営上のニーズについては、TOP パートナー (IOC との契約上の合意に従う) の輸送要件を考慮し、適用する。
 - － マーケティングパートナーコーチプログラム (MPCP) の会場駐車、車両認証／駐車許可
 - － T3 輸送システム
 - － 割当車両
- IOC との間で結ばれた契約によりアクセス権が与えられた事業体に、MPCP へのアクセスを許可し、かかる組織に全ての関連サービスを提供する。IOC は、MPCP の権利が契約で付与された指定組織に助言し、承認する。

TRA 37 - MPCP

- MPCP が以下の事項に準拠していることを確保する。
 - － 地元の輸送プロバイダーと適正なレートを特定し、契約する
 - － 適正で公平な支払スケジュールを策定する
 - － 大会期間中にマーケティングパートナーのホスピタリティ長距離バスのニーズに応える、長距離バス会社を特定し、確保し、割り当てるための計画を策定する
 - － MPCP に従事する全ての運行業者と運転手に、詳細な練習プログラムを提供する
 - － 選択のための運転手 1 名又は 2 名の 1 日の価格を示したプログラムを策定する
 - － 駐車エリアを提供し、VAPP の調整をする
- マーケティングパートナーが MPCP に参加せず、長距離バスと運転手を自ら調達する場合、OCOG はこれらの運転手に研修を実施するものとする。
- MPCP の利用が、IOC または OCOG のマーケティングパートナー、またはその他の IOC 指定もしくは承認の組織に許可される。これには、管理された長距離バスサービス、VAPP、会場での大会ステークホルダーへのグループ管理及び管理された長距離バスサービスと会場アクセスのための優先乗車ゾーンが含まれる。

TRA 38 - マーケティングパートナーの出入国

- 公式出入国地点で、マーケティングパートナーがホスピタリティサービスを実施できるように、運行中の輸送エリアの利用を可能にする。これには、長距離バス／ミニバスの乗り継ぎ、駐車エリア、乗車エリアが含まれる。運行時の一部の乗車ゾーンと駐車場が、車両やミニバンなど、マーケティングパートナーの運営支援用の車両に必要なものとする。

TRA 39 - マーケティングパートナー割当車両及び運転手

- 各 TOP パートナーに 2 台の車両と運転手を割り当てる (また IOC と当該の TOP パートナー間の契約で、別の台数の車両と運転手が指定される場合は、契約書に規定された台数が提供される)。
- 各ワールドワイドパラリンピックパートナーに、1 台の車両と運転手を割り当てる。



- 以下の事項が遵守されることを確保する。
 - 上記の車両と運転手は、オリンピック競技大会の期間中 TOP パートナーに割り当てられる（パラリンピック競技大会の期間中は、世界的パラリンピックパートナーに対して）。これらの車両と運転手は、特定の個人には割り当てられない。
 - マーケティングパートナーが割り当てる車両には、P2 VAPP (P2=オリンピックファミリー、T1/T2 駐車場アクセスコード) が発行される。これらの許可証は、開会式または閉会式のアクセスまたは駐車場を対象としない。
 - 割り当てられた運転手付車両には、通信機器が搭載され、機械的な問題が発生した場合にはメンテナンス、支援を提供する。
 - マーケティングパートナーと運転手は、大会ステークホルダー割当車両方針に従って、関連する全ての方針、手順、燃料カード、オリンピックレーンアクセスなどが提供される。

TRA 40 - マーケティングパートナーの輸送

- 以下のマーケティングパートナー輸送要件が実施されることを確保する。
 - マーケティングパートナーに、経路とアクセス情報を提供する
 - マーケティングパートナーの技術車両に対し、会場で駐車場エリア（バックオブハウス（BOH）と MPCP 車両（フロントオブハウス（FOH））を特定する。
 - マーケティングパートナーが自身の技術車両についてその技術的なニーズについての計画を提示した後で、同車両に会場許可証を発行する
 - マーケティングパートナーに、ホスピタリティのニーズに対応した長距離バスと支援車両のための、全ての車両認証／駐車許可証を発行する

観客の輸送サービスに関する要件

TRA 41 - 観客の輸送

- 開催都市と協力して、観客が大会の期間中、オリンピック会場との間で信頼性の高い、安全で効率的な公共交通を利用できるように、あらゆる必要な対策を講じる。

TRA 42 - 観客の要求、会場収容能力及び販売可能なチケット

- チケットの枚数が確認され販売に回される前に、道路と公共交通機関、会場と輸送ハブの乗車ゾーンの収容能力が確認され、大会の他の全てのステークホルダーグループの需要を含めた予想される人数に対してサービスが提供できることが確認されることを確保する。特に車いす席の数が増加するパラリンピック競技大会について、車いす使用者用のチケットの数を観客輸送需要に含める。

T1/T2/T3 輸送サービスに関する要件

TRA 43 - T1/T2 運転手

- 以下の要件に従って T1 と T2 サービスの運転手を手配する。
 - サービスを利用する権利のある個人が開催都市に到着してから出発するまで、運転手を利用できるものとする。
 - 1 日最低 10 時間のサービスが提供されるものとする。運営上の特定のニーズが生じる場合、IOC と OCOG が確認した上で、業務時間が延長されるものとする。1 名の運転手でこの要件に対応できない場合、計画策定段階で 2 名の運転手が割り当てられるべきである。



- 上記の要件が、開催国の適用される法律に従って実施されることを確保する。

TRA 44 - T3 輸送システム

- T3 輸送システムの運行の原則を承認のために IOC に提出する。詳細は、オリンピックファミリーサービスレベル合意書と輸送運営計画に規定されることになる。
- T3 輸送システムが運行される場所または公式「最終目的地」に関する方針を策定し、通知する。最低でも T3 サービスは、以下を含むオリンピック及びパラリンピック公式サイトとの間で運行されるものとする。
 - － 競技会場
 - － 練習会場
 - － オリンピック空港及びその他の出入国地点（主要鉄道駅など）
 - － オリンピックファミリーホテル
 - － パラリンピックファミリーホテル
 - － IBC/MPC
 - － 選手村
 - － メディア村
 - － その他の T3 ステークホルダー宿泊場所
 - － オリンピッククラブ (OLC)
 - － パラリンピックホスピタリティーセンター
 - － OCOG 本部
 - － メディアプラザ（オリンピック冬季競技大会）
- 共同開催都市が独自の市内 T3 システムを運営する場合、別の T3 目的地リストが要求される。
- 最終目的地リストを承認のために IOC に提出する。

TRA 45 - パラリンピック競技大会 T3 輸送システムの承認

- バリアフリー車両を要求する 3 名の T3 認定ユーザーごとに、最低 1 台のバリアフリー車両を提供する、T3 輸送システム運営の原則を、承認のために IPC に提出する。詳細は、パラリンピックファミリーサービスレベル合意書と最終輸送運営計画に盛り込まれるものとする。

その他のステークホルダーに関する要件

TRA 46 - オブザーバープログラム

- 車両を適正な費用で提供し、適切な VAPP を発行し、IOC と IPC オブザーバープログラムの輸送のニーズを支援する。

TRA 47 - 医事委員会割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール（約 15 台）を提供し、IOC 医事委員会のメンバーが大会で職務を適切に遂行できるようにする。



TRA 48 - スポーツ仲裁裁判所(CAS)割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール(約 10 台)を提供し、CAS 代表が大会中に職務を遂行できるようにする。

TRA 49 - 世界アンチ・ドーピング機構(WADA)割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール(約 12 台)を提供し、WADA の代表が大会中に職務を遂行できるようにする。

TRA 50 - IOC 事務局割当車両と VAPP

- 限定的な台数の車両(最大 15 台)、運転手、VAPP(全ての競技及び練習会場、選手村、MPC/IBC、IOC ホテル)を IOC 事務局の運営上のニーズに対して提供する。

TRA 51 - IPC 事務局と VAPP

- 限定的な台数の車両(最大 14 台)、運転手、VAPP を、最低 1 台のミニバンとバリアフリーの車両を含めて、IPC 事務局の運営上のニーズに対して提供する。

TRA 52 - コントラクターの VAPP

- OCOG のコントラクターに対して、業務用／技術車両が会場にアクセスするための、または会場境界内で作業するための、適切な数の VAPP を同会場のスペースの利用可能性に応じて発行する。

交通管理と情報に関する要件

TRA 53 - 交通管理計画

- 見直し及び承認のために IOC に提出されるオリンピック輸送計画に、交通管理計画を統合する。交通管理計画は、以下を含めるが、以下に限定されない。
 - － 移動需要プログラムを含めた、大会期間中の交通量を減らすための地域モビリティ対策
 - － 交通指令システム及び当局
 - － 移動時間
 - － 路上イベント及び聖火リレー運営
 - － 道案内標識
 - － 各会場の交通境界内の交通ゾーンへの移動を最小限に抑えるための、多層的な交通規制プロセス

TRA 54 - 輸送標識

- 大会の全体的な構想に、輸送標識(公共標識、経路標識、会場輸送標識、車両に関する標識)が取り込まれるようにする。主に車両と大会ステークホルダーに目的地を示し、効率的な交通の流れと移動を確保するために、機能性の高いものである必要がある。



TRA 55 - 輸送情報

- 当該の輸送情報を策定し、オリンピックとパラリンピック競技大会のステークホルダー及び一般大衆に提供する。
- 特に、オリンピック輸送計画の一環として、一般大衆を含むオリンピック競技大会の輸送利用者に、計画と運営のための専用の具体的なマップが提供されることを確保する。これらのマップは、特に以下を含めるものとする。
 - － オリンピック／パラリンピック輸送ネットワーク(経路、道路及び鉄道)
 - － ステークホルダー固有のシステムネットワーク図面
 - － 専用の輸送施設(デポ、待機エリアなど)
 - － 会場境界線内の輸送エリア
 - － 会場アクセスと周囲の道路網
 - － 空港とその他の主要ゲートウェイ
 - － 特別な交通管理マップ

大会公式車両に関する要件

TRA 56 - 車両利用方針

- OCOG 割当車両を使用するための方針と手順を、要求されるライセンスの種類、走行が可能な境界ならびにアクレディテーションの確認及び要求箇所を含めて定義し、伝達する。これらの方針は、ステークホルダーのサービスレベル合意書と最終的な輸送運営計画に含まれ、IOC の承認を必要とすることとなる。

TRA 57 - オリンピック冬季競技大会車両

- オリンピック冬季競技大会に提供される全ての車両は、冬用／スノータイヤとスノーチェーン及び必要に応じてスキーラックが装備されることを確保する。

TRA 58 - フリート運用 - 燃料

- 大会ステークホルダー割当車両に燃料を供給する。

TRA 59 - 運転手の電話

- OCOG から提供される各車両と運転手に、運転手がクライアント、ステークホルダーオーナー FA、輸送 FA との通信を可能にするための、携帯電話または適切な通信機器が備わっていることを確保する。かかる電話と通信の費用は、OCOG が負担するものとし、使用方針は承認のために IOC に提出されるものとする。

TRA 60 - 車両及びサービス調達の保険

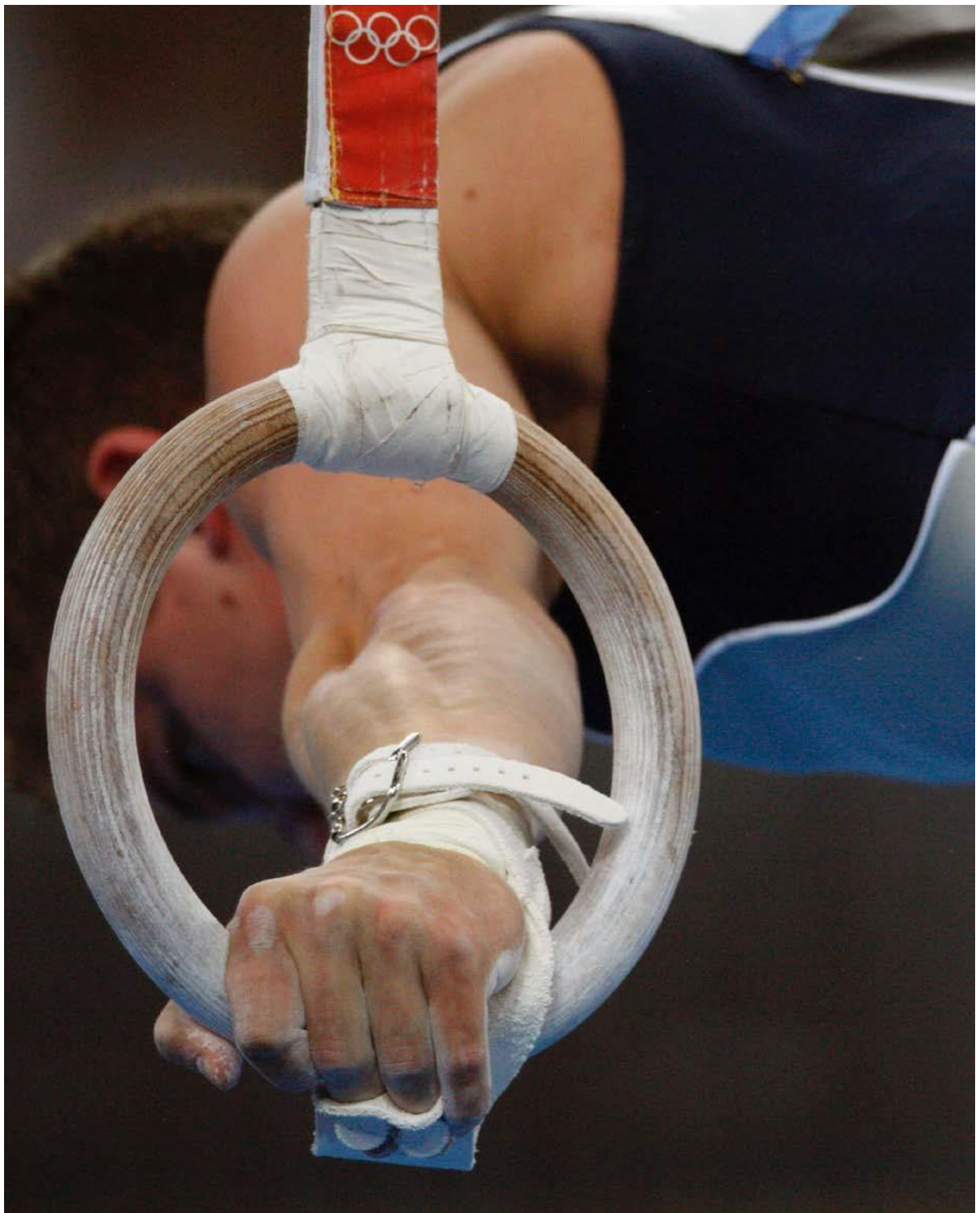
- 車両、登録運転手、乗客全てをカバーする総合保険を確保する。

TRA 61 - バスと運転手のスケジューリングソフトウェア

- バススケジューリングソフトウェアとのやり取りが可能な、全てのサービスの詳細を収めた輸送サービスのデータベースを導入し、変更、通信及び情報を管理、統制し、輸送サービスレベルが遵守されることを確保する。



5. ガバナンス





5.1. 都市運営

序論

開催都市、開催国政府、OCOG 同士の緊密な連携は、オリンピック競技大会の成功に必要不可欠である。この連携によって、大会の終了後も長期にわたり、開催都市のブランドとイメージに関わるレガシーが残る可能性が高くなる。都市運営は、会場外で行われる全ての活動、サービス、運営、イベントを包含する。これらは、以下を含む様々な組織により実施される。

- － 開催都市
- － OCOG 及び OCOG パートナー
- － デリバリーパートナー(例:公共交通機関)
- － 大会に直接関連のないその他の組織

都市運営分野の全ての業務は、大会開催中に円滑に運営されるように、入念に計画され、統合されるべきである。都市と OCOG の双方により多くの利益がもたらされるように、OCOG は、会場内及び会場外の全ての大会運営が、全体として都市の他の運営とどのように相互作用するかを理解する必要がある。

会場内に比べて、会場外における OCOG の責任は相当に少なくなる可能性があるが、OCOG は外部組織の運営をまとめる仲介役となる。OCOG の都市運営調整チームは、各会場の運営に関する全体的な視点と、会場内から外側へ向けた視点を持つことによって、これを可能にすることができる。

都市運営分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、相互連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連する分野に関わる要件に対し特別な注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『都市運営に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って都市運営の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

CTY 01 - 都市統合計画

- 都市統合計画をレビューするために IOC に提出する。この計画は、OCOG の大会運営計画、開催都市全体計画及びその他のデリバリーパートナーの会場外計画の組み合わせであるものとする。



5.2. 財政

序論

OCOG の成功の主要な基準は、予算内で大会を実施できるか否かである。財政責任の思考様式は、OCOG の目標達成能力に非常に重要である。OCOG 財政チームの責任は、HCC の要件に対応し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の開催に関連した全ての側面に対処する予算の策定と管理の監督である。この任務を成功させるためには、財政チームが OCOG の不可欠部分となり、財政分野が OCOG のガバナンスの取決めにおいて重要かつ顕著な役割を果たさなければならない。

財政チームは、全分野を通じた総合的な予算を正しく管理するために、予算編成、変更管理、調達、経理及び契約管理を包括する統合的な方針、システム、報告体制を確立するものとする。

OCOG の全体のニーズを適切に支援し、OCOG の予算を策定し、その実施を管理するために、財政分野は本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた他の依存分野に関して記載された要件を含めて、全分野を対象とした HCC 大会運営要件内の OCOG の要件の全体的な組み合わせを認識する必要がある。

この財政セクションは、以下の付属書で補完される。

－ FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『財務に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って財務要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

FIN 01 - コア大会予算の進化

- 運営計画の進化を財政計画に正しく反映させること、またオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の計画策定、準備、運営実施からこのようなスポーツイベントで予想される基準と指定までを対象とした、コア大会予算が、大会デリバリープランに記載されたスケジュールに従って定期的に更新されることを確保する。予算は、立候補プロセスの間に OCOG が約束した、大会関連の全ての活動を含むものとする。

FIN 02 - 会計原則ステートメント

- 余剰金の判断に使用するための、OCOG が提出する会計原則ステートメントを、承認のために IOC に提出する。これは IOC による OCOG の余剰金の定義(すなわち、コア大会予算に関連して、OCOG の現金収入から現金支出を差し引いた結果の現金黒字)と一致するものとする。



FIN 03 - 標準部門リスト

- 今後の OCOG の知識継承 (TOK) 向上を促すために、IOC から提供される標準部門リストに沿って、OCOG の予算を編成する。

FIN 04 - レートカード

- オリンピック及びパラリンピックレートカード (別名 ディレクトリーオブサービス (サービス連絡先電話番号一覧、DOS)) のカタログを、それぞれ IOC と承認のために IPC に提出する。DOS は、OCOG から様々な大会ステークホルダー (IF、NOC、NPC、放送事業者、プレス代表、スポンサー／サプライヤー、IOC、IPC、その他の広範囲のオリンピックファミリーメンバー) に提供するサービス、物品及び施設に関連する諸条件、価格設定を含む。
- レートカードプログラム (または DOS) が、利益を生む活動ではなく、費用回収を目的として考案され、実施されること及び最終的にプログラムの価格が可能な限り低く抑えられることを確保する。

FIN 05 - 解散計画

- OCOG の関連機関 (理事会、監査委員会など) により合意及び締結される OCOG 解散計画を策定し、IOC に提出する。

FIN 06 - 大会前及び大会後の報告

- 大会の計画策定、組織及び開催に関する財務状況を詳細に記した報告書を、IOC からの要求に応じて提出する。かかる報告書には、特に以下を含んでも良い。
 - － 独立した公認会計士によって監査された年次財務諸表
 - － OCOG 幹部向けに OCOG 財務部によって作成された、定期的な管理口座の詳細。FA 別の幹部財政予算実績概要 (支出／収入)、予算変更、レートカード売上報告書、調達計画策定実施状況が含まれる
 - － OCOG の内部監事が作成した全ての報告書
- その他のデータを IOC に供給し、IOC またはその代表に、IOC が合理的に要求する記録の閲覧を許可する。
- OCOG のライフサイクルの任意の時期に、大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に関して、開催都市、開催国 NOC、OCOG の会計を監査する (または IOC 代表による監査の) 機会が IOC に与えられることを確保する。
- TOK と IOC の内部分析を目的に、TOK リストに沿った大会後財務報告書と統計書類のリストを IOC に送付する。

FIN 07 - 保険証券

- 「FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定」に規定されているように、保険を調達し、維持する。
- 大会に関連したキャンセル保険 (必須ではない) を取得する前に、IOC に OCOG の計画を連絡する。



FIN 08 - 税

- HCC 原則の税関及び税関連の規定を実施するために、開催国当局と協力して実施される措置を詳細に記す計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
- HCC 原則に記載された税に関する要件が満たされることを確保するために必要な、特に以下を含む、適切な措置を講じる。
 - － 開催国に居住していない選手が、大会での業績の結果として受け取る金銭的またはその他の報奨に関連して、同報奨に開催国で何らかの税が課せられる場合、その選手が適用される税を支払った後に手元に残る額が、そのような税が課せられない場合に受け取る額に等しくなるように、かかる報奨が OCOG により増額されて支払われるものとする。
 - － OCOG から IOC、IOC 被支配事業体、公式計時係または IPC に行われる支払いに、開催国の法域で何らかの直接税または間接税が課せられる場合、IOC または IOC 被支配事業体、公式計時係または IPC が税引き後に受け取る額が、そのような税が課せられていない場合に受け取る額に等しい額となるように、その支払いが OCOG により増額されて支払われるものとする。
 - － HCC に従って、IOC、IOC 被支配事業体、公式計時係または IPC から OCOG に支払われる支払いまたはその他の寄付に何らかの直接税または間接税が課せられる場合（明確に説明すると、OCOG から直接または間接的に提供されるサービスの対価としての支払いを含む）、かかる支払いは支払いへの課税分が増額されないものとする。IOC または IOC 被支配事業体、公式計時係または IPC がかかる税の支払を負担する場合、OCOG が受け取る正味支払い額はかかる税額分が減額されたものであるものとし、OCOG への支払いが既になされてしまった場合は、IOC、IOC 被支配事業体、公式計時係または IPC によって後で支払われる当該税額が、OCOG によって全額返済されるものとする。

パラリンピック競技大会の追加財務要件

FIN 09 - OCOG マーケティング権の支払スケジュール

- パラリンピック競技大会とパラリンピック冬季競技大会の、OCOG マーケティング権の IPC への支払スケジュールのモデルを、以下の表に示す。

時期	支払期限	支払い(パーセンテージ)	
		パラリンピック 冬季競技大会	パラリンピック 夏季競技大会
G-4 年	1 月 15 日		20%
G-3 年	1 月 15 日	25%	22%
G-2 年	1 月 15 日	25%	24%
G-1 年	1 月 15 日	25%	24%
大会期間		25%	10%
合計		100%	100%



FIN 10 - パラリンピック競技大会のための第三者との契約

- IPC の規則、規制、要件に関連する、または影響のあるもしくは財務上重大な影響を持つ合意または契約が第三者(代理店、コントラクター、スポンサーなど)との間で結ばれる場合、かかる合意または契約の締結の前にそれについて IPC に連絡する。
- その後 IPC から要求される場合、OCOG が一貫性を維持しやすいように、またパラリンピック競技大会の運営またはパラリンピックレガシー全体にマイナスの影響が及ぶのを避けるために、締結の前に合意書または契約書の全てのコピーを提出する。

FIN 11 - IPC への財務報告

- パラリンピック大会デリバリープランの規定のとおり、様々な段階でのパラリンピック予算ならびに年次財務諸表及び大会後の最終結論の最新情報を IPC に提出する。

FIN 12 - パラリンピック競技大会の保険

- パラリンピック競技大会の組織と開催に関連した付保可能なリスクに関して、適用可能な場合に追加被保険者として IPC を含めた保険補償を確保し、維持する。これはオリンピック競技大会に適用される補償と一貫性を持たせるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。



5.3. 大会マネジメント

序論

開催都市、開催国 NOC 及び OCOG は、大会の計画策定、組織、資金調達及び開催の成功に責任を負うものとする。これら 3 つの組織が招致期間中に定義されたビジョンを実現するため、また大会の成功と開催都市における長期的に持続可能なレガシーを確保するためのパートナーであるということは留意すべきである。オリンピック競技大会の開催者が直面する課題と複雑さは大きいものである。大会の計画策定と実施に関する任務と、スケジュールに沿って論理的かつ効率的に管理することを可能にするレガシーへのコミットメントとを、完全に統合したアプローチが要求される。IOC は、この取組みを大会マネジメントと呼んでいる。

大会開催者のこのような任務を支援するために、IOC は様々なツール、タイムライン及びプロセスから構成される大会マネジメントの枠組みを開発した。IOC は、オリンピックアジェンダ 2020 で導入された様々なイニシアチブと、大会の継続的な評価を考慮して、大会マネジメント枠組みの作成を継続する予定である。

IOC は、各 OCOG 固有の大会マネジメントと計画策定の枠組みの作成を主導し、また OCOG のライフサイクルを通じて、大会の計画策定と全ての分野、パートナー、ステークホルダー及び会場のガバナンスを主導し統合していく上級マネジメントチームが早期に任命されるよう支援する。IOC は、OCOG のライフサイクルの早期フェーズで、OCOG 及び関係するステークホルダーと緊密に協力し、地域の状況、文化、プロジェクトの状況に最も適した大会マネジメントの枠組みの作成とそれへの適応を支援する。

大会マネジメントの枠組みは、計画策定と実施を通じて大会プロジェクト全体を下支えし、大会の成果、ステークホルダーへのサービス、会場とインフラ、大会サービス、ガバナンス、商業、エンゲージメントといった主要な要素を連結させる。その他に、同枠組みは IOC、IPC 及び OCOG の間の主要な相互関係を定義する。

パラリンピック競技大会の場合、同じ大会マネジメントの枠組みが適用され、計画策定プロセスとパラリンピック特有の活動及び提出物への注力とを可能な限り統合することを目的として、IPC によって支援される。

大会マネジメント分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別な注意を払うことが強く推奨される。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って大会マネジメントの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

GAM 01 - 大会のガバナンスとコミュニケーション・コマンド・コントロール(CCC)

- OCOG のライフサイクルを通じて、FA とデリバリーパートナーの統合を必要とする多数の任務と活動を管理するために、大会全体のガバナンスと調整の枠組みを定義し、実施する。



- この枠組み内で、統合された計画策定と効率的な運営を管理し、FA、オリンピックサイト、様々なレベルの政府とその他のパートナーを含む効率的な CCC 構造を通じて、OCOG の幹部に報告する。この枠組みは、テストイベントと大会運営フェーズに重点を置き、OCOG のライフサイクルを通じて実施されるものとする。運営準備計画の一環として、OCOG はメインオペレーションセンター(MOC)の導入を検討するだろう。このセンターは、情報提供、調整、報告、意思決定を集中的に行うための、FA またはパートナーのための調整及び指令センターを含む。OCOG はまた、テストイベント運営のピーク時に MOC を稼働することを検討してもよい。

GAM 02 - IOC 会合への報告

- 以下の IOC の会合、または IOC からの要求に応じて、大会準備の進捗状況を報告する。
 - IOC 総会
 - IOC 理事会(EB)会議
 - IOC 調整委員会会議
 - プロジェクトレビューとその他の技術／運営会議
- かかる報告は、特に OCOG の一般的な計画策定、組織、資金調達、採用及び開催プロセスの進捗状況を情報提供することを確実にする。
- IOC との共同作業により、IOC 調整委員会の会議、プロジェクトレビュー、その他の技術／運営会議のアジェンダを決定し、作業文書を準備する。

GAM 03 - 大会開催基本計画

- IOC 及び IPC と協力して、OCOG のビジョンを定義し、大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に適用される主要な戦略的及び組織的なガバナンスと報告プロセスを定義した、大会開催基本計画を策定する。
- 大会開催基本計画の承認を受けるために IOC に提出する。これは、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の両方を扱う。
- IPC との共同作業により、イベント独自の性質を定義しながらパラリンピック固有の内容と考慮事項を特定し、統合する。
- その他に、この計画には最低でも以下の主要要素を含めるものとする。
 - OCOG の大会ビジョンー開催都市の選定後、立候補文書の中で提案された大会のビジョンが依然として妥当であることを確認し、その意味とその達成を検証するための目標を特定し、定義するために、全ての当事者によって見直しされることが重要である。
 - 大会に関与する当局と、大会の計画策定及び実施に携わる全ての事業体の責任を確認する、ガバナンスと責任マトリックス
 - ガバナンス委員会とその委員／代表
 - 事業体／委員会同士の関係と情報の流れ及び問題の上申と問題解決のための経路
 - パブリックエンゲージメント戦略



GAM 04 - 大会デリバリープラン

- IOC 及び IPC と協力して、大会デリバリープラン (IOC と IPC の一般大会デリバリープランに基づく) を規定する。大会デリバリープランには、開催都市、開催国 NOC、OCOG が HCC に従って全ての要件を実施する際に遵守される主な計画策定の枠組みと義務的なスケジュールを記述すべきである。各 OCOG 固有の大会デリバリープランの初版は、大会開催基本計画と同時に IOC に提出し、承認を受けるものとする。
- 大会デリバリープランは、最低でも以下の要素を確実に含むものとする。
 - HCC とオリンピック憲章の要件
 - 立候補ファイルで述べた内容が含まれるコミットメントレジスター
 - リーガルレジスター (IOC の一般的リーガルレジスターに基づき、(i) HCC または立候補コミットメントの様々な要件に関する法律と他の規制または法令を特定し、(ii) HCC に準拠して大会を実施し、立候補コミットメントを果たし、合意された実施のタイムラインを遵守するのに必要な規制措置 (一時的な免除、修正または新規制定) を一覧にしたもの)
 - 持続可能性の法令一覧 (持続可能性／環境に関する立候補コミットメントと建設タイムラインに沿った、開催国で施行されている全ての持続可能性関連／環境関連の法律の一覧)
 - OCOG 固有のマイルストーン (関連するデリバリーパートナーの主要なマイルストーンを含む)
- IPC との共同作業により、パラリンピック固有の内容を特定及び統合し、IPC から最初の承認を取り付け、パラリンピック固有の状況の変更管理プロセスに関して合意する。

GAM 05 - テストイベント

- 会場と運営、特にフィールドオブプレイ (FOP)、テクノロジー及び特定業務のスタッフをテストする目的で、大会プログラムに含まれる各競技について (正確には全ての種別を含めて)、テストイベントが組織されることを確実にする。
- 全てのテストイベントが IF の監督下で、競技規則に従って実施されることを確保する。
- テストイベントのカレンダー (各テストイベントのレベルを含む) を策定し、IF に事前に確認を取った後に、IOC に提出し、承認を受ける。
- 各 FA とデリバリーパートナー及び各テストイベントにおける IF の関与レベルを要約した、テストイベントマトリックスを策定する。このマトリックスは、各イベントの前に、全ての領域にわたって、また IOC 及び IF に対して提供されるサービスレベルを定義するものとする。
- 開催国当局と調整して、特定の職員の開催国への一時的な入国ならびにテストイベントを目的とした用具、補給品及びその他の物品の輸入に関して同原則の要件が満たされることを確実にする。
- OCOG のマーケティング管理のもと、「オリンピック」イベントと銘打たれるテストイベントの場合、オリンピックマーケティングパートナーまたは RHB 以外の第三者に、かかるテストイベントに関連したスポンサーシップ、プロモーション、広告、放送の権利が与えられないことを確実にする。



GAM 06 - 大会前会場ツアー

- 一般的な大会マネジメントのアプローチの一環として、IOC、IF 及びオリンピック放送サービス (OBS) (及びそれらが正式に認可したパートナー／コンサルタント／コントラクター) がサイトとインフラの準備状況を確認するために、OCOG ライフサイクルを通じて、サイトとインフラの訪問を促進する。IOC と OCOG は、アクセス条件と要件及び様々な支援サービスを含め、そのような訪問を促進するためのプロセス、方針、手順の定義において協力するものとする。

GAM 07 - リスクマネジメントプログラム

- 国際的に認められた基準に従って、総合的なリスクマネジメントプログラムを規定する。このプログラムの目的は、大会前、大会時及び大会後において運営、財政及び評判に影響を及ぼす可能性のある全てのリスクを特定、記録、評価、対応、監視及び報告することである。
- このプログラムが OCOG の計画策定及び予算プロセスと密接に関連し、定期的に見直しされ、更新され、OCOG 上級管理部に報告されることを確実にする。
- 大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に影響する最も重要で危機的なリスクの総合的な分析及び記録を実施し、これらのリスクが(技術、運営または財政の)危機管理計画を通じて軽減され、予測されるまたは潜在的な混乱と財政／評判への影響が最小限に抑えられることを確実にする。このリスクレジスターは、要求に応じて IOC が入手できるようにするものとする。
- OCOG のリスクマネジメントプログラムが、「FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定」に従って、総合保険プログラムの策定を含むことを確実にする。

GAM 08 - 公式報告

- IOC と IPC が設定するガイドラインと指示に従って、大会後の報告を含む、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の公式報告書を作成する。

パラリンピック競技大会の追加管理要件

GAM 09 - パラリンピックの主要なマイルストーンのスケジュール

- IPC と協議の上、IPC の承認が要求される以下のパラリンピック競技大会の主要イベントのマイルストーンを決定する。
 - － パラリンピックテストイベントカレンダー
 - － 契約ステークホルダーと一般のパラリンピックチケットティングの開始
 - － パラリンピック聖火採火式と聖火リレー
 - － パラリンピック冬季競技大会の開会式の 6 日前、パラリンピック競技大会の開会式の 7 日前のパラリンピック選手村の開村
 - － パラリンピック競技大会開会式
 - － パラリンピック冬季競技大会の場合は 10 日間、パラリンピック競技大会の場合は現在の 11 日から最長 12 日間の競技期間
 - － パラリンピック冬季競技大会の場合は 10 日目、パラリンピック競技大会の場合は 11 日目または 12 日目のパラリンピック競技大会閉会式
 - － 閉会式から 3 日後正午のパラリンピック選手村の開村



- パラリンピック競技大会を独立したイベントとして、威厳をもって、他の国際/国内の障がい者スポーツイベントと関連付けず、また日程を重ねずに実施する。
- 他の障がいのある選手に関する国際イベントが、パラリンピック競技大会の前後 3 か月以内に、パラリンピック開催都市またはその付近で行われなければならないことを確実にする。

GAM 10 - パラリンピック競技大会の統合

- OCOG のライフサイクルを通じて、FA とパートナー／当局の統合を必要とする多数の任務、活動及びプロジェクトを管理するために、パラリンピック競技大会全体の効率的な統合及び調整の枠組みを策定し、実施する。この枠組みは、統合的な計画策定と効率的な OCOG 幹部への報告を下支えし、また、OCOG の各 FA、政府の様々なレベル及びその他のパートナーを包括する効果的な構造を通じて、意思決定と効率的なパラリンピック運営を促進する。

GAM 11 - パラリンピックのプログレスレポート及びプレゼンテーション

- 以下の IPC 会合で、または IPC の要求に応じて、パラリンピック競技大会のプレゼンテーションにおいて、英語を使った口頭または書面によるプログレスレポートを行う。
 - － IPC 総会
 - － IPC 理事会会議
 - － IOC 調整委員会会議の IPC ワーキンググループ
 - － IPC プロジェクトレビューとその他の技術／運営会議
- IPC プロジェクトレビューとその他の技術／運営会議については、以下の費用分担原則が適用されるものとする。
 - － OCOG は開催費用を負担し、IPC の宿泊予約を円滑に行う。
 - － IPC は事務局メンバーと専門家の宿泊及び移動の費用を負担する。



5.4. 情報・知識マネジメント

序論

オリンピック競技大会の開催の最大のレガシーの一つが、OCOG のメンバー、ボランティア及び大会に対する官民の無数の貢献者のために残される新しい技能、新しい知識、新しい機会といった「ヒューマンレガシー」である。オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の組織の連続的な改善が可能になるのは、取得された知識と学習された教訓が現在の OCOG から次の OCOG に引き継がれる場合である。このプロセスは、リスクの軽減においても重要となる。

情報・知識マネジメント(IKM)分野の任務は、OCOG 自体が学習する組織として発展できるようにすること、すなわち情報と知識を取得、創出、保存、共有、入手及び利用して、最終的に、特定のオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の、それぞれのビジョンに沿った実施を支援する組織として発展することである。これには、定義上、情報の効果的な管理の実現、知識を構築するための学習機会の活用ならびにこのような知識を OCOG 内及びステークホルダー間で展開する効率的な方法の考案が必要となる。

組織内での情報と知識の流れを維持するためには、ツールとプロセスだけではなく人への強い依存が要求される。国内の文化と技術は、これらの牽引材料を具体的に表したものである。その他に、急激な発展、恒常的な変化、多様性、複雑さを特徴とする OCOG の固有の文化も、情報・知識マネジメントに影響する。全体として、IKM 分野は、他の分野の戦略、計画策定及び調整と整合させるべきであり、部門横断的な活動に対する上層部からの理解と支援が必要である。

IKM 分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別な注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件に関する更なる情報は、『情報と知識マネジメントに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って IKM の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

IKM 01 - レガシー計画とアーカイブ合意書

- OCOG の全体の大会レガシー計画の一環として、OCOG の解散後、オリンピックの記録及びアーカイブを長期的に保存する計画を策定する。IOC と OCOG は、レガシー計画の実施のスケジュールを合意するものとする。最終計画は、OCOG、開催国 NOC、当該都市、地域または国内のアーカイブ機関のそれぞれの役割を含むものとし、これらの各事業体により締結されるアーカイブ合意書に反映されるものとする。IOC の事前の承認なく、アーカイブ合意書が締結されないことを確保する。OCOG は、パラリンピック競技大会に関して同様の原則を採るものとし、パラリンピック固有の記録とアーカイブに関する限り、レガシー計画とアーカイブ合意書は、それぞれの国内パラリンピック委員会(NPC)、IPC 及び当該の都市、地域、または国内のアーカイブ機関と合意されるべきである。



IKM 02 - 情報へのアクセス

- OCOG の責任範囲内の全ての大会情報は、信頼性の高いプロセスと適切な技術により、常に安全に保管及び管理され、要求があれば、IOC がこの情報に対して自由にアクセスできることを確保する。

IKM 03 - 知識継承(TOK)要素

- IOC との緊密な協力により、以下を含むプロジェクトを策定し、実施する。
 - － 該当する学習経路を取り込んだ OCOG 学習モデル
 - － TOK リスト
 - － ナレッジレポート
 - － データ取り込み
 - － 大会とテストイベントの視察を含むオブザーバープログラム
 - － 出向及びシャドウイングプログラム
 - － ナレッジチャンピオンネットワーク
 - － デブリーフィング(エグゼクティブ、大会／技術及び財政／調達報告会を含む)
 - － ワークショップ
- デブリーフィングについては、以下の規則が適用される。
 - － 開催国 OCOG は、IOC の費用負担で、デブリーフィングの会場と施設、海外の参加者の宿泊と地上移動を提供する。
 - － 国内の参加者の宿泊と地上移動は、開催国 OCOG の費用負担で、同 OCOG によって提供されるものとする。
 - － 報告会の開催に関連したその他の費用の責任は、各回の前に、IOC と開催国 OCOG との間で合意される。

IKM 04 - 関連するデリバリーパートナーの TOK への参加

- 関連するデリバリーパートナーの TOK プロセスへの参加を確保及び調整し、このプロセスに対する彼らの知見と専門知識による貢献を促す。

IKM 05 - アーチファクトと記念品の提供

- 文化的及び教育的な目的で、IOC から伝達される当初のリストに基づき、IOC に提供されるアーチファクトと記念品(コスチュームとアクセサリ、ライセンス商品、認定書、記念品、キットなど)のリストを策定し、これに関連する計画とともに、IOC の合意を得る。

IKM 06 - 公式出版物のコピー

- 大会までの期間、大会中及び大会後のオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会に関連した全ての公式出版物のコピーを、OCOG の費用で提供する。出版物が電子版と印刷版で利用できる場合、IOC はいずれも入手可能になるべきである。発行された全言語の印刷版 2 セットが、毎年提供されるものとする。電子出版物は、制作後速やかに入手可能になるものとする。公式出版物は全て、オリンピック競技大会知識マネジメント(OGKM)の発行する指示書に従って譲渡されるものとする。これらの出版物は、IOC オリンピック研究センター(Olympic Studies Center)を通して入手可能になる。



IKM 07 - パラリンピックエクセレンスプログラム

- IPC の教育部門「IPC アカデミー」による有償で提供される、パラリンピックエクセレンスプログラムの範囲、要素、実施スケジュールについて、IPC との間で合意を取り付ける。パラリンピックエクセレンスプログラムは、教育プログラム(ワークショップ)及び大会期間中の準備確認プログラム(管理と運営のシミュレーション)、IPC アカデミーキャンパスから構成される。IPC オブザーバープログラムと IPC デブリーフィングも、パラリンピックエクセレンスプログラムに含まれる。
- パラリンピック競技大会に関連した TOK 要素(TOK リスト、知識の報告とデータ)は、IOC が管理する当該の統合プロセスに従って取り込まれるものとする。



5.5. プロトコール

序論

オリンピック競技大会とその人類にとっての価値の重要性は、その伝統的な象徴であるオリンピックシンボル、旗、モットー、エンブレム、讃歌、オリンピック休戦に反映されている。これらの要素はオリンピックの価値にとって不可欠な性質を有しているため、大会を通じた使用、配置及び複製に関するプロトコールガイドラインが規定されている。

旗の掲揚と使用を含めたプロトコールが、大会の全ての分野と要素で遵守されることが必須である。これには、開会式と閉会式、表彰式、オリンピック聖火リレーならびに理事会及び総会といった IOC 主催行事が含まれる。

オリンピックプロトコールの全ての側面に関する運営要件の詳細は、『IOC プロトコールガイド』に記載されている。

パラリンピック競技大会においては、パラリンピックの価値を反映して、別個のプロトコール要素が適用される。パラリンピックプロトコールの全ての側面に関する運営要件の詳細は、『プロトコールとパラリンピックファミリーサービスに関する IPC ガイド』に記載されている。

このプロトコールのセクションは、以下の付属書により完結される。

- － PRT 付属書 1 - オリンピズムとオリンピックシンボルに関する仕様
- － PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様

プロトコール分野は、HCC 運営要件が扱う他の多くの分野と密接に関連し、連携している。OCOG が競技大会を計画し、実施する際には、大会を一体として考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで強調された全ての関連分野に関する要件に特段の注意を払うことが強く推奨される。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってプロトコールの要件を満たすために、大会実施計画（デリバリープラン）に記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

オリンピックシンボル、オリンピック休戦及び旗に関する要件

PRT 01 - オリンピックシンボルの使用

- 大会実施の全ての側面において開催都市、開催国 NOC 及び OCOG がオリンピックシンボルを使用する際は、「PRT 付属書 1 - オリンピズムとオリンピックシンボルに関する仕様」を遵守することを確保する。

PRT 02 - オリンピック休戦

- スポーツを通じた平和と相互理解の推進、特にオリンピック休戦の推進に関連して、競技大会に至るまでの期間中及び大会開催期間を通じて様々な活動を実施する。これらの活動の詳細なプログラムを IOC に提出し、事前に承認を得る。



選手村内に、平和の象徴としてオリンピック休戦を祈念する壁を築く。大会の全ての参加者は、その壁に記されたオリンピック休戦に賛同する宣言に署名するよう勧められる。

PRT 03 - オリンピック競技大会の旗／ナショナルエンブレムのプロトコールセット

- 旗／ナショナルエンブレムのプロトコールセットが、「PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様」で規定されている、IOC の行事と会場に応じて配置されることを確保する。この付属書で扱われていない状況については、IOC に案を提出し、承認を得る。

PRT 04 - 旗

- 大会に必要な全ての旗を制作し、サンプルを IOC に提出して承認を得る。

PRT 05 - 国旗の寸法比

- 全ての旗は、統一性を確保するために、また国家間の平等と相互尊重を促進するオリンピックの価値を支えるために、ひとかたまりに掲揚する際にサイズが等しくなることを確保する。
- オリンピック競技大会期間中に掲揚される旗には、標準比として 2:3 の比率(高さ 2×長さ 3、例えば 1.5 m×2.25 m など)を適用することを確保する。この規則と異なる比率を適用する場合は、IOC に提出し、承認を得なければならない。

PRT 06 - メダル、ピン及び賞状

- メダル(サイズ、重さ、素材、デザインなど)とメダルケース(IOC が製作するオリンピックメダリスト・ピンバッジを含む)の製造に関しては、「PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様」に規定される全ての要件に従う。メダルの最終デザインを IOC に提出し、承認を得る。
- 製造されるメダルの総数を IOC に提出し、承認を得る。
- 事前に承認を得た仕様に従ってメダルを製造する。製造後、IOC に以下を提出する。
 - 製造されたメダルの正確な個数を確認する証明書及びその製造の証拠
 - 全てのメダルの配分を詳細に記載した目録
 - 全ての刻印前または余剰(未配付)のメダルセット、全てのメダルの金型
 - 最低 25 セットのメダル(金 25、銀 25、銅 25、合計 75 個のメダル)を、IOC のアーカイブ用と再配付用に
- 開催都市や開催国 NOC が博物館での展示や保管用として 1 セット(または複数セット)のメダルを保持する場合は、IOC に計画を提出し、承認を得る。
- 資格が与えられ、大会に参加した全ての選手に、IOC が経費を負担して製造する参加ピンバッジを配付する。ピンバッジ(メダリストと参加者の双方)の余剰分は IOC に返却し、選手の氏名と追跡番号を記載した配付リストを提出する。
- 賞状のデザインに関しては、「PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様」に規定される全ての要件に従う(素材／形状、デザイン、文言の要素)。同付属書の規定に従って賞状を制作し、対象となる選手全員に配付する。賞状の余剰分は全て IOC に返却する。



式典に関連する要件

PRT 07 - オリンピックスタジアムのプレジデンシャルボックス

- プレジデンシャルボックスをオリンピックファミリー用座席の中に建設し、IOC 代表と開催国高官及び OCOG 役員を同人数着席させるための、オリンピックスタジアム内の専用区域として配置することを確保する。プレジデンシャルボックスの着席順は、「PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様」に規定されている。
- プレジデンシャルボックスに関して、以下が遵守されることを確保する。
 - － この客席エリアには、国家元首、組織委員会会長、開催都市首長、その他 IOC と合意した代表と要人も着席するものとする。
 - － プレジデンシャルボックスは、アクセシブルで、上記の人々を収容できる適切な大きさとするべきである。
 - － プレジデンシャルボックスの設計と座席表案は、事前に IOC によって承認されるものとする。

PRT 08 - オリンピック讃歌の利用可能性と使用

- OCOG がオリンピック讃歌を自ら録音することまたはオリンピック讃歌を生演奏することを決定した場合、かかる録音または演奏に関連した全ての権利は IOC に帰属するものとする。オリンピック讃歌は、以下の際に演奏されることが義務付けられている。
 - － IOC 総会開会式
 - － オリンピック競技大会開会式
 - － オリンピック競技大会閉会式
 - － メダルプラザにおける表彰式
 - － IOC が決定するその他のイベント

PRT 09 - 表彰式における国旗の配置

- 屋内と屋外のいずれにおいても、全ての国旗が水平に掲揚されることを確保する。表彰式において、国旗は、表彰台上の選手から見て、以下の配置で掲揚されるものとする。



PRT 10 - IOC 総会開会式のプログラム

- IOC 総会開会式のプログラムを、IOC に提出し、承認を得る。このプログラムは、「PRT 付属書 2 - プロトコール詳細仕様」に規定されている式次第に従うものとする。



その他のプロトコール要件

PRT 11 - オリンピック聖火

- オリンピック競技大会の閉会式の後には、オリンピック聖火トーチ、聖火台、若しくはその他オリンピック聖火を何らかの形で燃焼することを目的としたその他装置は、開催都市、開催国のその他の都市、それ以外のいかなる都市であっても、IOC の承認なしでは使用できない。

PRT 12 - ウォールオブチャンピオンズ

- ウォールオブチャンピオンズのコンセプトと設置場所を提案し、IOC に提出し、承認を得る。数か月かかることもある大会後の(勝者に関する)裁定プロセスを尊重するために、名前の刻印は、ウォールオブチャンピオンズの最初の設置後でも変更できる方法にする。

パラリンピック競技大会のプロトコール要素

PRT 13 - パラリンピック競技大会への招待

- 開会式の 1 年前に、IPC の指定に従い、パラリンピック競技大会への招待状を全ての NPC に送付する。

PRT 14 - パラリンピックシンボルの使用

- パラリンピックシンボルの全ての使用案を、製造の開始前に IPC に提出し、承認を得る。

PRT 15 - パラリンピック讃歌の使用

- パラリンピック讃歌が以下の状況で演奏されることを確保する。
 - パラリンピック競技大会及びパラリンピック冬季競技大会の開会式
 - パラリンピック競技大会及びパラリンピック冬季競技大会の閉会式
 - パラリンピックメダルプラザにおける表彰式セグメント
 - IPC が決定するその他の行事
- 全ての知的財産権は IPC に帰属する。ただし、著作者人格権は、作品の著作者として認められるとの権利を主張した作曲家に帰属し、讃歌が著作者の合意なく変更されることがあってはならない。OCOG は、これらの事項に関して IPC の合理的指示に従う。

PRT 16 - パラリンピック旗の使用

- パラリンピック競技大会の全期間を通じ、メインスタジアム(または IPC が決定する場所)及び OCOG の責任下に置かれる他の全ての会場の主要な場所において、他のどの旗よりもサイズの大きいパラリンピック旗を掲揚することを確保する。パラリンピック競技大会及びパラリンピック冬季競技大会においては、メインスタジアムで掲揚される当該旗は、開会式の際に掲揚され、閉会式の際に降納されるものとする。

PRT 17 - パラリンピック競技大会の旗のプロトコールセット

- 特定のプロトコールセットの旗は、IPC の指示に従って、パラリンピック競技大会会場に配置されることを確保する。



PRT 18 - パラリンピック競技大会のプレジデンシャルボックス

- 開会式と閉会式におけるプレジデンシャルボックスは、車いす使用者にも出入り可能とし、その結果、彼らが IPC の指定するプロトコール優先順に従って着席できるよう、確保する。プレジデンシャルボックスの位置、デザイン及び座席数は、IPC により承認されるものとする。

PRT 19 - パラリンピック競技大会開会式のプロトコール上の順序

- パラリンピック競技大会開会式のプロトコール要素が、以下の順序で実施されることを確保する（プロトコール要素の間に芸術的セグメントが実施されてもよいと了解されている）。
 - － 国家元首入場
 - － 国歌演奏と開催国国旗の掲揚
 - － 選手入場
 - － 公式スピーチ
 - － 大会の開会
 - － パラリンピック旗の掲揚とパラリンピック讃歌の演奏
 - － 宣誓
 - － パラリンピック聖火の点火

PRT 20 - パラリンピック競技大会閉会式のプロトコール上の順序

- パラリンピック競技大会閉会式のプロトコール要素が、以下の順序で実施されることを確保する（プロトコール要素の間に芸術的セグメントが実施されてもよいと了解されている）。
 - － 国家元首入場
 - － 国歌演奏と開催国国旗の掲揚
 - － 各国の旗の入場
 - － ファン・ヨンデ (Whang Youn Dai) 功績賞
 - － IPC 選手評議会の新規選出委員紹介とボランティアへの花束贈呈
 - － パラリンピック旗の降納
 - － パラリンピック旗の引継ぎ式
 - － 次回開催国の国歌の演奏と国旗の掲揚（夏季大会では次期夏季大会、冬季大会では次期冬季大会）
 - － 次回開催都市の芸術セグメント
 - － 公式スピーチ
 - － パラリンピック聖火の納火
 - －

PRT 21 - パラリンピックメダルと賞状

- パラリンピック競技大会で授与される全てのメダル、賞状、証書及び花束については、そのデザイン、素材、形状、文言を IPC に提出して承認を得て、IPC 要件に従って製造する。
- IPC 要件に従ってメダルを製造し、製造されたメダルの正確な個数を確認する証明書を IPC に提出する。製造されるパラリンピック競技の優勝メダルのデザインと個数は、IPC の事前承認を必要とする。



- 最低 10 セットの刻印前パラリンピックメダルを全てのパラリンピック優勝メダルの配付先を詳細に記した目録とともに IPC に提出する。パラリンピック優勝メダル 1 セット(または複数セット)は、IPC の承認を条件に、博物館の展示やアーカイブ用に開催都市または開催国 NPC が保管することが可能。
- 製造された全てのメダルの金型と全ての余剰メダルと賞状を IPC に返納する。

PRT 22 - パラリンピックウォールオブチャンピオンズ

- オリンピックスタジアム内の壁の一部を、当該パラリンピック競技大会の全メダリストの氏名を刻印するために使用する。壁のコンセプトは、IPC の承認を必要とする。



5.6. 持続可能性とオリンピックレガシー

序論

持続可能性は、開催都市の招致コンセプトとレガシーの大望の中心となる、広範囲にわたるテーマである。大会プロジェクトのレガシーの約束を完全に実現するために、大会の実現に責任のある全ての機関の精神と組織構造に、持続可能性を強く刻み付ける必要がある。OCOG 内では、持続可能性は横断的アプローチに従うべきであり、OCOG の設立から全てのファンクショナルエリア (FA) によって組織全体を通じて実践されるべきである。必要とされるリーダーシップ、専門知識及び指示を確保するために、責任の監督は明確に OCOG 内に帰属するべきである。

オリンピック競技大会を開催する全ての都市は、イベントそのものだけを理由に大会を開催するのではない。競技はプロジェクトの牽引役であり、大会期間を通じて世界の注目の的になる。しかし、開催都市に選ばれてから 7 年間の準備期間及びその後の長い期間、都市と国、市民についてニュースで取り上げられる。

大会開催による利益享受の意味を全て汲み取ることは難しい。精密科学ではなく、大会のレガシーに貢献する多くの有形、無形の要素が存在する。しかし明確なのは、長期的な変化—スポーツの成績、施設及び参加を遥かに越える幅広い変化—の触媒として、より効果の高い大会を人々が期待していることである。経済的、社会的、環境的な領域に期待が広がり、都市インフラ、住宅及び環境の質の改善、そして新しい職、アメニティ、さらには行動や社会的態度もそれに含まれ得る。

持続可能性は、大規模なレガシーの達成につながる、プロジェクト全体の心構えと取組み方を確定する極めて重要な部分である。この点で、持続可能性は、レガシー機会を最適化する作業の枠組みと道筋を提供する。

レガシーは、大会招致をするか否かの決定を通知する際に、その中心にあるべきものである。このためには、非常に早い段階から、開催都市、開催国 NOC、開催国 NPC、その他のスポーツ団体及び全ての当該開催国当局の活発な連携が要求される。当該の全てのパートナーがレガシーの視点に立った場合にのみ、これを有効な大会のコンセプトと招致戦略へと具現化させることができる。

開催都市の選出後、早期レガシー計画を策定し、実行に移す必要がある。新たに設立された OCOG は、レガシープログラムの推進と実現及び立候補のコミットメントの遵守において主要な役割を担うべきである。7 年間の構築フェーズを通じて、政府、都市及び OCOG の協調的なパブリックエンゲージメントを通じて、パートナーと当該のステークホルダー間の期待感を理解し、管理する必要性が継続する。

レガシーは、経済的、社会的な発展、また都市／国家の評判に関して重大な意味合いを持つ基本的な戦略テーマである。したがって、このテーマに注力し、レガシーに関連したビジョンとコミットメントの最適な枠組みを理解することは、招致委員会、OCOG、開催都市及び開催国当局の上級管理層のメンバーの責務である。

持続可能性・オリンピックレガシー分野は、HCC 大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。OCOG が大会を計画及び実施する際には、大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭で示した相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野に関する要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。



本セクションに記載された要件の実施の詳細は、『持続可能性に関するオリンピック競技大会ガイド』、『オリンピックレガシーに関するオリンピック競技大会ガイド』及び『オリンピック大会影響調査に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って持続可能性とオリンピックレガシーの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

SUS 01 - 持続可能性戦略

- 開催国当局と協調して、大会プロジェクトを通じていかに持続可能性を実施するか及び開催都市のコミュニティに今後どのように寄与するかを示す持続可能性戦略を策定する。

SUS 02 - 持続可能性実施計画

- 開催国当局とその他のデリバリーパートナーと協調して、それぞれの特定の役割と責任について不可欠な全ての事項を記載し、所要の資源、問題、リスク及び明確な行動プログラムを規定した、具体的な持続可能性実施計画を策定する。

SUS 03 - ガバナンス

- 開催都市と協力し、特に以下の内容について、持続可能性の事項に関する適切なガバナンス措置を策定する。
 - プログラム全体の持続可能性方針、戦略、計画の実施を定義し、監督する
 - 方針、戦略及び計画の潜在的な違反を解決する
 - 持続可能性方針、戦略及び計画への遵守を監視する、適切な監査及び保証プログラムを定義する
 - 情報連絡及び問題への対応を調整する

SUS 04 - 持続可能性管理システム

- 持続可能な大会の実施に重要な、組織の主要な活動を扱った持続可能性管理システムを構築し、遅くとも大会の 3 年前に、このシステムが ISO 20121 規格の要件に準拠していることが第三者によって確認されることを確保する。持続可能性管理システムは、以下の活動を含まなければならない。
 - 調達—大会に必要な調達プロセスの全ての供給、スポンサーシップ及びライセンシング取引の各段階において、持続可能性の留意事項と要件が組み入れられ、要件を効果的に満たすための機構を整える。これには、全てのデリバリーパートナーによって実施される入札プロセスが含まれる。
 - カーボンマネジメント—開催都市と協調して、大会プロジェクトに関連した温室効果ガス排出を測定、管理及び軽減するカーボンマネジメント戦略を策定する。
 - 廃棄物目録—法人オフィス、会場オーバーレイ設置物、全ての大会運営活動に関するフィットアウトと撤去、自治体の廃棄物管理サービスとの連絡窓口を扱った、詳細な廃棄物範囲決定作業を実施する。その結果できる廃棄物目録により、処分方法、最終廃棄地及び責任者が定義されるものとする。



SUS 05 - 持続可能性報告

- 開催都市と協調して、持続可能性戦略と計画の実施に向けた進捗状況に関して、大会前に 2 版以上、大会後に 1 版以上の持続可能性報告書を作成し、一般に公開する。各々の報告書は、イベント主催者部門の開示 (Event Organisers Sector Disclosure) を含め、グローバル報告イニシアチブガイドライン (Global Reporting Initiative Guideline) (G4) に準拠するものとする。

SUS 06 - オリンピック大会影響 (OGI) 調査

- IOC が指定する方法、計画及び提出物に従って OGI 調査を実施する。



6. 商業とエンゲージメント





6.1. 大会のブランド・アイデンティティ・ルック

序論

オリンピック競技大会は、毎回、独自の異なるパーソナリティ、イメージ、キャラクターを呈示する。これらの特徴は、主に視覚的に伝達される。大会のブランド・アイデンティティ・ルック(BIL)分野は、大会の全ての場面を通じて効果のある固有の一貫したブランドアイデンティティを展開させる責任がある。オリンピック競技大会のブランドのデザイン、管理及び実施は、先駆的なプロジェクトであり、成功すれば、国内外のブランディング及びデザインシーンに関し高い基準を設定する。さらに、新しい独自の方法で開催都市を売り込むのに役立ち、オリンピックブランドとの関連性から長期的な利益を得る機会が、開催都市に提供される。

強力なブランドアイデンティティは、OCOG の各 FA と、スポンサー、ライセンシー及び開催都市などのオリンピック競技大会のパートナーに利益をもたらし、オリンピックプロジェクトの全期間を通じて、統一された一貫性のある意見とビジョンをもって発言できるようにする。

大会のブランドアイデンティティは、サイトであるいはメディアプラットフォームを通してオリンピックの観衆の全体的な体験を高めるための大会のビジョンと位置付けを反映させながら、全ての会場にわたって、開催都市と大会のイベントを開催する他の都市全てにおいて、一貫して適用されるものとする。

オリンピック競技大会のブランドアイデンティティの真の成功を達成する上での課題は、オリンピックブランドを強化すると同時に、特定の大会のビジョンを取り込み誇示するアイデンティティ、ルック、物語を創出する中にある。OCOG は、デザインプロセス全体を通じて、国内的な焦点以外に、オリンピックブランドが大会の実施を通じて強化されることを確保するというオリンピックムーブメントのための責任もあることを理解することが重要である。

BIL 分野の成功には、2 つの主要な要因が重要になる。

- － 適切に管理された強力な創造的ビジョン
- － 強力な実施プログラム

上記の両方の分野が効果的に管理、統合された場合、ブランド開発から制作及び設置作業への移行が効果的に機能し、真に影響のあるオリンピック競技大会のプレゼンテーションが実現される。パラリンピック競技大会も同様である。

オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の計画策定は、OCOG により統合的に実施され、2 つのイベントの間に多くの類似性と相乗効果があるが、いずれのイベントにも固有のアイデンティティ、価値及び目的が独自に存在し、それぞれの認識価値を高めるためには、それらを考慮し、保護しなければならない。したがって、パラリンピック競技大会のブランドは、概念的にはオリンピック競技大会に開発されたものと関連付けることができるが、パラリンピック競技大会独自に生成される、パラリンピックの特性に基づく要素を明確に取り入れるべきである。

この BIL のセクションは、以下の付属書で補完される。

- － BIL 付属書 1 - オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナーのスタッフのための IOC ユニフォームガイドラインの規定



BIL 分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。本セクションに記載された要件の実施の詳細については、『大会のブランド・アイデンティティ・ルックに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、及び HCC 原則に従って BIL の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

ブランド開発と大会アイデンティティに関する要件

BIL 01 - ブランドアイデンティティの所有権

- ブランドアイデンティティ(視覚的、音響的アイデンティティとタイポグラフィ(書体))の一部を形成するいかなる要素も全て、OCOG により完全に所有されることを確保する。完全な所有権、及び IOC の事前及び事後の承認を確保できない例外的な状況では、OCOG は最低でも、IOC に譲渡可能であり、商業目的を含めて第三者にサブライセンス化が可能な、取消し不能の、世界規模かつロイヤリティフリーのライセンスが、当該の権利所有者により永久に付与されることを確保するものとする。

BIL 02 - 商業的戦略の承認

- マークと特定のプログラムの使用を定義した OCOG の商業戦略を、承認のために IOC に提出する。

BIL 03 - パラリンピック競技大会のルック

- パラリンピック競技大会の、グラフィック基準マニュアル、ウェブサイト、マスコット、ピクトグラム、ユニフォーム、パーズキット及びフィールドオブプレイ(FOP)のデザインを含む、大会のルック要素の独自のセットを開発する。

BIL 04 - オリンピック競技大会のエンブレムのデザイン

- オリンピック競技大会のエンブレムは、上から下に以下の3つの要素が配置される構成とする。
 - 大会独自の要素—開催都市／開催国の文化と価値を反映したデザイン要素
 - 大会シグネチャー—オリンピック競技大会の開催都市名と開催年
 - オリンピックシンボル、すなわオリンピックの五つの輪



BIL 05 - パラリンピック競技大会のエンブレムのデザイン

- パラリンピック競技大会のエンブレムは、上から下に以下の 3 つの要素が配置される構成とする。
 - － 特定の回のパラリンピック競技大会に関連したものと明確に識別できる、独自のデザイン要素
 - － 大会シグネチャー—パラリンピック競技大会の開催都市名と開催年
 - － パラリンピックシンボル—エンブレムの要素として、エンブレム全体の 3 分の 1 の大きさ
 - － ワードマーク「Paralympic Games」
- エンブレムの独自の要素は、モットー、呼称、その他の一般的な表現を含まないものとする。
- さらに、OCOG は、パラリンピックシンボルとその下の選択した OCOG タイポグラフィ(書体)のワードマーク「Paralympic Games」で構成される「ロックアップマーク」を策定するものとする。

BIL 06 - オリンピック競技大会のエンブレムの発表

- 認識価値とアイデンティティの位置付けを向上させるために、オリンピック競技大会のエンブレムとパラリンピック競技大会のエンブレムがそれぞれの個別の発表イベントで別々に公表されることを確保する。

BIL 07 - 大会シグネチャーの複製

- 大会シグネチャーの 2 つの要素、オリンピック競技大会の開催都市名と開催年が、常に同じグラフィック様式(タイポグラフィ、色)で複製されることを確保する。

BIL 08 - オリンピック競技大会のエンブレムの一部としてのオリンピックシンボルの複製

- オリンピックシンボル(オリンピック競技大会のエンブレムの一部)は、必ず白い背景にオリジナルの 5 色で複製されること、また大会独自の要素内に統合されない(すなわち独立したものとする)ことを確保する。

BIL 09 - 二重ブランディング

- 認識価値とアイデンティティの位置付けのために、オリンピック競技大会固有のコミュニケーションにはオリンピック競技大会のエンブレムのみを添え、またパラリンピック競技大会固有のコミュニケーションにはパラリンピック競技大会のエンブレムのみを添えるようにする。
- 一般的な／非大会固有のコミュニケーション(OCOG の名刺、公共機関イベント)など特定の状況においては、OCOG は両方のエンブレムを表示するのが適切と見なすかもしれない。このような場合、OCOG はオリンピックエンブレムが常に、横並びでは左側に、縦並びでは上に配置されるようにすることに責任を負う。

BIL 10 - オリンピック聖火リレー(OTR)のエンブレム使用ガイドライン

- OTR のエンブレム使用ガイドラインを、承認のために IOC に提出する。

BIL 11 - オリンピックとパラリンピックのトーチの差別化

- 認識価値とアイデンティティの位置付けのために、オリンピックとパラリンピックのトーチは、色及び／または形を変えて、視覚的に区別できるようにする。



BIL 12 - オリンピックとパラリンピックのライセンス

- 認識価値とアイデンティティの位置付けのために、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会は、独自の、異なるライセンス商品群を持つことを確保する。

BIL 13 - オリンピック競技大会のマスコットのデザイン

- オリンピックマスコットのデザインは、承認のために IOC に提出する。

BIL 14 - オリンピック競技大会のマスコットと OCOG エンブレムの複製

- オリンピック競技大会のエンブレムが、オリンピックマスコットの表面に完全な形で複製されることを確保する。

BIL 15 - オリンピックマスコット及びパラリンピックマスコットの発表

- 認識価値とアイデンティティの位置付けのために、オリンピックマスコットとパラリンピックマスコットが、別々に発表されることを確保する (IOC と IPC が同時発表を合意している場合を除く)。

BIL 16 - 競技のピクトグラム

- オリンピック競技の全てのピクトグラムを承認のために IOC と全関連 IF に提出する。同様に、パラリンピック競技の全てのピクトグラムを承認のために IPC と全関連 IF に提出する。

BIL 17 - ユニフォーム

- 「BIL 付属書 1—オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナー従業員の IOC ユニフォームガイドラインに関する規定」に基づき、OCOG のユニフォームブランディングガイドラインとユニフォームデザインを、制作前に承認のために IOC に提出する。
- 全てのユニフォームが、OCOG のユニフォームブランディングガイドラインに適合することを確保する。
- 全てのオリンピック競技大会のユニフォームを承認のために IOC に、また全てのパラリンピック競技大会のユニフォームを承認のために IPC にそれぞれ提出する。

大会のルックの実施に関する要件

BIL 18 - 大会のルック戦略

- 開催都市が、大会の開催都市として確実に視覚的に特定される大会のルック戦略を、承認のために IOC に提出する。この戦略には、全ての主要オリンピック会場、大会のルックが用いられる都市のエリア及び設置の期間を含めるべきである。
- 全ての主要オリンピック会場の大会のルックは、IOC が承認する戦略に従って用いられることを確保する。
- 開催都市と協調して、都市エリアの大会のルックが IOC の承認する戦略に従って用いられることを確保する。
- パラリンピックのルック要素は、開催都市の大会開催中のオリンピックルックで使用が許可される。オリンピックルックに対するパラリンピックルックの比率は、3 分の 1 から 3 分の 2 までの間で許可される。オリンピック競技会場と非競技会場のラストマイルでのパラリンピックルックの使用は禁止される。同様に、パラリンピック競技会場と非競技会場のラストマイルでのオリンピックルックの使用は禁止される。



BIL 19 - パートナーの大会のルックプログラムの承認

- OCOG のマーケティングパートナーと TOP パートナーに対して、OCOG のオリンピック競技大会ブランドアイデンティティの要素を使用して、独自の大会のルックプログラムを作成することを許可する。OCOG は IOC とともに、パートナーの適用提案を見直しし、承認するものとする。

BIL 20 - パラリンピック競技大会の標識

- オリンピック固有の全てのマークと標識は、可能かつ妥当な場合は、移行期間中はパラリンピック固有のマークと同時に配置されることを確保する。

BIL 21 - パラリンピック競技大会の FOP デザイン

- オリンピック競技大会からパラリンピック競技大会への建築、ルック、ブランディングの変更を反映したパラリンピック FOP デザインを、広告プログラムを含めて、IPC と各 IF の承認を条件に、各競技会場について制作する。

BIL 22 - オリンピック／パラリンピック車両のブランディング

- 車両がブランディングされる場合、大会固有の車両ブランディングとなることを確保する(すなわち、オリンピック競技大会期間中にのみ使用されるオリンピックブランディングとパラリンピック競技大会期間中にのみ使用されるパラリンピックブランディング)。

BIL 23 - スペクタキュラー(屋外大規模展示物)

- OCOG がスペクタキュラーの設置を選択する場合、以下の段階が踏まれることを確保する。
 - － 全てのスペクタキュラーの戦略、開発、計画策定、設置、発表、運営、大会後のフェーズに関連した全ての解釈、提案及び文書を、オリンピック競技大会の場合は IOC に、パラリンピック競技大会の場合は IPC に、承認のために提出する。
 - － 使用の責任と制限を定義した契約による合意を締結し、設置前に IOC と IPC が同合意を承認することを確保する。
 - － スペクタキュラーの制作、設置及び発表に関連して調達される商品またはサービスが、OCOG または IOC/IPC のマーケティングパートナーの商品カテゴリーに含まれる場合(バックライト付き、ライトボックス、スポットライト、投射などの照明要件など)、相互に合意された期限内に、当該のパートナーに調達を遂行する機会が提供されることを確保する。
 - － パラリンピックのスペクタキュラーは、オリンピック競技大会の終了後に公表されることを確保する(IOC と IPC が別途合意している場合を除く)。
 - － パラリンピックのスペクタキュラーがオリンピック競技大会の期間中の設置物として承認される場合、両イベントのアイデンティティを守り、それぞれの認識価値を向上させるために、オリンピック会場またはオリンピックのスペクタキュラーに近接して配置されないものとする。



6.2. ビジネス開発

序論

HCC に従って、開催都市、開催国 NOC、OCOG は、IOC の国際スポンサー及びライセンスングプログラムを遵守し、参加することを約束する。これが必要となるのは、ブランドを不正な使用から守るためと全てのステークホルダーのマーケティング資産の価値を高めるための、共通の「クリーンな」スポンサー市場を創出する場合である。OCOG が設置された後速やかに、OCOG は JMPA に当事者として参加し、開催国 NOC の全てのマーケティング権限を引き受けるべきである。OCOG は、開催都市と開催国 NOC との間で結ばれる JMPA の条件への遵守が義務付けられる。OCOG は、IOC と MPA を締結しなければならない。

MPA は、特定のオリンピック資産について、必要に応じて IOC から OCOG に交付されるライセンスを含み、これは既存のオリンピックマーケティング状況に関連して、(開催国の領域内で)収益発生のためのスポンサー及びライセンスングプログラムを国内で構築し、実施することを OCOG に許可することを目的とする。このライセンスの対価として、OCOG は、OCOG の大会に関するジョイントマーケティングプログラムに関連した契約、または大会に関連した OCOG マークまたは開催国 NOC マークの商業的利用の要素を含む全ての契約に基づき、IOC に収益配当金を支払うことに同意する。オリンピック競技大会の開催費用の回収において OCOG を援助できる収益発生 1 つの分野に、大会に関連した付随イベント(オリンピック聖火リレーなど)であるシグネチャープロパティの活用がある。

既存のオリンピックマーケティング状況に不可欠なのは、IOC マーケティングパートナーである。その中で最も重要なのが TOP パートナーである。IOC は、TOP パートナー以外の 1 社または複数のマーケティングパートナーに、OCOG の領域内での権利を既に付与している場合がある。また、IOC は国際ライセンスを複数の組織に付与している場合があり、各 NOC はそれぞれの領域にパートナーとライセンスを保有する。したがって、OCOG マーケティングプログラムは、既に広域化したオリンピックマーケティング権のフィールド内で実施されることになり、慎重なマネジメントが要求される。

また、MPA に基づき、OCOG は、OCOG の領域内での権利保護、オリンピックマーケティングパートナー、RHB、各々のゲストのための総合的なホスピタリティプログラム、大会期間を中心とした期間の屋外広告管理プログラム、オリンピックマーケティングパートナーに必要な全ての宿泊の確保と配宿、IOC が選定した国際ライセンスへの OCOG 領域へのアクセス許可などの責任を担うものとする。

パラリンピック競技大会の場合、OCOG は、スポンサー、特に TOP パートナーと既にオリンピック競技大会に関与しているパートナーのパートナー機会の最大化を目指すべきである。パラリンピック競技大会、IPC パートナー及びスポンサーを積極的に承認し、パラリンピックの価値を高めるように奨励することが重要である。OCOG はまた、最大限の努力を払い、パラリンピックのパートナーとスポンサーの価値を高めるイニシアチブを策定するべきである。

ビジネス開発分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施方法に関する更なる情報は、『ビジネス開発に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってビジネス開発の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

BUS 01 - IOC 国際マーケティングプログラム

- 全ての大会関連の活動について、IOC マーケティングパートナーに関連した IOC の国際プログラムに全て参加する。ここには以下の要件が含まれる。
 - － TOP パートナーをスポンサーの最高レベルに位置付け、MPA に記載された関連する全ての権利を付与する
 - － MPA に記載された供給条件に従って、関連する商品とサービスを IOC マーケティングパートナーから調達する
 - － IOC マーケティングパートナーに割り当てられた、関連する全てのカテゴリを守り、維持する

BUS 02 - OCOG マーケティング計画

- MPA に追加されるマーケティング計画を策定する。IOC により承認された後、OCOG はそのマーケティング計画を実施に移すものとし、変更は IOC の承認を条件に許可されるものとする。

BUS 03 - フォーム合意書

- OCOG 国内スポンサー合意書と、国内ライセンス合意書の「フォーム」を、計画策定プロセスの早期に起草する。IOC から提供されるテンプレートとガイドラインに基づくこれらのフォームは、OCOG マーケティングパートナー間での使用を目的に起草されるものとし、承認のために IOC に提出されるものとする。

BUS 04 - マーケティングカテゴリープロセスのリリースと同意

- カテゴリーリリースプロセスを正式に開始するための、IOC 提供のテンプレートを使用した正式な「カテゴリーリリース要求」を IOC に提出する。IOC はこの文書を見直し、カテゴリーをリリースするかどうかとカテゴリーの最終的な範囲を決定する。
- OCOG の販売プロセスに同意するカテゴリーリリース要求と、ランクスポンサー契約が IOC に承認されるまで、OCOG がカテゴリーの詳細な交渉に関与しないことを確保する。

BUS 05 - 入札書類と草案合意書

- スポンサー契約の可能性のある全ての入札書類を、発行の前に承認のために IOC に提出する。

BUS 06 - OCOG シグネチャープロパティ

- 各シグネチャープロパティの戦略的販売及びアクティベーション計画を策定し、TOP パートナーまたは OCOG マーケティングパートナーとの交渉の前に、計画を承認のために IOC に提出する。

BUS 07 - 大会付随イベントのオリンピックマーケティングパートナーの保護

- ライブサイトやテストイベントなどのオリンピック競技大会に関連付けて位置付けられる、大会付随イベントで、オリンピックマーケティングパートナーのカテゴリを守る。



BUS 08 - 調達ワーキンググループ

- 大会関連の供給機会を見直すための、調達ワーキンググループ(または類似するもの)を設置する。このワーキンググループは、当該の実施パートナー、ファンクショナルエリア(FA)(調達、テクノロジー、会場、飲食など)、IOC マーケティングパートナーの代表から構成されるものとする。このグループは、定期的に会合を開くものとし、IOC マーケティング商品とサービスのカテゴリー及びその他の可能性のある調達機会を対応させる調達のニーズ/スケジュールを、全ての当事者に認識させる。

パラリンピック固有の要件

BUS 09 - パラリンピックマーケティングプログラム契約

- HCCの署名後1年以内に、立候補フェーズの間に到達した「パラリンピックジョイントマーケティングプログラム契約」を、開催国のNPCとの間で締結する。
- パラリンピック競技大会に関連して実施される、スポンサー、放送、ライセンシング、その他のマーケティング及び商業活動の詳細を扱う「パラリンピックマーケティングプラン契約」(PMPA)を、IPCとの間で締結する。ここには、PMPAの合意の時点でこれらが周知されている範囲で、開催国のTOPパートナー(TOPカテゴリーに関連したマーケティング活動以外の)に付与される、特定の権利と利益が含まれる。IPCがPMPAを承認し、IOCが受け入れるまで、OCOGは商業的活動を開始することができない。PMPAは、パラリンピックジョイントマーケティング期間(パラリンピックジョイントマーケティングプログラム契約で定義される)の開始から適用される。
- OCOGパートナーのアイデンティティを、IPCに定期的及びタイムリーに通知し、それぞれの商品またはサービスのカテゴリーと、OCOGパートナーに付与された特定の権利と利益を詳細に示し、これらの権利と利益に関する最新の状況を反映して、随時PMPAを修正する。

BUS 10 - TOP パートナーの保護

- IOCと当該のTOPパートナーの事前の書面による同意なく、TOPカテゴリーのビジネスを実施する組織(当該のTOPパートナー以外)に、パラリンピック競技大会のスポンサー権を付与すること、または付与する可能性についての交渉に入ることを禁止する。
- 以下に関して、TOPパートナーを全面的に保護する(ケースバイケースで、IOCとIPCが書面で別途合意している場合を除く)。
 - (i) TOPカテゴリーに関連したマーケティング活動
 - (ii) TOPパートナーに付与され、PMPA経由を含めてOCOGに通知された特定の権利と利益。これには、TOPカテゴリー内のブランドに関連した何らかの形態のマーケティングまたはプロモーション活動からの保護、または何らかの組織によって、または組織の代理で行われるアンブッシュマーケティング活動からの保護が含まれるが、これらに限定されない。
- TOPパートナーが、パラリンピックスポンサー権またはOCOGに関連したスポンサー権の取得を希望しない、同権利関連の交渉を中止する、または同権利のオファーを却下する場合、開催国における同じTOPパートナーの権利と利益についてのOCOGによる保護が害されないことを確保する。



- TOP パートナーの IOC 及び OCOG との合意(「IOC 大会技術合意」)の一環で、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会のために計時、スコアリング、会場内結果システム／サービス、システム統合サービス、大会マネジメントシステムサービス及び情報拡散サービスを提供する TOP パートナー(「TOP 大会技術サプライヤー」)に対して、IOC が当該の開催国で行使するパラリンピック競技大会に関連したパラリンピック競技大会スポンサー権を付与する場合があることを認識する。
- TOP パートナー(TOP 大会技術サプライヤー以外)が、開催国で行使するパラリンピック競技大会のスポンサー権の取得を希望する場合、かかるパラリンピック競技大会のスポンサー権に関して、当該の TOP パートナーとの間で書面による合意が達成されることを確保する。
- IPC は、パラリンピック競技大会の世界的パートナーとなる機会を TOP パートナーに与える、国際的なスポンサープログラムを実施している。このプログラムの目的は、商業パートナーの間でパラリンピックブランドの価値を高め、パラリンピックの価値、主要メッセージ、独自の特徴を含めたパラリンピックブランドを世界的に売り込む、長期的なパートナーシップを発展させることである。TOP パートナー(TOP 大会技術サプライヤーを含む)が、国際的に行使されるパラリンピック競技大会のスポンサー権の取得を希望する場合、かかるパラリンピック競技大会のスポンサー権の付与は、IPC と当該の TOP パートナーの間での書面による合意を条件とするものとする。この場合、TOP パートナーは、IPC 世界的パラリンピックパートナーと見なされるものとする。

BUS 11 - IPC ワールドワイドパラリンピックパートナー

- パラリンピック競技大会の前及び開催中の全てのロゴニッション機会(ウェブサイト、出版物、大会用道案内・標識ボード)において、パラリンピック競技大会のスポンサー権を保有し、さらに IPC ワールドワイドパラリンピックパートナーである TOP パートナーを、「ワールドワイドパラリンピックパートナー」として特別に言及し、これらのパートナーに、パラリンピック聖火リレースポンサー、FOP 標識、ビブススポンサーなどの利益性の高い機会の全てで、(国内の Tier 1 マーケティングパートナーとともに)第 1 交渉権を付与する。
- 特定の回のパラリンピック競技大会に関連して、パラリンピック競技大会のスポンサー権を取得した IPC ワールドワイドパラリンピックパートナーは、他のパラリンピック競技大会の開催国でこのような事実を売り込むことができる。



6.3. コミュニケーション

序論

コミュニケーションは、招致の早期から準備期間、イベントの開催時、それ以降もレガシーとして、大会のプロモーションと成功において中心的な役割を果たす。ほとんどの場合、メディアを通じて大会を体験するため、コミュニケーションは大会のメッセージとビジョン全体を打ち出し、支える上で最も重視される。当事者が、当該の大会に関する明確で一貫性のあるメッセージを届け、イベントのポジティブな印象を世界に伝え、開催都市と開催国にポジティブな影響を及ぼすことができれば成功である。OCOG の幹部はまた、大会の全期間を通じて OCOG の戦略的目的の達成に役立つ、強力なストーリーのあるコミュニケーションを評価する。

オリンピックの価値と大会のビジョンに沿った、関心の高い関連性のあるコミュニケーションが要求され、ここに全ての OCOG 分野を通じて協調される、多くの外部ステークホルダーが参加するアプローチが取り込まれる。チケット팅とボランティアプログラム、テストイベント及びオリンピック聖火リレー (OTR) の立上げなどの複数のカウントダウンマイルストーンならびに大会中、大会時及び緊急時のコミュニケーション計画の策定は、コミュニケーションチームの重要な重点分野となる。

コミュニケーションチームは、メディア関係、インターネットとソーシャルメディア、広告、イベント、広報活動、フィルム及び写真、出版、内部コミュニケーションなど、様々なコミュニケーションチャンネルを使用して、希望するターゲットオーディエンスに達する最も適したチャンネルを選ぶ必要がある。大会は世界的な注目を浴びる中で準備が進められ、大会のメッセージを世界に広める機会が数多く与えられる。しかし、これは 24 時間体制のニュース報道の処理と、数多くのコミュニケーションチャンネルの慎重な管理が、非常に柔軟なものになることも意味する。

上記の事実は、パラリンピック競技大会に連動したコミュニケーションにも当てはまる。開催国では、ウェブサイト、ソーシャルメディア、出版物、メディアリレーション、プロモーション広告、キャンペーン、特別イベントなど、利用可能な全てのコミュニケーション手段とイニシアチブを活用し、一般市民や地元のコミュニティ、メディア内でパラリンピック競技大会の認識と関心を高めることが重要である。OCOG は、あらゆる機会を利用して、メディアのパラリンピック競技大会に対する認知度を高め、メディアのパラリンピック競技とクラス分けに関する理解を促進し、パラリンピック選手をハイパフォーマンスの選手として位置付けさせなければならない。

コミュニケーション分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『コミュニケーションに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、HCC 原則に従ってコミュニケーションの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



COM 01 - 移行期のコミュニケーション計画

- 開催都市の選定後、移行期のコミュニケーション計画を IOC に提出し、かかる計画の内容について IOC と合意する。

COM 02 - 大会前の計画策定

- 大会前の期間中、以下の計画を IOC に提出する。
 - － コミュニケーション戦略
 - － 年間コミュニケーション戦略
 - － 国際コミュニケーション計画
 - － 大会前危機コミュニケーション計画

COM 03 - 大会時コミュニケーション計画と大会時危機コミュニケーション計画

- 大会の前に以下の計画を承認のために IOC に提出する。
 - － 大会時コミュニケーション計画
 - － イシューおよび危機管理に関して、商業パートナー、NOC、IF などのステークホルダーと OCOG がどのように協力するかを含めた、大会時危機コミュニケーション計画

COM 04 - パラリンピックコミュニケーション戦略

- パラリンピック競技大会の固有のコミュニケーション戦略を策定する。この戦略から、IPC が認定するパラリンピック競技大会コミュニケーション戦略計画の策定と実施に移行する。この計画は、オリンピック競技大会コミュニケーション計画全体を補完するものとする。パラリンピック競技大会コミュニケーション計画は、全ての OCOG 部門の外部コミュニケーションを統合し、オリンピック競技大会と区別される。

COM 05 - OTR 計画策定

- OTR の前に、OCOG コミュニケーション及び OTR FA と協調して、以下の計画を IOC に提出して承認を得る。
 - － OTR コミュニケーション計画
 - － OTR 危機コミュニケーション計画

COM 06 - プレスリリース内の IOC への言及

- 開催都市、開催国 NOC、OCOG が発行し、IOC 会長、IOC 委員、IOC 事務局を言及または引用する全てのプレスリリースが、リリース前に、承認のために IOC に提出されることを確保する。

COM 07 - オリンピックマーケティングパートナー方針

- 定期的なグループコミュニケーション／緊急事態管理更新情報（ワークショップ、電話会議）、コミュニケーション資料の承認／配信、メインプレスセンター（MPC）／国際放送センター（IBC）のアクセス、記者会見の実施の支援を含む、オリンピックマーケティングパートナーのコミュニケーション活動の支援に関連した、方針／手順を、承認のために IOC に提出する。



COM 08 - 出版物とパンフレット

- 提案される大会期間中の出版物の一覧を(大会時コミュニケーション計画の一部として)、内容、形式、発行部数、配布方式、予算の簡単な説明とともに、承認のために IOC に提出する。
- 全ての公式出版物とパンフレットを、印刷または配布される前に、任意の形式で(IOC ではデジタルパブリッシング形式に完全に対応)承認のために IOC に提出する。IOC が別途承認する場合を除き、これらの出版物は種類を問わず広告材料を含めないものとする。

COM 09 - パラリンピック競技大会の編集サービスと出版

- パラリンピック競技大会に関連した全ての公式出版物とパンフレットを、承認のために IPC に提出する。IPC から要求される出版物は、IPC との間で合意される形式(IPC ではデジタルパブリッシング形式に完全に対応)で制作及び配布されるものとする。最低コピー3 部が IPC 文書管理センターに提供されるものとする。

COM 10 - 大会後コミュニケーション計画

- 大会後コミュニケーション計画を策定し、これを見直しのために IOC に提出する。この計画では、OCOG の運営の終了後、大会の重大な事故／緊急事態からのレガシー課題やフォローアップがどのように、また誰により処理されるかを詳細に規定するものとする。



6.4. デジタルメディア

序論

デジタルメディアは、OCOG が一般市民及びパートナーと関与するための、重要な直接のコミュニケーション及びマーケティングのチャンネルである。デジタルメディアは、広範囲のコミュニケーション計画の一部であることに注意することが重要であり、使用されるメディアの種類は異なるが、デジタルメディアは常に、全体的なコミュニケーション計画と共通のブランドメッセージと視覚的なアイデンティティの基準を映し出すべきである。デジタルメディア分野の責任範囲には、全ての OCOG の一般向けインターネットとモバイルプロパティ、モバイルアプリケーションとソーシャルメディアプラットフォーム、これらに類似する、技術進化により生まれるプラットフォームが含まれる。デジタルメディア分野は、本質的に部門横断的であり、ブランディング、コミュニケーション、マーケティング、法務、情報管理、テクノロジーの各分野における強力な代表とリーダーシップが要求される。

デジタルメディアのイニシアチブは、IOC、IPC、NOC、NPC、IF、マーケティングパートナー、プレス、RHB 及び非 RHB を含む広域的で複雑なオリンピックデジタル「エコシステム」で、重要な役割を果たす。デジタルメディアのイニシアチブと、広域的な IOC デジタルメディア戦略の間には、戦略上の整合が要求される。デジタルメディアのデザイン、コンテンツ、機能、ユーザビリティ、アクセシビリティ、可用性、パフォーマンス、セキュリティ及び一貫性は、オリンピックブランドに直接影響し、全てのフェーズを通じて IOC との緊密な協調を要求する。

OCOG ブランドの全てのデジタルメディアを通じて品質とアカウントビリティ(説明責任)を保証/確保するために、OCOG デジタルメディアの指定代表者からの正式な承認なく、一般向けインターネットやモバイルプロパティ、アプリケーションまたはアクティベーション公開すべきではない。OCOG は、IOC が別途合意する場合を除き、デジタルメディアに関するオリンピック競技大会ガイドの「実施のフェーズ」で説明される、全てのイニシアチブまたはコンテンツを実行するべきである。

デジタルメディア分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『デジタルメディアに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、及び HCC 原則に従ってデジタルメディアの要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



DIG 01 - デジタルメディア戦略計画

- 以下を概説した、デジタルメディア戦略計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
 - － 予定されたコンテンツとイニシアチブ
 - － プロモーション(サーチエンジンの最適化を含む)
 - － コンテンツシーディング
 - － モバイルアプリケーション
 - － スポンサーリコグニッション
 - － 技術管理
 - － デジタルメディアの OCOG イベント、コミュニケーション及びマーケティング戦略との統合
 - － 組織構造及びステークホルダー管理
 - － ソーシャルメディア計画

DIG 02 - デジタルメディアオペレーション計画

- 以下のデジタルメディアオペレーション計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
 - － デジタルメディアのコンテンツ及びイニシアチブ計画
 - － デジタルメディアのプロモーション計画(サーチエンジンの最適化を含む)
 - － デジタルメディアのコンテンツシーディング計画
 - － ソーシャルメディア計画
 - － デジタルメディアスポンサーリコグニッション計画
 - － デジタルメディア技術管理計画
 - － デジタルメディア組織構造及びステークホルダー管理計画
 - － 大会開催時デジタルメディアオペレーション計画
 - － デジタルメディアレガシー及び IP 譲渡計画
 - － デジタルメディアマイルストーン(大会デリバリープラン)
 - － デジタルメディア予算
 - － デジタルメディア結果統合計画

DIG 03 - 契約

- デジタルメディアに関連した全ての契約の最終版のコピーを、契約の締結前に IOC に送付し、承認を得る。明確性を期すると、この要件は大会関連のインターネットとモバイル通信に関連して締結される全ての契約を対象とし、これには、デジタルメディアプラットフォーム、ネットワークまたはサービス(一般向けウェブサイト、モバイルプロパティ、モバイルアプリケーション、アクティベーションまたはソーシャルメディアプラットフォーム)及び既存のまたは今後考案されるその他の形態のメディア(マルチメディアまたは双方向)、通信、展示を通じた e コマース、オンラインチケット販売、オンラインマーチャндаイジング、双方向メディアサービスならびに大会関連のメディアコンテンツの配信に関連したものが含まれるが、これらに限定されない。

DIG 04 - 公式ウェブサイト

- 以下の事項を遵守し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会をカバーした公式ウェブサイトを開発し、都市が大会開催を承認された直後から大会の 12 か月後まで運営する。
 - － このウェブサイトは、現在の国際基準(ジオターゲット機能とアクセシビリティを含む)を遵守し、全ての主要ブラウザとデバイスに対応するものとする。
 - － ウェブサイトは、英語、フランス語、そして該当する場合は開催国言語で利用可能であるものとする。
 - － 大会時バージョンのウェブサイトは、大会の前に公式始動の準備が完了しているものとする。
 - － オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会は、サイトの構造とウェブサイトのグラフィックデザインが明確に区別されるものとし、また各ブランドの独自の価値を反映し、IOC と IPC それぞれのコミュニケーションの推進を可能にするものとする。



- ー オリンピック競技大会の期間中、フロントページにはパラリンピック競技大会のセクションへのリンクのみを表示し、他のコンテンツとリンクはオリンピック競技大会のみを参照するものとする。また、パラリンピック競技大会の間、フロントページにはオリンピックセクションへのリンクのみを表示し、他のコンテンツとリンクはパラリンピック競技大会のみを参照するものとする。
- ー ウェブサイトに関連して収益を発生させる計画は、承認のため IOC に提出されるものとする。
- ウェブサイトに関連して IOC から提示される技術的ソリューションを実施する。

DIG 05 - パラリンピック競技 TV

- IPC と協力して、パラリンピック競技大会までの OCOG コミュニケーション活動の中に、IPC ウェブキャストチャンネルと関連するイニシアチブを可能な限り幅広く統合する道を探る。ここには、世界規模の IPC のインターネットウェブキャストチャンネル、OCOG ウェブサイト及びその他の IPC 管理プラットフォームを経由したパラリンピック競技大会の特定のイベントを放送する機能が含まれる。

DIG 06 - ソーシャルメディア

- OCOG の全てのソーシャルメディアチャンネルまたはイニシアチブを、承認のために IOC と IPC にそれぞれ提出し、IOC が全ての OCOG ソーシャルメディア資産の全面的な管理権を保有できることを確保する。
- ソーシャルメディアプラットフォームの存在に関連した、特にユーザーが生成したコンテンツに関連したブランドと風評リスクを評価した OCOG ソーシャルメディア戦略を IOC に提出する。この戦略には、OCOG と IOC のブランドと評判に有害な、オリンピックプロパティーの IOC の権利を侵害する、またはアンブッシュマーケティングに相当するコンテンツを監視し、最終的に削除する手段を含むものとする。同様に、それぞれのパラリンピックソーシャルメディア戦略を IPC に提出する。
- オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会のアーカイブ素材が、IOC/IPC の事前の同意なくソーシャルメディアプラットフォームで使用されないことを確保する。承認された OCOG ソーシャルメディアチャンネルまたはイニシアチブに対して、OCOG はユーザー側で生成されたコンテンツとフォーラムを監視する責任がある。

DIG 07 - グラフィックデザインとユーザー体験

- 全ての OCOG デジタルメディアを通じて、グラフィックデザインとユーザー体験の一貫性のある適用を確保する。OCOG の公式ウェブサイトのグラフィックデザイン(及び以降の重要なデザイン変更)の最終決定に先駆けて、OCOG はホームページとその他の主要ページの新しいデザインを、予定始動日の前に IOC コミュニケーション部門に提出し、承認を要求する。同じ手続きは、ソーシャルメディアプラットフォームの OCOG のプレゼンス、または予定始動日前の公式 OCOG アプリケーションにも適用されるものとする。

DIG 08 - OCOG デジタルメディアのマーケティングパートナー以外のブランド

- OCOG または IOC の公式マーケティングパートナー以外の第三者のブランド(またはその他の認識可能な標示)を含む、OCOG デジタルメディアプロパティーのモックアップを、公式に始動する前に、スクリーンショットを添えて承認のために IOC に提出する。



DIG 09 - モバイルデバイスとアプリケーション

- OCOG のテクノロジー部門と IOC 技術部が、デジタルメディアのモバイルデバイスへの移行に関連した全てのイニシアチブを承認するようにする。IOC の承認は、モバイルアプリケーションの開発フェーズの前に完了されているものとする。

DIG 10 - 外部リンク

- オリンピックステークホルダーのデジタルメディアプラットフォーム、特に IOC ウェブサイト (www.olympic.org)、IPC ウェブサイト (www.paralympic.org)、その他の OCOG とユースオリンピック競技大会組織委員会 (YOGOC) ウェブサイトへの目立つ恒久的なリンク (エンブレム+テキスト) からなる外部リンクが、ホームページと各アプリケーション (OCOГ アプリを通じた) に配置されることを確保する。IOC と OCOG によりパートナーと承認された組織と協会への外部リンクが許可され、奨励される。
- オリンピック競技大会の 1 か月前からオリンピック競技大会の 1 か月後まで、RHB の公式プラットフォーム (ウェブサイト、アプリケーションを含む) への目立つリンクをファーストビューに収まるように配置するものとし、OCOГ ウェブサイトとアプリケーションのビジターがオリンピック競技大会のビデオ報道を検索するのをサポートする。

DIG 11 - デジタルメディアイニシアチブを報告する重要業績評価指標 (KPI)

- 全ての OCOG デジタルメディアイニシアチブのデータを提供する、標準の統計ツールの利用を IOC と IPC のそれぞれに許可する。

DIG 12 - 収集されたデータの IOC による利用

- HCC 原則に従い、要求に応じて、ユーザーのデータとプロフィールを IOC に安全に (暗号化により) 伝送し、かかる情報のオリンピックムーブメントの推進を目的とした IOC による使用を確保する。
- ユーザーの個人データを何らかの形態で取り込むもしくは保存する全ての計画、または機密データを第三者に転送する全ての計画を、承認のために IOC に提出する。
- 個人データの収集とかかるデータの IOC への転送を妨げるデジタルメディアプラットフォームの契約条件及び地域で適用される法的規定は、IOC に通知する。

DIG 13 - デジタルメディアレガシー

- 大会後に IOC に譲渡されるソフトウェア、アプリケーション、コンテンツ及びユーザーデータベースの全ての適用範囲を含むデジタルメディアレガシーと知的財産の譲渡計画を、承認のために IOC に提出する。
-



6.5. 権利保護

序論

権利保護分野は、オリンピックブランドの IOC の権利及びオリンピックステークホルダー（スポンサー、放送事業者など）に付与される独占権の保護ならびに大会の正しい視覚的表現の保護に必須である。これは、開催都市を含む全てのステークホルダーと大会双方のために、オリンピック知的財産の価値を保護し、向上させ、活用する場合にも必要不可欠となる。HCC 原則に従い、OCOG は開催都市の全てのオリンピック資産の保護に責任を負い、その関連で以下を行うものとする。

- － オリンピック資産の保護に関してオリンピック憲章への準拠を確保し、選手及びその他の参加者の商業的活動に関連したものを含む、開催国内でのこれらのオリンピック資産の最大限可能な保護の機会を与える。
- － オリンピック憲章に従った「クリーンベニュー」規則の実施を確保し、また会場及びイベント内と周囲の屋外広告と路上販売に対する適切な監視を確保することで、開催都市のプレゼンテーションを支援する。
- － オリンピック資産の利用を監視し、また大会のアイデンティティを実証できる適切な用途に同資産の利用を限定するガイドラインを規定する。
- － オリンピックマーケティングパートナー、RHB、ライセンシーの投資の保護を維持しながら、OCOGとIOCのパートナーシップを保護する。これには、必然的に、アンブッシュマーケティング、すなわち、偽造商品の製造と販売、不法／海賊放送に対する防止措置と対策が含まれる。

上記を実施するために、権利保護チームは開催国内での法的保護を最適化し、対内及び対外的に総合的な教育プログラムを実施し、悪用と侵害を監視し対処する強固なシステムを確立することが必須となる。

また権利保護チームの責任には、IPC の助言のもと、パラリンピック知的財産の登録と保護を、適切に遂行することも含まれる。

権利保護分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

下記の大会運営要件の実施方法に関する更なる情報は、『権利保護に関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されているほか、『都市活動とライブサイトに関するオリンピック競技大会ガイド』、『マーケティングパートナーサービスに関するオリンピック競技大会ガイド』、『ビジネス開発に関するオリンピック競技大会ガイド』にも関連情報が記載されている。

定義済み条件

以下の要件では、オリンピック憲章及び HCC 原則で使用される、以下を含む特定の重要な見解が参照されている。

オリンピック憲章では、「**オリンピック資産**」は、オリンピックシンボル、旗、モットー、讃歌、オリンピックと特定できるもの（「オリンピック競技大会」と「オリンピック競技大会」を含むがこれらに限定されない）、記号表示、エンブレム、聖火及びトーチ、オリンピック競技大会に関連して IOC、開催国 NOC 及び OCOG から委託されたその他の音楽作品、音響視覚作品またはその他の創作作品もしくは人工物を意味する（大会関連の資産を含む）。



HCC原則によると、「大会関連の資産」は、全てのグラフィック、視覚的、芸術的及び知的作品または創作物を意味し、大会に関連して立候補委員会、開催都市、開催国NOC、OCOGのため、もしくはそれらの使用のために開発された、以下の要素を含む、ただし以下に限定されない。

- － エンブレムとマスコット、ピクトグラム、公式ポスター、デザイン（オリンピック聖火、記念コイン、記念紙幣、記念切手及び関連する金型を含む）、関連する全ての音響視覚、グラフィック及び3D表現物
- － メダル（オリンピック勝者のメダルと記念メダルを含む）、バッジ（関連するデザインと金型を含む）、賞状
- － 公式文書と出版物
- － ドメイン名
- － 音楽作品
- － 写真と動画、マルチメディア作品
- － 公式フィルム

OCOG マークとは、商標と意匠の登録対象となる全ての大会関連の資産であり、具体的には大会の「CITY + 2024」ロゴ、OCOG エンブレム、OCOG マスコット、大会のルックの独自の要素である。

「大会、放送、報道及び展示」は、一般市民への放送、配信、展示及び情報伝達を意味し、また大会の音響または音響視覚プログラム（大会のプログラムに含まれる競技会、式典またはその他の大会関連のイベントを含む）を利用可能にすることを意味し、既存のまたは今後開発される全てのフォーマットとメディア（ダウンロードまたはストリーミング、IPTV、ホームビデオ、ビデオオンデマンド、モバイルプラットフォーム権、テレビ、劇場、パブリックビューイングなど）が使用される。

「アンブッシュマーケティング」は、オリンピック資産または大会に対し、（直接または間接的な）虚偽または関連付けを作り出す、意図的及び偶発的な全ての試みを意味する。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従って権利保護の適切かつ効果的なプログラムを実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの期限内に、OCOG により以下が実施されるものとする。

知的財産資産の作成と保護に関する要件

RPP 01 - 大会関連の資産の開発

- 大会の推進と実施を目的として、大会関連の資産と派生作品または要素を創作し、保護する。
- 大会関連の資産の創作、その全ての結果及び収益は IOC から特別に委託されており、かつ、「職務著作物」または IOC の利益を目的としたものと見なされるということを、大会関連の資産の創作に携わる自然人または法人が、プロジェクトの作業を開始する前に、適用される法で許容される最大範囲で宣言していることと、IOC から要求された知的財産権譲渡契約を結ぶことを確保する。
- IOC の要求に応じて、全ての大会関連の資産が、知的財産権の IOC への完全に譲渡されることを確保するため、その他の譲渡契約または法的文書を締結または取得する。



RPP 02 - OCOG マーク

- 全ての OCOG マークを、使用の前に承認のために IOC に提出する。

RPP 03 - クリアランスと登録

- 登録対象となる全ての大会関連の資産が、OCOG の名義でのみ(または IOC と OCOG の間で合意される場合は、IOC の名で)開催国に有効に登録され(適宜、著作権、商標、意匠保護を含む)、作成、考案、開発または登録に関与した第三者との間で適切な文書が交わされていることを確保する。IOC の要求に応じて、OCOG は、これに関して要求されるその他の合意書または文書を締結することに同意する。
- 大会関連の資産に第三者の素材が含まれている場合、必要とされる全てのクリアランス(第三者が保有する権利の確認)が行われ、また必要とされる全ての権利及び使用許可が取得されることで(状況に応じて、当該第三者への全ての支払いを含む)、OCOG による大会関連の資産の創作、使用及び利用により第三者の権利が侵害されないことを確保する。
- IOC との協議により、全ての OCOG マークが以下の原則に従い、OCOG や開催国 NOC の名義で開催国において適切に採用、登録及び保護されることを確保する。
 - 「CITY + 2024」ロゴと公式エンブレムは、45種類の製品とサービスを対象に登録されるべきである。
 - その他の OCOG マークについては、OCOG は、事前の書面による承認のために、IOC に登録の計画を提出する。
- IOC の名称を使った OCOG マークの国際的な保護を目的として、当該の全ての関連文書と情報が適時 IOC に提供されることを確保する。
- OCOG マークの国際的な保護に関連して IOC 側で発生した全ての費用を負担する。
- 大会関連の資産の採択及び保護、並びに OCOG によるそれらの利用に関して、追って IOC から発行される指令が遵守されることを確保する。

権利保護プログラムに関する要件

RPP 04 - 法的保護

- 立候補プロセスの間に要求される保証に従い、また開催国当局との調整を通じて、以下を確保する。
- 全てのオリンピック資産(特にオリンピックシンボル、「オリンピック」及び「オリンピアド」の語句、オリンピックモットー)が、適宜 IOC または OCOG の名義で、開催国において、適切かつ継続的な法的保護の恩恵を受ける。



- (HCC 原則で定義される)大会に関連した IOC の独占的な権利と利権を承認及び保護するために、開催国で適切な法律が施行される。かかる法律は、特に、i) アンブッシュマーケティングの保護(すなわちオリンピック資産及び大会との直接または間接的な不正な関連付け、悪用または売り込みを防止または最小限に抑えること)、ii) 大会会場の周囲での不正な街頭取引を規制する措置(開会式の 2 週間前から閉会式までの期間)、iii) 不正なチケット再販を防止及び制裁する措置、iv) 大会に関連した偽造品の製造と販売を防止する措置、v) 公的及び私的な広告スペースを安全に管理する措置(広告用掲示板、公共交通機関の広告、空域など)、vi) 不正なライブサイト、パブリックビューイングイベントまたはこれらに類似するコンセプトのものを規制する措置、ならびに vii) 不正な大会放送、報道及び展示に対する防護措置を含めるものとする。
- 上記に関連した争議が大会までの期間または大会期間中に発生した場合、かかる争議が、手続き及び救済策により、時宜を得た方法で、特に優先的な迅速なプロセスによって、解決される。

RPP 05 - NOC エンブレムの保護

- NOC エンブレムが、開催国 NOC の名で開催国において正しく保護されることを確保する。

RPP 06 - IOC の代理権

- 大会に関連した権利が開催都市、開催国 NOC もしくは OCOG により保有される、または開催都市、開催国 NOC、OCOG との何らかの形態での合意の結果として(または他の何らかの理由で)第三者により保有される場合、かかる権利は全て、IOC の代理としてまたは IOC の利益のためにかかる事業体により一時的に所有され、IOC の要求に応じて IOC に譲渡されることを確保する。

RPP 07 - 権利保護プログラムの策定

- 以下を含む詳細な権利保護プログラムを、IOC に提出する。
 - － アンブッシュ防止計画。OCOG 内での内部的ならびに IF、全ての開催国当局、業界団体、一般市民、メディア事業体及びその他の主要なステークホルダーに対する対外的な教育、広報活動、コミュニケーション活動に関する対策案を含む。
 - － 開催国内でのアンブッシュマーケティング、知的財産侵害、チケット押し売り及び偽造品問題に関する監視及び行動計画。
 - － 大会に関連したディスプレイ、広告、クリーンサイトの管理。
 - － 適用される法的枠組み及び大会期間中に開催国で導入される法的または行政的機構を詳細に示したオンライン／デジタル著作権侵害防止計画。不正な大会の放送、報道及び展示を防ぎ、中止させることを目的とする。

RPP 08 - 開催国当局との調整

- アンブッシュマーケティング、知的財産侵害、チケット押し売り、偽造品活動、不正な大会の放送、報道及び展示に効率的に対処するために、所轄の開催国当局及びオリンピックマーケティングパートナーや RHB との関係を築き、戦略を策定する。



- 開催都市と開催国 NOC との調整により、当該の開催国当局が以下を行うことを確保する。
 - － オリンピック憲章、HCC 原則及びマーケティングプラン契約 (MPA) を遵守し、権利保護戦略の実施において要求される援助を行う。
 - － MPA で明示的に許容される場合を除き、開催都市、大会または大会開催期間で識別される広告標識、立ち売り、スポンサー及びその他のマーケティング権利の提供を差し控える。
 - － マーケティングプログラムの策定において OCOG と緊密に連携及び協力し、大会に直接または間接的に関連した資金調達、商業的通信または寄付プログラムは、IOC から明示的に許可され、OCOG の単独の管理下に置かれる場合を除き、実施されないことを確保する。
 - － IOC の事前の書面による承認なく、大会に関連した(または大会に関連すると認識される可能性のある)マーケティング、商業または標識プログラムへの関与を差し控える。
 - － MPA で説明されるように、大会期間中及び大会前の 2 週間は、オリンピック会場及び大会を目的に使用される他のサイトの中及びその周囲で、立ち売り、屋外広告及びその他の全てのマーケティング活動を規制する。
 - － 政府系企業の管理下にあるインフラに関与する全ての事業体が、特にメディアを通じて、大会との不正な関係を築かないことを確保する。
 - － 政府系企業の管理下にある大会関連のインフラ工事に関係した入札は、当該のオリンピックマーケティングパートナーを対象に募集されることを確保する。
- 開催国 NOC と開催都市との協力の下で、以下を確保する。
 - － その活動がジョイントマーケティングプログラムまたは IOC のマーケティングプログラムに影響を及ぼす他のマーケティングプログラムが、開催国で実施されない。
 - － 開催国 NOC、NOC のスポンサー、国内スポーツ連盟 (NF) 及びその他の開催国の官民の事業体が、大会に関連したマーケティングまたはプロモーション活動の開発を含めた(これらに限定されない)アンブッシュマーケティング活動を差し控える。
 - － 開催都市(その機関、代理業者または開催都市が構成員であるもしくは代表である事業体のいずれかを含む)、大会または大会期間で特定されるスポンサーシップまたはマーケティング権が、IOC の承認後にのみ付与される。

RPP 09 - マーケティング権禁止条項

- 大会関連の活動の契約には、適宜「マーケティング権禁止」条項、すなわち第三者 (OCOG からマーケティング権を取得していない) が自らまたは同社の製品とサービスを大会と関連付けること、または大会との関係に関する声明 (事実に基づく、あるいはそうではない) の公表を行うことを制限する条項を含むことを確保する。

RPP 10 - 監視及び強制執行

- 開催国でのオリンピック資産と IOC マーケティングパートナーと RHB の権利を、広報キャンペーンと法的賠償請求手続を適宜含めた、知的財産侵害とアンブッシュマーケティング活動の監視、防止及び停止により保護する。
- 権利保護プログラムに従った全ての OCOG の監視の努力が、IOC の監視プログラムと調整されること、または大会関連の資産もしくはその他の IOC 独占権の保護を目的とした IOC からの要求に従って調整されることを確保する。



- オリンピック資産の不正な使用または不正な大会の放送、報道もしくは展示が行われた、または間もなく行われることを OCOG が知った場合、IOC に通知し、IOC から要求があれば、かかる不正な利用を防止するまたはやめさせるために、以下のようなあらゆる合理的措置を講じる。
 - － かかる使用が IOC または IOC マーケティングパートナーまたは RHB の権利を侵害することを、不正使用に関して責任のある組織または事業体に通知する。
 - － 開催都市の内部か外部かを問わず、第三者による権利の侵害に対して IOC、IOC マーケティングパートナーまたは RHB によって行われた法的措置に介入する。
- 大会関連の資産の不正な使用またはアンブッシュマーケティングまたは特に当該の大会に関連した不正な大会の放送、報道及び展示に関して、開催国の外部で起こされた訴訟に付随して発生した費用を、IOC に返済する。開催国の外部でのこのような訴訟は、OCOG との協議の上 IOC により提起されるか、IOC の要求に応じて OCOG から直接提起されるものとする。

クリーンベニュー原則に関する要件

RPP 11 - 会場のブランディング及びネーミング

- 主要オリンピック会場または主要オリンピック会場までの主要なアクセスポイントが、選手村の稼働が要求される期間中、種類や性質を問わず、全てのフランチャイズ、売店またはその他の商業契約で妨げられないことを確保する。これには IOC または OCOG と結ばれた契約（例えば、スポンサーシップ契約や放送契約）またはオリンピック憲章に違反することになるような第三者または第三者の製品またはサービスを売り込むための会場の命名権が含まれる。
- 製品またはサービスのプロパガンダ、広告または商業ロゴまたはあらゆる種類の販売促進商品（第三者の名称、ロゴ、商標または商品名など）が、主要オリンピック会場の内部または（以下に詳述する）外部に置かれずまたは目に触れないことを確保する。これには、特に大会の競技や式典を撮影するテレビカメラの視野に入るまたは大会の競技もしくは式典の観客の視野に入るような形での視認性が含まれる（オリンピック憲章で明示的に許可される場合を除く）。
- 選手村の稼働が要求される期間中、開催都市及びオリンピックイベントを開催するその他の都市と会場の上空での、プロパガンダまたは広告が禁止されることを確保する。
- 開催都市またはオリンピックイベントを開催するその他の都市で実施される、大会に関連した（または大会に関連すると認識される可能性のある）マーケティング、商業または標識プログラムが、事前の承認のために IOC に提出されることを確保する。
- 上記で言及された主旨のあらゆる適切な法的規制が、可能な限り早急に、ただしいかなる場合でも OCOG の設立から 1 年以内に実施されることを確保する。
- 開催都市の選出日からパラリンピック競技大会の終了まで、大会に使用される会場に対する IOC の命名権プロトコール（非商業的名称、個人の名前ならびに大会の既存の会場及び新設会場に関連した商業名または法人名の処置に関連した規則を含む）への準拠を確保する。



RPP 12 - 規則 50 の要件

- 全ての参加者及びその他のオリンピック競技大会のアクレディテーション所持者は、規則 50 とその付属細則を含む、広告及びブランディングに関連した全ての事項について、IOC 理事会のマニュアル、ガイドまたはガイドライン及びその他の全ての指示に従うこと。

RPP 13 - 会場使用協定に基づく権利

- 大会のための会場所所有者または新しい会場とインフラの建設に責任を負う組織との会場使用協定(または類似する協定)が、当該所有者またはコントラクターに対する大会に関連したコントラクターの全ての合意書内のマーケティング権の条項を除外する義務(大会への関与の売り込みを抑制し、クリーンベニュー規則への準拠を要求する)を規定し、またこれらの制限を当該のサブコントラクターにも適用する規定を導入すること。
- 各会場利用協定の当該の期間を通じて、OCOG は、無許可でありながら大会との関連性を謳う行為への対処をサポートすることを目的として、現行の契約上のコミットメントに縛られることなく、それぞれの会場所所有者及び運営者から、会場施設の使用が許可される。それらはかかる会場のスポンサー、放送、広告標識、ブランディング及び商業用ディスプレイの権利に加え、チケッティング、ホスピタリティ、小売、売店(飲食品を含む)ならびに第三者の製品及びサービスの使用に関連したものが含まれること。
- 商業的及び非商業的目的で、全ての競技会場、式典会場、オリンピックパーク、主な共有領域(もし関連性があれば)の名称、イメージ、ブランド及びデザイン(これらから起因する素材等を含む)を、第三者の権利に縛られず、また追加請求なしに、現在及び将来の全てのメディアで使用する、取消し不能かつ無制限のライセンス(サブライセンスの権利を含む)を獲得すること。ケースによっては、IOC と OCOG との合意に従い、同様のライセンスが他の主要オリンピック会場で必要とされる場合があるかもしれない。

RPP 14 - 選手村のブランディング

- 選手村内で現出する全てのブランディングとロゴに関連したガイドラインを作成し、合意し、実施する。

RPP 15 - オリンピック競技大会からパラリンピック競技大会への移行

- オリンピックからパラリンピックのブランディングへの切替は、IPC が規定したガイドラインに従い実施すること。(a) 競技ビブス、(b) FOP 広告に固有の許可済みのいくつかの例外を除き、オリンピック競技大会で IOC により課されるクリーンベニューガイドラインは、実質的にパラリンピック競技大会にも適用される。

RPP 16 - マーケティングパートナーのパラリンピック競技大会でのリコグニッション

- パラリンピック競技大会では、パラリンピック競技大会のマーケティングパートナーを兼任している場合を除き、OCOG は、オリンピック競技大会のマーケティングパートナーに露出またはリコグニッションを許可しないこと。OCOG は、パラリンピック競技大会に協賛しない選択をしたオリンピック競技大会のマーケティングパートナー(TOP パートナーと OCOG スポンサーを含む)の全てのブランドロゴ(コンボジットロゴを含む)は、確実に除去されるか覆われるようにすること。この要件は、以下の全ての事例を含むが、以下に限定されない。



- ブランドの付いた設備
- マーケティングパートナーリコグニション標識
- マーケティングパートナーブランドプレゼンス
- 製品のラベリングとパッケージング
- 車両ステッカー
- マーケティングパートナー及びサプライヤーのユニフォーム

知的財産権譲渡に関する要件

RPP 17 - 大会関連資産の IOC への譲渡

- IOC の要求に応じて、大会のエンブレムとマスコット及び「CITY + 2024」ロゴに関する、申請または登録された全ての商標出願が、OCOG が行った全ての著作権登録及び全ての著作権と意匠(OCOG が申請していないものを含む)とともに、IOC に譲渡されなければならない。これにより、IOCがかかる資産の使用権をIOCマーケティングパートナー、RHB及びその他の第三者に付与できるようにする。
- 遅くとも 2024 年 12 月 31 日までに、大会関連の全ての資産が IOC に譲渡され、また IOC が書面で要求する場合は NOC に譲渡されること、また、IOC が要求する場合は、かかる譲渡を証明する文書を作成すること。
- 大会関連資産に関して、申請または登録された全ての商標出願ならびにその他の商標、商品名、トレードドレス、サービスマーク、その他のロゴ及び全ての著作権または意匠(申請済みか登録済みか否かは問わず)が、開催国については遅くとも 2024 年 12 月 31 日までに、また開催国以外の全ての国の領域については発生の直後(すなわちかかる大会関連資産の創作の直後)に、IOC に譲渡されること。
- IOC の要求があれば、速やかにかかる譲渡を証明する関連文書が作成されること。

RPP 18 - 物的具現物の移転

- IOC 及び IOC が認可する第三者による利用を促すことができるよう、電子的かつ編集可能な形式、またはその他の IOC から要求される形式による全ての大会関連資産は、IOC に提供されなければならない。かかる移転については、IOC が決定した合理的な期間内、かつ、IOC の利用の必要に応じて、IOC のガイドラインに沿って実施されなければならない。
- IOC の要求に応じて、大会関連資産の全ての有形具現物が、無条件かつ負担なく提供及び譲渡されること。
- メダル(オリンピック勝者のメダルと記念メダルを含む)の全ての金型、トーチのデザイン、全ての未配布のメダル、賞状及びトーチを、大会の終了後に IOC に提供及び譲渡する。かかるメダル、賞状、トーチまたは金型の複製またはレプリカが IOC の事前の承認なく製作、許可もしくは認可されないこと。



パラリンピック関連の知的財産権に関する要件

RPP 19 - IPC 知的財産権

- IPC は、パラリンピック競技大会の独占所有者であり、同大会の全ての権利とデータ、特に既存または将来開発される全ての形態または全ての種類の手段もしくは手法による、同大会の組織、利用、放送、記録、再生、複製、アクセス及び普及に関連する(ただしこれらに限定されない)全ての権利を所有することを認識する必要がある。IPC は、パラリンピック競技大会に関連したデータ及びパラリンピック競技大会の競技会及び競技の成績を取り上げた素材に関連したデータのアクセス条件及び使用条件を決定する。
- IPC が、パラリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、エンブレム、聖火及びトーチ(これらは総称的または個別に「IPC 知的財産」と呼ばれる)の独占的所有者であることを認識する必要がある。全ての IPC 知的財産の全ての権利及びそれらの使用の権利は、営利、商業的または広告を目的とした利用を含め、IPC に独占的に帰属する。IPC は、IPC 理事会が規定する条件で、その権利を全てまたは一部ライセンスすることができる。
- ワードマーク「Paralympic」の第三者による不正使用を強力に防止する防護的手段としてのワードマーク「Paralympic」の共同登録について、IPC と IOC が協調的な努力で合意していることを認識しなければならない。登録プログラムの詳細は、IOC と IPC から入手可能である。

RPP 20 - IPC の商標及び所有権

- IPC との協議及び承認の下で、パラリンピック財産権の対象となる可能性のある大会関連のエンブレム、マスコット、商標、ロゴ及びその他の印ならびに IPC で使用されたまたは使用される予定の全ての商標、ロゴまたはその他の印(OCOG 所有権)をデザインすること。
- Paralympic(パラリンピック)という語を、OCOG の公式な法律上の名称と肩書に含める。
- パラリンピック競技大会の商標登録を開催国で実施する。
- IPC が米国と欧州連合で実施する、パラリンピック競技大会のエンブレムの商標登録に関連した費用を負担する。明確を期すと、かかる商標登録は、ワードマーク「都市+年」及び「Paralympic」という語を含まないものとする。
- 全ての OCOG の所有権は、OCOG が制作したまたは第三者に制作させた放送映像と、大会に直接または間接的に関連した、パラリンピック資産に起因するあらゆる理由で OCOG が保有するその他の権利を含めて、「都市+大会年」(これは IOC に譲渡される)を除き、IPC に正式に返還されなければならない。
- 開催都市で(上記で定義した)パラリンピック資産を監視し、かかる資産の使用が適切な利用(IPC 知的財産権細則で概説される)に反する場合、同使用を禁止する措置を講じる。
- かかる是正の権利は、IPC から提示される指示に従って、かつ、国内外の法律、商標登録または別の形態の法律文書により OCOG に対するパラリンピックシンボルまたはその他のパラリンピック資産の法的保護が許可されている場合にのみ使用する。



- 実施許諾された全ての知的財産と派生作業の誤った使用と侵害を防止する。これは HCC 原則、JMPA 及び PMPA の条件に基づくパラリンピック競技大会の推進と実施という明確な目的の下、特定のパラリンピックマークとイメージを使用する権利が付与される際に、法的に拘束力のある要件が発生するためである。



6.6. チケットティング

序論

OCOG チケットティングプログラムの戦略的な計画策定と実施は、大会の成功の基本となるものである。同プログラムは、以下を含むいくつかの重要な目的の達成を目指すべきである。

- － 満席にする
- － 効果的かつサービス志向のチケットティングプログラムを実施する
- － 公平なチケット割当プロセスと価格構造によって、オリンピックファンに大会を体験するための公平な機会を提供する

ほとんどの観客にとっては、チケット販売が OCOG との最初の接点となる。したがって、そのような人々にとっての次回大会の印象は、初期プロセスの非常に早い段階に形成される。観客のオリンピック体験は、会場への入場と着席のための大会時運営まで続く、大会の 1 年半も前のチケット購入プロセスから始まる。チケットティングは、オリンピック競技大会における観客の全体的な満足感と体験に貢献する重要な要因である。チケットの不正行為、偽造、再販を制限する効果的な強制執行プログラムも重要となる。

最後に、チケットの販売は、従来から OCOG の 3 番目に大きな収益源であり、チケット販売の中心目標は、この収益の最適化とすべきである。これを達成すると同時に、最大数の観客の入場を確保することは困難な課題であり、過去のオリンピック経験と地域市場の理解が鍵を握る。

パラリンピック競技大会の場合、ほとんどの潜在的観客はパラリンピック競技を見に行くことも、観戦したこともなく、そのルールと参加者についての知識も不足していることが予想される。したがって、パラリンピックのチケットティングプログラムでは、このような課題に対処するカスタムメイドのメッセージ及びプロモーションアプローチを開発すると同時に、オリンピックとパラリンピックの運営を可能な限り統合し、可能であれば類似するプロセスやシステムを使用しなければならない。

このチケットティングのセクションは、以下の付属書で補完される。

- － TKT 付属書 1—クライアントチケットポータルに関する規定
- チケットティング分野は、HCC 大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会を計画及び実施する際には、OCOG は大会全体を考慮することが重要であり、本文書の冒頭の相互参照マトリックスで取り上げた全ての関連分野の要件に特別に注意を払うことが強く推奨される。

本セクションに記載された要件の実施に関する更なる情報は、『チケットティングに関するオリンピック競技大会ガイド』に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC 原則に従ってチケット팅の要件を実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーンとその他のタイムライン内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

戦略的計画策定に関する要件

TKT 01 - チケット팅計画

- 以下の項目を見直しと承認のために IOC に提出する。
 - － OCOG のチケット팅戦略計画とチケット팅運営計画
 - － チケット裏面の条件に関する文言を含む全てのチケットのデザインとレイアウト
 - － 全てのオリンピックチケット価格及び地域別価格計画
 - － アクレディテーション座席計画(座席数及び位置)

TKT 02 - パラリンピックチケット팅計画

- 以下の項目を見直しと承認のために国際パラリンピック委員会 (IPC) に提出する。
 - － OCOG のチケット팅戦略計画とチケット팅運営計画
 - － チケット裏面の条件に関する文言を含む全てのチケットのデザインとレイアウト
 - － 全てのパラリンピックチケット価格及び地域別価格計画
 - － パラリンピック改訂アクレディテーション及びバリアフリー座席計画(座席数及び位置)

TKT 03 - 満席戦略

- 詳細な満席戦略を定義し、使用する。この戦略は、IOC に提出され、チケット팅プログラム
の戦略及びチケット팅運営計画の一部に組み入れられるものとする。

TKT 04 - 法の遵守

- チケット팅戦略と販売及び流通計画を含むチケット팅プログラムが、地域及び国際的な法律に準拠することを確保する。これは、欧州連合内の特別な規制がある欧州内での販売
に関して特に重要である。

TKT 05 - 未承認のチケット再販

- 全てのチケットクライアントが、IOC によって承認され OCOG によって実施される、適用されるチ
ケット条件とその他の規制に従って、自身のチケットを管理し、使用することを確保する。

TKT 06 - 法執行計画

- クライアントグループ向けの国内外のチケット監視及び法執行計画と、一般向けのチケット
팅プログラムを策定する。これらの計画は、密売や不正な資金源による活動及び公認された資
金源による規則遵守の欠如を統制するための解決策に取り組む。これらの計画はまた、当該
開催国当局及び当該第三者との調整を含め、オリンピック競技大会の前年に有効なスカルピ
ング防止措置が実施されるものとする。



TKT 07 - マーケティング契約

- IOC のマーケティングパートナー／RHB に対する要件が、チケット要求を含めて、IOC を両事業体に結び付ける契約の規定に従って履行されることを確保する。

TKT 08 - IOC のチケットのニーズ

- IOC がチケットのニーズを確実に満たせるようにする。かかるチケットの費用（額面価格、税込）は、HCC 原則の下での OCOG のチケットプログラムに関連した IOC への支払から控除されるものとする。

TKT 09 - 国内連盟 (NF) への販売制限

- OCOG は、国際領域の NF へのチケット販売が禁止される。NF は、各国の NOC を通じてチケットを購入するべきである。

TKT 10 - NOC の合意書

- チケットオーダーと販売プロセスを記述した合意書が、OCOG と NOC との間で交わされることを確保する。かかる合意書は、当該の NOC と開催国に関連した全ての法律と規制を遵守し、締結の前に IOC により承認されるものとする。この文書は、英語とフランス語で作成されるものとする。
- 大会期間を通じて、特に自分の競技以外の競技会を観戦するアクレディテーションを付与された選手、チーム役員及びその他のチーム職員に対して、NOC から無料で適正な枚数のチケットが入手できるようにする。

TKT 11 - 選手の友人及び家族のチケット

- 大会で選手が競技するセッションで選手の友人と家族が観戦できるように、競技の参加選手に販売するためのチケットが別に確保されるための方策を策定する。

TKT 12 - NOC 代表選手団の式典チケット

- 開会式と閉会式について、行進に参加しないアクレディテーションを付与された選手、チーム役員及びその他のチーム職員のために、メインスタジアムに利用可能な適切なスペースがあることを確保する。

TKT 13 - NPC 標準契約

- チケット注文と販売プロセスを概説する、NPC チケット合意書が OCOG と NPC の間で起草され、IPC の承認が得られることを確保する。

TKT 14 - クライアント完全性報告

- 関連するチケットガイドライン及び方針に関して、特殊クライアントチケット管理についての報告が IOC に提出されることを確保する。これには、クライアントの規則、方針及び条件の包括的な遵守、非遵守に対する懲戒処分案、クライアントに関する成功事例と課題の追跡などの項目が含まれる。



TKT 15 - 一般市民の支払い方法

- OCOG のチケットティングプログラムが、IOC のマーケティングパートナーに関連した支払サービスの全ての要件に準拠することを確保する。

TKT 16 - チケットデータ報告

- 適宜及び大会時に、全てのオリンピックチケットと会場シーティングボウルイベントリーに関するチケット枚数、要望、割当、販売、返品、利用及び全クライアントの出席に関して IOC に報告書を提出する。

TKT 17 - 割当分と市場セグメント

- 全ての割当分と市場セグメントを見直しのために IOC に提出する。

TKT 18 - パラリンピックの割当分

- 前回のパラリンピック競技大会の実施またはオリンピック基準に基づき、割当案を承認のために IPC に提示する。

TKT 19 - 割当て及び席割り

- 全てのイベントの、ステークホルダー別の全てのチケット割当てと席割りを IOC に提出する。

TKT 20 - パラリンピック競技大会の契約クライアントへの割当て

- 当初割当案と、パラリンピックチケットの最終割当てを見直しと承認のために IPC に提出する。この当初割当の承認は、一般市民へのチケット販売の前に行われるものとする。

TKT 21 - 一般市民のアクセス機会

- OCOG のチケットティングプログラムが、世界の市民がオリンピック競技大会にアクセスする機会を支援するようにする。OCOG は、これを達成するための解決策を NOC に提出するものとする。

TKT 22 - 競技スケジュール

- ステークホルダーのチケット販売フェーズを開始する前に、競技、チケットティング及びその他の関連 FA との合意の下で、セッション別の競技スケジュールが最終決定されることを確保する。

チケットティング運営に関する要件

TKT 23 - パラリンピックチケットのデザインとレイアウト

- 全てのパラリンピックチケットのデザインとレイアウトを、チケット裏面の条件に関する文言を含めて、承認のために IPC に提出する。

TKT 24 - チケットの印刷と発送

- 関連プロバイダーの指名を含めた、チケットの印刷及び発送の計画策定、試験及び実施プロセスを承認のために IOC に提出する。



TKT 25 - チケット管理システムのプロバイダー

- 使用されるチケット管理システムが、IOC 指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOC がこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOG のチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOC による承認を受けることになる。

TKT 26 - 立候補ファイルからの価格変更

- 立候補ファイルから変更がある場合、特に収益レベルと会場の販売可能な総／正味座席数に関しての変更は、見直しのために IOC に提出する。これは、チケット価格と OCOG のチケット販売による収益の取り分に関して特に重要である。

TKT 27 - チケット配布原則

- 配布された全てのオリンピックチケットの支払いが(額面価格で)なされるという立場から出発する。

TKT 28 - チケット価格と地域別価格

- 全てのオリンピックチケット価格及び地域別価格計画を承認のために IOC に提出する。

TKT 29 - アクレディテーション座席計画の承認

- アクレディテーション座席計画(座席数及び位置)を承認のために IOC に提出する。

TKT 30 - パラリンピック認定座席計画の調整

- バリアフリー座席の計画及び会場別の収容数を IPC に提出し、説明する。OCOG は、全ての認定座席計画を更新し、パラリンピック固有のバージョンを IPC に提出するものとする。

TKT 31 - 観客会場アクセス計画

- 観客のオリンピック会場へのアクセスが、IOC が監督するチケットティングプログラムで排他的に管理されることを確保する。

TKT 32 - 再配布方策

- 満席の達成を支援し、また未使用のチケットを最小限に抑える効率的な再配布方策により、クライアントのチケット使用率を最大化する。



パラリンピック競技大会に特に関する要件

TKT 33 - パラリンピックチケットティングプログラムの契約上の取決め

- 優先チケット販売プロセスの利用を希望する、各契約クライアントとの間で、契約条件を策定し、締結する。

TKT 34 - IPC-OCOG チケットティング合意書

- チケットが世界各国で最も効率的な方法で購入できるように、OCOG と IPC (及び該当する場合は IPC 公認チケット再販業者 (ATR)) は、多くの国の領域に対するチケットの販売権が IPC に付与され、最終的なチケットの割当ての前 (大会の約 6 か月前) に、IPC (またはその ATR) にチケットの割当全体の 35 パーセント以上を返却する権利が与えられることを規定する合意書を締結するものとする。



付属書

HCC 大会運営要件は、以下の付属書で補完される。

(*)の付いた付属書は独立した文書であり、別途提供される。

式典

- CER 付属書 1 - オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定[205](#)
- CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定(2015 年 6 月)*
- CER 付属書 3 - 式典のプロトコール要素に関する規定[211](#)

メディア第 2 部－放送

- BRS 付属書 1 - 放送サービス及び施設に関する運営規定[221](#)
- BRS 付属書 2 - 放送マスタープラン－タイムライン[244](#)
- BRS 付属書 3 - 照明に関する規定.....[250](#)
- BRS 付属書 4 - メディア輸送表.....[255](#)

選手村マネジメント

- VIL 付属書 1 - NOC オフィススペースに関する規定[256](#)

アクレディテーション

- ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーション－詳細仕様(2015 年 5 月)*
- ACR 付属書 2 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション－詳細仕様(2015 年 6 月)*

医療サービス

- MED 付属書 1 - IOC 医事委員会(MC)のオフィススペースに関する規定[258](#)

財政

- FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定[260](#)



プロトコール

- PRT 付属書 1 - オリンピズムとオリンピックシンボルに関する規定(2011 年 1 月)*
- PRT 付属書 2 - プロトコール詳細規定.....[264](#)

大会のブランド・アイデンティティ・ルック

- BIL 付属書 1 - オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナー従業員の IOC ユニフォームガイドラインに関する規定(2015 年 2 月)*

チケットティング

- TKT 付属書 1 - クライアントチケットポータルに関する規定(2015 年 6 月)*



CER 付属書 1

オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定

I. 序論

オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する以下の規定は、HCC の「式典に関する大会運営要件」の付属書を構成する。これらの事項は、開催都市、開催国 NOC 及び OCOG を法的に拘束し、大会の式典(大会前の IOC 総会の開会式、国内オリンピック委員会による選手村のチームウェルカムセレモニー、オリンピック競技大会の開会式と閉会式及び表彰式を含むがこれらに限定されない(「式典」と総称))に関連した知的財産権とその他の所有権に関する IOC の要件についての一般的な解釈を提示することを目的としている。また IOC からの指示により、大会のプログラムに含まれる全ての競技イベントのスポーツプレゼンテーションと、オリンピック聖火リレーを含む他のオリンピックイベントや活動に適用される場合がある。放送における音楽の著作権のクリアランスに関連した特定の要件は、「開催都市契約大会運営要件—メディア」と、関連する付属書内で扱われている。

本規定は、次の大会までに更新されるため、この CER 付属書 1 に記載された内容が変更される場合があることに留意されたい。最新版の規定は、OCOG 法務部から入手できる。本規定は、全てを網羅したものではなく、特定の大会、式典またはイベントの状況に応じて、より詳細な要件が適用される場合がある。現行の規定の実施時に生じた問題については、IOC 法務部が解決に向けて支援する体制を整えている。

II. 一般原則

オリンピック憲章と HCC に基づき、開催都市の立候補委員会、開催都市、開催国 NOC または OCOG が大会に関連して開発または委託したまたはそれらが使用するための全てのグラフィック、視覚的、芸術的及び知的作品または創作物(「大会関連資産」)におけるあらゆる種類及び性質の全ての知的財産権(著作権と商標権を含むがこれらに限定されない)とその他の所有権は、その作成時に自動的に IOC に全世界にわたる完全な所有権が付与され、かかる知的財産(その全ての更新、復帰及び拡張を含む)の全有効期間にわたり、またその期限後も永久に IOC の所有物となるものとする。さらに、この要件は、オリンピック知的財産の完全性と大会及び開催都市のイメージと世評を保護するためのものである。この要件は特に、オリンピック競技大会に関連して特別に委託された全ての音楽作品と演奏に適用される。

その知的財産に関する要件の一部として、OCOG は、特に以下を確保しなければならない。

- i. オリンピック競技大会に関連して特別に委託された音楽作品の著作権の所有者として IOC を指定する手続きは、IOC の契約上の要件に従い、IOC が納得するように実施される。
- ii. 式典、オリンピック聖火リレー及びその他の OCOG が組織するイベントの全ての出演者との間で、適切な契約書またはその他の文書を締結する。
- iii. OCOG が全ての権利とクリアランス(式典またはその他の大会関連のイベントの録音された音楽、ライブ音楽、楽曲、写真、音響映像記録及びその他のコンテンツに関連したものを含むが



これらに限定されない)を取得し、会場での公開上演と放送／その他の公開での必要に応じて、毎回発生する支払いを行う。

III. 肖像権

オリンピック競技大会で認定された全ての人物(HCC の定義によるオリンピック ID 兼 AD カードの保有者)は、かかるア krediyテーションに適用される条件(「ア krediyテーションカード」からの引用―「…このカードの利用により、オリンピック競技大会とオリンピックムーブメントの推進に関連して、現在または今後 IOC から許可される条件及び目的において、オリンピック競技大会の期間中に撮影、テレビ中継、写真撮影、本人確認及びその他の記録がなされることに同意します…」)を遵守する。このような条件は、特に式典に参加する全てのアーティストを含む、全てのオリンピック会場で(何らかの資格で)参加する全ての人物に適用されなければならない。何らかの理由で、AD カードを賦与されていないアーティストがオリンピック会場にアクセスする場合、OCOG はこれらに対して、類似する要件によって拘束されるようにする(例えば、そのような主旨の他の文書及び契約書に署名することによって)責任がある。

IV. 委託作品

IOC は、式典(及び該当する場合は他のイベント)に関連して委託される全ての作品の全ての知的財産権(著作権と関連する権利を含むがこれらに限定されない)とその他の財産権の所有者として指定されなければならない。また、該当する場合は、その肖像権／パブリシティ権に関して、委託された作品の別の貢献者(以降「アーティスト」)からの合意または許可が必要とされる場合は、IOC と全ての IOC 被支配事業体(すなわち IOC により所有されるか直接または間接的に管理される、現存するまたは今後設立される事業体または法人で、文化及び遺産のためのオリンピック財団、IOC テレビ・マーケティングサービス社、オリンピック放送サービス社などを含むがこれらに限定されない)及びその他のオリンピックムーブメントのメンバーの利益のために、これらが取得されていることを、OCOG は確保しなければならない。

OCOG はさらに、式典に関連して委託された作品の創作に関わる全てのアーティストとその他の自然人または法人が、(i) かかる作品の創作と全ての結果及びその収益が IOC から特別に委託されたものであり、「職務著作物」と見なされるものであること、(ii) かかる創作者は、プロジェクトの作業を開始する前に、IOC から要求される形式及び内容で、権利譲渡契約を結ぶ完全な権能を有していることを、書面により確認していることを確保するものとする。全ての著作権と他の知的財産権の IOC への完全な譲渡を確保するのに必要な場合、IOC の要求があればいつでも、アーティストまたはその代理人との間で別の契約が結ばれるものとする。

V. 既存の作品

式典(及び該当する場合は他のイベント)で使用される全ての既存の作品に対して、OCOG は、最低でも、式典(及び該当する場合は他のイベント)の枠組み内での、オリンピック競技大会、IOC、IOC 被支配事業体及びオリンピックムーブメント全般の推進を目的とした、または類似する目的(記念本、フィルム、プログラム、書籍、ビデオ、DVD、オーディオアルバムまたはその他のメディア編集物など)のための、インターネット、VOD などを含む(これらに限定されない)、既知のまたは今後開発されるあらゆる伝送手段による、全ての既存の作品及び作品の演奏または解釈(全ての出演者の画像及び肖像などを伴う)の使用、再生、翻訳、公演、公衆への伝達、配布、放送、再放送及びライブ、ニアライブ、ディレイ、またはリピート放送による提供のための、使用時期または使用可能国の制限のない、取消し不能な、サブライセンス可能な、ロイヤリティフリーのライセンスを、関連権利所有者から取得し、IOC に提供すべきである。



VI. 国歌

IOC は、大会に参加するほとんどの NOC の国歌の編曲を委託しており(「IOC の編曲」、オリンピック競技大会において OCOG がこのような IOC が編曲した国歌を無償で使用するができるようにするための必要な権利が確保されている。

参加国が IOC 編曲の国歌を利用できない場合、または大会期間中に IOC 編曲の国歌を使用できない正当な理由を証明している場合、OCOG はその国歌の編曲と録音に責任を負う。このような場合、OCOG は、IOC の名において、歌詞を含めてオリジナルの楽曲の権利を取得し、また(編曲と録音が必要な場合)かかる編曲と録音の権利の完全な譲渡を受ける責任がある。これは、IOC、IOC 被支配事業体及び IPC (及びそれぞれの継承者、譲受人、被指定人)に、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会またはユースオリンピック競技大会の開催、その他の IOC または IPC が認可したイベントまたはリリースの実施ならびにそれらの全ての放送、記録(音声、音声と映像または映像)、伝送及び描写における場合を含めて、世界中で、あらゆるメディアにより、永久に、このような新しいアレンジを利用するための取消し不能の権利が与えられることを確保することを目的とする。OCOG による国歌の編曲と録音に関連した全ての合意書と契約文書は、事前の書面による承認のために IOC に提出されるものとする。

VII. その他の一般要件

オリンピック会場で実施される式典(場合によっては表彰式の前または後に演奏されるコンサートを含む)以外のイベントの場合、全ての権利は現行の規定の定義に従ってクリアランス処理されるべきである。特に、OCOG は、最低でも、(i) 関連するコンテンツを放送及び公開する権利が IOC とその RHB に対して確保され、(ii) IOC と全ての IOC 被支配事業体に、オリンピック競技大会とオリンピックムーブメントの推進を目的として世界中でその演奏を無償で使用する権利が保証されることを確保しなければならない。その他に、アーティストは、IOC の事前の書面による承認なく、特に第三者あるいは第三者の商品またはサービスの売り込みのために、いかなる方法によっても演奏、作品または創作物を使用しないことを確約するべきである。

いかなる場合も、また期間を限定せず、アーティストが、IOC の事前の書面による承認なく、プロモーションまたは商業目的で、その名前、演奏、創作物または作品に関連付けてオリンピック資産を使用すること、または使用を承認することは許可されない(式典全般を取り巻く守秘義務を背景として、アーティストからの追加の守秘義務の誓約が要求される場合がある)。さらに、全てのアーティストは、知的財産権の対象となる作品(作品がオリジナルであり、第三者の権利を侵害しない、最終的な著作権管理団体の権利放棄など)に対して適用される通常の保証を提供するべきであり、オリンピックムーブメントの評判を落としかねない事、またはオリンピック憲章に違反する事を引き起こさないまたは許可しないことを確約するべきである。

OCOG は、式典で使用されるまたは式典に関連して使用されると十分に予期される全ての創作物／演奏／作品に関して、その使用の前に、権利のクリアランスの全ての詳細な状況を IOC に伝えなければならない。

式典に関連したアーティストに関する契約／法的文書の全ての書式は、大会の 18 か月前までに、また雇用が開始する前に、IOC の承認のために提出されなければならない。IOC が承認した契約書テンプレートを変更する場合、事前に書面による承認を得るために IOC に提出されるべきである。



IOC 音楽報告指示書－キューシートテンプレート

[大会名]											
ミュージックキューシート											
イベント:											
日付:											
場所:											
(1) キューNo.	(2) セグメント	(3) ミュージック キュータイトル	(4) 著述者／ 編曲者	(5) 出版社	(6) 演奏者	(7) レコーディング 会社	(8) 音楽オリジン コード	(9) 音楽使用 コード	(10) ミュージック キュー時間	(11) 年	(12) 注意
ページ No. 1/ X											



IOC 音楽報告指示書－注意

1. キューNo.―分かりやすさを目的に、各ミュージックキューに番号を付けること。
2. セグメント―ミュージックキューに対応するイベントプログラムのセグメント／パートを特定すること。
3. ミュージックキュータイトル―全てのミュージックキューは名前を付けなければならない。特別に委託された楽譜の場合、適宜、「オープニングミュージック」と「クロージングミュージック」の語句を使用できる。

総譜無しの既存の音楽の場合、音楽の完全なタイトルを記載するべきである。必ず、9 の下に明記した**音楽使用コード**を使用する。

4. 著述者／編集者―名、ミドルネーム(該当する場合)、姓の形式で、フルネームで記すこと。名前の後に、以下のコードを使用して、個人の役職の記号を括弧付きで記入する。

作曲家 (C)

作詞家 (A)

作曲／作詞家 (CA)

編集 (AR)―注意:これは、音楽が著作権のない編集作品である場合にのみ必要。

作品が著作権切れの、公有に属するものであれば、「PD」と記す。

CAE No.は、作曲家、作詞家、または出版社の ID を表す固有のコード。利用可能であれば、この番号を追記すること。

5. 出版社―音楽出版社のフルネームを記載すること。作品が出版されていない場合、欄に「未発表」を記す。

CAE No.―注意 4(上記)を参照。

6. 演奏者―詳細を完全に記す。

7. レコーディング会社―レコーディング会社の社名を記載する。

8. 音楽オリジンコード―音楽の出所を示すのに使用されるコード。

P―ライブ演奏

C―市販のレコード／CD／デジタル形式(MP3、Wav ファイルなど)

X―特別委託スコア



9. 音楽使用コード—これらのコードは、メイン利用及びバックグラウンド利用の区別に使用される。使用コード*は以下の通り。

MT	メインタイトル
VI	ビジュアルインストゥルメンタル—曲を演奏する楽器演奏者がカメラに映っている場合
VV	ビジュアルボーカル—曲を歌うボーカリストがカメラに映っている場合
VD	ビジュアルダンス—曲に合わせて踊るダンサーがカメラに映っている場合
VS	ビジュアルソース—ミュージックキューの音源が映る場合（音楽が流れると想定されるラジオが映る場合など）
BV	バックグラウンドボーカル—ボーカルソースが映るまたは映らない場合（シーンの間のクラブでの曲の再生など）、曲が演奏され、歌詞が聴衆に聞こえる場合、シーンの前面に何らかの歌詞が流される場合を含む
BI	バックグラウンドインストゥルメンタル—聴衆の関心が音楽ではないが、シーンの雰囲気高めるために音楽が使用される場合に、シーンの劇的な背景音楽として使用される1曲または複数曲の作品の演奏
OT	オープンタイトル—開始／オープニングタイトルのテーマ
ET	エンドタイトル—終了／クロージングタイトルのテーマ

10. ミュージックキュー時間—ミュージックキューの正確な長さを、分と秒で表したもの。1/2 秒は切り上げて整数秒にする。
11. 年—レコーディングが制作された年を記載する（分かる場合）。
12. 注意—追加／関連情報（契約状況、使用の制限など）を記載する。



CER 付属書 3

式典のプロトコール要素に関する規定

序論

本規定は、契約により開催都市、開催国 NOC、OCOG を拘束し、開会式、閉会式、表彰式及びチームウェルカムセレモニー(「式典」)を含む、オリンピック競技大会の式典に関連したプロトコール要素についての IOC の要件の一般的理解を提供することを目的とする。

本規定は、2014 年ソチ大会の後に実施された改訂後に、本文書に記載された。

本規定の最新及び更新版は、OCOG 式典チームから入手できる。本規定は、全てを網羅したものではなく、特定の回のオリンピック競技大会の状況に応じて、より詳細な要件が適用される可能性がある。IOC 式典チームは、本規定の実施の間に問題が発生した場合、その解決に向けて援助する体制を整えている。

開会式のプロトコール要素

本セクションでは、開会式に関連した所要のプロトコール要素を指定する。開会式のプロトコールに関連したその他の要素は、IOC プロトコールガイドと式典に関するオリンピック競技大会ガイドに記載されている。

開会式の言語要件

OCOG は、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3つの言語で全てのプロトコール事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の 2 つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語(英語とフランス語以外の場合)の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコール事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOC は、翻訳物の利用方法(どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど)を承認しなければならない。

オリンピックプロトコール要件、順序及び要素

オリンピックの価値を高めるために、オリンピック憲章、式典に関するオリンピック競技大会ガイド、及び IOC プロトコールガイドで参照されるように、オリンピック競技大会の開会式には必須のプロトコール要素がある。

これらのプロトコール要素の間に芸術的セグメントが挟まれる場合があるが、これらは以下の順序で行われなければならない。

順序	行動
1	国家元首と IOC 会長の入場 開催国の国家元首は、スタジアムの入口で IOC 会長によって迎えらる。IOC 会長は、次に公式スタンドで国家元首を出迎える。その後、公式アナウンスの流れの中で、IOC 会長は国家元首とともに貴賓席に入る。これは開会式の開始時の慣習である。



順序	行動
2	<u>国歌の演奏</u> 国家元首の紹介の後、開催国の国歌が演奏または斉唱され、同時に開催国の国旗が掲揚される。愛国的であるが、OCOG はこの瞬間を政治的に利用せず、また国旗の敬虔な掲揚以上のものとせず、ステージが注目されるべきである。
3	<u>選手の行進</u> 選手が行進は、プロトコールの次なる必須要素であり、オリンピックの伝統である。オリンピック競技大会では、芸術プログラムの後に選手がスタジアムに入場し、フィールドの中央に留まる。オリンピック冬季競技大会では、選手が行進は式典の最初に行われ、選手は観客席内の確保された席に着座する。OCOG は、選手がバックオブハウスでスタジアムへの入場を待つ間、式典に沿って(ビデオスクリーン、ライブエンターテイメントなどを使って)雰囲気を楽しめるように特別な注意を払うものとする。 (オリンピック憲章に従い)公式ユニフォームを着用した各選手団は、3 つの言語で(フランス語、英語、開催国の言語をこの順序で)アナウンスされなければならない、次に国名を記した(フランス語、英語、開催国の言語の 3 つの言語で)プラカードを前に、選手団の1人が持つ国旗が後に続かなければならない。参加選手団の国旗と国名プラカードは、OCOG から提供されるものとし、全て同じ大きさとする。国名プラカードを持つ担当者は、OCOG から指定されるものとする。国旗の旗手は、NOC により指定されるものとする。行進に参加する関係者は、式典まで名前のリストを極秘扱いにするべきである。国旗の旗手は、演壇付近または裏側の半円に旗を置き、その後自分の国のチームに戻る。 選手団は、開催国の言語に従ったアルファベット順に行進するが、ギリシャは行進の先頭、開催国は最後にスタジアムに入場する。この順序は IOC の NOC 関係チームにより承認されなければならない。選手村への宿泊の権利のあるオリンピック競技大会への参加選手のみが、行進に参加することができ、NOC 旗の旗手に続き、選手、そして選手団あたり最大 6 名の役員が続く。 選手団は、慣例として、スタジアムへの入場後に貴賓席を通過し、その後、観客の見守る中でフィールド全体を 1 周し、座席またはフィールド上の位置に着く。オリンピック冬季競技大会では、行進の後、各選手団は、自分たちのために予約された座席まで進み、式典を見守る。ただし国旗の旗手は別で、フィールドに残る。オリンピック競技大会では、選手はフィールド内の指定された位置まで行進する。
3 (続き)	行進の参加者には、旗、横断幕、小旗、カメラ、携帯ビデオレコーダー、その他の、ユニフォームの一部でない目に見えるアクセサリや物を持ちこむことが許可されていない。この方針が変更される場合、IOC の事前の承認を得なければならない。各式典の前に、IOC から注意書きが配布される。 行進順を除き、開催国の選手団を含む全ての選手団は、同等に扱われるものとする。選手団の旗、国名プラカード、入場音楽、アナウンスメント及びその他のコメントは、同等のものであるものとする。特定の国が他の国よりも注目を浴びることがないものとする。
4	<u>放鳩</u> 放鳩は、大会の平和的な意図を象徴するものである。これは独創的な形態で実施できるが、オリンピックの伝統におけるその起源を明確に示すべきである。生きた動物は使用すべきではない。象徴的な放鳩は、選手の入場後であればいつ行っても良いが、オリンピック聖火台の点火の前までとする。



順序	行動
5	<u>OCOG 会長の挨拶</u> 選手が全て入場した後、IOC 会長は OCOG 会長を伴って、フィールドの公式スタンドの正面に配置された演壇まで進む。OCOG 会長は、最大 3 分間で挨拶を述べ、次のように付け加える「私は、国際オリンピック委員会会長、……氏をお招きする栄誉をえました。ご挨拶をいただくことにいたしましょう」
6	<u>IOC 会長の挨拶</u> 次に IOC 会長が、ピエール・ド・クーベルタンを引用して挨拶の言葉を述べ、さらに以下を宣言する。「私は、第……回、近代オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の開会宣言をお願いするために、……（開催国の国家元首）……をお招きする栄誉を得ました」
7	<u>大会の開会</u> 国家元首は、コメントも挨拶も省略し、以下のように大会の開会を宣言する。「私は、……（開催都市の名前）……で開催する第……回近代オリンピック競技大会（または、第……回、オリンピック冬季競技大会）の開会を宣言いたします」 バンクーバー大会の場合、「第 21 回オリンピック冬季競技大会を祝い、ここにバンクーバー大会の開会を宣言します」
8、9	<u>オリンピック旗の掲揚とオリンピック讃歌の演奏</u> 国家元首が大会の開会を宣言した後、開催国の威厳のある音楽の流れる中、水平に広げられたオリンピック旗がスタジアムに持ち込まれる。慣習的に、オリンピック旗は、観客の見守る中でスタジアムのフィールドの周囲を 1 周する。旗は入場時、公式スタンドを通過し、スタジアムの周囲へと進むべきである。慣習的に旗は 8～10 名により運ばれる。旗がフラッグポールの下に到達した後、オリンピック讃歌が演奏される中でポールの上まで掲揚される。オリンピック旗は他の旗よりも大きい（参考として 4.1×2.7 メートル）。オリンピック旗は、大会の期間を通じて閉会式が終了するまで、オリンピックスタジアムの最も目立つ位置に配置された、最も目立つフラッグポールに掲げられていなければならない。
10	<u>選手宣誓</u> オリンピック旗が掲揚された後、開催国の選手が演壇に上がる。左手でオリンピック旗の角を持ち、右手を挙げて以下の厳粛な宣誓を朗唱する。「私は、全ての選手の名において、われわれがこの大会を律するルールを尊重し、これを守り、真の意味でのスポーツマンシップにおいて、スポーツの栄光とチームの名誉のためにこのオリンピック競技大会に参加することを宣誓いたします」 （フランス語） “Au nom de tous les concurrents, je promets que nous prendrons part à ces Jeux Olympiques en respectant et suivant les règles qui les régissent, en nous engageant pour un sport sans dopage et sans drogues, dans un esprit de sportivité, pour la gloire du sport et l’honneur de nos équipes.” クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全選手が立ち会えるように取り計らうべきである。



順序	行動
11	<u>役員の宣誓</u> 選手宣誓に続いて、開催国の審判が演壇に上がり、前者と同じ要領で以下の宣誓を朗唱する。 「私は、全ての審判員および役員の名において、われわれが真の意味でのスポーツマンシップにおいて、この大会を律するルールを尊重し、これを守り、完全な公平さをもってルール通りにこのオリンピック競技大会の競技を進行させることを誓います」 (フランス語) “Au nom de tous les juges et officiels, je promets que nous remplirons nos fonctions pendant ces Jeux Olympiques en toute impartialité, en respectant et suivant les règles qui les régissent, dans un esprit de sportivité.” クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全ての役員が立ち会えるように取り計らうべきである。
12	<u>コーチの宣誓</u> 役員の宣誓に続いて、開催国のコーチが演壇に上がり、前者と同じ要領で以下の宣誓を朗唱する。 「私は、全てのコーチおよび選手の随行者の名において、われわれがオリンピズムの基本的な原則に従って、スポーツマンシップとフェアプレーの精神が完全に遵守されることに全力を尽くすことを誓います」 (フランス語) « Au nom de tous les entraîneurs et des autres membres de l'entourage des athlètes, je promets de faire respecter et de défendre pleinement l'esprit de sportivité et le fair-play selon les principes fondamentaux de l'Olympisme. » クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全てのコーチが立ち会えるように取り計らうべきである。
13	<u>オリンピック聖火の点火</u> オリンピックプロトコルの最後の要件は、オリンピック聖火台の点火である。 オリンピック聖火台は、開催都市のオリンピックスタジアム内に配置するべきである。ここが、オリンピック聖火が開会式の間点火され、閉会式の間消される場所となる。 ギリシャのオリンピアから運ばれたオリンピック聖火は、聖火ランナーたちのリレーによりスタジアムに持ち込まれる。聖火は、スタジアムへの入場後に公式スタンドを通過し、観客の見守る中を、リレーによりフィールドの外周を1周する。最終ランナーは、慣習としてオリンピック選手が担当し、聖火台の点火を行うべきである。 機械的プロセスではなく人間の手により点火される聖火台は、オリンピックスタジアムの全観客から見える位置に、また一般大衆の期待の高さのため、可能であれば大会期間中にスタジアムの外の一般市民から見える位置に置くべきである。 聖火台は、オリンピック競技大会の開会式と閉会式の主要な要素であるため、オリンピック憲章(規則 50)を遵守して、推薦や商業的な連想を排除しなければならない。 聖火は、オリンピック競技大会が終了するまで消してはならない。



閉会式のプロトコール要素の説明

本セクションでは、閉会式に関連した必須のプロトコール要素について詳述する。閉会式に関連したその他の要素は、IOC プロトコールガイドと式典に関するオリンピック競技大会ガイドに記載されている。

閉会式の言語要件

OCOG は、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3つの言語で全てのプロトコール事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の 2 つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語(英語とフランス語以外の場合)の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコール事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOC は、翻訳物の利用方法(どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど)を承認しなければならない。

オリンピックプロトコール要件、順序及び要素

オリンピックの価値を高めるために、オリンピック憲章、式典に関するオリンピック競技大会ガイド、及び IOC プロトコールガイドで参照されるように、オリンピック競技大会の開会式には必須のプロトコール要素がある。

これらのプロトコール要素の間に芸術的セグメントが挟まれる場合があるが、これらは以下の順序で行われなければならない。

順序	行動
1	<u>国家元首と IOC 会長の入場</u> 開催国の元首とその指定人が、IOC 会長と OCOG 会長とともに、公式スタンドの割り当てられたボックスから紹介され、認知される。IOC 会長はその後、国家元首とともに貴賓席に入り、公式にアナウンスされる。慣習として、これは閉会式の最初に行われる。
2	<u>国歌の演奏</u> 国家元首の紹介の後、開催国の国歌が演奏または斉唱され、同時に開催国の国旗が掲揚される。愛国的ではあるが、OCOG はこの瞬間を政治的に利用したり、敬虔な国旗の掲揚以上の意味を持たせたりしないようにすべきである。
3	<u>国旗の入場</u> 国旗の入場は、閉会式の次の要素である。選手入場の前に、全ての国旗がオリンピックスタジアムに入場する。ギリシャを先頭に、国旗は開催国の言語に従ったアルファベット順に入場する。開催国の国旗は最後に入場する。各国の選手代表が国名のプラカードのキャリアと並んで、旗を運ぶ。国名プラカードは OCOG から提供されるものとし、国名がフランス語、英語、開催国の言語の 3 言語で表記された同じサイズとする。国名プラカードのキャリアは、OCOG から指定されるものとする。国旗キャリアは演壇に隣接した、または裏側のセミサークルに旗を置き、自国の選手に加わる。



順序	行動
4	<u>選手の行進</u> 国旗の入場続く選手の行進は、プロトコールの次なる必須要素であり、オリンピックの伝統である。閉会式では、(オリンピック憲章に則り)選手はいかなる形の集団も形成せずに「一斉に」スタジアムに入場する。オリンピック競技大会では、選手は芸術プログラムの後にスタジアムに入場し、フィールドの中央に留まる。オリンピック冬季競技大会では、選手の行進は式典の最初に行われ、選手は観客内の予約された席に着座する。 行進の参加者は、旗、横断幕、小旗、カメラ、小型ビデオレコーダー、その他の、ユニフォームの一部でない目に見えるアクセサリや物を持ち込むことは禁止される。この方針を変更する場合、事前に IOC の承認が必要になる。各式典の前に注意書きが IOC から配布される。 開催国の選手団を含む全ての代表選手団は、同等に扱われるものとする。その旗、国名プラカード、入場音楽、アナウンス、その他の全てのコメントは、同等のものであるものとする。特定の国が他の国よりも注目されないものとする。
5	<u>表彰式</u> 選手の行進に続いて、表彰式はプロトコールの次なる必須要素である。IOC は、閉会式で表彰式を行う競技を決定する。この式典は、IOC の表彰式の演出とアナウンス原稿の要件に従って、設営されなければならない(詳細は、「CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照)。IOC 会長は、この場でメダルを贈呈する。
6	<u>IOC アスリート委員会の新規選出委員の紹介とボランティアの紹介</u> 表彰式に続いて、プロトコールの次なる必須要素は、IOC アスリート委員会の新たに選出された委員の紹介と、ボランティアの紹介である。この場面は中央ステージに設けられる。大会の全ボランティアを代表する限定された人数のボランティアがステージに進む。次にアスリート委員会の新規選出委員が、アナウンスメント及びビデオスクリーンによる紹介の中ステージに進み、全ボランティアの貢献を認め、感謝する意味で、大会に参加した全選手を代表してボランティアに花束を贈呈する。
7	<u>ギリシャ国歌の演奏</u> ギリシャ国歌が演奏される中、オリンピック旗の中央のポールの左側に立つポールに、ギリシャ国旗が掲げられる。
8	<u>オリンピック旗の降納</u> オリンピック讃歌が演奏される中、オリンピック旗がフラッグポールからゆっくりと降ろされ、ポールの下で厳粛に、注意を払いながら畳まれる。オリンピック讃歌の最後で、観客の注意は、旗引継ぎ式の入場に移る。
9	<u>旗引継ぎ式</u> 開催都市と次回開催都市の市長が、旗引継ぎ式のために IOC 会長とともに壇上に上る。フィールドから演壇まで、市長たちは IOC 会長と同じ道をたどる。開催都市の市長は IOC 会長にオリンピック旗を返還し、IOC 会長は次のオリンピック競技大会の開催都市の市長に同旗を渡し、託す。この旗は、次回開催都市のオリンピック競技大会の閉会式まで、後者の都市の自治体主要建物で展示しなければならない。次回オリンピック競技大会の開催国の旗が、国歌が流れる中で、オリンピック旗の右側のポールに掲げられる。



順序	行動
10	<u>次回開催都市の芸術的セグメント</u> 旗引継ぎ式に続いて、次回開催都市は大会を紹介する簡単な芸術的セグメントを上演する。芸術的セグメントは、世界の若者を大々的に勧誘し、次回大会の開催都市に結集させることに主眼を置くべきであり、主題または視覚を使った声明を補足する。次回開催都市の芸術的セグメントの上演では、現行の OCOG と将来の OCOG の緊密な協力と共同体制が欠かせない。このセグメントの要件と詳細は、式典に関するオリンピック競技大会ガイドの 2.2 章「PR イベント」に記載されている。
11	<u>OCOG 会長の挨拶</u> OCOG 会長は、選手とボランティアに感謝の意を表する 3 分以内のスピーチを行い、「私は、国際オリンピック委員会会長、……氏をお招きする栄誉をえました。ご挨拶をいただくことにいたします」との言葉で終える。
12	<u>IOC 会長の挨拶</u> OCOG 会長の挨拶に続いて、IOC 会長がオリンピック競技大会の閉会の辞を述べる。「私は、ここに、第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の閉会を告げ、伝統に従って、世界の若者にこう呼びかけるものであります。4 年後には、……（次期開催都市がまだ選定されていない場合には、都市の名前に代えて『これから選ばれる場所』という言葉を使う）……に集まろう。そしてそこで、われわれとともに第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）を開催しよう！」の言葉で締め括る。
13	<u>オリンピック聖火の納火</u> 閉会式のプロトコール要素の終了時に、荘厳なファンファーレまたは音楽が演奏され、オリンピック聖火が納火される。オリンピック聖火の正確な納火のタイミングが強調されるべきである。

表彰式のプロトコール要素の説明（「メディアプラザ」を含む）

本セクションでは、表彰式（「メディアプラザ」を含む）に関連した所要のプロトコール要素について詳述する。表彰式のプロトコールに関連したその他の要素は、IOC プロトコールガイドと式典に関するオリンピック競技大会ガイドに記載されている。

表彰式の言語要件（「メディアプラザ」を含む）

OCOG は、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3 つの言語で全てのプロトコール事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の 2 つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語（英語とフランス語以外の場合）の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコール事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOC は、翻訳物の利用方法（どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど）を承認しなければならない。

オリンピックプロトコルーメダルと花束のプレゼンター

表彰式を準備する段階で、IOC はオリンピックメダルを授与する IOC 委員のリストを決定する。このリストは、表彰式の前に変更される場合があり、全ての変更は IOC の単独の裁量に委ねられる。表彰式は、オリンピック競技大会に相応しい、伝統的で厳かな祝典である。



オリンピックプロトコール要件／オリンピックプロトコールの順序及び要素

IOC は、表彰式(個人と団体)の間のアナウンス原稿を作成する。詳細については、「CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照すること。表彰式の全てのアナウンスメントは、規範的な内容とし、IOC の承認なく変更されないものとする。

OCOG は、表彰式が威厳を持ち、オリンピックプロトコールと伝統を尊重することを確保しなければならない。表彰される選手以外は、オリンピックメダルが贈呈されるべきではなく、またオリンピック表彰台にも上るべきではない。オリンピック憲章と IOC プロトコールガイドで言及されているように、オリンピックの表彰式には所要のプロトコール要素が規定されている。

このようなプロトコール場面は、式典の間に指定された順序で行われなければならない。

順序	行動
1	<u>メダリストとプレゼンターの入場</u> 選手のエスコートは、メダリストを表彰台の裏まで先導する。金メダリストを銀メダリストと銅メダリストの間に立たせる(銀メダリストは常に金メダリストの右側に立つ)。 プレゼンターのエスコートは、IOC プレゼンター(メダル担当)と IF プレゼンター(花束担当)を各位置まで先導する。メダルと花束を運ぶトレイ持ちが入場し、位置に着く。 メダリストとプレゼンターの入場を強調する、式典音楽が演奏される。 注) 表彰式の間に流される全ての音楽は、「著作権と知的財産権」セクションで詳述した要件に従い、大会の 3 か月前までに IOC の承認が必要となる。
2	<u>プレゼンターの紹介</u> メダルと花束のプレゼンターは、IOC に指定されたとおりにアナウンスされる。名前と肩書が LED スクリーンに表示される。
3	<u>メダリストの紹介</u> メダリストは IOC に指定されたとおりにアナウンスされ、銅メダリスト、銀メダリスト、金メダリストの順に、LED スクリーンに表示される。メダリストの名前は、アナウンス全体が終了するまで拍手を遅らせるために、開催国の言語でのアナウンスメントの後に読み上げられる。
4	<u>メダルと花束の贈呈</u> 開催国の言語で名前が呼ばれた後、メダリストは表彰台に上りメダルを受け取るべきである。メダルプレゼンターは、メダルを贈呈し、その後花束のプレゼンターが花束を贈呈する。個々のアナウンス順序については、「CER 付属書 2 - 表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照すること。



順序	行動
5	<u>国旗掲揚と金メダリストの国の国歌演奏</u> オリンピックチャンピオンの国の国歌がアナウンスされる。メダリストは、国歌が演奏され、3つの同じ大きさの旗が掲揚される間、表彰台に留まる。 フラッグポールは、国歌の演奏時に、メダリストがプレゼンターまたはオリンピックファミリー席に背中を向けずに、旗を正面から見られるように配置するべきである。オリンピックチャンピオンの国旗は、銀メダリストと銅メダリストよりも高く掲揚され、後者は同じ高さとする。銀メダリストの国旗は金メダリストの国旗の左側に、銅メダリストの国旗は右側に掲揚される。 会場にフラッグポールを設置できない場合（屋内会場など）、国旗は会場の天井に取り付けられたトラピーズに掲揚される。国旗の掲揚の間にメダリストが国旗に向かい合うように、また国旗が直接視野に入るように、トラピーズの配置には十分に注意しなければならない。上記の国旗の配置に関するその他の全てのプロトコールは、フラッグポールの場合と同じである。フラッグポール／トラピーズの位置を考慮する場合、観客、放送関係者、スチール写真の視野に入る背景にも注意するべきである。 国旗の掲揚の担当者は、国旗がフラッグポールで妨害されずに、水平状態で翻るように、正しく訓練を積んでいることが強く推奨される。各 NOC の国旗と国歌が正しく使用されることを確認するために、プロトコールの専門家が NOC サービスチームと連携するべきである。 オリンピック冬季競技大会の場合、競技イベントでは花束のみが贈呈され、メダルは後でオリンピックプラザにおいて渡されるため、国旗は掲揚されず、国歌も演奏されない。これらの2つのプロトコール行動は、メダルの授与の際に実施される。
6	<u>表彰式の終了</u> オリンピックメダリストに注目を集め、観客に最後の拍手の合図を出すためのアナウンスが流される。 慣習的に金メダリストは、他のメダリストを表彰台の最上段に上らせて、勝利の写真を撮影する機会を与える。 表彰式の最後に、プレゼンターのエスコートは、舞台裏の出口までプレゼンターを先導する。選手のエスコートは、メダリストを表彰台から下ろし、通常は縦列を先導して、観衆に手を振ったりスチール写真のカメラマンの前でポーズをとったりする機会を与える。 メダリストは、その後、ミックスゾーンまでエスコートされ、ここで認定プレスによるインタビューを受ける。

チームウェルカムセレモニーのプロトコール要素の説明

各オリンピックチームは、国旗掲揚の式典で村長から選手村に迎え入れられる。式典の日取りは、選手団登録会議の間に各国の選手団団長との間で合意されるべきであるが、オリンピック競技大会の開会式の前に実施されなければならない。毎日多数の式典を催すことができる。

各 NOC は、式典で一部のチームメンバーを行進させるべきである。1度の式典で、最大4か国を迎え入れられる。NOCはこの式典に、限定された人数の役員、外交官、国内代表及び国内メディアを招待できる。



チームウェルカムセレモニーの言語要件

チームウェルカムセレモニーは、フランス語と英語で実施されなければならない。

チームウェルカムセレモニーの国歌の演奏

入村する国の国歌が演奏され(短縮版、90 秒以内の録音されたもの、オーケストラや歌手による生演奏は行わない)、国旗が掲揚される。



BRS 付属書 1

放送サービス及び施設に関する運営規定

『開催都市契約—大会運営要件』に沿って、かつ、『開催都市契約—原則』に従って、放送サービスを実施するために、大会デリバリープランに記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内に、オリンピック競技大会組織委員会(OCOG)により以下が実施されるものとする。

計画立案フェーズ

1. 放送マスタープランのタイムライン及びマイルストーン

- 放送マスタープランのタイムライン(「BRS 付属書 2 - 放送マスタープラン—タイムライン」を参照)の厳密な遵守と時間どおりの進行を確保する。これらのタイムラインとマイルストーンは、大会デリバリープランから抜粋されるものでもあり、オリンピック放送サービス(OBS)／OCOG 契約内に盛り込まれる。また OCOG-OBS 大会期間中タイムラインとの統合も確保する。

2. 会場計画策定プロセス

- 手順、会議、ワークショップ及び放送関連の調査を含む、会場計画策定プロセスを、OBS との全面的な協議及び調整の下で、放送ファンクショナルエリア(FA)を通じて管理する。
- 国際放送センター(IBC)と会場の全てのオリジナルコンピューター支援設計(CAD)ソースファイル(英語)を、OBS に開示する。これらの CAD ファイルには、OBS とライセンスホルダー(放送権者)(RHB)の、大会の放送のための様々なインフラ要件が詳細に記されるものとする。
- 全ての放送関連の施設と会場のオーバーレイを、OBS から提供される情報、仕様及び指針に基づき設計する。これらの設計は、暫定版と最終版を含めて、実施の前に OBS により承認され、署名されるものとする。
- IBC、放送コンパウンド、アナウンス位置、カメラプラットフォーム、倉庫及びケータリング施設の建設と内部レイアウトに関して、安全衛生関連の規制についての情報を提供する。OCOG は、適切な準備を保証するために、計画立案フェーズに OBS と RHB にこのような情報を提供する責任を負うものとする(必要なパーティション、必須の専用トイレなど)。安全衛生体制は、全会場を通じて一貫性を持たせるべきである。

3. 会場運営計画策定

- 期限内に提供される、方針と手順を含む会場運営計画策定に対しては、OCOG の様々な FA と協力して一貫したアプローチを採る。
- 放送関連の全ての会場運営プロセス、手順及び会議を OBS と全面的に協議した上で管理し、関連する決定を事前承認のために OBS に提出する。

4. OBS との競技スケジュールの策定

- 競技スケジュールの詳細と策定を、OBS 及び関連 FA と調整する。



5. OBS と RHB の会場アクセス

- 計画立案フェーズの間に OBS と RHB の職員と車両に会場へのアクセスを許可する、標準手順を規定する。

6. 放送事業者会議／報告会

- RHB との報告会／会議に参加する。ここで OCOG と OBS は、大会の計画を更新し、OBS からの要求に応じて関連情報を提供する。

7. 技術情報／サービスの提供

- 結果、データ及び計時、実況席情報システム(CIS)、遠隔 CIS、リアルタイムデータシステム(RTDS)、オリンピックデータフィード(ODF)、グラフィカル視覚拡張要素及びその他の技術情報／サービスの提供が、OBS の仕様に準拠することを確保する。結果、データ及び計時プロセスは、テレビのグラフィックインターフェイスの信頼性を高めるために、OBS と統合されるものとする。

8. 保険契約

- 「FIN 付属書 1 - OCOG の保険に関する規定」に規定されているとおりに保険を調達する。

運営フェーズの施設及びサービス—国際放送センター(IBC)／山岳放送センター(MBC)

9. 建物／会場の収容能力

- 競技会場に近く、また公共サービス(交通機関、宿泊施設、レストランなど)にアクセスしやすい場所に、簡単に改修できる既存の展示センター型の施設、新規建造物または大型の建物(倉庫など)を提供する。建物の周囲に、最低 10 m の通路スペースを設けるべきである。
- かかる建物(新規建設または既存のもの)の案を、事前の承認のために OBS に提出し、建物が OBS の IBC に準拠すること及びオリンピック冬季競技大会の場合は周辺エリアを含めて山岳放送センター(MBC)建物仕様に準拠することを確保する。

10. IBC/MBC 要件

- 以下を確保し、提供する。
 - 放送業務用の一般的な空調／暖房
 - ドメスティック／テクニカルパワーの利用
 - 既存の床スペース—レベリングと勾配(コンクリートとカーペット)
 - 清掃／管理サービス
 - 廃棄物コンテナと廃棄物の除去
 - メディア向けの利用者負担の 24 時間飲食サービス
 - 床から天井の最も低い設備までの高さを、最低 9 メートル開ける。サービスは、暖房、換気及び空調(HVAC)ダクト、ケーブルトレイならびにその他の突出構造要素を含む。
 - 夏季—総面積約 75,000 m²、正味スペース 55,000 m²以上で、完全にクリーンな、放送施設の取付設備に合わせた使いやすい形状
 - 冬季—総面積約 43,000 m²、正味スペース 35,000 m²以上で、クリーンで、放送施設の取付設備に合わせた使いやすい形状



- MBC／二次放送センター(オリンピック冬季競技大会の場合)—総面積約 9,000 m²、最低正味スペース 5,000 m²以上で、クリーンで、放送施設の取付設備に合わせた使いやすい形状
- 総面積は、OBS と RHB の放送施設の取付設備と、人の通路、福利厚生設備などのために必要な共用エリアを含む
- 上記の要件の詳細は、以下の規定に記載されている。

11. 所有、引渡し及びサービス

- 施設を完全に所有し、OBS に引き渡して、フィットアウト(取付け)とオーバーレイに十分に時間をかけられるようにする。この引渡しの時期は施設の種類によるが、最低でもオリンピック競技大会の 12 か月前まで及びオリンピック冬季競技大会の 9 か月前よりも遅くならないべきである。
- MBC が、オリンピック冬季競技大会の 3 か月前までに利用可能になることを確保する。これよりも遅れる場合は、IOC から書面で承認を受けるものとする。この施設は、IOC と IPC が別途合意する場合を除き、パラリンピック競技大会の IBC と MBC にも使用されるべきである。
- パラリンピック競技大会の閉会式当日から、撤収と改修のための最低期間が設けられることを確保する。
 - オリンピック競技大会の場合、最低 2 か月半の期間
 - オリンピック冬季競技大会の場合、最低 1 か月半の期間
- RHB が必要に応じて自社の設備と施設を撤去した後、IBC と MBC の解体に続いて、建物が大会前の状態で返還されることを確保する。

12. OCOG の施設とサービス

- IBC と MBC 内に、公共サービスとその他の電気通信室や電源室などのエリアを含めた、OCOG 提供の施設とサービス専用のスペースを設ける。OCOG は、これらのエリアを指定し、OBS が全体の施設を正しく計画できるように明確な仕様を提示するものとする。
- 建物内のスペース計画の最終承認のために、建物の全ての建築図面と設置図面を OBS に提出する。

13. コンパウンド／サテライトファーム

- IBC と MBC のメインビルディングに近接する場所に、コンパウンド運営／サテライトファームのためのスペースをサテライト領域へのアクセスが妨げられないように設け、以下の供給を確保する。
 - テクニカル及びドメスティックパワー、バックアップ(ツインパックと UPS)、配電
 - コンパウンド／サテライトファームから IBC 及び MBC の内部までの異なるルートのケーブル経路及び安全な地上ケーブル経路の敷設(ケーブル橋やケーブルトレイなど)
 - 二重フェンス、トイレ、夜間業務用の照明など、放送コンパウンドと類似する仕様
 - 放送コンパウンドと類似するキャビン及び仮施設設
 - 夏季—最低 6,000 m²
 - 冬季—最低 4,000 m²
 - MBC(オリンピック冬季競技大会のみ)—最低 1000 m²



14. 積み降ろしドック

- 建物内または隣接する場所に、必要なトラック集結エリア及び配送(大会前)とサービス(大会前／大会中／取外し)のための積み降ろしドックとなるスペースを確保する。
- 優先的な設置／撤去を確保するために、大会前／大会中／取外しの間の特定のドックの OBS による管理を保証する。

15. OBS モータープール

- IBC/MBC 建物の内部または隣接した箇所に、駐車施設を設営し、付近にオフィススペースを設ける(適切なオフィスが利用できない場合はキャビンを使用)。
- オリンピアド競技大会の OBS モータープールの仕様
 - － 総面積—1500m²～2000m²
 - － バス駐車区画—3
 - － 乗用車駐車区画—75/90
 - － フロントデスクキャビン—20 m²
 - － 運転手キャビン—120 m²
 - － 発車係キャビン—80 m²
 - － トイレキャビン—最低 24m²または開催都市の規制に準拠(男女別)
 - － フェンスと夜間操業のための照明
- オリンピック冬季競技大会の OBS モータープールの仕様
 - － 総面積—1000 m²～1500 m²
 - － バス駐車区画—2
 - － 乗用車駐車区画—60/80
 - － フロントデスクキャビン—20 m²
 - － 運転手キャビン—80 m²
 - － 発車係キャビン—60 m²
 - － トイレキャビン—最低 24m²または開催都市の規制に準拠(男女別)
 - － フェンスと夜間操業のための照明

16. ロジスティックスサービス

- 建設期間、搬入、大会中及び搬出の期間中、OBSとRHBに完全なロジスティックスサービスを提供する。これらのロジスティックスサービスは、管理、職員、資材運搬機器(MHE)／サービス車両(フォークリフト、小型配送車両、パレットジャッキ及びシザーリフト、ゴルフバギーなど)及び荷車運搬を含めるものとする。
- 建物の仕上げ前／保護エリアに、荷物の積み降ろし場所に適切にアクセスでき、設備用箱、木箱などを保管できるサイト内スペース(フィットアウト(取付け)のための正味スペース要件に加えて)を確保する。このスペースには、所要の電力と照明が設備されるものとする。

17. 駐車施設及び降車エリア

- IBC 及び MBC 建物の内部または隣接する場所に(エントランスから 250 m 以内)、OBSとRHB専用の駐車施設を設置する(「ACR 付属書 1 - オリンピック競技大会のアクレディテーションー詳細仕様」の規定された P5 駐車コード)。個々のスペースの最低数は、以下のとおりとする。



- － 夏季—800 区画
 - － 冬季—600 区画
 - － MBC(オリンピック冬季競技大会のみ)—150 区画
- IBC メインエントランス付近の便利な場所に(エントランスから 50 m 以内)、設備と職員が簡単に通行できる電子的ニュース取材(ENG)の降車エリアを設ける。
 - 駐車エリア及び ENG 降車ポイントの使用開始日と最終収容能力を、OBS と合意する。

18. IBC/MBC セキュリティとアクセスコントロール

- 以下を確保し、実施する。
 - － 24 時間の現地セキュリティ(コンパウンド/サテライトファーム、ゲストパスオフィス、駐車エリア、その他の IBC の一部と見なされるエリアを含む)。
 - － フェンス/境界管理。車両と歩行者のための合意された数のゲートとドアを含む。フェンスはケーブル経路としてケーブルを支持できるべきである。
 - － 全てのアクセスポイントの監視。
 - － 全ての IBC 及び MBC(オリンピック冬季競技大会のみ)メインエントランスと、IBC と MBC の一部と見なされる全てのエリアへのアクセスコントロール。必要な設備とアクセスコントロール器具を伴う。
 - － 資産保護。
 - － 内部ローミング/コントロールポイント。
- セキュリティサービス/アクセスコントロールは、OBS のフィットアウト(取付け)作業の開始前の OBS への引渡しの日から、取付設備の撤去及び OBS による建物の返還まで利用できるものとする。
- IBC と MBC の個々のスペースに対する RHB からの追加のセキュリティ要件は、OBS により調整されるものとする。これは RHB の単独の費用負担となる。
- IBC と MBC の個々のスペースに対する追加のアクセスコントロール要件は、OBS とは別に調整されるものとする。これは RHB の単独の費用負担となる。

19. 清掃業務

- 以下を確保し、実施する。
 - － 各エリアの使用前の念入りな清掃と、使用後の定期清掃、共用エリア(ロビー、階段、廊下、エレベーターなど)及び私用領域(OBS と RHB のスペース)のごみ収集と掃除機がけ。
 - － 所要の全ての廃棄及びリサイクルコンテナ(食品廃棄を含む)と、全ての放送エリアのごみ箱。
 - － 取り壊しまでの全フェーズを通じた、OBS と RHB 設備で発生する全ての廃棄物(包装材廃棄物、プラスチック結束テープ、木製パレット、ケーブルなど)の毎日の除去。
 - － 建物外部の全てのトイレと全ての放送エリア(サテライトファーム、モータープール、TV 塔/スタジオ、ゲストパスオフィス、仮設トイレ、ステージエリアなど)の定期清掃。
 - － オリンピック冬季競技大会の場合、OCOG は、キャビンの屋根と IBC の外部の仮設建物を含む、車両及び歩行者エリアと通路の除雪サービスを実施するものとする。



20. HVAC

- 建設／整備フェーズから解体まで、建物全体の快適な作業環境を維持する HVAC システムを導入する。HVAC システムは、水冷器、空気処理ユニット、排気ファン、減音装置、防火ダンパー、仕上げ済みスペースの格子・レジスター、RHBとOBSの全エリアをカバーする高所の水平方向のダクト、配管ならびにコントロール及び監視システムを含むものとする。
- 空気処理ユニット(AHU)、冷却器、ポンプの N+1 の冗長性を維持する。
- 相対湿度を 40%から 50%の間で制御する湿度コントロールを確保する。
- 必要な場合、水平のダクトシステムを縦方向に拡張する工事のための、アクセス手段を確保する。
- HVAC システムが、建物の共用エリアと、天井付／無の全ての OBS と RHB エリアにサービスが可能で、温度を 19～23℃に維持し、35 dB(a)未満で稼働する十分なものであることを確保する。必要であれば、OBSはHVACのダクトを縦方向に拡張し、フィットアウト(取付け)エリアの特定の箇所に到達できるようにする。このような縦方向の拡張は、フィットアウトに組み込まれる。IBC の建物の一部として提供される横方向のダクトは、狭い間隔で均等に取り付けられた栓を使って、縦方向の拡張に対応するものとする。
- 整備のためにスペースを OBS に引き渡す前、建物内部の以下の騒音レベルを保証する(騒音の発生源を問わず、補助発電機の騒音を考慮に入れる)。
 - － 以下の条件で測定した場合、35 dB(a)、50 dBC、NR-30 の 3 つの最大騒音レベル要件を全て同時に満たす。
 - － 整備作業が実施できる空のスペース内の、空のエリア全体に分散した測定箇所から発する
 - － スペースがフィットアウトフェーズへの移行が可能である状態で、大会要件に従って AC が完全に稼働する場合
 - － 必要に応じて、OBS で建物の HVAC システムを増補及び補完できる
 - － 共用暖房と空調及び必要に応じて補助システムの給電及びバックアップ(ツインパック)の供給

21. 防火サービスと非常口

- 地域の条例に従って、防火インフラが完備されていることを確保する(火災／煙検知、消火器、緊急アナウンスシステムなど)。
- OBS との協議の上、地域の規制に準拠した統合的な火災重大緊急事態戦略を策定する。この戦略は、フィットアウト(取付け)エリアの設計前に利用可能にされるものとする。
- 建設フェーズから解体まで、防火サービスが提供され、大会時にはこれが拡張され、24時間現地に消防隊が待機し、増幅パネル内蔵の火災検知パネルが中央に配置される。建物にスプリンクラーシステムを、要求される場合は乾式システムを配備するものとする。低層用の設備がなされた部屋に、低層用のスプリンクラーシステムは付けるべきではない。
- 意図された用途(放送)の特殊な性質により、OBS が建設したスペースが規定と相違する場合、消防局と調整する。

22. 障がい者施設

- 最上位の国際基準及び規定に適合し、適用される全ての法律と規制に完全に準拠した、障がい者施設(トイレ、アクセス(スロープ)、エレベーターなど)を提供する。



23. 放送用途と運営のための配電

- HVAC 電力を含めた、OBSとRHBの放送用途と運営に要求される全ての負荷に対応した、全ての電力と配電を提供する。かかる電力は、完全な冗長性を備えた系統から供給されるものとする(多様な配線と automatic sub-second transfer switching を持つ、地理的に独立した変電所からの中電圧主電力及び同期バックアップ電力など)。
- HVAC 電力を含む、上述した放送負荷の全電力はスタンバイツインパック発電機によってローカルでバックアップされることを確保する。発電機と相互接続開閉器は、商用電力の自動及び手動同期接続と遮断に対応し、構成されるものとする。全ての中電圧及び低電圧変圧器は、N+1 または N-1 の冗長性で利用できるものとする。全ての技術配電にバイパス可能な絶縁変圧器が要求される。
- OBSとRHBが使う電力は、OBSが規定する仕様に従って、OCOGから提供された複数のデマケーションパネルを経由して、戦略的に配置された電源室から送電する。電源室の位置とデマケーションパネルの構成に関する仕様は、OBSから指定されるものとする。
- OBS 技術エリアに、無停電電源(UPS)を設置する。
- IBC 全体に通常要求され、また前回の大会の経験に基づき、最低でも合計 25 MW の電力を確保する。
- 建物全体の電力負荷とは関係なく、オリンピック競技大会の要求に従い、RHB と OBS への配電として最低 15 MW が、オリンピック冬季競技大会では 9 MW が利用できることを確保する。前記の数字以外に、HVAC とドメスティックパワー負荷のその他の一般的なサービスに要求される電力が計算され、OCOG から供給される必要がある。
- OBS の決定に従い、バックアップ発電機の操作手順が導入されることを確保する。
- MBC(オリンピック冬季競技大会のみ)の給電と送電が、IBC と同じ原則に従い、ただし規模に応じて調整し、設計、実装及び稼働されることを確保する。

24. ケーブル経路とインフラ

- OCOG が提供するサービス(情報技術、通信、CATV、MPC のメイン記者会見室へのケーブル経路など)を敷設するための、ケーブルとケーブル経路の全てのインフラを構築する。
- OBS の指定に従い、目的に合った二次送電系統の提供を確保する。
- OBS の全般的な調整及び承認の下、必要なケーブル経路の設計、インフラ及び敷設を提供する。



25. 一般通信仕様

- DOS を通じた RHB 向けの所要の一般通信サービスを、利用者の費用負担で提供する。
- 適切なシステム、すなわち屋内アンテナシステムまたは同等品を使用して、IBC 内で携帯電話と業務用無線のサービスエリアを確保する。

26. 放送用通信光ファイバー

- OBS が放送通信ネットワークを確立し、競技会場と非競技会場の間に必要な、全ての光ファイバーを提供する。
- 専用ファイバーケーブルとして、デマケーションポイントに光ファイバーを配線する。各会場のデマケーションポイントは、OBS により特定され、OCOG から提供されるものとする。
- OBS から提示される技術及び運用仕様に完全に準拠して、光ファイバーを敷設し、終端させ、試験を実施し、利用可能にする。OBS への委譲後に障害が発生した場合、保守と修理を実施する。
- 各会場から最低でも 2 組の、地理的に完全に独立した完全に冗長性のある光ファイバーケーブルにアクセスでき、これらは発信元から目的地までの間の、異なる複数ルートの地下導管内に敷設される。各会場と IBC/MBC の間及び IBC と MBC の間の接続には、発信元から目的地まで全く異なる場所の経路に沿った、最低でも 2 組の地理的に独立した冗長性のあるケーブルが使用される。放送通信ネットワークの一部として使用される個々のファイバーストランドは、パッチではなく溶着を使用し、国際的な電気通信慣例に従い地下導管内に敷設される。

27. 情報技術要件

- 共用エリア、全ての OBS 施設及び全てのオフィスエリアの全ての技術設備(コンピューター、プリンター、コピー機、CIS、複合機)を、設置、操作及び保守を含めて提供する。

28. 大会のルック／標識

- 大会のルックに従い、内部の流れのマップ、部屋名称などを含めて、外部及び内部の大会のルック要素を提供する。
- 他の会場とルックの量、サイズ、品質が似た、OBS が指定する特定の OBS/RHB ルック要素を組み入れた OCOG 会場として、IBC が扱われることを確保する。
- ルックは、OBS の要件に基づく、OBS オフィススペース、RHB スタジオ、定期報告会室、IBC ロビーなどの必要な塗装を含むことを確保する。
- ルック／標識が IBC のソフトオープンの前、または開会式の 1 か月前のいずれか早い方の前に全面的に完成していることを確保する。
- IBC(該当する場合はオリンピックパーク周囲を含める)とゲストパスオフィスを示す標識は、適切な内容で、各種のクライアントの流れとアクセスポイント(歩行者及び車両)を想定していなければならない。
- OBS が OBS 固有の大会のルックの開発を決定している場合、制作は OBS の費用で行われる。OCOG はその制作と適用に責任を持つ。



29. 家具・什器・備品

- OBS の仕様とその全オフィスと技術エリアの詳細な要件に従って、共用の通路エリア、休憩エリア、レストラン、OCOG 提供のエリアならびに全ての OBS オフィス及び技術エリアに全ての FF&E を提供する。
- DOS を通じて(利用者負担で)FF&E を RHB が利用できるようにする。

30. ゲストパスオフィスの要件

- IBC のエントランスにできるだけ近い場所に、ゲストパスオフィスとして機能するテントまたはオフィススペースを設ける。複数のゲストパスオフィスが必要となる場合(複数のエントランスがある場合)、追加施設(テント、スペースなど)が要求される。これらのエリアは、アクレディテーション所持者と非所持者及び車両アクセス・駐車許可証(VAPP)のない車両が簡単にアクセスできるものとする(車いすアクセス用のスロープを含む)。
- オフィスに家具と通信機器、電源、照明、空調、暖房、電話、ファックス、標識、インターネットアクセス及びローカルネットワークなどを適切に設備するための、施設、インフラ及び技術を提供する。

31. フードサービス施設

- プランニングフェーズとオペレーションフェーズの間に、IBC の建物(放送)、フードコート(プレスと放送)、単品メニューレストランに、コーヒースタンドを含む、必要な全てのフードサービスを提供する。
 - OBS への建物引渡し当日から、早期飲食サービスが利用可能となるべきであり、放送事業者の人数に応じて徐々に増やすものとする。
 - 大会後は、オフィスの閉鎖までの間、利用者数に応じて飲食サービスを徐々に減らすべきである。
- 毎日消費する飲食物を IBC と MBC に持ち込む権利が RHB に与えられることを確保する。RHB はまた、専用のケータリングを選択し、自費で食料を IBC の専用スペースに持ち込む権利が与えられる。
- フードサービスプランを承認のために OBS に提出する。

32. IBC の OBS 専用カフェテリア

- OBS 専用カフェテリアに対して、主電源盤、基礎構築 HVAC、厨房の換気と排気、要求に応じた水道及び排水場所、建設工事用照明及び建設工事用電源を含む、厨房と食事エリアの全ての電気機械インフラを提供する。

33. ビル管理システムの統合

- 建物とそのサービスの全ての保守と施設管理を実施する。これには機械的(IBC エリアの詳細な環境条件を含む)、電氣的(系統電力状況とバックアップ電力状況と運用を含む)及び配管システムなどの監視と管理のための総合ビル管理システム(BMS)の利用が含まれる。



34. 照明

- フィットアウト(取付け)期間の開始以降、共用エリアの照明と、フィットアウト(取付け)作業のために確保された全てのエリア、建物サービスエリア及び IBC コンパウンド／サテライトファームエリアと駐車施設の全般的な頭上照明を提供する。天井のないエリアは OCOG の全般照明でカバーする。全般照明は 400 ルクス以上であるべきである。

35. 配管

- トイレ、厨房ならびに IBC の全ての休憩エリア、サテライトファーム及びモータープールなど、その他の水を使用する可能性のある場所に、給水管及び汚水／排水管を設置する。

36. 移動可能施設

- 電力、暖房、空調(19～23℃)などを完備したキャビン、トレーラー、構造物及びパーティションを提供する。
- コンパウンド／サテライトファーム内及び IBC と MBC の周囲エリアに、コンパウンド／サテライトファーム、モータープールの運営を管理するためのオフィス施設を提供し、OBS と RHB の予備オフィス施設を設置する。

37. IBC と MBC の共通施設及びサービス

- 特に以下を含む共通施設及びサービスを提供する。
 - － 銀行サービス、ATM
 - － ビジネスセンター
 - － 通関業者
 - － インフォメーションデスク。オリンピック競技大会関連情報及び一般情報を提供
 - － 医療サービス(医師及び看護師)、応急処置、救急車の待機
 - － 新聞売店
 - － ファックス／コピー機器
 - － 発送及び受取サービス
 - － 雑貨及び土産物店
 - － 技術サポート
 - － 電気通信サポート
 - － 交通インフォメーションデスク
 - － 旅行代理店
 - － 郵便及び宅配サービス
 - － 写真サービス
 - － 薬局
 - － レストラン／バー
 - － 言語サービス
 - － クリーニングサービス
 - － OCOG レートカードオフィス
 - － コーヒーショップ
 - － スーパーマーケット
 - － その他
- 上記の施設及びサービスの業務の開始及び各レートが OBS により承認されることを確保する。最低サービス水準は、施設に入場が予定される RHB の人数に基づくものとし、必要に応じて調整措置を講じる。
- IBC (及び冬季競技大会では MBC) と MPC の共通のサービス水準について、OBS とプレス FA 間の合意を得る。



38. CATV

- IBC と MBC (オリンピック冬季競技大会のみ) の全ての共用エリアとその他の要求されるエリアに、CATV 配信インフラ、要求される機器、モニター及び設備を提供する。

39. デイリーブリーフィング

- OBS が放送事業者との毎日の報告会を開くための十分なスペース、家具、演壇及び音響／視覚設備を提供する。
- 大会前及び大会期間中に、毎日の報告会に出席し、最新情報を提供する。

運営フェーズ—会場(競技及び非競技)

40. 放送コンパウンドスペース

- OBS の技術施設及び合理的な範囲内で RHB のユニラテラル制作車両を収容する放送コンパウンドが、各会場に備わっていることを確保する。かかるコンパウンドは、前回の大会のレベルと同等のサービスと施設を提供するべきであり、特に以下の機能を持つべきである。
 - 必要な電源の提供。バックアップ機器(ツインパック発電機と UPS)とその他の施設とサービスを含む。
 - フィールドオブプレイ(FOP)に最大限近接したコンパウンドスペース。フェンスで蔽い、放送用モバイルユニット、トレーラー、発電機、ケータリング及びその他の大会の放送に必要な設備の収容が可能なスペース。
 - コンパウンドは、会場の全体のバックオブハウス(BOH)エリア内の、会場内のカメラ配備エリアに近接して、またそれらの場所に最短距離で簡単にアクセスできるように設置するべきである。
 - コンパウンド内のスペースは、適切な歩行者通路と車両通路が確保されるように、十分に区分けするべきである(しっかりと、平坦な、適切な排水と舗装された固い表面を持つ)。
 - ユニットとその他の設備は、コンパウンドへの出し入れが簡単であるものとする。
 - 業務車両は、コンパウンドエリアに 24 時間アクセス可能とする。
 - 会場に応じて、コンパウンドの面積は、2,000 m²~10,000 m²の間とする(注意:コンパウンドエリアが複数の会場で共用される場合、面積を拡張できる)。
- コンパウンドスペースに関するその他の OBS の要件には、以下が含まれる。
 - OBS のテクニカル車両と制作車両及びその他の技術設備。会場にあるユニラテラルの制作設備に全てのビデオと音声を整合させるテクニカルオペレーションセンター(TOC)を含む。
 - RHB のモバイルテクニカル及び制作車両とオフィストレーラー
 - OBS オフィススペース
 - 飲食物
 - 倉庫
 - 発電機
 - トイレ(一部は車いす対応のバリアフリー)
 - 冬季—暖房設備
 - トイレの数(率)は男女とも地域の法律の要求に従う
 - 適切なフェンス
 - 照明
 - 落雷保護
 - セキュリティ/24 時間アクセスコントロール
 - 衛生設備(下水、雑排水、ケータリングとトイレのための上水接続)



- くず入れとごみの除去
- 必要に応じて除雪
- OBS の特定のニーズによる要求に応じて、選択した会場に二次コンパウンドが必要になる場合がある(オリンピック競技大会の場合はマラソン、競歩、自転車競技ロードレースの外部レース会場、オリンピック冬季競技大会の場合はアルペン及びノルディック会場)。

41. コンテナ／キャビン／トレーラー／テントの提供

- オフィス、技術施設、ケータリング施設(ダイニングと厨房)及び倉庫として、コンテナ／キャビン／トレーラー／テントを提供する。必要なキャビンの最低数は、会場とその規模にもよるが、会場あたり 8 基である。
- OB バン(中継車)を悪天候から保護するためのカバーを提供する。
- OBS の要件に従って、空調と暖房を提供する。

42. 家具・什器・備品

- 全ての OBS オフィス、会議室、ダイニング、プリンター及びコピー機ならびにコンピューターを含む技術エリアに FF&E を装備する。
- DOS を通じて RHB が FF&E を利用できるようにする(利用者の費用負担)。

43. 実況放送制御室(CCR)

- 実況席に近接または隣接して、必要な FF&E を備えた部屋、コンテナまたはキャビンを確認し、各会場の CCR として使用する。これらの施設は、安全かつ密閉された、防音処理が施されているものとする。
- 所要の電力(全ての放送負荷のための同じ配電からの、バックアップを備えたドメスティックパワー、テクニカルパワーそして UPS)、照明、暖房、空調(19～23℃)、テレコムデマケーションポイントを CCR に備える。CCR の大きさは会場に応じて 30～110 m²とする。

44. 放送情報オフィス(BIO)

- 実況席に近接して(多くの場合 CCR の隣)、BIO として使用する部屋、コンテナ、キャビンまたはテントを提供する。BIO は、安全でフェンスで囲まれるべきであり、電力、照明、暖房、空調、FF&E、CIS、サイネージ及び INFO を要求するものとする。
- BIO の大きさは、会場に応じて 30～110 m²とする。

45. テクニカルパワー及びドメスティックパワー

- 以下を確保し、供給する。
 - テクニカルパワーとドメスティックパワー。100%負荷の完全バックアップ発電機(ツインパック)使用、また重要設備(OB バン、TOC、CCR)用 UPS、安全アース、(ノイズカット用)フィルター付きテクニカルパワー、会場境界内または会場境界外でその会場のライブテレビ放映に使用される場合の共通のテクニカルアース。
 - OBS で要求及び指定される全ての放送分野用電力、遮断パネル、配電盤、コンセントなどへの統合配電。
 - バックアップ発電機(ツインパック)の燃料、補給、使用費用を提供する。



- コンパウンドエリア全体及び会場内で露出するその他の放送設備の落雷防止。
- 以下を確保し、供給する。
 - テクニカルパワー—最大限の信頼性を要求する全ての放送業務に供給(制作及び技術施設、機器ラック、フラッシュ装置、ロボットカメラ、アップリンク設備、CCR など)。
 - ドメスティックパワー—コンテナ／トレーラー／キャビンのオフィスの空調、ユーティリティ照明、暖房、ケータリング(厨房・ダイニング設備)、売店及び様々な付随サービスに使用される。
 - ケータリング用ドメスティックパワーコネクター。OBS との間で合意され、全ての会場に一貫して配備。
- 特に電力は以下の施設に要求される。
 - コンパウンド
 - カメラプラットフォーム／ポジション
 - CCR
 - 実況席
 - BIO
 - ミックスゾーン
 - 臨時プレゼンテーションポジション
 - アナウンス席
 - データ及び計時ハブ
 - RF 受信ポイント
 - 特殊カメラ及びロボットカメラ
 - ビューティカメラポジション

46. 施設及び駐車スペースの要件

- OBS と RHB 十分な駐車スペースを確保する。これらは以下に準拠し、OBS により管理され、割り当てられる。
 - 駐車施設は、会場／コンパウンドに最大限近接(メディア入口から 250 m 以内)するものとする。(供給された車両に対する適切な付加的アクセス用具(VAPP)が必要)
 - 駐車エリアは、会場の規模と場所に応じて、50～300 区画とする。駐車場は、会場のメディア入口までの距離に基づき、セキュリティ境界の外部または内部のいずれにあってもよい。
- 会場の大きさまたはクラス分けに従って、各会場に電子的ニュース取材(ENG)降車ポイントを定義し、配置する。
- 会場のメディア入口に近い便利な場所に(メディア入口のセキュリティラインから 50 m 以内、機器と職員を車から降ろすために簡単にアクセスできる場所)ENG 降車エリアを配置する。
- セキュリティラインと会場のメディア入口の間の距離が長い場合、会場のメディア入口の正面のセキュリティラインの内側に、第 2 の ENG 降車ポイントを設けるべきである。ENG 車両の到着と降車は、車両検査エリア(VSA)とセキュリティを通過して初めて許可される。



47. 暖房及び空調

- OBS が特定する全ての放送エリアに、当該エリアを 22～24℃に調整するために、暖房と空調設備を提供する。
- オリンピック冬季競技大会の実況席に暖房を提供する。

48. 清掃

- 以下を確保し、実施する。
 - － コンパウンド内の全ての放送オフィス、キャビン、仮設テント、技術室、廃棄物コンテナ、トイレ設備を毎日清掃。
 - － 放送コンパウンド内の合意された場所に、必要とされる全ての廃棄物及びリサイクルコンテナ(生ごみを含む)とごみ箱を設置。
 - － 解体までの全てのフェーズを通じて、OBS と RHB の設備から全ての廃棄物(梱包材、ケーブルなどを含む)を毎日収集。
 - － 放送コンパウンドの外側の全てのトイレと全ての放送エリア、BIO、CCR、実況席、ミックスゾーン、カメラプラットフォーム及び二次コンパウンドなどを定期的に清掃。
 - － オリンピック冬季競技大会の場合、OCOG は、コンテナ／トレーラーの屋根、カメラポジション／プラットフォーム、ミックスゾーンを含む、車両及び歩行者エリアと通行路の除雪サービスを実施。

49. 会場のセキュリティとアクセスコントロール

- 以下を確保し、実施する。
 - － 放送コンパウンドの 24 時間のサイトセキュリティ。
 - － 車両と歩行者の合意された数のゲートとドアを含むフェンス設置／境界線コントロール。フェンスは、ケーブル経路としてケーブルを支持できるべきである。
 - － 全てのアクセスポイントの監視。
 - － 会場内の全ての放送エリアのアクセスコントロール(コンパウンド、実況席、CCR、BIO、ミックスゾーン、インタビューエリア、カメラポジション／プラットフォーム)。高重要イベント開催時の会場の適切なアクセスコントロールを含む。
 - － 資産保護。
 - － 会場全体及びコース沿い(マラソン、競歩など)の全ての放送施設を含む、内部ローミング／コントロールポイント。
- OCOG セキュリティ計画に従い、会場の使用開始からサービスが始まり、全ての OBS エリアでの搬出まで継続することを確保する。

50. 照明

- 各競技会場に、テレビ及び写真撮影用に最高品質の照明を提供する。「BRS 付属書 3—照明に関する規定」に記載された詳細な仕様に準拠するものとする(オリンピックとオリンピック冬季競技大会のいずれにも適用)。

51. ケーブルインフラ

- OBS の仕様と承認に従った、ポール、ブリッジ、ダクト、導管、フック、フェンス、メッセンジャー、トレイ、TOC と大都市圏ファイバーネットワークをつなぐ地下の多様な導管、トラフ、配管、埋設管、コアボーリング、保護、保守などを含む全ての放送ケーブルインフラを提供し、また全ての放送エリア(コンパウンド、オフィス、カメラプラットフォーム／位置、マイクロフォンエリアなど)に設置する。



- OBS の大会開催時の会場の事前配線のタイムラインで指定される期日まで、すなわち大会の 6 か月前までに、ケーブルインフラが完備されることを確保する。
- 山岳会場については、ケーブル敷設を夏季に行う必要がある場合がある。

52. 配線業務

- CIS、INFO、グラフィック、データ／タイミング、電話、CATV などの所要のケーブルを敷設する。

53. 飲料サービス

- 放送コンパウンド、実況席、CCR 及び BIO に飲料サービス(ソフトドリンク、水及びコーヒー)を提供する。

54. 情報技術業務

- 制作／技術施設、オフィス、実況席、CCR 及び BIO を含む OBS 放送エリアに、CIS と INFO 及び個別のプリンターを提供する。
- 会場の規模に応じた数の端末(実況席の CIS を除き、CIS と INFO にそれぞれ 10～30 台)を提供する。

55. OBS エリアへのオリンピックデータフィード送信

- OBS の仕様に従って、OBS エリアにオリンピックデータフィード(ODF)を送信する。テレビのグラフィックインターフェイスを提供する目的で、このフィードは OBS が指定するモバイルユニットまたはその他のエリアに送信されるものとする。このサービスは、異なる複数の冗長性をもって提供されるものとする。

56. 電気通信デバイスとサービス

- 大会開催中の通信(地上通信線、モバイル、双方向無線)に必要とされる場合、長距離電話を含む所要の電気通信デバイスとサービスを提供する。会場内及び OCOG スタッフとの通信用に、会場運営オフィスに地上通信線、主要な会場マネジメント職員に携帯電話、また OBS スタッフにデジタルとアナログの双方向無線を供給する。

57. OBS エリアへの構内放送フィード送信

- 構内放送フィードを OBS エリアに送信し、構内放送システムをテレビ音声に統合する。このシステムは、実況席、放送適用範囲(アナウンス席を含む)またはミックスゾーンを妨害しないように均衡が図られ、適切に区分されるものとする。

58. メディアインタビュー室

- 競技後のインタビュー／記者会見を開くための、テレビ用照明、音響設備(通訳／マイクロホンフィード)と放送プラットフォームを完備した、OCOG が管理する正式なインタビューエリアを設ける。

59. コメンタリーポジション(実況席)

- 大会前にその適切な設営とテストの実施ができるように、「BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン」に従って建設された実況席を提供する。
- 各会場に設置された実況席が、FOP を最適に見渡せること、また CCR に簡単にアクセスできることを確保する。オリンピック競技大会の屋外の席は、日光と雨が防護され、オリンピック冬



- 季競技大会の場合は、密閉された空間とする。
- グレアなどを防ぐために、必要に応じて保護デバイスを用意する。
 - 実況席に以下が設備、構築及び保守されることを確保する。
 - － テーブル 1 台と椅子 3 脚
 - － 該当する場合は UPS 内蔵の CIS 端子
 - － 該当する場合は卓上電気スタンド
 - － CIS、ランプ、TV モニターなどの電気コンセント
 - － 印刷物の配布
 - － 飲料サービス
 - － 廃棄物回収と一般的な清掃
 - － 電話(要求がある場合)
 - － OCOG 提供の全サービスの配線
 - 以下の大きさの実況席が、以下のように配置されることを確保する。
 - － 2 m×2 m(オリンピック冬季競技大会の屋外会場を除き、OBS が別途指定しなければ全実況席について)
 - － 2.0 m×2.5 m(オリンピック冬季競技大会の屋外会場について)
 - － 実況席は、キャビン内の密閉空間の音響的に断絶されたブースとしなければならない。オリンピックアード競技大会のセーリング及びゴルフ会場でも、キャビンが要求される場合がある。
 - － 実況席は、透明なプレキシガラスまたはプラスチックスクリーンで他の実況席と分離される。
 - － 特定の実況席は、カメラを備え、スペースの追加を要求できる。
 - － 隣接する実況席を統合して、形状／サイズをカスタマイズすることが可能である。
 - － 1 名または 2 名に、1 区画の実況席を割り当てる。

60. 放送事業者用席

- 実況席に隣接した位置に放送事業者用席を確保し、競技中に RHB がコメンテーターに働きかけ、または補助する機会を提供する。

61. カメラポジション／プラットフォーム

- 視界が良く、放送事業者専用に確保された OBS/RHB カメラ用の場所及びインフラ／建造物を提供する。そのために、建造物と座席の撤去が要求される場合がある。通常要求されるサイズは、1 区画あたり 1.8 m×1.8 m。専用のユニラテラルカメラポジションに給電が必要となる。
- カメラポジションは、会場内、コース沿いまたは会場外(ビューティカメラ、RF 受信ポイント)のいずれでもよい。
- 特殊カメラ(レール、ケーブル、垂直)設置のためのインフラを、支持構造、固定点及び策具を含めて提供する。
- 最大限の高さが必要な特定のポジションでは、タワー、シザーリフト、起重機、クレーンなどを提供する。地質工学調査と全ての必要な許可書及び承認が、OCOG によって提供されることを確保する。
- 所要のプラットフォームが安定で、OBS の仕様に従って構築され、振動がなく、仮設スタンドから分離せず、所要の安全レールを備えていることを確保する。OBS カメラプラットフォームは、独立し、RHB カメラプラットフォームと物理的に離れているものとする。



62. ミックスゾーン

- 選手がメディアと「交流」し、インタビューを実施するインタビューエリアを会場に設ける。このエリアは、FOP に直接隣接した場所に設置し、会場の背景が設置されるものとする。テレビ照明用の電源と大会のルックの柵が要求される。
- 個々の放送事業者、放送とプレス、及び放送／プレスを選手から隔離するための柵／仕切りを設置する。ミックスゾーンの柵／仕切りは、モジュール式にするべきであり、推奨される大きさは、高さ 1.1 m×長さ 1 m である。これらの柵は、大会のルックで装飾されるべきである。サッカー会場など、ロールアウトミックスゾーンのある場所では、柵／仕切りは折り畳み式のベルトタイプの柵とするべきである。
- 全ての予約されたポジション及び FOP 内のミックスゾーンに照明を設置する。詳細については、「BRS 付属書 3—照明に関する規定」を参照されたい。
- 特定の会場で競技を観戦できない放送事業者用に、OBS によって定義された十分な数の CATV フィード用テレビモニターを用意する。
 - テレビモニターは、晴天時に視聴できるように日除けを、雨天時用に雨除けを必要とする。
- オリンピック冬季競技大会の場合、RHB が重量のある機器を運搬する間に雪／氷で滑らないように、床にラバーマットを敷く。

63. アナウンス／プレゼンテーションポジション／スタジオ

- 各会場の実況エリアに直に隣接し、FOP が見渡せる位置に、予約可能な立ったままでのプレゼンテーション／インタビューポジションエリアを確保する。これは、オリンピックプレゼンテーションポジション (OPP) と呼ばれ、照明と電源が要求され、通常は 2 m×4 m である。
- RHB がコメンテーターのプレゼンテーションを行う場合に使用するエリアを確保する。これらのアナウンスポジションは通常、普通のものよりも大型のカメラプラットフォーム型の構造物、あるいはスタジオへの転換が可能な既存の特別室を必要とする。
- 適切な照明と電源が配置されたポジションが、正面特別観覧席の背後の実況席キャビン(冬季の屋外の場合)の上部に配置され、適宜、既存の独立して立っている特別室を使用する。これらのポジションは通常、それぞれ 4 m×4 m である。

64. 情報の配信

- 印刷した競技結果及びその他の情報資料を、OBS の定義した会場内の放送エリア(コンパウンド、実況席の近くのエリア、BIO など)に配布する。

65. 水道、下水、排水

- 放送コンパウンド内の合意された場所(通常は厨房のテントの側面の外側)に、飲料水の配達及び水道、適切な廃水・下水回収及び排水路を提供する。
- コンパウンド内の全てのトイレ、OBS と RHB のケータリング施設に、全会場の継手に共通の、一貫したタイプの接続を提供する。



66. 物流サービス／支援車両

- 機器の搬入／搬出、移動及びテレビ放映用に専用のサービス車両(4 輪駆動ピックアップトラック、カーゴバン、スノーキャット、スノーモービル、四輪ゲーター、ゴルフカート、OBS が定義する各種タイプのクワッド、ATV など)を提供する。設置と配線に追加のシザーリフト、起重機などが要求されるものとする。また OCOG は、限定数が OBS 専用となる資材運搬機器(MHE)及び会場への放送配信の物流サービスを提供するものとする。
- 開催都市内と周囲、全ての会場とサイトでの燃料補給場所へのアクセスと、対応する物流サービスを提供する。

67. 標識

- コンパウンド、オフィス、実況席、オブザーバー席、ミックスゾーン、プラットフォーム、アナウンス席、実況コントロール室、放送情報オフィス、臨時プレゼンテーションポジションなどを含む、全ての放送エリアに、道案内、識別及び交通標識を設置する。

68. ヘリポート

- オリンピアード競技大会の場合、セーリング会場の近くにヘリパッド 1 箇所、屋外レースコース(マラソン、競歩、自転車競技ロードレースなど)の近接した場所にヘリパッド 2 箇所、オリンピックパークにヘリポート 1 箇所を設ける。その他に、OBS は OBS の固定翼機用に、空港駐機場を要求することができる。
- オリンピック冬季競技大会の場合、山岳クラスターにヘリパッド 1 箇所、IBC／倉庫付近にヘリパッド 1 箇所を設ける。
 - － これらの施設は、設営及び競技の間の機器・用具の移動が 24 時間できるように要求される。また OCOG は、IBC/MBC のヘリコプターの着陸エリアの利用可能性を確保するものとする。

69. 大会のルック

- 各会場のルックを、放送を考慮してデザインする(特に、ルックを配置する場合、ルック要素を必要とするアナウンス席と ComCam ポジションが考慮されるべきである)。
- OBS と緊密に調整し、大会のルックを提供する。

70. スポーツプレゼンテーションの要件

- 放送の要件を考慮して、劇場照明の使用が会場の計画策定に盛り込まれ、OBS と RHB との間で調整されることを確保する。
- 「BRS 付属書 2 - 放送マスタープランータイムライン」に従って照明プランを OBS に提出し、照明の仕様の完全な詳細については「BRS 付属書 3 - 照明に関する規定」を参照する。



運営フェーズ—その他の施設とサービス

71. 倉庫／屋外作業施設

- OBS が設備を保管、組立、テスト及び設営するためと、物品を送送及び受領するための倉庫／屋外作業施設を提供する。これらの施設は、内部と外部にスペースを設け、以下の仕様を遵守するべきである。
 - 電気に関する問題、配管、建物保守、IT、MHE などを支援するために全期間にわたって施設で提供される全てのサービスに対して、保守規定が実施されるものとする。
 - 独立した直接のアクセス経路があり、OBS の要件（積み降ろし、駐車スペース）に従った積み降ろしドックと屋外ヤードを備え、また会場と IBC の中央に位置するスペースを共用 OCOG 施設内に確保する。
 - 倉庫及び屋外作業施設（保管エリア、オフィス、ワークショップエリア、休憩エリアのダイニング設備、更衣室、適切なトイレを含む）としての設計及び整備が可能な、天井の高い壁のない広いオープンスペースのある倉庫として設計する。
 - 通常の作業レベル（18～23℃）の HVAC を含む通常のユーティリティとサービス及び湿度制御を備え、様々な高感度の放送設備を適切に保管する。
 - 夏季最小サイズ—15,000～20,000 m²／冬季—7,500～12,000 m²。
 - 最低でも、「クリーンサイト」条件を遵守するために OCOG が要求するレベルまでセキュリティ（アクセスコントロールと資産保護）を完備する。エリア全体の CCTV 監視カメラや 24 時間体制でのガードマンのパトロールなどを含み、OBS 資産の保護を目的に OBS から要求される場合、増強する。
- この施設に対する追加の要件には、以下のようなものがある。
 - テクニカル及びドメスティックパワーと配電（バックアップ発電機と UPS を含む）
 - 倉庫の棚とラック
 - 照明
 - 境界のフェンス
 - 倉庫内の各種エリアを区切る屋内可動フェンス
 - 全てのオフィスと技術エリアに必要な応じて石膏ボード
 - サービス車両（フォークリフト、シザーリフト、トラック、ゴルフカートなど）
 - 要求される全ての FF&E
 - 要求される電気通信（電話、インターネット、放送通信のサービス、利用及び設備、すなわち、ビデオファイバー、Wi-Fi、ケーブル配線）など
 - 清掃サービス、廃棄物管理及びリサイクルを建物の使用開始時から各レベルで提供
 - 駐車場と保管コンテナ用の屋外有効スペース
- 最終工事図面に基づき、建設の完了後に施設の完全なリスク評価を実施し、適用可能な規制と現地の法律に従って、全ての許可が取得されていることを確保する。
- 建物の設備に、適用される規制で必要とされる、また OBS から伝達される要件（標識、緊急時非常口、消火—消火器のみなど）に従った、全ての安全衛生要素が含まれていることを確保する。
- OBS のスケジュールに従い、また OBS から規定される詳細な要件に基づき、施設を提供する。



72. アクレディテーション

- 大会前、大会期間中及び大会後(移行期間を含む)に、アクセスコントロール下にある会場に職員と車両がアクセスするのに必要なアクレディテーション、補助デバイス(需要の高いイベント等でのそれらの提供含む)、その他のアクセスパスと機器を、「ACR 付属書 1—オリンピック競技大会のアクレディテーション—詳細仕様」の定義に従って提供する(OBS から指定される付加的用具の数、タイプ、仕様の要求に基づく)。以下の要素を遵守するものとする。
 - RT のアクレディテーションを持った RHB の場合、RHB のための全てのアクレディテーション、数及びカテゴリーは OBS と調整されるものとし、合計数は過去の大会と RHB 契約に基づくものとする。
 - 計画策定を目的として、OCOG には OBS の要件を含めずにオリンピック競技大会では最低 13,000 の RHB アクレディテーション、オリンピック冬季競技大会では最低 8,000 が割り当てられるものとする。
 - コントラクター、サプライヤー、運転手などを含めたライツホルダーの職員のアクレディテーションは、RT 割当に含まれるものとする。
- ホスト放送局
 - OBS スタッフは、コード「HB」の下で認定されるものとする。計画策定を目的として、サポートスタッフを含む十分な数のアクレディテーションが確保されるものとする。

73. 輸送

- 「BRS 付属書 4 - 輸送メディア表」と、本文書内の輸送に関する要件に従って、メディア輸送を提供する。

74. OBS 輸送サービス

- OBS が専用使用する直接及び直行専用輸送サービス(DDS)により、宿泊施設から会場及びIBCまでOBS職員を輸送する。このサービスのレベルは、過去の大会を下回らず(あるいは一貫性を保ち)、いかなる場合も、OBSの制作要件に適切に対応するべきである。DDSシステムは、メディア輸送システムに代わるものと見なすことはできない。このシステムは、OBSの要件に基づき開発されるものとする。OCOG 輸送 FA は、これらのサービスを提供する場合の固有の方針について、OBSと調整し、合意するものとする。以下に方針の一部を示す。
 - 競技日のサービスのスケジュールリング—各シフトの開始時に 2 便(宿泊施設から会場及びIBC)、各シフトの終了時に 2 便(会場またはIBCから宿泊施設)。
 - 非競技日のサービスのスケジュールリング—宿泊施設から会場及びIBCまで 1 便、会場及びIBCから宿泊施設まで 1 便がOBSクルー作業スケジュールに従って提供される。
 - 全ての日でスケジュールが変更される可能性があり、サービス時間の延長が要求される可能性がある。このような場合、OCOGは柔軟に対応し、OBSと協議して要求されるサービス制約要因に合わせるようにするものとする。
- DDS サービスに合意された台数の臨時バスを提供する。これらのバスは、要求があれば、式典と出入国サービスに利用することができる。DDS 運行日は、メディア輸送システムの運航日(-14 日/+3 日)に従うものとする。
- メディア輸送主要サービスレベル合意書(PSLA)及び詳細サービスレベル合意書(DSLA)と同じ期限で、OCOGにより別途DDSサービスレベル合意書が作成されるものとする。



75. OBS 割当車両

- 円滑な運営を可能にする専用の車両を複数台 OBS に提供する。車両のタイプと台数は OCOG と OBS の間で合意されることになるが、過去の大会での規定と一貫性を維持すべきである。
- 見積／予定車両台数を以下の表にまとめている。

オリンピック競技大会	275～325 台
オリンピック冬季競技大会	150～200 台
パラリンピック競技大会	約 70～80 台
パラリンピック冬季競技大会	約 30～40 台

- 前回の大会の規定に基づいて、IBC、ENG 及び ACT(全会場及び練習会場)の主要 3 カテゴリーに割り当てられる、OBS と RHB への配布用の VAPP を作成し、OBS に提供する。式典、実施、コンパウンドへのアクセスなどに必要な追加の特定の VAPP が生じる場合がある。

76. 運営許可証／ライセンス

- 会場と IBC の全ての労働、建設、設置(仮設を含む)及び占有許可証を提供する(衛生関連とフードサービスに必要な全ての関連する許可証を含む)。

77. 労働許可証／ビザ

- 遅くとも大会の 1 年前から大会終了後 1 年以上の期間、優先的及び簡易的に発行される、RHB と OBS の計画策定及び大会期間中の職員の労働許可証とビザの承認を援助する(開催都市契約(HCC)の要件に従う)。
- 関連当局と調整し、ア krediyteshon 保有者に対する開催国の労働法及び規制の適用が、オリンピック職務の特定のニーズと要件に従った遂行の間の、かかる保有者による業務を阻止または妨害しないことの保証を得る。
- 海外の放送会社が、オリンピック ID 兼 AD カード(OIAC)の有効期間の経過後に、開催国の課税法の意味の範囲内で国内に永続的な機関を設立せずに、現地職員を雇用できることを保証する。

78. 大会チケット計画

- OBS の大会チケット計画を利用できるようにし、OBS にチケットの発注の権利を与える。



79. 放送事業者の制作チームと OBS の部屋

- 放送事業者の制作チームを含むメディアのために、オリンピック競技大会は 18,500 室、オリンピック冬季競技大会は 12,500 室の利用を確保する。
- この割当内で、OBS スタッフの宿泊先として以下を提供する。
 - － 夏季—4,000～4,500 室のシングルルームと(一続きの)プライベート浴室付き
 - － 冬季—2,500～3,000 室のシングルルームと(一続きの)プライベート浴室付き

80. TV スタジオの建物

- RHB の複数の中規模スタジオ(50～100 m² など)を収容する、完全な構築されたの運用可能な施設を提供し、以下の事項の遵守を確保する。
 - － かかる施設の設計は OBS の提示する仕様に基づくものとし、最終的な設計と場所は建設前に OBS によって承認される。
 - － RHB のスタジオの数は 20 を超えるべきではない。全てのスタジオで適切な視界が得られ、エレベーターと資材リフト機器が提供されている場合、多層階の構造も許可されるものとする。
 - － TV スタジオの建物は、フェンスで囲まれたバックオブハウスエリア(コンパウンド)を配備し、屋内会場と類似する水準のセキュリティ及びアクセス性が確保されるものとする。
 - － 会場／コンパウンドの OBS の基準に沿って、電源と HVAC が供給されるものとする。OCOG はまた、標準的なコンパウンドの運営サービス(清掃、管理人など)を提供するものとする。
 - － TV スタジオの建物は、個々のスタジオを同等に見渡せる複数の中継場所を、建物の近くに、または建物内の一部を使って設営するものとする。またバックオブハウスは共用されるものとする。中継位置は、キャノピーと照明及び電源以外に物を置かないものとする。
 - － TV スタジオの建物は、オリンピックまたは開催都市の関心の対象となる領域を遮られずに見渡せる位置に建設されるべきである。IBC の近くもしくは隣、オリンピックパーク内または開催都市を象徴するエリアを見渡せる場所が望ましい。

81. 記念メダル及び証明書

- 以下の個数の記念メダルと証明書を配布する。伝統的に大会の記念品として、メディアと OBS スタッフ全員に配布される。
 - － 夏季—約 20,000
 - － 冬季—約 12,000

82. 周波数調整

- カメラ、マイクロホン、空地通信、マイクロ波、衛星、一般的な双方向通信の大会期間中の周波数割当と調整に関して、関連当局と計画及び調整する。
- 大会の最新技術による放送を目的に、適切な周波数帯及び所要の周波数が利用可能になることを保証する。
- OBS の無線周波数の要求に対応し、OBS と RHB の要求が適切に管理されるようにする。

83. 音楽著作権のクリアランス

- 国際テレビラジオ(ITVR)信号の一部として使用される音楽の、著作権のクリアランスを実施する。かかるクリアランスは、RHB が自国の領域でクリアランスを管理できるように、タイムリーに実施されるものとする。



84. グラフィックスの基準マニュアル及び要素

- 様々な OCOG のグラフィック仕様及び要件を収録したマニュアルを、OBS が規定する部数だけ配布する。

85. ベンダー認定プログラム

- 必要に応じて、OBS、RHB、及び RHB のベンダーのベンダー認定プログラム(VCP)の利用を確保する。

86. 会場リハーサル

- 会場のリハーサルの間に、全システムの完全なテストを実施する。
- 全ての会場の全テストのドレスリハーサルの日程について、計画立案フェーズに OBS 及び他の全てのステークホルダーと合意する。

87. 開会式と閉会式のメディアガイド

- 開会式と閉会式の前日に開かれる、IBC の毎日の報告会に十分な数のメディアガイドを配布する。

88. 開催都市と共同開催都市の撮影方針及び手順

- 開催都市と共同開催都市で OBS と RHB が撮影する場合の、一般的な撮影方針と要求される一般ライセンスまたはライセンスを取得する手順を、見直しと承認のために OBS に提出する。これは州、地域、特定の個人の所有地のライセンス及び駐車合意の支援を含むものとする。

89. 撮影アクセス

- 主要フェーズ及び大会の実施に関連した要素、すなわち式典のリハーサル、メダルの製造、特定の計画策定会議を含むがこれらに限定されないものの撮影時に、OBS のカメラの立入を許可する。



BRS 付属書 2

放送マスタープラン—タイムライン

計画立案フェーズのタイムライン—主要提出物／マイルストーン

	責任		
	IOC	OCOG	OBS
7 年前—HCC が IOC 及び OCOG と契約	○	○	
6 年前—OBS と OCOG の最初の契約		○	○
• OBS が OCOG の総合計画を見直す—IBC の承認、会場と資源の最適化 G-72		○	○
• IBC (MMC) 実施の最初の報告会 G-72			

5 年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OBS が、放送通信、IBC 建設会社、家具を含む DOS (パート A—OBS) に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム／クルー、技術設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を開始 G-60		○	○
• OCOG 暫定 IBC 計画バージョン 1.0 (基本放送要件を盛り込む) G-54		○	
• OCOG と OBS が契約に合意 G-54		○	○
• OCOG と OBS が正式な調整構造／手順に関して OBS と合意 G-54		○	○



計画立案フェーズのスケジュール—主要提出物／マイルストーン(続き)

4 年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OCOG 暫定会場計画 Version 1.0(基本方法要件を盛り込む) G-48		○	
• OBS が、放送通信、IBC 建設会社、家具を含む DOS(パート A-OBS)に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム／クルー、技術設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を続行 G-48		○	○
• OCOG/OBS CAD 改訂手順に合意、実施 G-48		○	○
• OBS が、最初の会場調査及び見直しを実施 G-48		○	○
• OBS が、最初の予算を準備 G-45			○
• 最初の会場調査報告書を OBS が作成、OCOG が確認 G-44		○	○
• OBS 暫定制作計画を実施 G-44			○
• 認定席ワーキンググループを設置、認定席のブロック計画を配布 G-42	○	○	○
• 第 1 回世界放送事業者説明会(WBB)の準備。WBB の 8 週間前までに、OBS 及び OCOG 提出物として以下の項目を開発し、取り込まなければならない G-38		○	○
• 最初の詳細会場計画。コンパウンドの場所／規模、実況席、ミックスゾーン、多角的なカメラポジション G-38		○	○
• 最初の IBC 計画 G-38		○	○
• ロジスティックス、宿泊、ア krediyteeshon、輸送の導入 G-38		○	
• 技術－IT(CIS、INFO、RF)と電気通信 G-38		○	
• 最初の電力、照明計画 G-38		○	○
• その他の一般情報 G-38		○	○



計画立案フェーズのスケジュール—主要提出物／マイルストーン(続き)

3 年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OBS が、第 1 回世界放送事業者説明会(3 年前)を実施 G-36			○
• OBS が、RHB とのユニラテラル会議及び調査を開始 G-36		○	○
• OCOG が、ディレクトリーオブサービスの各パートの準備／開発を目的に、ソース／価格情報を収集(パート A の要素、パート B の全て) OCOG が、ディレクトリーオブサービスの必要な情報を供給 G-36		○	
• テレコムビデオ伝送—要件を承認 G-36		○	○
• 第 1 回競技スケジュールの草案(競技日程スケジュール、メダル) G-33	○	○	○
• OBS/RHB が、最初の配宿要件を最終決定 G-30		○	○
• 総会、競技スケジュールが起草され、見直しのため IOC 事務局、OBS 及び IF に提出される G-30	○	○	○
• 提案された数とレイアウトの IOC の原則的合意を取得 G-27	○		
• OBS が、放送通信、IBC 建設会社、家具を含むディレクトリーオブサービス(パート A—OBS)に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム／クルー、技術設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を最終調整 G-28			○
• 第 1 回世界放送事業者会議(WBM1)の準備。WBM の 8 週間前までに、OBS と OCOG の提出物として以下の項目が策定され、組み入れられなければならない G-26		○	○
• コンパウンド、実況席、ミックスゾーン、カメラポジション及びケーブル経路の会場計画(詳細な CAD／オーバーレイを含む) G-30		○	○
• レートカード、パート A (OBS+OCOG) G-28、パート B (OCOG) G-26		○	○
• IBC 計画(冬季は MBC) G-26		○	○
• 詳細ロジスティック計画(宿泊、ア kreditation、輸送) G-26		○	
• IT (CIS、INFO)、電気通信、RF 帯域割当及び管理計画 G-26		○	
• 電力システム設計(IBC 及び会場) G-26		○	○
• 照明計画 G-26		○	○
• その他の一般情報 G-26		○	○



計画立案フェーズのスケジュール—主要提出物／マイルストーン(続き)

2 年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OBS が第 1 回世界放送事業者会議(WBM1)を実施 G-24			○
• 開会式、初期コンセプト G-24		○	
• ピクトグラム最終デザイン(G-24)、LOG のパントン色見本と草案を含む		○	
• サービスレベル合意書(TMとDDS)—OCOG が、協議／見直しのために PSLA 草案を IOC/OBS に提出(DDS PSLA は OBS にのみ提出)(G-24)		○	
• 競技イベントスケジュールの最終決定、IOC 及び当該 FA に開示 G-20	○	○	○
• サービスレベル合意書(TMとDDS)—OCOG が PSLA 最終案を IOC に提出(DDS PSLA は OBS にのみ提出)(G-18)		○	
• FOP を含む大会のルックの最終デザイン G-18		○	○
• OCOG メディア輸送ガイドと OBS 直行専用計画の策定 G-18		○	○
• ヘリコプター飛行空域に関する航空規則と要件 G-18		○	
• 倉庫を OBS に提供、オリンピック競技大会の場合は G-16、オリンピック冬季競技大会の場合は G-9		○	
• OBS と RHB が配宿要件を確認及び確保 G-16		○	○
• 詳細な競技活動スケジュール(DCAS)の最初の草案の作成 G-16	○	○	
• 放送事業者最終ユニラテラル要件を OBS に提出 G-15			○
• 最終会場運営方針及び手順 G-15		○	○
• 最終放送大会時タイムライン G-14		○	○



計画立案フェーズのスケジュール—主要提出物／マイルストーン(続き)

1 年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• サービスレベル合意書(TMとDDS)—OCOG が議論と見直しのために DSLA 草案を IOC/OBS に提出(DDS の DSLA は OBS に提出) (G-12)		○	
• OBS が最終ユニラテラル放送要件を OCOG に提出 G-12		○	○
• OCOG が、式典の暫定台本を OBS に提出 G-12		○	
• 最終世界放送事業者会議(WBM2) G-12			○
• OBS が、IBC のフィットアウト(取付け)工事を開始 G-12			○
• OCOG アクレディテーション、ゾーニングプランを最終決定 G-12		○	
• OCOG 補助デバイスによるアクセスコントロール計画を最終決定 G-10	○	○	○
• 最終スポーツプレゼンテーション原稿と進行順序 G-12		○	

G-9 か月(最終期限)	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OCOG が OBS の IBC 専用オフィスへの移行に関連した IBC の特定のサービス(HVAC、電力など)を提供 G-9		○	○
• テレコムビデオ送信—ソリューションの実施 G-9		○	○
• サービスレベル合意書(TMとDDS)—OCOG が最終 DSLA を IOC に提出(DDS の DSLA は OBS に提出) (G-8)		○	
• 大会期間中の技術、施設及びサービス提出物の監視作業部会の設置。全ての関連構成組織(OBS、ATOS ORIGIN、OMEGA、OCOG テクノロジー、建設及びオーバーレイ部)が同作業部会に含まれる	○	○	○



放送大会期間中スケジュール

合意されたスケジュールに従って、全ての項目が会場運営フェーズを通じて会場で実施、設置及び機能しているものとする。

大会期間中スケジュール—OCOG 主要提出物	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• 最終認定席の IOC による承認 G-6	○		
• 最終詳細競技活動スケジュール (DCAS) の完成 G-6	○	○	
• 全ての有効な許可証とライセンスによる会場の独占的利用 (RF を含む)		○	
• コンパウンドと会場セキュリティ、アクセスコントロール、フェンス設置		○	
• プレケーブル経路とその他のケーブル経路の利用可能化		○	
• ドメスティックパワー及びテクニカルパワーの給電開始		○	
• シェード、厨房、ダイニングテント、トイレなどを含む、会場仮設建物の設置／運営 (TOC、オフィス、CCR、BIO、実況席)		○	
• 端末／その他の機器を含む、会場 IT (音声+データ、CIS、INFO) 設置／可用化		○	
• 会場のごみ収集／管理人サービス (冬季は除雪)		○	
• 会場のカメラプラットフォームの構築、給電及び可用化		○	
• 会場 PA、結果／計時のフィード、FOP 照明、MZ 照明+LOG の設置／準備		○	
• メディア輸送と放送駐車場の利用可能化		○	

遅くとも大会の開始の 8 週間前から(オリンピック冬季競技大会の場合はそれよりも早く)大会期間中を通して継続して、全ての項目が会場運営フェーズを通じて会場レベルで実施、設置及び機能していなければならない。

大会期間中のスケジュール—OBS の主要提出物	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• IBC 業務開始 (冬季は MBC)		○	
• 大会期間中の飲食サービスが IBC で開始 (G-50 日)		○	
• 全ての IBC 共用施設及びサービスを提供・運営 (G-1 か月)		○	
• 会場配線 (OBS と RHB)		○	○
• 会場での TOC の設置とテスト		○	○
• 会場での技術機器の設置			○
• RHB の資材搬入			○
• OBS モバイルユニットが会場に到着			○
• OBS クレーの配備			○
• リハーサル		○	○



BRS 付属書 3

照明に関する規定

一般事項

各競技会場の照明は、テレビ報道及び写真撮影に適した最高品質でなければならない。

以下の情報は、特定の一般的な放送照明要件を概説したに過ぎない。(オリンピック競技大会に要求される性質の)ハイエンドな放送の背景の技術と科学、またハイエンドなスポーツ競技の実施においても、継続的な進化が起こっている。このため、実際のイベントが開催される数年前の、その時点で最高のテレビ放送に適した照明に基づいて、あらゆる正確な要件を完全に反映させることはほぼ不可能ということになる。しかし、高品質の照明が非常に重要な意味を持つことには変わりなく、このために、最高品質によるオリンピック競技大会の生中継を確実に行うことができる。OCOG は OBS と緊密に協力し、各競技会場で、テレビ中継及び写真撮影に適した最高品質の照明が維持されるように、あらゆる必要な手段を講じるべきである。提供された仕様はガイドラインまたは保証された最低条件として使用されるべきであるが、最終的な目的はオリンピック競技大会の最高レベルのテレビ放映であることに変わりはない。

OBS は、生放送のカメラリハーサルまたは OBS 照明ディレクターから要求される適切な機会に、現場の照明の最終的な変更を指示及び承認する権利を有する。

照明の技術仕様と配置は、特定のスポーツ競技会と会場により変わり、IF、OBS、プレスオペレーション(写真カメラマン)との協議により決定される。より詳細な要件が OBS から OCOG に提供され、本文書の一般情報よりも優先される上位要件となる。テストイベントの結果、詳細な照明調査、また OCOG によって更なる情報が提供された後など、いくつかの要件の改訂が必要となる場合がある。

一部の競技、イベント及び式典に要求される追加的な劇場照明は、OBS との完全な合意が必要になる。

照明の設計においては、撮影される競技と、スポーツ活動を妨害することのないテレビ制作及び写真撮影のための望ましい効果を考慮しなければならない。

会場に人工光と自然光が混在する場合、色温度を合わせるために特別な注意を払わなければならない。

全ての屋内会場は、ブラックアウトが要求され、自然光が会場内に一切入らないようにするものとする。

これらの要件と仕様は、FOP、競技が実施または開始、一時的に中断もしくは終了する全てのエリア全般(選手の入場及び退場経路(スタートハウス、キスアンドクライなど)、FOP 周囲のランオフエリアなど)、観客エリア、ミックスゾーン、臨時プレゼンテーションポジション、メダル式典エリア、会場控室及び記者会見室/エリアに適用される。

OBS 仕様に適合した会場照明の設計は、適切な放送用照明計画を適切に策定するための最初の出発点となる。これらの設計は、OBS に提出されることが重要である。設置及び試験の後、大会時生放送 OBS カメラテストが実施され、放送用照明が最終的な確認が行われる。



FOP の照明

- FOP の照明は、テレビスタジオ環境と同様の仕様とするべきである。
- FOP は、競技が実施される全てのエリアを含む。テレビの照明を目的とした場合、FOP は OCOG により定義されるエリアから拡大される場合がある。一般に、FOP の照明範囲は、公式に記録される競技エリアの 1 m または 2 m 外側まで拡大される。
- この仕様は、OBS と RHB の製作要件を含む。これらは過去のオリンピック競技大会のテレビ放送の実施における膨大な経験、IF の照明要件と仕様及び照明とテレビ放送の照明の専門知識のある他の組織 (IESNA、CIE、EBU など) から伝えられる。
- 全ての照明性能基準は、オリンピック競技大会中の最低基準となる。
- 照明は、オリンピック競技大会の競技スケジュールを通じて変更されないものとする。OCOG または照明デザイナーまたは他の第三者によるいかなる種類の調整も許可されない。
- 光源—全ての電灯 (電球) は、[相関]色温度 (Tk) が 5600K、CIE 演色性 (CRI) Ra が ≥ 90 とし、低消費電力電灯が奨励される。
- 設計計算と測定—照明レベル (鉛直面照度) は FOP の 1.5 m 上部で計算され、照明レベル (水平面照度) は FOP 表面で計算される。全て 2 m グリッドで計算／測定される。
- 最低照度 (照明レベル)—FOP の任意の箇所の最低照明レベル (鉛直面照度) は、メインカメラ方向で 1,600 ルクス以上、FOP の側面の 4 方向で 1,200 ルクス以上とする。SSM 及び HSSM カメラ方向の最低鉛直面照度は、均一性を損ねずに約 2,000 ルクスとするべきである。特定の競技は、1,800 ルクスのエリアで、最低照度を上げる必要がある。これらは期限までに OBS から OCOG に伝達される。
- 高精度テレビは、FOP 表面及びカメラに対して実質的に鉛直な面全体で、均一性の高い照明を要求する。
- 最大と最低の比は 1.5:1 を超えない。
- 平均水平と平均鉛直の比は 2:1 を超えない。
- FOP と観客エリアの最低鉛直比は 4:1。
- 全光源で均一の色温度 (5600K など)。
- 全光源で演色性が 90 超。
- 変動係数 (CV) は 0.13~0.15。
- 一様勾配 (UG) は 1.5~2。
- 被写体と背景のコントラストを最適化した良いモデリング。跳躍する選手の場合、FOP と関連する全ての要件、その照明設計は、跳躍する選手の身体を含めたものとして検討されるべきである。



- レンズのフレアとグレア—照明機器は、氷や磨かれた床からカメラへの直接のグレアや反射グレア(「スキップライト」)をなくし、雪からカメラへの反射グレアが最小限に抑えられるように配置されるものとする。設計上のグレア定格、GR はカメラに対して 40 以下とする。
- 磨かれたまたは氷の FOP の反射—照明器具 (FOP とカメラショット内の他の照明) は、メインカメラを基準に、反射した画像が氷板または磨いた床に映らないように配置されるものとする。FOP 以外の照明は適切にスクリーニングするべきである。
- 固定カメラが、照明器具の水平回転角の左右 25° の水平線で形成された区画に入り、
 - 照明器具を通る水平面とカメラのレンズの垂直角が 25° 未満、または
 - 照明器具の角度が 40° 未満である場合、電灯の発光領域がカメラの視野から遮断されるように、グレア制御器具を組み込んだ照明器具を使用するか、後付けする、あるいはバンドア、ルーバーまたは類似する承認される器具を取り付ける。
- 屋内と屋外の全ての会場の FOP の照明には、演色性 (CRI) が 90 を超え、最低 600 フレーム毎秒の、スーパースローモーション用フリッカーフリーまたは「タングステン型」の技術が義務的となる。通常、全てのスポーツ用品用の電子安定器またはその他の高速電源システム、LED 照明または同等の代替ソリューションの使用で可能となる。
- 照明のバックアップ—停電の発生時、OBS は照明の 50% のバックアップを OCOG に要求する。OBS はさらに、50% の均一の配電を要求する。
- 照明のオペレーション—競技の開始の 2 時間半前から、現場の競技用照明が完全に使用可能になり、競技の 2 時間後まで、完全な稼働状態を維持する。

照明器具と照準のロジック

- 照明器具 (投光照明) の垂直回転角 (下から鉛直方向) は、65° 以下とする。
- 最低 3 方向から FOP の任意の地点に照明が到達するべきである。
- 照明器具と FOP 全体の任意の地点との間にクリアパスを設ける。光路を遮る構造あるいは物体 (旗、横断幕、ビデオスクリーンなど) が存在しないようにする。

FOP 外部の TV 放送エリアの照明

- 各会場に最低要件として、大幅に柔軟性をもって最終調整が行えるような、照明制御設定を最低 2 つ (異なる区画に対応) 備えるべきである。FOP は最初の区画、通常は最初の 20 列が、これらの独立した制御区画の 2 番目の区画となる。
- 観客エリア—最初の 12 列のカメラ方向の平均照度は、FOP の 25% 以上かつ 30% 以下とし、12 列目以降は最終列の最低 10% まで照度を均一に低減する。
- ランオフエリア (FOP の周囲)—FOP の外部またはコラールまたは FOP 周囲の照明レベルは、均一に減光するものとする。
- 国旗、プロトコール、メダリストの国旗—旗は照明が当てられるものとする。



- スタートハウス、フィニッシュエリア、選手 FOP エントランス／ウォームアップエリア、キスアンドクライ、ヒートボックス、リーダーボックス、コーチエリア、ガンチェック、スキーチェック、ミックスゾーン、臨時プレゼンテーションポジション、スタジオ、中継・アナウンスメントポジション、プレゼンテーションプラットフォーム、メダル演壇、メダリスト行進経路、メディアインタビュー／記者会見室
 - － 一般に、カメラ方向の最低垂直照度は 1,000 ルクス以上、ただし背景以上とする。カメラが被写体物体／人物から離れた場所に置かれる場合（記者会見室など）、要求される照度は高くなる（1,400 ルクス以上）。詳細は、OBS によって会場ごとに定義される。
 - － 当該照明は、FOP の照明と同時に使用可能となるべきである。
- 上記エリアの照明要件は、会場の FOP 照明（バックオブハウスエリアを除く）で適切に対応できる場合がある（また対応できれば望ましい）。これに該当しない場合、以下のような追加照明が必要となる。
 - － 照明器具は、特定用途のグレア制御器具、スヌート、ルーバー、バンドアなどを組み込むか、後付けし、FOP の競技エリアのどこからもフラッシュエリアが見えないように、またメインカメラに対して照明器具が「オフ」に写るように、配置／方向設定する。
 - － 照明器具は、何らかの方法で、天井または建物に、もしくは建物から垂下するトラスに固定されるべきである。照明は床置き「照明用スタンド」に載せるべきではない。
 - － 電灯は色温度（Tk）を同一にし、FOP の Tk に一致させるか、色補正し、IEC と製造業者の公差を遵守する。演色性（Ra8）は 90 以上、同じ製造業者、同じ製造バッチのものを使用する。
 - － 低消費電力の電灯が推奨されるべきである。
 - － 蛍光灯（タングステンハロゲン）が使用される場合、減光しないものとし、常に 100% で照明するものとする。
 - － これらのエリアの照明は、事前に計画を策定し、競技会初日以前に修正するものとする。追加の可動性または仮設照明（スタンドなど）を、競技期間中に持ち込んだり使用したりすることはできない。

スポーツプレゼンテーションの照明

スポーツプレゼンテーションの照明は、本文書内で規定するように、テレビ放送の照明に影響を及ぼすべきではない。テレビ放送の照明から一部の特別なスポーツプレゼンテーションの照明への移行が必要になる場合、これらの移行を生中継のスケジュール以外で行うべきであり、中継に影響を及ぼすべきではない。

その他の照明関連の問題

屋内会場

- 「大会のルック」要素が適切に照明されるべきである。
- 装飾的照明は、一般規則として、広域的に使用される場合（ウォッシュ）、または主要飽和光源として使用される場合、光の原色（RGB）を使用しないものとする。



屋外会場

- 日中または夜間、特にフィニッシュラインの上または付近で、FOP に影が差さないようにするべきである。
- 影の問題を軽減するために、屋外の日中の競技の間に照明を当てる必要が生じる場合がある。
- 午後遅くのフィニッシュまたは悪天候の場合、一部の日中の会場で、フィニッシュラインに照明が必要となる場合がある。
- 漏れ光及び妨害光—器具、グレア制御、照準ロジックの選択は、以下に対応するものとする。
- 漏れ光制御—会場内から光を漏らさないべきである。
- 回転角（「フィールドアングル」の上部）の上の鉛直面で、最大強度の 10%での照明の光強度分布は以下とするものとする。
 - 水平面から 10° 下
 - 100,000 cd

照明器具にルーバーまたはその他の強度制御器具を取り付け、漏れ光及び妨害光を制限するべきである。

- 空中の競技以外に、原則として、水平面の上に光線が投影されないように照明器具を設計及び設置するべきである。

放送作業エリア

また、放送コンパウンドとサテライトファームには、安全／防犯／作業灯が必要になる。



BRS 付属書 4 - メディア輸送表

空港－宿泊施設 空港－MPC/IBC (MBC)	開会式の 14 日前から開会式の 3 日後まで。 一部のクルーは上記よりも早く到着する。OCOG は、公共交通機関を利用でき、その情報が早期に到着するメディアに伝えられるようにするべきである。	空港の営業時間に準ずる(予定された間隔)。また出入国情報システム(ADS)を使って RHB から提供される情報に従い増強する。 効率性を高めるために、OCOG は同時に出入国し、近接した宿泊施設に滞在する関係者(最低 20 名)をグループ化し、空港移動のバスを予約する機会を与える。
宿泊施設－MPC/IBC (MBC)	開会式の 14 日前に開始。 閉会式の 3 日後に終了。	24 時間。間隔は変動。夜間、非競技日、日中の時間帯(メディアは朝晩に IBC/MPC 間を移動すると予測される)の、クライアントの需要が低い場合は頻度を減らす。 通常のピーク時間帯の宿泊施設から MPC/IBC までの輸送サービスは、全てのメディア職員が迅速、快適に、また時間通りに移動できるように、十分な輸送能力を確保するべきである。 輸送スケジュールは、現地時間以外の世界時間の放送スケジュールに対する作業シフトを考慮する必要がある。
MPC/IBC (MBC)－選手村	開会式の 14 日前、または選手村開村日に開始。 閉会式の翌日に終了。	毎日 8 時 30 分から 21 時 30 分まで運行。競技期間前は頻度を減らすことができる。
MPC/IBC (MBC)－理事会と IOC 総会	理事会と IOC 総会の期間中に運行。	理事会と IOC 総会の時間帯に沿って運行。要求されない場合もある。OCOG はプレスオペレーション及び OBS と協議するべきである。
MPC/IBC (MBC)－練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに沿って運行。	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の 1 時間前から終了の 1 時間後までサービスを提供。練習中は間隔を減らす。要求に従う。
MPC/IBC (MBC)－競技会場	会場のメディアセンターの開場に合わせて、各会場の競技の開始 4 日前に 100%稼働していなければならない。 各会場へのサービスは、各会場の競技最終日に終了する。 一部の会場は、プレスオペレーションと OBS の要求に基づき、この前に(最大で競技の 7 日前)特別なサービスを要求する場合がある。	競技スケジュールと会場のメディアセンターの業務時間に沿って運行。 ベニューメディアセンターは一般に、競技開始の 3 時間前から終了の 3 時間後まで稼働する。この時間枠は、ニーズに応じて IOC により延長または短縮される。競技の 3 時間前にメディアが会場に到着できるように、輸送サービスが運行される必要がある。 ベニューメディアセンターが競技の終了から 3 時間以上稼働する場合、ベニューメディアセンターが終了し、メディアが会場を後にするまで、輸送サービスを提供しなければならない。 非競技日は時間帯と間隔を減らす。 一部の経路(既存の場合のオリンピックパークシャトルまたは式典スタジアムへの経路)は早期の開始が要求される場合がある。
(状況により)競技会場間	接続される会場の競技に従って運行。	MPC/IBC－競技会場サービス(上記)と同じサービス時間帯。
(状況により)宿泊施設から会場へ直行	接続される会場の競技に従って運行。	MPC/IBC－競技会場サービス(上記)と同じサービス時間帯。



VIL 付属書 1

NOC オフィススペースに関する規定

チームオフィス(チーム規模 1~24 名)

NOC の適正な業務を目的に、OCOG は、以下を含む FF&E を、最低要件として NOC に提供しなければならない。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| - 机と椅子 | - インターネット接続 |
| - テーブルと椅子 4 脚 | - 空調 |
| - 用紙、PET ボトルなどのリサイクルボックス | - ファックス機 |
| - コンピューター 1 台 | - 電気ケトル |
| - プリンター 1 台 | - オフィス消耗品 |
| - 電話オリンピックネットワーク(無料)* | - オリンピックフィード用テレビ |

* オリンピックネットワーク電話は、国際電話、ローカル電話及びインターネット接続の機能を備えていなければならない(利用料金は NOC が負担)。

チームオフィス(チーム規模 25 名以上)

チームオフィス(チーム規模 25 名以上)の FF&E の最低要件は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| - 机と椅子 | - INFO システム |
| - 引き出し 4 つ付きファイリングキャビネット | - 施錠可能なキャビネット |
| - 空調 | - ファックス機 |
| - コートラック | - コピー機 |
| - インターネット接続 | - コンピューター 1 台 |
| - オリンピックフィード用テレビ | - プリンター 1 台 |
| - 用紙、PET ボトルなどのリサイクルボックス | - オフィス消耗品 |
| - 電話オリンピックネットワーク(無料)* | - 電気ケトル |

* オリンピックネットワーク電話は、国際電話、ローカル電話及びインターネット接続の機能を備えていなければならない(利用料金は NOC が負担)。



会議室

会議室は、以下が備わっているべきである。

- － 会議用テーブル 1 脚
- － 折りたたみ椅子 8 脚
- － 黒板またはホワイトボードとマーカーとイ
レイサーセット
- － コートラック
- － 用紙、PET ボトルなどのリサイクルボック
ス
- － 空調

医療スペース

医務室とマッサージ室は、それぞれ以下が備わっているべきである。

医務室	マッサージ室
－ 使い捨て紙コップ	－ 使い捨て紙コップ
－ 小型冷蔵庫／冷凍庫	－ 氷貯蔵庫
－ 空調	－ 空調
－ 6 口以上の電気コンセント	－ 4 口以上の電気コンセント
－ 十分な直接照明(天井)	－ 十分な直接照明(天井)
－ 手洗器(すぐ近くに)	－ 手洗器(すぐ近くに)
－ 枕、毛布及びタオル	－ 枕、毛布及びタオル
－ 使い捨てカバー	－ 使い捨てカバー
－ トロリー	－ トロリー
－ 診察台	－ マッサージ台
－ 可動パーティション	－ 可動パーティション
－ 椅子	－ 椅子
－ 鍵付き薬品キャビネット	－ テープ、絆創膏、包帯などの保管用大 型鍵付き戸棚
－ ごみ箱－通常及びリサイクル用	－ ごみ箱－通常及びリサイクル用
－ 汚物入れ－有害廃棄物用	
－ 使い捨て鋭利物用容器	
－ 引き出し付きデスクー施錠可能	

医療スペースは施錠可能で、プライベートなスペースである必要がある。医療スペースでは、タオル、リネン及び毛布のランドリーサービスと、ハウスキーピングとごみ収集、医療廃棄物と鋭利物の安全な処理が要求される。通常は居住センターと総合診療所で製氷機が使用できなければならない。



MED 付属書 1

IOC 医事委員会 (MC) のオフィススペースに関する規定

オフィスと会議室

OCOG は、オリンピックファミリーホテルと選手村総合診療所で、IOC MC の業務拠点としてのオフィスを提供すべきである。OCOG は、これらのオフィス施設の詳細に関して、IOC 医療・科学部ディレクターと連携するものとする。

- オリンピックファミリーホテルの IOC MC オフィスの概要は、以下のとおりである。
 - － IOC MC 委員長用個室、音声・視覚のプライバシーを保護
 - － IOC 医療・科学部ディレクター用個室、音声・視覚のプライバシーを保護
 - － IOC TUE 申請書審査官用オフィス
 - － ドーピングコントロールフォーム審査官用個室、音声・視覚のプライバシーを保護
 - － OCOG 主席医務官用オフィス
 - － IOC MC 事務局用作業エリア
 - － 15 名を収容できる大きさの会議室
- 選手村総合診療所の IOC MC オフィスの概要は、以下のとおりである。
 - － 外傷・疾病調査チームのオフィスを静かな場所に置く。Wi-Fi と 6 台のワークステーションを含む設備を整え、コンピューターは、医療記録システム、インターネット、プリンター／スキャナーに完全にアクセスできる
 - － 10 名を収容できる大きさの近隣の会議室
 - － 総合診療所の玄関付近に 2 室、チームドクターに見えやすい場所
 - － オフィス兼受付 1 室、電話と Wi-Fi、3 台のワークステーションを完備。ワークステーションのコンピューターは、インターネットとプリンターに完全アクセスしている
 - － 付近に 6 名を収容できる大きさの Wi-Fi とファックスを備えたセキュリティ付き会議室

NOC チームドクター、理学療法士及び IF MC 委員長の会議室

開会式の前日の午後に、NOC チームドクターと理学療法士の会議を開催できるように、会議室を手配すべきである。これは一度しか必要でなく、オリンピック競技大会では約 400 名、オリンピック冬季競技大会では約 200 名、パラリンピック競技大会では約 50 名を収容できる会議スペースが要求される。適切な言語サービスと音響・映像機器が要求される。この会議室は、NOC チームドクターと理学療法士が使いやすいように、選手村内に位置するべきである。

IF MC 委員長は、この会議のために選手村に入場できるように、必要なアクレディテーションが提供される必要がある。



教育プログラムのワークショップ

選手村総合診療所内に位置する会議室で NOC 医療スタッフ向け IOC MC 教育プログラム内のワークショップが毎日予定されるべきである。ワークショップは、30～40 名の座席と実践的な実演のためのエリア(最低 3 台の治療台のための十分なスペースと、適切な通路スペース)が必要となる。

この部屋は、適切な学習環境を提供するために、総合診療所内の静かなエリアに設けるのが望ましい(オープンな空間や通路は不適切)。

PowerPoint プロジェクターとスクリーンが必要となる。近くにオフィス設備が要求される(出席証明書などを印刷するためなど)。詳細は、オリンピックファミリー及び要人サービスに関するオリンピック競技大会ガイドを参照されたい。



FIN 付属書 1

OCOG の保険に関する規定

序論

HCC に従い、OCOG は、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会（テストイベントを含む）の計画策定、組織、資金調達、開催及び開催時放送に関連した全てのリスクに関して、その活動に適用される開催国の法律（雇用者責任保険や雇用慣行賠償責任など）と、以下に記載した要件に準拠するための全ての保険契約を自費で調達し、維持する責任がある。

I. OCOG が調達する主要な保険契約

OCOG は、義務的な保険条件（以下のセクション II を参照）に従い、本セクションで説明する保険契約を調達し、維持するものとする。以下に挙げる内容は完全なものではなく、IOC は OCOG のリスク評価の結果に応じて別の種類の保険契約の調達及び維持を OCOG に要求する権利がある（詳細は HCC 大会マネジメントに関する大会運営要件で説明）。

a) 第三者損害賠償責任保険

1. 一般損害または普通賠償
 - この保険契約は、「発生」ベースまたは「請求」ベースで、OCOG の解散後最低 2 年間、または法律で要求される場合はそれよりも長く引き受けられるものとする。この保険契約は、最低でも、対人賠償、物的損害（リース、レンタルされた、及び／または OCOG の管理下、保護下、支配下に置かれた財産に関するもの）、人身傷害、純粋な財務上の損失、広告賠償責任、施設所有者賠償責任、生産物賠償責任保険、損害調査費、汚染賠償責任、契約責任、独立したコンストラクターの業務の各リスクを補償しなければならない。この保険は、テロ行為についても補償しなければならない。
 - 開始日—OCOG の設立日。
 - 補償範囲—OCOG の設立時 1,000 万米ドル、(i)「請求」ベースの場合、最低 2 億 5000 万米ドルまで、(ii)「発生」ベースの場合、最低 1 億米ドルまで増額する。後者の上限は、最初のテストイベントの開催日までには有効になっているべきである。
2. 生産物賠償責任
 - OCOG のエンブレムまたはその他の OCOG の商標を特別に付帯した商品、または OCOG がライセンス交付または許可した商品の販売に関連して発生する請求を補償する。
 - 開始日—OCOG の商品の販売開始日またはその他の流通開始日以降。
 - 補償範囲—一般損害または普通賠償の範囲に含まれる（上記を参照）。
3. 専門職賠償責任
 - オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の計画策定、組織及び開催における、OCOG の実際のまたは申し立てられた過失行為／不作為に起因する請求の、弁護及び補償に関連した費用に適用される。この保険契約は、サイバー賠償責任も含むべきである。
 - 開始日—OCOG の設立から 6 か月以内。



- 請求あたりの補償範囲と年間総額—当初 2 年間は最低 1,000 万米ドル、(i)「請求」ベースの引受けの場合は最低 1 億米ドル、(ii)「発生」ベースの引受けの場合は最低 3,000 万米ドルまで増額される。後者の補償範囲は、開会式の 4 年前までに有効とされているべきである。

地域の市場に応じて、上記の 3 種類の補償範囲は個別に調達できるが、同じ保険契約のグローバルな引受けも可能である。

また、上記は世界的な地域定義に基づき引き受けられるべきである。

4. 取締役及び役員の賠償 (D&O) 保険
 - OCOG の取締役と役員の行為から生じる請求を補償する。犯罪及び規制調査／裁判から生じる損失または弁護士費用の前払い補償 (返済) として、特定の法人の取締役と役員、または組織に支払われる。
 - 開始日—OCOG の設立から 6 か月以内。
 - 請求あたりの補償範囲—最低 500 万米ドル。
5. 医療過誤賠償責任保険
 - OCOG の全ての医療従事員 (オリンピック及びパラリンピック競技会場と非競技会場及び OCOG 総合診療所のスタッフを含む) の医療行為から生じる請求を、かかる従事員が他の手段 (病院の保険の補償及び／または開催国の医療制度またはプロバイダーによる) で補償されていない場合に補償する。
 - OCOG は地域の保健当局と協力して、指定された病院で働く全てのスタッフが医療過誤賠償責任保険 (病院の保険の補償及び／または開催国の医療制度またはプロバイダーによる) で、確実に補償されるようにしなければならない。
 - 開始日—最初のテストイベントの 3 か月前。
 - 補償範囲—現地の法律と規制に従うが、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の間、いかなる場合も発生あたり及び総計で 2,500 万米ドルを下回らない。

b) 治療及び本国送還保険

- アクレディテーション所持者が本国に戻れるようになるまで、治療を要する全ての負傷と疾病に関連した医療支出を補償する。この保険契約は本国送還を含まなければならない。しかし治療が政府の医療制度によって無償で実施され、このサービスのレベルが IOC により適切であると認めた場合、医療保険は不要となる。このような場合、本国送還は別途補償されなければならない。
- 開始日—最初のテストイベントの 3 か月前。
- 補償範囲—(i) 治療、補償人数が徐々に増加。1 人あたり無制限、年間 750 万米ドル以上、(ii) 本国送還は実費で補償されなければならない。



c) 損害保険

- OCOG によって所有される、リースされたまたはその管理下、保護下もしくは支配下に置かれた、あるいは OCOG が契約により責任を持つ全ての財産の損害を、それに続く収益の財務上の損失を含めて補償する。現地の市場状況に応じて、IOC とその関連会社を一方当事者、OCOG を相手方当事者とする代位権の相互放棄が、保険契約内で述べられなければならない。
- 開始日—OCOG が建物または財産をリース、レンタルまたは購入した直後。
- 補償範囲—当該財産の評価額。

d) 建設オールリスク保険

- 特定の建設プロジェクト(設備とオーバーレイを含む)の OCOG の責任に関連したリスクを補償する。
- 開始日—建設プロジェクトの開始の 1 か月前。
- 補償範囲—税金と手数料を含む建設の評価額。

e) 自動車保険

1. 自動車／モーター損害賠償責任保険
 - その全ライフサイクルの間に OCOG により一般道路または一般道路以外(ゴルフカート、スノーモービル、モーターサイクル、ATV、フォークリフトなど)で使用された、全ての登録及び非登録車両による対人損害及び物的損害の請求を弁護及び補償する。未登録車両は、一般損害または普通賠償保険に含めることもできる。
 - 開始日—OCOG が車両の責任を引き受けた時点。
 - 補償範囲—(i) 運転手と同乗者を含む第三者の賠償責任の発生ごとに 500 万米ドル、(ii) 一般損害／普通賠償保険の優先スケジュールとして、または単独の保険契約として発生ごとに 1,000 万米ドルの超過補償。
2. 水上船損害賠償保険
 - OCOG が所有、レンタル、借用、チャーター、またはリースした水上船の使用から生じた対人及び対物損害の請求を補償する。
 - 開始日—水上船がオリンピック競技大会に利用される最初のテストイベントの 1 か月前。
 - 補償範囲—年間最低総額、発生あたりの 1 件の対人及び対物合計 500 万米ドル。この保険補償は、法律で許容される場合、一般損害／普通賠償保険で包括することができる。
3. 航空機損害賠償保険
 - OCOG が所有、レンタル、借用、チャーター、またはリースした航空機の使用から生じる対人及び物的損害の請求を補償する。保険証書は、ローカル／政府サプライヤーにより排他的に規定及び規制される場合、ドローンの使用を含める。
 - 開始日—遅くとも航空機の使用の 1 日前。
 - 保険契約が航空機のオーナーにより行われている場合、OCOG は、オーナーとの当該の契約に OCOG、IOC、IOC 被支配事業体の償還請求／代位権の放棄が含まれることを確保しなければならない。



- 補償範囲—補償範囲は航空機のサイズに応じるが、年間総額の対人及び物損の 1 件の合計補償は最低 2,500 万米ドルとする。

f) 永久的な障がいを含む個人傷害

- オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会での活動に関連して発生する事故(テロリズムを含む)で、アクレディテーション保有者が死亡または傷害を負う場合の補償を行う。
- 補償範囲—開催国の法律と慣例に従うが、死亡の場合または傷害の割合が 59%を上回る場合は最低 80,000 米ドルとし、傷害の割合が 1%から 59%の範囲であれば同額を按分する。

g) 犯罪、身元信用及び詐欺

- 資産の盗難と強盗または詐欺(犯罪)により生じた損失を補償する。
- 補償範囲—さらされるリスクに応じる。

II. OCOG の保険契約とリスクに適用される条件

本付属書で述べられる全ての保険とリスクに関して、以下の条件が適用されるものとし、OCOG はあらゆる必要な措置を講じて、これらの条件が常に遵守されるようにする責任がある。

a) IOC への通知

- 上記のセクション I で述べた、適用範囲とレベルを含む保険契約は、OCOG と当該の保険会社との間で契約が締結される前に、事前の書面による承認を得るために IOC に提出されるものとする。IOC の承認は、開催都市、開催国 NOC または OCOG が HCC または本付属書内の責任から逃れられる理由とはならないものとする。

b) 保険証明書

- OCOG は、当該の保険契約が結ばれた後、有効な保険契約の英語による証明書(保険証券または保険証明書のコピー)を IOC に提出しなければならない。

c) 代替リスク補償機構

- 上記のセクション I で取り上げた特定の OCOG の保険契約要件は、特に開催国で施行されている医療／公衆衛生システムの場合に、当該の要件が既に規定されていること及び当該のリスクが官民の第三者により補償されていることを、OCOG が IOC の納得を得られるよう証明できる場合、IOC の事前の書面による同意により、全部または一部を放棄することができる。
- OCOG は IOC の事前の書面による同意により、上記のセクション I のパラグラフ f) と g) のリスクを、保険契約以外の他の手段(自己資金など)で補償することを決定できる。このような場合、OCOG は、これらのリスクを補償するために OCOG が直接または代理人を通じて実施する全ての手段及び措置を、IOC に通知しなければならない、IOC の要求があれば、IOC が納得するまでこれらのリスクにさらに対処するために、あらゆる必要な措置を講じなければならない。



d) 控除免責

- 金額及び説明的条件による控除または免責部分を含む保険契約は、IOC の承認を条件とする。さらに、IOC は保険契約ごとに、控除または免責部分の額に等しい保証金を、現金、信用状またはIOCの第三者が許容する保証で支払うことを要求する権利がある。保証が使用される場合、OCOG は保証契約を元の額に即時回復することが要求される。

e) 取消し不可条項

- 保険補償は、取消し不可条項を盛り込まなければならない。OCOG の保険の取決めは、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の運営を実行するために OCOG が設立された当日から施行され、その解散まで効力を有するべきである。何らかの理由で、保険契約が取り消されるまたは補償が制限される場合、可能な限り速やかに IOC に通知するものとする。

f) 保険会社

- 全ての保険契約は、開催国の特定の保険品目を扱うためのライセンス交付、許可、認可及び／または承認された、A.M.Best 格付け(財政能力格付け)が最低でも A-VII の保険会社により引き受けられなければならない。保険契約または引受保険会社の承認を IOC から取得するものとする。

g) 追加被保険者

- OCOG は、上記のセクション I の a) で取り上げた全ての賠償責任保険契約の指名追加被保険者として、最低でも以下の事業体を指定し、維持するものとする。
 - － IOC 及び OBS とその他の全ての IOC 被支配事業体。(HCC で定義される)それぞれの子会社を含む。
 - － 開催国 NOC。
- かかる追加被保険者は全て、相互に第三者と見なされなければならない(交差責任)。

h) 調達の不履行

- OCOG が本文書で要求される保険契約の調達または維持を履行しなかった場合、OCOG は、OCOG の単独の費用と支出で、保険契約を調達する権利またはIOC被支配事業体を通じてもしくは第三者が代理で調達する権利を IOC に与える。OCOG に代わり前記の補償を調達する権利が IOC に与えられても、あるいは OCOG が本文書で要求される保険契約の調達及び維持を遵守しない場合でも、IOC にその調達の義務(法的、金銭的、その他)が課せられないと、当事者間で合意及び理解されている。OCOG に代わり前記の保険契約を調達または維持することを IOC が不履行または拒絶した場合でも、IOC に対する OCOG の補償要件が放棄、縮小または減少されることはない。IOC が OCOG に代わり補償を調達し、発効させる(拘束させる)場合、OCOG は、IOC の保険ブローカーまたは OCOG の保険契約の締結に関連して保険契約を引き受ける保険会社から IOC (または IOC の代理を務める第三者)に請求される全ての保険料、全ての手数料及び費用を IOC に払戻しする責任を負うものとする。



PRT 付属書 2

プロトコール詳細仕様

1. 旗及び国章

全ての旗は、色、デザイン及び向きに関する IOC、NOC、IF が有する仕様に沿って制作される必要がある。旗の素材の品質は、その用途に適したものでなければならない。

オリンピック会場では、プロトコール FA は、掲揚される旗が正しく、IOC プロトコールガイドを反映しているようにする。プロトコール FA は、旗の損傷などの問題も管理する。
各会場について 3 種類の旗セットが使用される。

- プロトコールセット
- 参加 NOC セット
- 表彰式セット

各セットの使用に関連した詳細は、IOC プロトコールガイドに記載されている。

全ての旗は、IOC オフィスの公式の開所からパラリンピック競技大会の終了まで、掲示されるべきである。

旗の比率

オリンピック競技大会の期間中は、旗の標準比として 2:3 (高さ 2×長さ 3、例えば 1.5 m×2.25 m) が適用されてきた。全ての NOC は、オリンピックプロトコールを遵守するために、この比率に同意している。この比率以外の仕様は、IOC に提出して承認を得る必要がある。

オリンピック旗

[オリンピック憲章](#)は、「オリンピック旗は白地で縁なしとする。旗の中央には 5 色のオリンピックシンボルを配置する」と明記している。

オリンピック競技大会の開会式においてスタジアムで提示され、掲揚されるオリンピック旗は、アントワープ大会 (1920 年) において使用された歴史的な旗である。このオリンピック旗は、縁付きで使用可能な唯一の旗である。

オリンピック冬季競技大会の開会式では、インスブルック冬季競技大会 (1964 年) の旗が、スタジアムに持ち込まれ、掲揚される。

上記のオリンピック旗は全て、閉会式の間に、現在の開催都市の市長から次回開催都市の市長に「引き継がれる」。当該オリンピック旗は、オリンピック競技大会の開催都市に預けられているが、IOC の財産であることに変わりはない。



会場での配置と優先順位

正面から見て、旗は左から右に設置されるべきである。競技会場内では、左から右の順序は、オリンピックファミリー用席エリアからフィールドオブプレイを望んだ場合の眺望が適用される。

全ての旗の掲示は、プロトコールセットから始まる。可能な場合は、旗の視界が遮られないような場所において、まず、旗 1 つ分のスペースを空け、続いて左から右にアルファベット順（開催国の言語）に NOC 旗を掲示するべきである。開催国として、開催国の旗は他の一連の参加 NOC 旗の最後に掲揚すべきである。一般に、全ての旗は等間隔に、同じ高さに掲揚されるべきである。

旗の順序を決定する際に使用される名称は、名称に先行する政治体制や属性（例えば共和国）ではなく、その国の実際の名称に従うべきである。

例外については、IOC に照会し、承認を得る。

旗の優先順

- オリンピック旗
- 開催国の国旗
- OCOG/LOC または都市の旗（状況次第）

開会式と閉会式

オリンピック競技大会の開会式における選手の入場行進時の旗の順序：

- ギリシャ国旗
- 開催都市の言語によるアルファベット順で並んだ各国国旗
- 開催国国旗

表彰式

オリンピックメダル種目で同順位の結果となった場合、表彰式の間は同じポールに 2 枚の旗を掲揚してもよい。その場合、旗はアルファベット順に上下に掲揚する。それ以外では、いかなる状況においても、2 枚の旗を同じポールに掲揚してはならない。

オリンピックスタジアムと選手村

- オリンピック旗
- 国連旗
- OCOG 旗
- ギリシャ国旗
- 開催都市の言語によるアルファベット順で並んだ各国国旗
- 開催国国旗



競技会場と練習会場

競技開催期間中は、当該競技の国際競技連盟 (IF) の旗も掲示されるものとする。

- オリンピック旗
- IF 旗
- 開催国国旗
- OCOG 旗

オリンピックファミリーホテル、オリンピックメダルプラザ (冬季競技大会)、MPC、IBC、空港

- オリンピック旗
- 開催国の国旗
- OCOG 旗

全ての競技会場で、その会場での競技の参加資格を得た NOC の旗のみが、プロトコールセットと並べて掲示されるべきである。NOC 旗は練習会場においては掲示されない。

開催国が欧州連合 (EU) に所属している場合、開催国の憲法上、必要であれば EU 旗を追加することも可能。

IOC 関連行事

OCOG は、理事会会議や IOC 総会を含む IOC 関連行事において、IOC 旗を掲示するべきである。

2. 開会式及び閉会式

オリンピックスタジアムにおけるプレジデンシャルボックス

オリンピックスタジアムにおいて開催される開会式と閉会式におけるプレジデンシャルボックスの「席次」は次の通り: IOC 会長、IOC 名誉会長、IOC 副会長、開催国の IOC 委員、IOC 理事、彼らの同伴ゲスト

開会式の式次第

開会式のプロトコール要素は、以下のような順序となる。プロトコール要素の間に芸術的セグメントが分散して実施される。

1. 国家元首及び IOC 会長の入場
2. 国歌演奏
3. 選手入場行進
4. 放鳩
5. OCOG 会長スピーチ
6. IOC 会長スピーチ
7. 大会開会宣言
8. オリンピック旗掲揚及びオリンピック讃歌演奏
9. 選手宣誓
10. 役員宣誓



11. コーチ宣誓
12. オリンピック聖火点火

閉会式の式次第

閉会式のプロトコール要素は、以下のような順序となる。プロトコール要素の間に芸術的セグメントが分散して実施される。

1. 国家元首及び IOC 会長入場
2. 国歌演奏
3. 国旗入場
4. 選手入場行進
5. 表彰式
6. アスリート委員会の新規選出委員紹介及びボランティアの表彰
7. ギリシャ国歌演奏
8. オリンピック旗降納
9. オリンピック旗の引継ぎ式
10. 次回開催国の芸術的セグメント
11. OCOG 会長スピーチ
12. IOC 会長スピーチ
13. オリンピック聖火納火

3. 表彰式

表彰式は、選手にメダルを贈呈するために、各競技の終了後に実施しなければならない。

オリンピック冬季競技大会では、HCC 原則に示されるように、特定の種目において、メダルプラザで選手にメダルが授与されるものとする。

全ての表彰式において、以下のプロトコールに従わなければならない。

1. メダリスト及びプレゼンター入場
2. プレゼンター紹介
3. メダリスト紹介
4. メダルと花束の授与
5. 国旗掲揚と金メダリストの出身国歌演奏
6. 表彰式終了

表彰式にかかる全ての台本と手順書を IOC に提出し、事前に承認を得なければならない。メダルは IOC 委員から授与される。



4. IOC 総会開会式

大会前に開催される IOC 総会の開会式は、通常は IOC プロトコールやイベント・ホスピタリティチームとの協力の下、OCOG プロトコール FA により計画される。セレモニー FA は、当該行事の式典セグメントの計画策定と実施を求められることが多い。

OCOG は、フランス語と英語で作成される招待状のデザインと印刷に責任を負う。

プロトコール旗セットは、ステージ上、可能であれば公式スピーチが行われる演壇の後ろまたは横に置かれるべきである。

掲示される旗は以下のとおりである。

- オリンピック旗
- 開催国国旗
- OCOG 旗

5. IOC 総会

IOC 総会会場は、IOC 理事、名誉会長及び事務総長が、ステージ上に IOC 委員に向かい合って着席するようにレイアウトされるべきである。

IOC 委員は、プロトコール順に着席し、続いて名誉委員と来賓が着座する。IOC 旗は、ステージ上の演壇横に掲示されるべきである。

6. 選手村のチームウェルカムセレモニー

チームウェルカムセレモニーは、オリンピック参加選手とチーム役員を開催都市入りを歓迎するために、選手村の国際ゾーンで開催される。

主な手順は以下のとおりである。

1. 選手村村長による挨拶
2. 当該国の国歌(短縮版、90 秒以内)が演奏される中での国旗掲揚式
3. 短い芸術的プログラム(最長 10～15 分)
4. ギフト贈呈(小さくて象徴的なもの)

チームウェルカムセレモニーは、フランス語及び英語で実施されるべきである。

7. メダル、賞状、ピン、花束

序論

選手に配付されるメダルと賞状は、制作、承認及び配付に関する特別のガイドラインに従うべきである。



個人競技

個人種目の場合、1 位は金メッキを施した銀製メダルと賞状、2 位は銀メダルと賞状、3 位は銅メダルと賞状を授与する。4 位、5 位、6 位、7 位、8 位の競技者も賞状を受領するが、メダルはない。1 位または 2 位または 3 位が同順の場合、各競技者にメダルと賞状を得る資格が与えられる。

チーム競技

チーム競技及び他の競技のチーム種目の場合、優勝チームの各選手には金メッキを施した銀製メダルと賞状が、2 位のチームの各選手には銀メダルと賞状が、3 位チームの各選手には銅メダルと賞状が授与される。IOC 理事会は、オリンピック競技大会の開催前、当該の IF と協議の上、当該オリンピック競技大会中に 1 試合乃至 1 競技も参加していない選手を、入賞チームメンバーにどの程度含めるかについて決定すべきである。4 位、5 位、6 位、7 位、8 位のチームのメンバーは、賞状を受け取る。

オリンピック競技者が失格した場合、そのメダルと賞状は IOC に返還されるべきである。

メダルに関する IOC の著作権

OCOG は、全ての財産権が有効に譲渡されるよう確保するべきであり、自動的に著作権の認定所有者となるべきである。大会開催国の法律により譲渡が書面によってなされる必要がある場合、OCOG は必要な文書を起草し、署名のために IOC に提出するよう義務付けられている。OCOG は大会の終了後、直ちに消滅するため、IOC がかかる著作権の唯一の保有者となる。

メダルの製造要件

サイズ

メダルは最低条件として、直径が 70 mm(最小)～120 mm(最大)、厚さが 3 mm(最小)～10 mm(最大)のサイズにするべきである。

重さ

各メダルの重さは、500～800 グラムの範囲とするべきである。

素材

1 位と 2 位のメダルは、最低 925～1,000 等級の銀とする。1 位のメダルは少なくとも 6 g 以上の純金でメッキ加工を施す。メダルは金、銀、銅と簡単に見分けられるべきである。メダルは、つや消しまたは高度に研磨する方法のどちらを選択するかに関わらず、全て同一の「仕上げ」にするべきである。

金型の形状

原則として、メダルの形状は円形であるべきである。



リボン

各メダルにリボンを付け、選手が首にメダルを掛けられるようにする。リボンは、エンブレムと大会のルック要素で装飾することも可能である。

リボンの制作には、高い品質が確保されるように、またメダルを保持する留め具の構造が補強され、安定するように、特別な注意が払われるべきである。

デザイン

全てのメダルに同じデザインを使用する。メダルのデザインは、OCOG のビジョンとルック要素に沿ったもので、文化的かつ美的な要素を反映するものであると同時に、オリンピックムーブメントの価値を尊重し、表現するものであるべきである。輪郭はシンプルかつすっきりしていて、文字(刻印または浮き彫り)は寸法に適したものとするべきである。

テーマ

各メダルに以下の要素を含むべきである。

オリンピック競技大会

- 表面:
 - パナシナイコスタジアムのニケ
 - 大会の正式名称(回次)オリンピック競技大会
- 裏面:
 - 競技(または必要に応じ、種別)と種目の名称
 - OCOG エンブレム

オリンピック冬季競技大会

- 表面:
 - オリンピックエンブレム
 - 大会の正式名称(回次)オリンピック冬季競技大会
- 裏面:
 - 競技(または必要に応じ、種別)と種目の名称
 - OCOG エンブレム

メダルデザインの制作を開始する前に、メダルに刻印される文言について IOC の承認を得る必要がある。



箱

メダルケースを製造する。そのデザインは、メダルのデザインとの調和を図るべきである。

賞状の作成要件

素材／形状

賞状は、最低でも 4 層仕立ての紙に印刷するべきである。形状は「横長」の形であるべきである。

デザイン

賞状のルックは、OCOG のルック要素に沿ったものであるべきであり、シンプルで読みやすいものとする。

文言

文言は以下の要素を含むべきである。

- － オリンピックシンボルと大会の回次
- － 当該オリンピック競技大会のエンブレム
- － フランス語、英語及び開催国の公式言語（フランス語と英語のいずれでもない場合）
- － 選手の姓、その後に名
- － 選手が所属する NOC の名称
- － 競技、種別及び種目の名称
- － 以下の署名及び肩書：
 - IOC 会長－下部左側
 - OCOG 会長－下部右側
- － 1 位の場合－オリンピックチャンピオン兼金メダリスト
- － 2 位の場合－銀メダリスト
- － 3 位の場合－銅メダリスト
- － 4 位から 8 位の順位は、それぞれ 4 位、5 位、6 位、7 位、8 位と示すべきである。

花束の要件

表彰式の際に、選手に花束が贈呈される。花束の仕様は、IOC と協議の上、決定する。



表紙： © Getty Images/ Paul Gilham; Michael Steele; Al Bello; Michael Regan; Christian Petersen; Scott Heavey; Harry How; Cameron Spencer; Alex Livesey; Hannah Peters; Laurence Griffiths; Jamie Squire; Lintao Zhang; Jeff Gross; IOC/ Jason EVANS; Laurence Griffiths; Alex Livesey; Ezra Shaw; Lintao Zhang; Richard Langdon; Lars Baron; Feng Li; Hannah Peters; Clive Brunskill; Paul Gilham; Ryan Pierse; Laurence Griffiths; Cameron Spencer;
内側： IOC/ John Huet; IOC/ Richard Juilliant; IOC/ John Huet; IOC/ Christopher Furlong; IOC/ John Huet; IOC/ Christopher Furlong

書面による IOC の事前承認を得ていない、本文書内にある写真もしくはその一部分の複写、編集、使用または取扱いを含む、あらゆる無断使用を厳に禁止する。

© 2015 International Olympic Committee – all rights reserved